

独立行政法人 国際協力機構

アジア地域ビジネス環境整備促進のための 法制度情報収集・確認調査

ファイナルレポート

2014年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
株式会社コーエイ総合研究所

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

目次

1. 調査の概要	1-1
1.1. 業務の背景	1-1
1.2. 業務の目的	1-1
1.3. 調査の実施体制	1-1
1.4. 調査のスケジュール	1-2
2. 調査対象国の経済概況	2-1
2.1. 調査対象国のマクロ経済指標	2-1
2.2. 調査対象国の投資動向	2-1
2.3. 調査対象国と日本との関係	2-2
3. 調査対象国の法制度概要	3-1
3.1. 調査対象国の投資規制比較	3-1
3.2. ミャンマーのビジネス法制度概要	3-3
3.2.1. 法制度の概観	3-3
3.2.2. ビジネス関連法令の概要	3-5
3.2.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム	3-17
3.3. カンボジアのビジネス法制度概要	3-18
3.3.1. 法制度の概観	3-18
3.3.2. ビジネス関連法令の概要	3-21
3.3.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム	3-35
3.4. バングラデシュのビジネス法制度概要	3-38
3.4.1. 法制度の概要	3-38
3.4.2. ビジネス関連法規制の概要	3-41
3.4.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム	3-59
4. 調査対象国のビジネス関連法制度に係る課題（ロングリスト）	4-1
4.1. 調査対象国のビジネス環境課題の概観	4-1
4.2. 調査対象国におけるビジネス環境課題ロングリスト	4-2
5. 調査対象国のビジネス環境改善のための優先課題（ショートリスト）	5-1
5.1. 優先課題選定の方法	5-1
5.2. ミャンマーにおける優先課題法制度	5-1
5.3. カンボジアにおける優先課題法制度	5-28
5.4. バングラデシュにおける優先課題法制度	5-45
6. 結論と提言：法制度と運用面の改善提案	6-1
6.1. 結論：対象国の法制度の比較と今後のビジネス関連法制度整備・改善に向けた示唆	6-1

6.1.1.	対象国における法制度の比較	6-1
6.1.2.	対象国における今後の法整備・法制度改善に向けた示唆.....	6-2
6.2.	ミャンマーのビジネス環境改善のための提言	6-3
6.2.1.	概観	6-3
6.2.2.	法制度改善のための提言	6-3
6.2.3.	法制度の運用面での改善のための提言	6-6
6.3.	カンボジアのビジネス環境改善のための提言	6-7
6.3.1.	概観	6-7
6.3.2.	法制度改善のための提言	6-8
6.3.3.	法制度の運用面での改善のための提言	6-9
6.4.	バングラデシュのビジネス環境改善のための提言	6-13
6.4.1.	概観	6-13
6.4.2.	法制度改善のための提言	6-14
6.4.3.	法制度の運用面での改善のための提言	6-15
付属書.....		付-1
1.ミャンマーセミナー概要		付-1
2.カンボジアセミナー概要		付-2
3.バングラデシュセミナー概要		付-6
4.本邦セミナー概要		付-8
参考資料.....		参-1
1.ミャンマービジネス関連法令リスト		参-1
2.カンボジアビジネス関連法令リスト		参-4
3.バングラデシュビジネス関連法令リスト		参-9

図表目次

表 1-1	調査団の構成.....	1-2
表 2-1	調査対象国のマクロ経済指標の比較 (2012年)	2-1
表 2-2	調査対象国と日本との関係 (単位：百万ドル).....	2-2
表 3-1	調査対象国の投資規制比較.....	3-1
表 3-2	ミャンマーの主要なビジネス法令	3-5
表 3-3	貿易に関する法令の概略.....	3-14
表 3-4	カンボジアにおける法規序列.....	3-18
表 3-5	ビジネス環境に関連した法令.....	3-21
表 3-6	カンボジアでの事業形態とその手続き	3-26
表 3-7	カンボジアの税制の現状.....	3-27

表 3-8	カンボジアにおける会計・監査基準.....	3-29
表 3-9	カンボジアの司法セクターに関連するプロジェクト.....	3-35
表 3-10	司法改革に関する JICA の調査/プロジェクト一覧.....	3-36
表 3-11	ビジネス関連法および規則.....	3-42
表 3-12	禁止業種と制限業種.....	3-43
表 3-13	投資奨励・促進機関.....	3-45
表 3-14	BOI による主な投資優遇措置.....	3-45
表 3-15	BEPZA による主な投資優遇措置.....	3-46
表 3-16	企業の分類.....	3-48
表 3-17	支店もしくは駐在員事務所の設立手続き.....	3-50
表 3-18	会社の分類に応じた法人所得税の適用税率（評価年：2012～2013 年）.....	3-51
表 3-19	個人所得税の適用税率（評価年：2012～2013 年）.....	3-51
表 3-20	インフラに関する主な政策（BOI からのリストを抽出）.....	3-58
表 3-21	マルチドナーによる進行中の主な民間セクター開発プロジェクト.....	3-60
表 4-1	調査対象 3 カ国の中期的な海外展開有望国ランキングの推移.....	4-1
表 4-2	調査対象国のビジネスの容易度のランキング比較（2013 年）.....	4-1
表 4-3	調査対象国におけるロングリスト課題.....	4-2
表 5.1	ミャンマーにおける優先課題のショートリスト.....	5-1
表 5.2	ミャンマー投資委員会通達 Notification No.1/2013 における建設業.....	5-4
表 5.3	各国の法人税率一覧（2013）.....	5-12
表 5.4	各国のキャピタルゲイン課税一覧（2013）.....	5-12
表 5.5	各国の商業税率一覧.....	5-17
表 5.6	MIC 企業の外国送金にかかる手続概要.....	5-19
表 5.7	配当金等の海外送金に係る規定の各国比較.....	5-21
表 5.8	ASEAN 各国の輸出入規制の方法比較.....	5-22
表 5.9	ミャンマーにおける保税倉庫と免税店の概要.....	5-24
表 5.10	日本の保税地域の種類と機能.....	5-25
表 5.11	特定 JV 制度の各国比較.....	5-27
表 5.12	日本における特定 JV 制度の事例.....	5-28
表 5-13	カンボジアにおける優先課題のショートリスト.....	5-28
表 5-14	カンボジアにおける税務調査の概要.....	5-35
表 5-15	還付加算金の起算日一覧表.....	5-38
表 5-16	日本の関税に関する事前教示制度.....	5-42
表 5-17	カンボジアと日本の通関業・通関業人材に係る法令比較.....	5-44
表 5-18	バングラデシュにおける優先課題のショートリスト.....	5-45
表 5-19	タイ・フィリピン・ベトナムにおける VAT 課税方法比較.....	5-57

表 5-20	送金規制に係る他国（インド、タイ、マレーシア）の現状.....	5-60
表 5-21	ASEAN 各国の保税制度における輸出比率条件比較.....	5-62
表 5-22	ASEAN 各国の PPP 制度比較.....	5-67
図 1-1	調査の実施体制図.....	1-1
図 1-2	調査全体のスケジュール.....	1-2
図 2-1	ミャンマー・カンボジア・バングラデシュへの F D I 流入額推移.....	2-1
図 3-1	MIC 認可の申請手続き.....	3-10
図 3-2	営業許可並びに会社登記の申請手続き.....	3-10
図 3-3	立法過程.....	3-19
図 3-4	裁判制度の仕組み.....	3-20
図 3-5	QIP 申請手続き.....	3-24
図 3-6	議会立法手続き.....	3-40
図 3-7	会社設立の手続き（非公開株式会社の場合）.....	3-49
図 5-1	外国法人の支店における法人税率.....	5-14
図 5-2	申告納税制度導入のための課題と対応策.....	5-16
図 5-3	税務登録に関する課題の構造.....	5-32
図 5-4	日本における税の事前教示制度の概念図.....	5-34
図 5-5	還付加算金の計算式.....	5-39
図 5-6	土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違に関する課題の構造.....	5-40
図 6-1	対象国の法制度整備状況概念比較.....	6-1
図 6-2	インドネシアの外国投資認可のフロー.....	6-4
図 6-3	ミャンマーの外資認可の現状と改善案のイメージ.....	6-5
図 6-4	共通の解釈を促す明確なルールの設定.....	6-10
図 6-5	包括的且つ継続的な情報・コンサルテーションサービスの確立.....	6-11
図 6-6	共通の法令解釈を投資企業に提供するための省庁間の協力・調整機能の強化.....	6-11
図 6-7	カンボジアにおける法制度改善の方向性.....	6-12
図 6-8	DFI 促進のための改革の方向性.....	6-14
図 6-9	ビジネス制度改善に向けた BOI の機能強化.....	6-16

略語集

(3 カ国に共通の略語)

ADB	Asian Development Bank
ASEAN	Association of South - East Asian Nations
CIDA	Canadian International Development Agency
DFID	UK Department for International Development
EIA	Environmental Impact Assessment
EPZ	Export Processing Zones
FDI	Foreign Direct Investment
IFC	International Finance Corporation
IMF	International Monetary Fund
JCIAD	Japan Commerce & Industry Association in Dhaka
JETRO	Japan External Trade Organization
JICA	Japan International Cooperation Agency
L/C	Letter of Credit
PPP	Public-Private Partnerships
SEZ	Special Economic Zone
USAID	United States Agency for International Development,
VAT	Value Added Tax
WTO	World Trade Organization

(ミャンマー)

ACCP	the ASEAN Committee on Consumer Protection
ACMECS	Ayeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy
AILP	ASEAN Import Licensing Procedure
BIMSTEC	Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation
CMP	Cutting, Making and Packing
CPA	Certified Public Accountants
CRO	Companies Registration Office
DICA	Directorate of Investment and Company Administration
ERA	Electricity Regulatory Authority
FDA	Food and Drug Administration
FIL	Foreign Investment Law
FRC	Foreign Registration Certificates
GMS	Greater Mekong Sub-region
IFRS	International Financial Reporting Standards
MFRS	Myanmar Financial Reporting Standards
MIC	Myanmar Investment Commission
MOC	Ministry of Commerce
MOEP	Ministry of Electric Power
MRA	ASEAN Mutual Recognition Arrangement
NCDP	National Comprehensive Development Plan
SC.	Supreme Court of the Union
SMEs	Small and Medium Enterprises
SPDC	State Peace and Development Council
UAGO	Union Attorney General's Office
UMFCCI	Chambers and Commerce Industry
WIPO	World Intellectual Property Organization
YSE	Yangon Stock Exchange

(カンボジア)

AEC	ASEAN Economic Community
AFA	the ASEAN Federation of Accountants
ASEAN	Association of South East Asian Nations
ASYCUDA	Automated System for Customs Data
BLT	Build-Lease-Transfer
BOO	Build-Own-Operate
BOOT	Build-Own-Operate-Transfer
BOT	Build-Own-Transfer
CAMS	Cambodia Airport Management Services Ltd.
CAS	Cambodian Accounting Standards
CBTA	Cross Border Transportation Agreement
CC	Civil Code
CCJAP	Cambodia Community Justice Assistance Partnership
CCP	Code of Civil Procedure
CDC	Council for the Development of Cambodia
CFRS	Financial Reporting Standards
CIB	Cambodia Investment Board
COO	Certificate of Origin
CRC	Conditional Registration Certificate
CSA	Cambodian Standards of Auditing
CSEZB	Cambodia Special Economic Zone Board
CSX	Cambodia Securities Exchange
CTS	Certificate of Tax Situation
DGIR	Director General Inland Revenue Board Malaysia
EAC	Electricity Authority of Cambodia
EBA	Everything-But-Arms Initiative
ECCC	the Extraordinary Chambers of the Courts of Cambodia
EDC	Electricite Du Cambodge
FDI	Foreign Director Investment
FRC	Final Registration Certificate

FSDS	Financial Sector Development Strategy
FSP	Financial Sector Program
G-PSF	Cambodia's Government-Private Sector Forum
GANT	General Act of National Taxes
GDA	General Department of Agriculture
GDCE	General Department of Customs and Excise
GDP	Gross Domestic Product
GDT	General Department of Taxation
GSP	Generalized System of Preferences
ICT	Information and Communication Technology
IPP	Independent Power Producers
IPR	Intellectual Property Right
IRBM	Inland Revenue Board Malaysia
KICPAA	Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors
KRX	Korea Exchange
LDC	Least Developed Country
LEPNRM	Law on Environment Protection and Natural Resource Management
MEF	Ministry of Economy and Finance
MFN	Most Favored Nation
MIME	Ministry of Industry, Mining and Energy
MLMUPC	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction
MLVT	Ministry of Labor and Vocational Training
MOC	Ministry of Commerce
MOE	Ministry of Environment
MOP	Ministry of Planning
MOP	Ministry of Planning
MPTC	Ministry of Posts and Telecommunications
NAC	National Accounting Council
NPRD	National Programme to Rehabilitate and Develop Cambodia
NSDP	National Strategic Development Plan
NSDP	National Strategic Development Plan

ODA	Official Development Assistance
PMIS	Provincial-Municipal Investment Sub-Committee
PPIA	Phnom Penh International Airport
PPP	Public Private Partnership
QIP	Qualified Investment Project
REE	Rural Electricity Enterprises
RGC	Royal Government of Cambodia
SAD	Single Administrative Document
SCA	Société Concessionnaire des 1 ^{er} Aéroports
SEC	Stock Exchange Committee
SEDP-I	The First Five-year Socio-Economic Development Plan
SEDP-II	The 2nd Five-year Socio-Economic Development Plan
SMEs	Small and Medium Enterprises
SRIA	Siem Reap International Airport
SSCA	State Secretariat of Civil Aviation
TRC	Telecommunication Regulator of Cambodia
UNDP	United Nations Development Programme

(バングラデシュ)

AD	Authorized Dealer
ASYCUDA	Automated Systems for Customs Data
BDS	Business Development Service
BEPZA	Bangladesh Export Processing Zones Authority
BEST	Better Work and Standard Programme
BEZA	Bangladesh Economic Zones Authority
BGMEA	Bangladesh Garment Manufacturers & Exporters Association
BICF	Bangladesh Investment Climate Fund
BITs	Bilateral Investment Treaties
BNP	Bangladesh Nationalist Party
BOI	Board of Investment
BSCIC	Bangladesh Small Cottage and Industry Corporation
BUILD	Business Initiative Leading Development
CBC	the Customs Bond Commissionerate
CCEA	Cabinet Committee on Economic Affairs
CCI&E	Chief Controller of Imports and Exports
CIF	Cost, Insurance and Freight
CPTU	Central Procurement Technical Unit
DCCI	Dhaka Chamber of Commerce and Industry
DOE	Department of Environment
ECA	Environment Conservation Act
ECC	Environmental Clearance Certificate
E-VISA	Employment VISA
EPB	Export Promotion Bureau
ERC	Export Registration Certificate
ETP	Effluent Treatment Plant
FBCCI	Federation of Bangladesh Chambers of Commerce and Industry
GOB	Government of Bangladesh
GSP	Generalized System of Preferences
IDCOL	Infrastructure Development Company Limited

IPO	Initial Public Offering
IRC	Import Registration Certificate
MCCI	Metropolitan Chamber of Commerce and Industry
MOHA	Ministry of Home Affairs
MOLJP	Ministry of Law, Justice, Parliamentary Affairs
NBR	National Board of Revenue
NFCD	Non-resident Foreign Currency Deposit
NITA	Non-Resident Investor' s Account
NRTA	Non-Resident Taka Account
PPD	Public Private Dialogue
PPPAC	Public-Private Partnership Advisory Council
PI-VISA	Private Investment VISA
PSDSP	Private Sector Development Support Project
PSI	Pre-Shipment Inspection
RJSC&F	Registrar of Joint Stock Companies and Firms
SEDF	South Asia Enterprise Development Facility
SMEF	Small and Medium Enterprise Foundation
TIN	Tax Identification Number
TVET	Technical and Vocational Education and Training
UCPDC	Uniform Customs and Practice for Documentary Credits
UD	Utilization Declaration

1. 調査の概要

1. 調査の概要

1.1. 業務の背景

近年、持続的な経済発展や民主化による政治的な安定を受けて、ミャンマー、バングラデシュ、カンボジアの3カ国については、ベトナムやインドネシアより更に安価な労働力を提供でき、長期に亘って市場発展が見込める国として、日系企業をはじめとする海外投資家の関心が高まっている。

しかしながら、上記3カ国においては、ビジネス関連の法制度が未整備、またはその運用が不透明でビジネスの時間・コストが予見できないとの多くの指摘がなされており、ビジネス環境をルール面から支える法令及び法制度を整備することが、喫緊の課題となっている。

JICAの法整備支援においては、これまで主に基礎法や司法制度改革の分野で、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、法学研究者等と連携して、相手国の法律関係者の能力向上も含めた長期的な取り組みを行ってきたが、従来のJICAの法整備支援では、比較的短期的な対応が求められる個別の法制度の改善については十分に対処できていなかったのが現状で、また、今後は官民連携によるJICAの法整備支援体制の強化を図ることも併せて求められている。

1.2. 業務の目的

本調査は、上記の背景を踏まえ、以下を目的として当該調査対象3カ国の経済関連法制度に関連したビジネス環境整備に資する情報を収集・調査・分析し、課題を整理する。

- ① 比較的短期的な課題については、具体的な改善提案を取り纏めて相手国関係機関に提言を行うことで、当該国において企業が直面する法制度上の課題の解決を促進し、当該国におけるビジネス環境整備を支援すること。
- ② 中長期的な課題については、将来のJICAの案件形成の検討に資すること。
- ③ 本調査を通じて収集した情報を広く本邦の民間セクターや経済団体に共有することを通じて、日本企業の当該調査対象国等の新興国への海外進出促進の支援をすること。

1.3. 調査の実施体制

本調査の実施体制図は以下の通りである。調査対象国の政府・民間セクター並びに日系企業などが主な利害関係者となっており、各国の提携法律事務所からの支援体制を構築している。¹

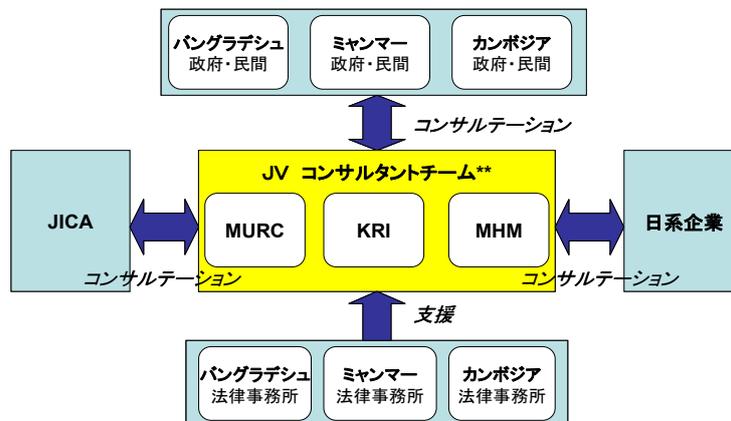


図 1-1 調査の実施体制図

¹ MURC: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株); KRI: (株)コエ総合研究所; MHM: 森・濱田松本法律事務所

本調査の団員構成は以下の通りであり、MURCとKRIとの共同企業体が実施の主体となっている。

表 1-1 調査団の構成

No	担当	氏名	所属
1	総括	亀山 卓二	MURC
2	副総括／ビジネス環境整備 (調査分析 2)	森永 昭彦	KRI
3	ビジネス環境整備 (調査・ 分析 1/法制度アドバイザー)	松井 洋一	KRI
4	ビジネス環境整備 (調査・分析 3)	多田 宗則	KRI
5	ビジネス環境整備 (調査・分析 4)	島村 真澄	MURC
6	ビジネス環境整備 (調査・分析 5)	伊佐 紫	MURC
7	法制度分析取り纏め	武川 丈士	KRI (MHM)
8	法制度分析 1	小松 岳志	KRI (MHM)
9	法制度分析 2	眞鍋 佳奈	KRI (MHM)
10	法制度分析 3	関口 健一	KRI (MHM)
11	業務調整/セミナー 実施 監理 1	下越 志延	KRI
12	業務調整/セミナー 実施 監理 2	近藤 碧	MURC

1.4. 調査のスケジュール

本調査は下記の図に示されるように3つのフェーズに分かれて実施された。

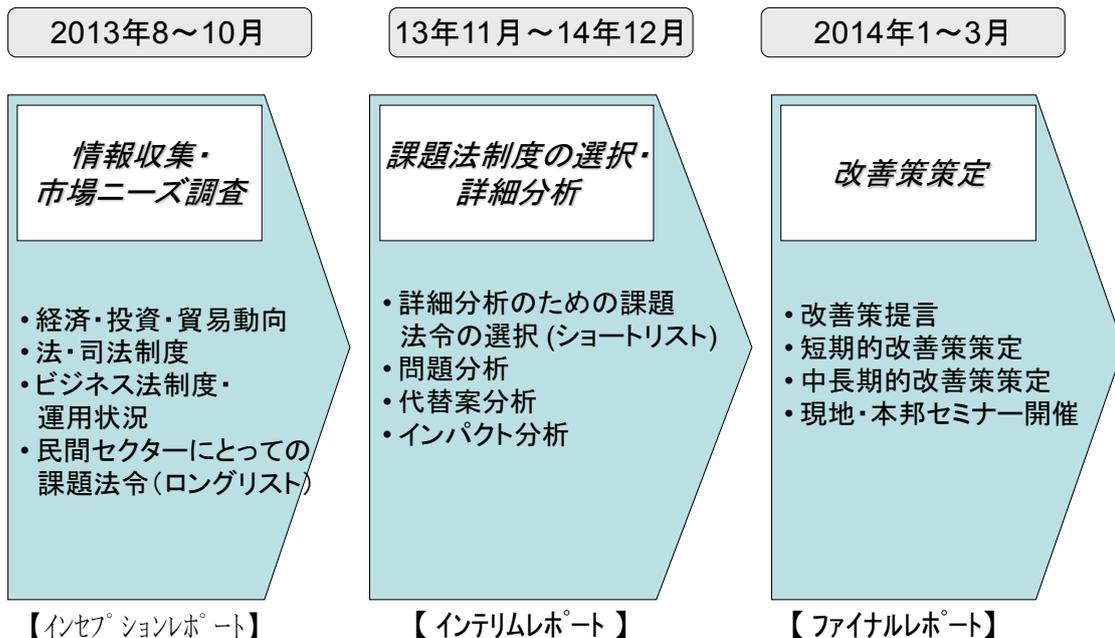


図 1-2 調査全体のスケジュール

2. 調査対象国の経済概況

2. 調査対象国の経済概況

2.1. 調査対象国のマクロ経済指標

調査対象3カ国の主なマクロ経済指標を比較すると、人口規模とGDPが最も大きいのがバングラデシュで、続いてミャンマー、カンボジアの順であるが、一人当たりGDPはその逆となっている。近年3カ国の経済は好調な輸出に牽引され6%以上の安定的な成長を遂げているが、とりわけカンボジアは、2011年以降7%以上の高い成長を達成している。

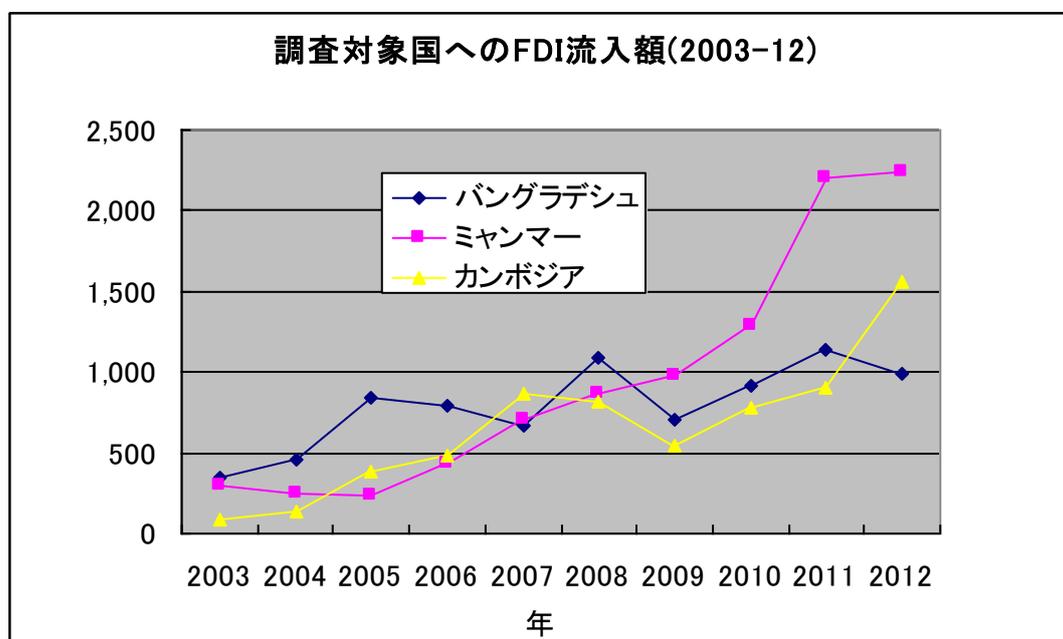
表 2-1 調査対象国のマクロ経済指標の比較 (2012年)

	人口 (百万人)	GDP (USD10 億)	GDP成 長率 (%)	一人当り GDP(USD)	FDI流入額 (USD10億)	輸入 (GDP の%)	輸出 (GDP の%)	経常収支 (GDP の%)
ミャンマー	63.7	55.27	6.36	868.1	2,243	17.33	4.88	-4.44
カンボジア	15.3	14.12	7.30	925.5	1,557	8.13	26.01	-11.00
バングラデシュ	154.3	122.98	6.13	797.2	990	6.65	9.94	0.67

出所： IMF, World Economic Outlook (2013)及び UNCTAD, World Investment Report (2013)

2.2. 調査対象国の投資動向

調査対象3カ国のFDI流入額は過去10年間右肩上がりでも拡大している。とりわけ、過去3年間におけるミャンマーへのFDIは資源・インフラ関連を中心に大きく増加している。



注)：単位はUSD百万

出所： UNCTAD, World Investment Report (2013)

図 2-1 ミャンマー・カンボジア・バングラデシュへのFDI流入額推移

2.3. 調査対象国と日本との関係

調査対象 3 カ国はいずれも低所得国であり労働コストがアジアの中でも最も安価なレベルであることから日本からの投資も衣類・履物など労働集約型製造業の投資が中心であるが、近年潜在的な国内市場への参入を目指して、二輪車・食品・化粧品・日用品・ショッピングセンター等の投資も拡大しつつある。また、貿易に関しては、何れの国に対しても日本からは、中古乗用車・トラック等の輸送機器、機械類・鉄鋼等の資本財・中間財を輸出し、繊維二次製品・衣類・履物・魚介類などを輸入している関係となっている。

表 2-2 調査対象国と日本との関係 (単位：百万ドル)

	日本からの投資額注 1)	日本企業登録(社)注 2)	日本の輸出額	日本の輸入額	日本の主な輸出品	日本の主な輸入品
ミャンマー	273.4 注 3)	111 (2013/9)	1,259 (2012)	673 (2012)	・ 輸送機器 ・ 建設機械	・ 繊維二次製品 ・ 履物 ・ 魚介類
カンボジア	311.7 注 4)	96 (2012/9)	205 (2011)	309 (2011)	・ 一般機械 ・ 輸送機器	・ 衣類 ・ 履物
バングラデシュ	230.7 注 5)	155 (2013/2)	985 (2012)	721 (2012)	・ 鉄鋼 ・ 一般機械 ・ 輸送機器 ・ 電気機器	・ 衣類 ・ 履物 ・ 織物・繊維 ・ 魚介類

注 1) 日本からの投資額は認可ベースの金額

注 2) 各国とも日本人商工会登録社数。

注 3) 1988～2013 年 7 月累計

注 4) QIP 承諾ベース。1994 年～2011 年累計。

注 5) 2012 年 6 月末のストックベース。

出所：JETRO 及びバングラデシュ中央銀行

3. 調査対象国の法制度概要

3. 調査対象国の法制度概要

3.1. 調査対象国の投資規制比較

下表に示すように、3 カ国における外資規制は各々の業種で若干異なる。例えば、製造業は各国とも原則 100%外資出資を認めているが、カンボジアでは投資優遇措置を求める場合には最低投資額(カンボジア)の制限が課せられ、バングラデシュでは登記申請の違いがある。またミャンマーでは限定的ではあるが、製造業において外国投資が禁止されている分野や現地資本との合弁を要求される分野、環境アセスメントを求められる分野が存在する他、分野別の出資条件が規則としてある。

表 3-1 調査対象国の投資規制比較

業種	ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
製造業	<p>原則、外資 100%出資が可能であるが、実際には政府によるケースバイケースの投資判断が下される例が散見される。2013 年 1 月末に外資法細則(以下、細則)で示された分野に該当する場合、外国投資が禁止又は制限される分野がある一方、現地企業との合併や特別な条件のもと投資が許可される分野もある。これらの投資に関しては、細則に定められる条件(監督省庁の見解や出資比率等)を満たす必要がある。</p>	<p>製造業であれば、一部の業種や国家の利益・環境に与える案件を除き、原則として全ての業種において 100%外資の出資が可能である。ほぼ全ての業種は、投資適格プロジェクト(QIP)の対象となるが、最低投資額の条件(業種により 10 万～100 万ドル)を満たす必要がある。また、5,000 万ドルを超える投資案件については、カンボジア開発評議会(CDC)を通じ、閣僚評議会(Council of Ministers)の認可を受ける必要がある。</p>	<p>原則、外資 100%出資が可能。生産拠点として進出する場合は、輸出加工区(EPZ)に進出するか否かで手続きが異なる。商業登記所(RJSC & F)で法人登記を行った上で、EPZ 内の場合は、バングラデシュ輸出加工区省(BEPZA)、それ以外はバングラデシュ投資庁(BOI)で手続きを行う。</p> <p>なお、縫製業については、保税加工必要書類(UD)の発行権限が民間団体である BGMEA に付与されており、外国投資家には UD 取得に係る運用面での実質的な参入障壁がある。</p>
卸売業	<p>細則において、卸売分野への外資参入は「商業省見解」に従うことにより可能であることが明記されている。しかし、「商業省見解」に関する具体的な記述はなく、2013 年 11 月時点では、DICA による「トレーディング」にかかる営業許可が発行されず、外国企業は商品の輸入、国内販売に直接従事することは運用上認められていない。従って、ミャンマーにて国内販売を検討する場合は、現地の輸入販売店・代理店と契約する必要がある。</p>	<p>外資 100%出資が可能。商業省に登録した企業(カンボジア企業、外国企業とも)は自由に貿易業務を行うことが可能。商業、輸出入、卸売業、小売業などへの投資は優遇措置の適用対象とならないことが規定されているため、税制上の恩典はない。支店形態の場合も現地法人と同様に卸売業に従事することが可能である。</p>	<p>外国企業による卸売・小売業参入を禁止する明文規定はなく、手続き上は輸入・販売拠点を自ら設置し、会社設立後に輸入登録証を取得すれば可能である。しかし、外資 100%での現地法人設立による輸入・販売にあたっては現地雇用を生むかという点が重視されるため、販売活動のみで余りローカルスタッフを必要としない場合は、様々な許認可を取得する際に問題になることも想定される。この場合、将来的な現地製造、一定規模の人材雇用を前提にした法人登記により外資でも許認可を得られる事例もある。</p>

業種	ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
小売業	<p>細則に従い、一定の条件（「2015年以降」「投資額300万ドル以上」など）を満たせば、外国企業の小売業参入が可能になったものと理解される。ただし、細則における条項が複数に分かれているため、案件ごとに投資企業管理局（DICA）へ確認が必要となる。また、「小規模小売業（詳細不明）」「ミャンマー企業の既存店舗から近接した場所」への参入は認められないことが明記されている。なお、小売業を行う場合も、DICAによる「トレーディング」にかかる営業許可が発行されず、外国企業が直接、商品の輸入・国内販売に従事することは認められない（2013年11月時点）。</p>	<p>卸売業と同様。</p>	<p>卸売業と同様。</p>
運輸業	<p>ASEANとの経済統合の中で、ASEAN域内企業の投資には2013年までに合併で70%までの出資比率を認めることになっており、実態上、既に運用が始まっている。ASEAN域外企業にも同様の基準が適用されるとみられるが、細則の規制に該当するとみられるため、内陸水運・船舶、鉄道、航空輸送など、所管する運輸省、鉄道省と事前協議が必要である。なお、合弁相手はミャンマー国際フレート・フォアダー協会（MIFFI）など所属の現地企業となる。</p>	<p>外資100%出資が可能。水路、陸路、空路による運輸サービス（鉄道は除く）への投資は、優遇措置の適用対象にならないことが規定されている。なお、運輸業に従事する事業者は、公共事業運輸省より「貨物および旅客輸送事業に関するライセンス」を取得する必要がある。</p>	<p>バングラデシュ企業との合弁であれば認められる。外資49%まで出資上限となっている。</p> <p>注）現在、この分野は、投資差し止め対象のサービス業の1つとなっているので、注意。具体的には、独資企業（100%外資）および合弁企業の登記、ライセンス、許認可、就労許可書を差し止める高裁判決が2012年9月に出ており、同判決は本件に係る最終判決が出るまで有効である。（現状、新規設立企業分について有効。）</p>
建設業	<p>細則によると、橋梁・道路等のインフラ建設への参入は現地企業との合弁を条件に許可される。また、建物のデザイン、工場の建設は建設省の推薦が必要と規定される。しかし、同規定に定められるこれら要件の詳細は不明瞭である。現在、外国企業はMIC許可の下、建設業に参入している例はなく、会社法のもとDICAによる営業許可を得てエンジニアリング・サービス形態にて参入している。</p>	<p>外資100%出資が可能。一定規模以上の不動産開発などを伴うプロジェクトの場合には投資適格プロジェクト（QIP）の対象となる。しかし、BOT（建設・所有・譲渡）/BOO（建設・所有・運営）/BOOT（建設・所有・運営・譲渡）契約などに基づくインフラプロジェクトの場合、閣僚評議会の認可を受ける必要がある。なお、建設会社・業者は国土整備・都市化・建設省の監督下にあり、同省から「建設事業運営許可証」（3年ごとに更新）を取得する必要がある。</p>	<p>規制業種にあたる大規模インフラ、港湾建設などに関連してはいなければ、特段の規制を受けることはない。ただし、現状で外資系の建設業の関与は、一部の援助プロジェクトや公共工事に限定されており、日系企業でも現地法人としての進出事例はない。当地ではプロジェクトオフィスでの形態が存在しないため、援助プロジェクトや公共工事を国際入札で受注し、支店を当地で設立し、現地の必要経費を海外から送金する形で運営するのがこれまでの事例となっている。</p>

業種	ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
金融・ 保険業	外国企業は合弁も含め認められていない(2013年11月時点)。ただし、駐在員事務所は開設することができる。	外資100%出資が可能。「銀行・金融機関・保険会社などの通貨・金融サービス」は優遇措置の適用対象にならないことが規定されているため、いずれにも税制上の特典はない。なお、銀行には業態に応じた厳格な最低資本金規制が定められている。	金融業は政府からの特別許可を必要とする。また、下記の通り、資本金の最低額が設定されている。 銀行:20億タカ、一般保険:4億タカ、生命保険:3億タカ、その他特殊保険:1500万タカ上記以外の金融機関:10億タカ

出所:アジア新興国のビジネス環境比較(JETRO、2013)及び各種データ・インタビューによりJICA調査団が作成

3.2. ミャンマーのビジネス法制度概要

3.2.1. 法制度の概観

ミャンマーの法制度の基本は、ミャンマーが植民地であった時代の英国法(カモン・ロー)であり、かつ英領インドの一部であったことから、英国法の影響を受けたインド法の影響を受けているという特徴がある。現在でも、1841年から1954年にかけて主としてイギリス統治下で制定された法律を収めた「ビルマ法典」(全13巻)の相当部分が主要な法源として通用している。王国時代から受け継がれてきたミャンマー固有の慣習法も存在する。また、社会主義政権時代には、社会主義式の様々な行政命令等が発出されたが、この時代の立法は現在ではあまり適用されていないといわれている。但し、ミャンマーにおける1962年軍政以降の司法の独立性の欠如がカモン・ローの運用に大きな障害となっている。

ミャンマーが市場経済に回帰するようになった1988年以降、国有経済企業法(1989年)、外国投資法(1988年)、ミャンマー市民投資法(1994年)が相次いで制定された。これらの法律は同国が外資の導入により経済発展を行う上で重要な役割を果たしている。1990年代になると欧米諸国からの経済制裁の打撃を受けたミャンマーは地域経済統合の動きに歩調を合わせて、1997年にASEANのメンバーの一員となった。同じ頃1995年にはWTOのメンバーにもなり、国際的な投資・貿易の枠組みの中に参加することで同国の法制度も大きく変化してきた。

現在ミャンマー政府は、2015年のASEAN経済共同体への参加に向けて貿易・投資自由化に対応する経済法制度の確立を急ぐべく、外国投資法・会社法・著作権法を始め重要法案の制定・改正の準備を急ピッチで行っている。

(1) 法制度の階層

現在のミャンマーにおける法令の階層は以下のとおりである。

憲法

憲法はミャンマーにおける最高位に位置する法である。2008年に公布された憲法は、i) 大統領、ii) 国会、iii) 裁判所の三権分立を保障している。司法の独立を謳った裁判法(2000年)は上記の憲法により保障されているが、実態として行政による司法のコントロールが行われているために十分に機能していない。

条約・協定

- ・ 関係省庁の長は法令により権限を与えられている場合は、当該条約・協定署名を行うことができ、大統領のや議会の批准は必要とされていない。
- ・ 上記以外の場合は、国民議会及び人民議会の承認の後、大統領が署名し、批准するが、その後当該国際条約・協定は法となり、裁判所の判決のベースとなる。
- ・ また、国営企業に対する外国からのグラントやローンは国会の承認を得る必要がある(2013年予算法)

法律

法律は行政府により起草されるものと立法府により起草されるものに分類され、どちらも議会の承認を得ることが義務付けられている。

命令

命令は憲法上の権力を執行するために大統領によって発布される。

大臣令

大臣令は、法令上の権限を行使するために行政府のメンバーによって公布される。

決定

独立した決定は、大統領、大臣、地域・州政府の首相によって各々の法令上の権限を行使するために使用される。

回状

一般的に、回状は、行政府の長である大統領または大臣によって、当該法令による施策を説明・明確化したり指示を与えるために発出される。

地方／州の条例

地方／州の条例は、地方／州の首相によって公布されるが、当該地域の地理的な範囲の中のみで有効である。

(2) 立法制度

<行政府が法律を起草する場合のフロー>

- ① 関係省庁によって法律が起草される
- ② 審議のために司法長官府へ提出
- ③ 大統領府へ提出
- ④ 内閣審議会へ提出
- ⑤ 人民議会へ提出
- ⑥ 人民議会で審議
- ⑦ 人民議会の法委員会で審議
- ⑧ 人民議会で投票
- ⑨ 国民議会へ提出
- ⑩ 国民議会での審議
- ⑪ 国民議会の法委員会で審議
- ⑫ 国民議会で投票

⑬ 大統領府へ提出され大統領による署名

(備考)

*上記①～③のプロセスについては、法律のドラフトに対するコメントや反対意見がなく
なるまで繰り返される。

*法律のドラフトは人民議会で先に審議することもできる。

<立法府が法律を起草する場合のフロー>

- ① 議会によって法律が起草される
- ② 国民議会へ提出
- ③ 国民議会で審議
- ④ 国民議会の法委員会で審議
- ⑤ 国民議会で投票
- ⑥ 人民議会へ提出
- ⑦ 人民議会で審議
- ⑧ 人民議会の法委員会で審議
- ⑨ 人民議会で投票
- ⑩ 大統領府へ提出され大統領による署名

(備考)

*上記プロセス③の中で、司法長官府は必要に応じて議会に召集される。

*法律のドラフトは人民議会で先に審議することもできる。

(3) 司法制度

裁判法（2000年）によれば、ミャンマーの裁判所は4つの階層に分かれている。ほとんどの裁判はタウンシップ裁判所（最も下層レベル）または地方裁判所で開始される。これらの裁判所の判決は高等裁判所、最終的には最高裁判所へ控訴することができる。また、憲法の解釈や応用に係る事項に関しては憲法裁判所での判決が行われる。

3.2.2. ビジネス関連法令の概要

表 3-2 ミャンマーの主要なビジネス法令

	分野	法律	規則
1	外国投資	The Foreign Investment Law(2012) The State-owned Economic Enterprises Law(1989)	<ul style="list-style-type: none"> • Foreign Investment Rule-Ministry of National Planning and Economic Development Notification No.11/2013 (2013) • Myanmar Investment Commission Notification No.1/2013 (2013)

	分野	法律	規則
		The Myanmar Special Economic Zone Law/The Dawei Special Economic Zone Law The Burma Copyright Act(1914) Intellectual Property Right Law, including Trade Mark Law, Industrial Design Law, Patent Law, Copy Right Law(under drafting)	
2	会社法・ビジネスライセンス	The Burma Companies Act(1914) The Special Company Act(1950)	The Burma Company Rules(1940)
3	税務・会計	The Law Amending Income Tax Law(2011) The Auditor General Law(1948) The Commercial Tax Law(1990)	
4	金融・外国為替	The Financial Institution of Myanmar Law(1990)(revision is under parliament process) The Foreign Exchange Management of Myanmar Law(2012) The Central Bank of Myanmar Law (2013) The Transfer of Immovable Property restriction Act(1947) The Myanmar Securities Exchange Law(2013)	The Foreign Exchange Management of Myanmar Rule (under drafting)
5	貿易・物流	The Import / Export Law (2012) The Land Customs Act(1924) The Customs Tariff Law (1992) The Sea Customs Act(1962)(revision is under drafting)	The Export / Import Rules and Regulations (2008) The (Importers and Exporters) Registration Order (1954)
6	労働	The Settlement Labor Dispute Law (2012) The Leave and Holiday Act(1951) The Factories Act(1951) Arbitration Act (1944) The Labor Organization Law(2011) Workman's Compensation Act(1923) The Registration of Foreigners Act (1940)	The Registration of Foreigners Rules(1948)
7	インフラ・環境・エネルギー・PPP	The Environmental Conservation Law(under the assessment of the National Parliament) The Employment and Trading Act(1950) The Electricity Act (1948) The Myanmar Electricity Law (1984) The Building Code (2013)	The Environmental Impact Assessment (EIA) Rule(preparing) The Electricity Rules (1985)
8	その他	The Competition Law(under drafting) The Consumer Protection Law(2013) Anti Corruption Law(2013)	

出所： JICA 調査団作成

(1) 投資（インセンティブ、外資比率制限等）

1) 外国投資法制の概観

ミャンマーにおける外国投資法制は、大きく分けて①国営企業法、会社法その他の法律や実務に基づく外国投資に関する規制、②外国投資法に基づく投資優遇策及び③特別経済地域法（SEZ 法）に基づく特別経済地域への進出企業への投資優遇策の3つから構成される。

3者の関係については、ミャンマーにおいては外国投資を広範に禁止する法律は存在しないため、外国会社に対する規制（上記①）が存在しない領域については、外国資本は自由にミャンマーに対して投資を行うことができる。これに対して、外国資本に対する規制（上記①）が存在する領域については、外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）による外国投資優遇策の結果、外国資本による投資が許されることとなる。このように外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）は、外国資本に対する優遇としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している²。（外国投資法制の問題点については、第5章及び第6章に詳細を記述する。）

2) 外国投資法

ミャンマー政府は外国投資を誘致するために1988年に外国投資法を制定した。2011年の民政移管後、外資への開放政策が策定されるのに伴い、より柔軟な外資誘致に向けて同法は2012年に改正された。2012年の改正外国投資法は1988年の外国投資法に比べて税制インセンティブ付与や土地の賃借権についての譲歩がみられる。アセアン諸国の外国投資法と比較すると、ミャンマーの外国投資法は比較的寛大であるといえる。改正外国投資法は、投資の目的、基本原則、投資形態、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission、以下MIC）の設立、MICの権限、投資の制限及び禁止業種、投資家の土地利用権、送金等について定める。外国投資法の下設立されるミャンマー投資委員会（MIC）は、外国投資家及びミャンマー国民による投資への認可を管轄する機関である。投資が制限又は禁止される業種であっても、MICの承認を得れば投資が許可される場合がある。

3) 外資規制

外国投資法の施行細則として、国家計画経済開発省通達2013年第11号（Foreign Investment Rules-Ministry of National Planning and Economic Development Notification No.11/2013）及びミャンマー投資委員会通達2013年第1号（Myanmar Investment Commission Notification No.1/2013）が定められる。

外国国家計画経済開発省通達2013年第11号は、外国投資法に基づき、外国投資法の施行手続きを規定する。外国人が禁止又は制限業種においてミャンマー人と合弁事業をする場合、外国資本比率は最大80%まで許可すると理解される規定が存在する。しかし、同細則には、外国資本比率の規制対象となる禁止又は制限業種が規定されておらず、どの業種にて外資比率制限が課されるのかが不明である。

ミャンマー投資委員会通達2013年第1号は、外国投資法の趣旨に基づき、外国資本に対し、a)外国投資が禁止される経済活動、b)ミャンマー人との合弁が許可される経済活動、c)特定の

² 法務省ウェブサイト「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」調査報告書第6部外国投資法制 p.220 より抜粋

条件の下で投資が許可される経済活動が計 237 にわたり定められる。細則の主な内容は以下の通りである。

- a) 外国投資が禁止される経済活動には 21 の経済活動が該当する。当該事業には資源、国家安全保障、電力等が含まれる。
- b) ミャンマー人との合弁が許可される経済活動には 42 の経済活動が該当する。当該事業には食料品、飲料水等の製造・販売、科学化合物の製造、道路、空港、港などのインフラ建設、オフィスビル又は商業ビルの設置及び販売が含まれる。
- c) 特定の条件の下で投資が許可される経済活動には、a.省庁の推薦が必要な経済活動、b. その他の条件を遵守する必要がある経済活動、c.環境アセスメントの取得が必要な経済活動がある。

最初の a.には、関連省庁の推薦状の取得が必要な 115 の事業が定められる。これについては、13 の省庁（農業灌漑省、畜水産省、環境保護・林業省、鉱山省、工業省、電力省、運輸省、通信・郵便・電信省、エネルギー省、保健省、建設省、ホテル観光省、情報省）からの推薦状の取得が必要である。例えば、ネットワーク施設サービス及びネットワークサービスに関しては情報省の推薦状が必要と規定される。

次の b.には、特定の条件の下で投資が許可される 27 の事業が定められる。卸売業については商業省の推薦状が必要とされる。小売業については小規模の小売への投資事業は許可されない。一方、スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターなどの大規模小売は許可される。また、倉庫業については小規模の倉庫業への投資は許可されない。合弁事業の場合、ミャンマー資本比率が 40%以上でなければならないとの規定がある。

最後の c.には、環境保護・林業省に関する環境アセスメントが必要が 32 の業種が定められる。

4)分野別規制

製造業は、原則 100%の投資が可能である。但し、細則 2013 年第 1 号に定める現地企業との合弁及びその他の条件を満たすことが必要である。

卸売業は、細則により様々な条件が定められる。小規模小売業への投資及び現地資本の既存店に隣接する立地への投資は細則 2013 年第 1 号により制限される。

運輸業は、アセアン域内企業への投資比率は 70%まで認められる。この規制は 2015 年のアセアン共同体への参加に向けて既にミャンマー国内において運用が実施されている。アセアン域外企業にも同様の基準が適用されるとみられる。

建設業は、建設省からの推薦状を得れば、建設会社を設立することができる。細則において、橋、高速道路、幹線道路のインフラ建設に参入する場合、ミャンマー人との合弁形態のみ認められる。

不動産開発業は、細則 2013 年第 1 号によりオフィスビル及び商業ビルの設置及び賃貸について、BOT 方式の場合、100%外資が認められる。

金融及び保険業は、外国企業の参入は禁止される。しかし、銀行分野では外資規制緩和の動きもある。また、保険分野では 2013 年から民間投資が可能となった。

5)土地所有規制

不動産譲渡制限により、外国企業は一年を超えて土地を使用又は賃貸できない。同規定の例外として、外国投資法の下、政府及び民間企業は土地を使用又は賃貸する権利を有する。

(2) 会社法・ビジネスライセンス・会計

1)進出形態及び手続き

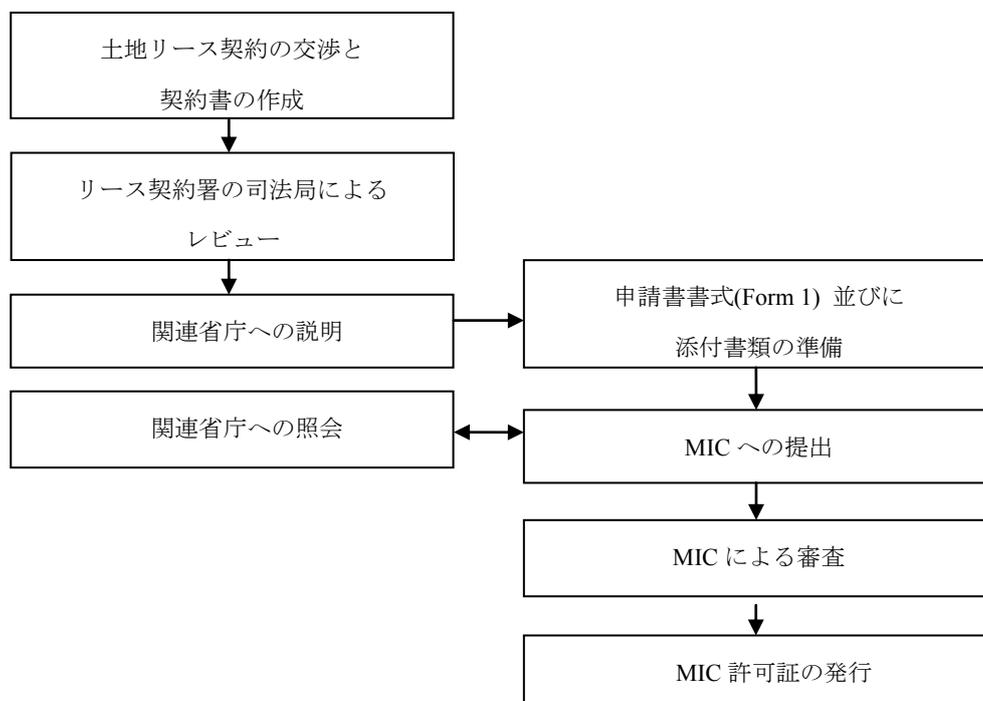
ミャンマーへの進出に際し、外国企業は一般的に、現地法人（子会社）、支店、駐在員事務所等の形態にて拠点を設置する。

2)最低資本金

製造業、サービス業は現地法人として設立されることが多い。駐在員事務所は銀行・保険業のみ認可される。会社法の下で現地法人を設立する場合、製造業の場合は 150,000 米ドル、サービス業の場合は 50,000 米ドルの最低資本金が課せられる。

3)会社登記

新外国投資法による外国投資の認可を受ける場合も受けない場合も、全ての法人は会社法に基づく営業許可と会社登記が必要となる。外国投資家は、国家計画・経済開発省投資・企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration、以下 DICA）から営業許可証（Permit to Trade）を取得し、会社登記機関（Companies Registration Office）にて会社登記手続きを行う。外国投資法の下で登記する場合、MIC 許可の取得が必要となる。MIC 許可の申請手続きは DICA の会社登記手続きと同時に申請できる。

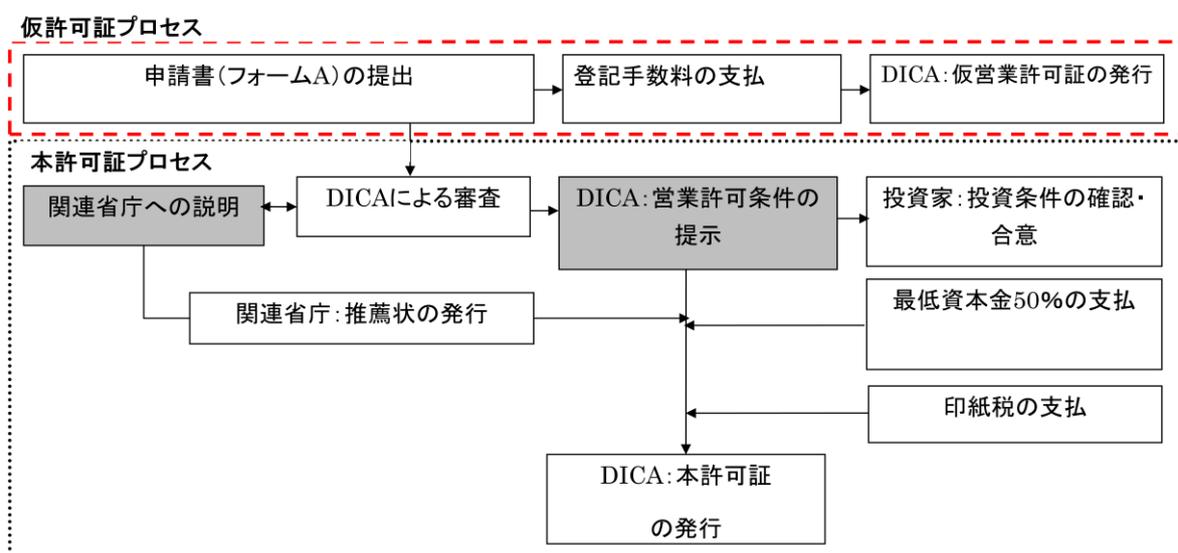


出所：KPMG「2013年度版ミャンマー投資ガイド」

図 3-1 MIC 認可の申請手続き

営業許可証の取得にかかる手続きには、DICA への申請書 (FormA) の提出、DICA による審査、DICA による営業許可証の発行といった一連の流れがある。手続きは 90 日以内に完了されるとされる。許可証は 5 年ごとに更新される。なお、本営業許可証の発行前に、所定の条件 (手数料の支払等) を満たすと、6 ヶ月間有効の仮営業許可証が 1~2 日にて発行される。投資家は仮営業許可証を取得すると、銀行口座を開設でき事業を開始できる。その後、本営業許可証を取得する必要がある。本営業許可証を取得するには、関連省庁からの推薦状の取得、DICA と投資家間の営業許可条件の確認と合意、最低資本金の 50%の支払い、その他必要な書類の提出を経ると発行される。

なお、ミャンマーで会社を設立する際、外国資本が 1%でも入る場合には外国会社と扱われる。



出所：ミャンマー政府へのヒアリング等をもとに調査団作成

図 3-2 営業許可並びに会社登記の申請手続き

4) 支店 (現地駐在員事務所)

支店の法人格は外国企業 (親会社) で非居住外国法人に区分される。最低資本金は 50,000 米ドルである。会社法に基づき、上記の現地法人と同様の設立手続きを経る必要がある。ただし、外国投資法の適用は受けられない。

(3) 税制³

法人税法 (1974 年) は 2011 年に改定された。同法は法人税、源泉徴収税、個人所得税について定める。税率等の諸手続きは同法細則に定められる。

1) 法人税

³ KPMG 「2013 年度ミャンマー投資ガイド」 参照

納税者が居住法人か非居住法人かにより分類される。現地法人は居住外国人の扱いとなり法人税率 25%が適用される。一方、支店は非居住外国人の扱いとなり同 35%が適用される。居住法人は全世界所得が課税対象とされ、非居住法人はミャンマー国内源泉所得が課税対象とされる。課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となる。法人の総所得には、総売上、事業収入、資産売買益、利子、賃貸料、ロイヤリティ、配当、賞金・書品、サービス手数料、コミッション等が含まれる。

法人所得税の申告・納付手続きは、当該年度の課税所得見込み額に基づき月次または四半期ごとに予定納付する。年度決算後、法人所得税にかかる年度申告書を提出し、予定額との差額を納付する。

優遇措置の内容⁴

法人税：

- ・ 外国投資法に基づき投資認可を受けた法人は、製造またはサービスの提供を開始した時点から 5 年間の法人税の免除措置が適用（さらに、MIC が認めれば、免税期間の延長される場合あり）
- ・ ミャンマー国内の事業により獲得した利益の一部を再投資のために保留し、1 年以内に投資する場合の、当該留保部分の利益を非課税とする措置
- ・ 機械設備、工場建物などの事業用固定資産について、MIC が個別に認めた場合償却率による加速償却
- ・ 製品の輸出売上により獲得された所得の 50%を免税とする措置
- ・ 外国人従業員の個人所得税を法人が負担した場合の、当該所得税負担額を法人税計算の際に損金処理を認める措置
- ・ ミャンマー国内での研究開発費の損金処理を認める措置
- ・ 税務上の損失を 3 年間繰り越し、所得と相殺する措置

個人所得税：

- ・ 外国人従業員の個人所得税の計算の際に、ミャンマー国民である居住者用の税率を適用して所得税を軽減する措置

輸入関税：

- ・ 工場建設期間中に輸入される機械設備、工具器機、機械部品、スペアパーツ、その他の資材に関する輸入関税、その他の税金の免除
- ・ 事業開始後 3 年間の輸入材料・部品の輸入関税免税
- ・ 追加投資を行った場合の追加投資による建設期間中に輸入される機械設備、工具器機、機械部品、スペアパーツ、その他の資材に関する輸入関税、その他の税金の免除

商業税：

- ・ 輸出用に生産する製品の商業税の免除または軽減

⁴ KPMG 「2013 年度版ミャンマー投資ガイド」 P20

2)個人所得税

個人の場合、課税対象年度に 183 日以上滞在する外国人は居住外国人となる。それより少ない場合は非居住外国人となる。前者は全世界所得が課税対象となる。後者は国内所得が課税対象となる。課税対象所得はすべての給与所得（給料、賃金、賞与、手当）、その他の所得（財産所得、事業所得等）が含まれる。適用税率はそれぞれ異なる。車、住宅などのFRINGE・ベネフィットも課税対象となる。居住外国人の給与所得に対して 0-20%の累進課税が適用される。非居住外国人の給与所得に対しては 35%が適用される。

3)源泉徴収税

ミャンマー国内での物品の販売及びサービスの提供などに際し、代金の支払い側で受け取り側の法人税を徴収し、納付する必要がある。ミャンマーの源泉徴収税は、ミャンマー国民、居住者外国人、居住法人が対価を受け取る場合と、非居住者外国人、非居住法人が受け取る場合とでは税率が異なる。なお、外国法人のミャンマー支店は後者に該当する。物品やサービスの対価に関する源泉税は、支払い側の区分により税率が異なる。

4)商業税

ミャンマーで供給される物品、サービス及び輸入品を対象に商業税が課せられる。商業税は、生産の各段階で課税する一方、各供給業者が支払った税金について控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税を負担する仕組みとなっている。商業税は物品やサービスの種類により複数の税率が設定される。商業税は基本的に物品の販売、サービスの提供時に課税される。また、物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収される。商業税は売上税額から仕入れ税額を控除する仕組みとなっている。

5)会計制度

ミャンマーは IFRS (International Financial Reporting Standards) と同等の MFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) を採用している。また、中小企業向けに MRFS for SMEs (Myanmar Financial Reporting Standards for Small and Medeuum-sized Entities) を採用している。日系企業の子会社及び支店は SMEs の定義に該当すると考えられる。このため、日系企業の子会社及び支店は MRFS for SMEs の基準で財務諸表を作成することが求められる。しかし実務上の困難性などから、これらの会計基準に基づいて財務諸表が作成されていないケースが見受けられる。

全ての会社及び支店は毎年、独立した公認会計士による監査が必要とされる。監査済み財務諸表は、DICA、関連省庁、地域の歳入事務所、MIC に提出する。財務会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日である。

(4) 金融・為替

1) 外国為替管理体制

ミャンマー政府は 2012 年から同国の金融セクターの近代化に向けて努力を行ってきた。外国為替管理法 (2012 年) はミャンマー中央銀行の監督下において 2012 年 8 月に制定され、

これにより以前の 1947 年制定の外国為替法は無効となった。ミャンマー中央銀行は、IMF の技術支援を受けて従来の固定為替レート制から管理為替制度へ移行させた。固定為替制度は 2012 年 4 月に完全に廃止された。

ミャンマー中央銀行は 2013 年 5 月になって同国にある 20 の民間銀行の中で 9 行に外国送金ができる外国通貨建ての口座を持つライセンスを与えた。但し、口座所持者が外貨を稼いでいるという証明書を必要とするなどの制限は依然として残っている。上記の 9 行はユーロ、シンガポールドル、タイバーツ、中国元等とミャンマーチャットとの兌換業務も認可されている。

2) 中央銀行の独立性

ミャンマー中央銀行法は 2013 年 7 月に改正され、財務歳入省から独立したステータスが与えられた。中央銀行は、外国企業が当座勘定（利益配当、利子支払い、輸入決済等）での対外送金を行う際に許認可を必要としないようにするために外国為替管理法（2012 年）の改正の準備を行っている。

また、中央銀行は金融分野においても、世銀等の支援を受け、外国の銀行が地場の銀行とのジョイントベンチャーにより同国の金融ビジネスに参入できる機会を与えるべく、ミャンマー金融機関法（1990 年）を改正する準備をしている。

3) 二層構造

外国投資法（2012 年）は、未だミャンマー投資委員会（MIC）によって認可された外国企業の国外送金を規制している。MIC は、事前に配当や利子にかかる送金計画を審査し、また実際の送金時においても認可手続きを行っている。上記は MIC 認可企業への MIC の外為面での管理権限を意味しており、これはつまり外国企業に対する為替管理の権限が外国投資法と中央銀行が監督する外国為替管理法の両方によって管理されている二層構造となっていることを意味している。

4) 規制された金融取引

ミャンマーでは、2015 年の ASEAN 経済共同体加入に向けて国内金融市場の規制緩和が進んでいるが、中央銀行は外国企業による資本金の対外送金、輸入代金決済、及び地場銀行からの借り入れについて規制している。また、同国においては、1987 年の不動産譲渡制限法により外国企業は不動産を所有することが認められていない。よって、通常地場銀行は融資の条件として不動産担保を求めるために外国企業は地場銀行からチャット建ての融資を受けられないこととなっている。

(5) 貿易・物流

1) 貿易関連法令の概観

ミャンマー商業省は、下記に掲げる方針により貿易の自由化を志向している。

- ・ 輸出入手続きの明確化

- ・ 貿易の技術的な障壁を軽減及び貿易促進・円滑化に向けた貿易手続きの簡素化
- ・ 国内と国際的なビジネス環境の変化に応じて必要となる貿易関連通達の発行
- ・ ミャンマー商工会議所連合会(UMFCCI)にかかる機能の活性化及び民間セクターの貿易・産業振興を実現するための組織再構築

国際貿易を振興するために、1947年の輸出入管理暫定法を改正した新しい輸出入法が2012年9月に制定された。現在商業省は貿易関連省庁や関連民間団体と共に上記新輸出入法に基づく細則を準備している。なお、貿易に関する主な法令の概略は以下のとおりである。

表 3-3 貿易に関する法令の概略

構造	法律、命令、規則等	備考
輸出入基本法	輸出入法 (The Pyidaungsu Hluttaw Law No. 17/2012), 2012年9月7日公布	1947年輸出入管理暫定法の改正
輸出入規制	輸出入規則 (2008) (輸出入業者に係る) 登録命令(1954)	現在新輸出入法に基づく諸規則を準備中
通関	関税法 (1992) 海洋関税法 (1962)、内陸関税法 (1924)	海洋関税法 No. 8 /1878 (1962年改訂)
税	免税にかかる命令 No.121/2012, 2012年3月15日公布	

出所: 様々な資料に基づき JICA 調査団にて作成

2) 輸出入手続

a) 輸出入業登録

ミャンマーにおいては輸出入業に必要な登録手続として、①会社登録、②輸出入業者登録、③UMFCCI メンバー登録が必要となっている。これらの3つの登録手続は、具体的な物品にかかる個別の輸出入ライセンスを取得する前に行う必要がある。

b) 輸出入ライセンス

原則的にミャンマーに物品の輸出入は以下の4つのカテゴリーに分類される(2013年2月の商業省通達16号に基づく)

- ライセンスが必要ないもの (593 品目);
- 自動的にライセンスが認められるもの (輸出用 152 品目、輸入用 166 品目⁵);
- ライセンスが必要とされるもの
- 輸出入が禁止されているもの

2013年2月に公布された商業省通達第16号以前においては、輸入業者はネピドーかヤンゴンの商業省商業消費者総局においてほとんど全ての物品の輸入ライセンスを取得する必要があった。しかしながら、ミャンマーは2015年までにASEAN 輸入ライセンス手続(ASEAN Import Licensing Procedure: AILP) を遵守する必要があるため、商業省はさらなる輸出入ライセンスの緩和を推進しようとしている。

⁵ 商業省は2013年9月に通達No.72において、これらの輸入品166品目にかかる具体的な1,928のHSコードを発表した。

輸入ライセンスは3ヶ月間有効であるが、輸入業者は輸入ライセンスを申請する前に外国為替銀行において外国通貨口座を開設する必要がある。輸入決済のために輸入業者は取消不能L/Cもしくは電子送金を行う必要がある。ミャンマーにおいては原則的にCIFベースの契約のみが認められており、同契約の金額に基づくライセンスフィーを支払わなければならない。

3) 通関手続き

ミャンマーにおいては財務歳入省傘下の関税総局が海路及び陸路による国際貿易の通関手続きを所掌している。海洋関税法(1887年制定1962年改訂)及び内陸関税法(1924年)は、①関税評価、②輸出入通関手続、③禁止、管理、制限される物品、④関税支払手続、⑤ライセンスと倉庫、⑥乗客の通関手続を定めている。

関税法(1992)は対外貿易を円滑化し市場経済を支援する目的で制定され、同関税法の下で輸入品の分類及び関税評価のための様々な通達が発行された。また同時にミャンマー政府は国際的な商慣習に沿った近代化及び標準化を推進するためにHSコード制度を1992年に導入した。

4) 物流

ミャンマーにおいては海洋関税法の一部で規定されている以外に保税制度を網羅的に規定している法律は存在しない。関税総局は2015年のASEAN経済共同体への加盟に向けて物流サービスを促進させるべく現在の海洋関税法を改正しようと準備している。

(6) 労働

1) 労働法の概観

他の法律と同様にミャンマーにおける労働法は近代的な企業を想定して制定されていない。労働者の雇用条件を網羅的に規定した雇用法は存在せず、その代わりに休暇及び休日に関する法律(1951)、工場法(1951)、労働者報酬法(1923)、雇用研修法(1950)等の法律が個別に制定されている。労働省は近年、①ミャンマーにおける労働組合の枠組みを規定した労働組織法(2011年10月)、②労働紛争の解決方法の枠組みと手続を規定した労働紛争解決法(2012年3月)及び③労働者の最低賃金を定めた最低賃金法(2013年)及び最低賃金規則(通達64号/2013)を矢継ぎ早に制定した。

2) 労働組織法

労働組織法は、①退職金、②ILOの支援を受けて制定された労働組合結成の権利、③残業手当を支払う前に必要な労働時間数にかかる3つの重要な規則を定めている。この中でも現在ミャンマーにおいては労働組合は集団的な交渉力を有していないために特に労働組合結成の権利は重要である。労働組合が結成されていない会社においては、通常労働条件の交渉の際に労働組合の代表者ではなく、労働者の中から独自にリーダーを選んで交渉を行っている。また、係る会社においては、労働争議も正規の手続を得ずに行われ、多くの外国企業においては賃金の引上げ合意によって比較的短期間に解決しているケースが多い。

3) 労働紛争解決法

労働紛争解決法は、ミャンマーにおいて地方／州政府によって結成される調停組織及び労働省によって結成される仲介組織を介入させる労働紛争解決を目指している。また、この法律は紛争解決の交渉力の面において労働組織法を強化することを目的としている。他のASEAN 諸国は産業セクター別の労働組合（たとえば鉱業、製造業、サービス業等）を組織化しているが、ミャンマーについては未だかかる統合された産業別組合を結成する段階ではない。同国においては、労働紛争解決は政府の支援に依存しているが、実際の運用については民間セクターによってモニタリングされる必要がある。

4) 最低賃金法

最低賃金法は①国家委員会の設立、②最低賃金にかかる労働者の権利を明記、③従業員の義務を明確化することで、労働者の最低賃金を保障する法的な枠組みを提供している。

5) 労働者の雇用

外国投資法（2012）の24条は、MICで認可された外国企業におけるミャンマーの熟練労働者の割合を設立後2年以内に全体の熟練労働者数の25%以上、4年以内に50%以上、6年以内に75%以上とすることが義務付けられている。また、同条によれば100%の非熟練労働者はミャンマー人であることも義務付けているが、熟練と非熟練労働者の定義が明記されていないため曖昧な規定となっている。

(7) インフラ（PPPを含む）

1) インフラ開発

政府はミャンマー経済特区法を2011年1月に制定した。この法律は経済特区を設立し運営することで同国の経済を発展させるために、外国の投資家に土地の使用権を与えることを企図している。政府は2014年2月に上記経済特区法を改正し、税制優遇期間や土地使用権の有効期間を延長した。現在ミャンマーにはチャウピュー（Kyauk Phyu）、ダウェイ（Dawei）、ティラワ（Thilawa）の3か所経済特区が認められている。この改正経済特区法が制定されたことにより従来の経済特区法及びダウェイ特区法は無効となる。

2012年の外国投資法によれば外国企業はBOTスキームを使えば商業用ビルのデベロパーとして100%の出資を行うことができる。但し、ミャンマーにおいては未だPPP関連法制度が整備されていない。

2) エネルギーセクター

ミャンマーのエネルギー政策は、①エネルギーの自給、②新エネルギー及び再生可能エネルギーの推進、③エネルギー効率の向上及び省エネ推進、④家庭における代替燃料の使用推進を謳っている。エネルギー政策に関わる機関は7つの省庁にまたがっているが、特に重要な省庁は、エネルギー省（エネルギー政策全般と石油・ガスセクター所掌）及び電力省（水力、石炭火力、ガス火力、小水力、及び配電）である。政府は、資源計画の改善及びエネルギー

ギーセクター開発の監督を改善し、関係省庁間の調整を強化するために国家エネルギー管理委員会及びエネルギー開発委員会を 2013 年 1 月に設立した。

ミャンマーの電力セクターは、1948 年に制定された電気法（1967 年修正）、ミャンマー電気法（1984 年）、電気規則（1985 年）によって規制されている。これらの法律はいずれも現在の国際的な電力セクターの規制内容に沿っていないために、ノルウェー政府の支援を受けて改正すべく準備中である。

3) 環境

ミャンマーでは環境に関する基本法である環境保護法制定に向けて、国会での最終的な審議段階にある。同ドラフトによれば環境保護森林省が「環境行政、オゾン層保護、生物多様性保護、海洋資源保護、地球温暖化・気候変動の軽減のための努力、砂漠化・廃棄物増大の防止等にかかるガイドライン」を策定する権限を有している。また、同省は同法に明記された政策の実行及び環境評価のモニタリングに関する責任を有しており、環境影響評価 (Environmental Impact Assessment :EIA)規則の発行も準備中である。

(8) その他

ミャンマーは 2015 年の AEC 加盟に向けて必要となっている消費者保護法を制定すべくドラフトを起草している。消費者保護法は、①消費者補償、②製造物責任、③競争、④ラベリング、⑤プロフェッショナルサービス、⑥消費者信用、⑦広告等広い範囲の課題を扱っている。例えば、消費者保護の施行については、食品の場合、国内で製造品、輸入品の場合は保健省傘下の食品・薬品庁 (Food and Drug Administration: FDA)でチェックを受けて認可される必要がある。同法は公平な競争を確保し市場の正確な情報を消費者に伝えるという意味で今後の AEC 参加のためにも非常に重要な法令となっている。また、ミャンマーは 2007 年以降 ASEAN 消費者保護委員会 (ASEAN Committee on Consumer Protection : ACCP)のメンバー国家となっている。

3.2.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム

ミャンマーにおける開発協力の動向は経済制裁の解除後より大きく変化した。2012 年以降、支援を凍結していた国際機関や欧米諸国が改革支援に方針を転換し、急速に支援を展開し始めた。近年、日本政府、欧米諸国政府、国連 UNDP、世銀グループ、ADB 等による支援プログラムが本格化している。法制度整備のための支援プログラムも多く実施されている。主なプログラムは以下の通りである。

ADB :

- ・ ビジネス環境改善プログラム
- ・ 貿易政策開発プログラム
- ・ 金融セクター改革プログラム

IFC :

- ・ 投資環境調査 (IFC,世銀共同プログラム)
- ・ 2014 年金融セクター調査

IMF :

- ・ ミャンマー中央銀行への専門家派遣プログラム

日本政府は、法制度整備支援プログラムを実施している。主なプログラムは以下の通りである。

JICA :

2013年8月、ミャンマー政連邦法務長官府及び最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」実施にかかる合意文書を締結した。本プロジェクトの下、法律の専門家の派遣、法案作成能力の向上、人材育成環境の改善に取り組んでいる。

上記の他、ティラワ経済特別区（SEZ）整備事業準備調査プログラム、通関及び税関業務改善のための専門家派遣プログラム等を実施している。

また、JICAのほか、日本政府省庁が分野別に法制度整備支援を実施している。例えば、2013年、特許庁はミャンマー知的財産制度整備支援チームを設置し、特許庁による知的財産制度及びその運用ノウハウの提供を通じたミャンマーの知的財産制度の整備プログラムを開始した。

3.3. カンボジアのビジネス法制度概要

3.3.1. 法制度の概観

カンボジアはフランスの旧植民地だったことから、1954年の独立後もフランスの法体系（大陸法）の影響を受けていた。ところが1975年のクメール・ルージュ体制下において、裁判官や弁護士等法曹界に携わる多くの人材が失われたため、カンボジアの法体制は崩壊した。

1993年の新生カンボジア王国樹立後、国際機関やドナーからの支援を受けてカンボジア政府は民主主義と自由市場の導入と共に法制度を整備してきた。現在、カンボジアのビジネスに関係する法制度は、投資法、会社法、労働法、税法、会計法、土地法、工場管理法、民法、民事訴訟法等の基本法はほぼ整備されている。様々なドナーが法制度支援を行ってきたため、現在のカンボジアの法体系は様々な法体系が併存していると特徴づけることができる。

(1) 法規序列

カンボジアにおける現在の法規序列は、一般に下表の通りと理解されている。

表 3-4 カンボジアにおける法規序列

- 1) 憲法（The Constitution）：カンボジア王国における最高法規
- 2) 国際条約・協定（Treaties and Convention）：憲法第26条に依れば、国民議会と上院の承認に基づき国王が署名し批准することとなる。かかる批准後において国際条約（2国間または多国間）・協定は法律と見做され、司法上の準拠基準の一つとなる。
- 3) 法律（Chhbab: Law）：国民議会により採択される法規
- 4) 勅令（Royal Kram : Preah Reach Kram 及び Royal Decree : Preah Reach Kret）：国王が憲法で認められた権限に従い国王の名により発する。
- 5) 政令（Anu-Kret: Sub-Decree）：閣議での採択に引き続き首相により署名される。閣議で採択され

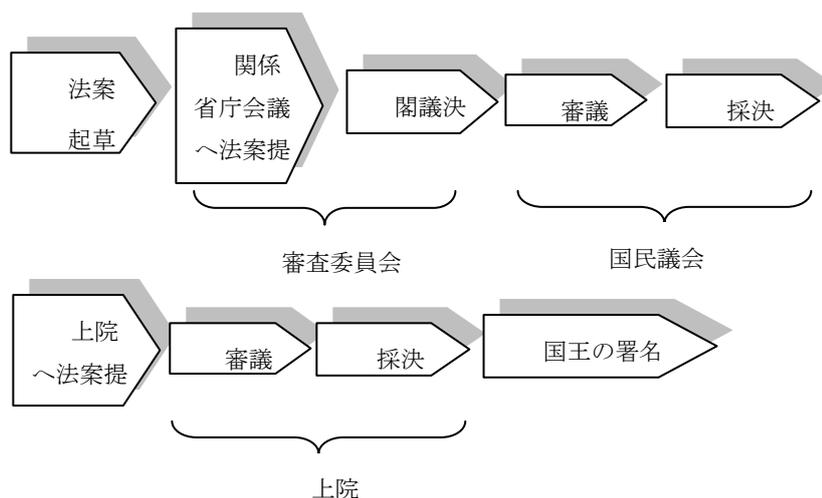
なかった場合には、首相と主管大臣の署名が必要となる。首相は法令で定められた権限内で政令を発布することが出来る。

- 6) 省令 (Prakas: Ministerial Order) : 法令に定められた権限内において政府の閣僚により発せられる。
- 7) 決定 (Sechkdei Samrech: Decision) : 「Decision」は首相により、「Prakas-Deika」は閣僚または知事により、法令に定められた権限に基づき発せられる。
- 8) 告示 (Sarachor: Circular) : 一般的に、特定の法制度を説明したり、明確にしたりするために、或いは指示を与えるために、政府の長としての首相が、あるいは省庁の責任者としての大臣が発布する。
- 9) 州令 (Arrete: Provincial Deka) : 州の地理的範囲内において有効であり、州知事が発布する。

出所：カンボジア投資ブック(2013)

(2) 立法過程

立法の過程については下図に示すとおり、国民議会で可決された後、上院が再審議のうえ採択し、国王の勅令により公布される。法案が閣議に送られる前に、民間セクター、司法省、経済・社会・文化評議会が審査を行う。



出所：カンボジア投資ガイドブック (2013)

図 3-3 立法過程

(3) 司法制度

カンボジアの司法に関する組織、権限、機能は、1993年憲法(NS/KRM/0399/01により1999年に改正)の第128条から第135条の中で、定義づけられている。第128条では司法権が独立した権限であることを定めており、不偏不党であって、国民の権利と自由を保障するものとしている。また、司法は行政訴訟を含めた全ての訴訟を司り、司法権限は最高裁判所及び下級裁判所のすべての部門及び審級に付与されている(第128条)。裁判はカンボジア国民の名において、訴訟手続及び効力を有する法律に基づき行う。裁判官のみが、判決を言い渡す権限を有する。裁判官は、厳正に法律を遵守し、誠実かつ良心にしたがい、その職責を果たす(同条)。

1) 司法官職高等評議会

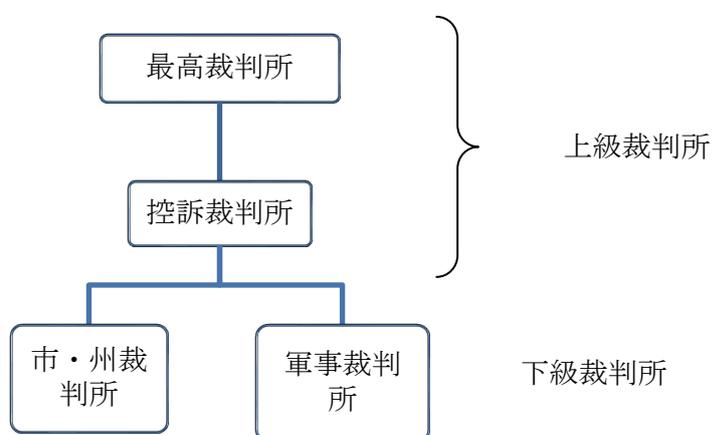
更に憲法第132条から第134条では、国王を司法権独立の擁護者として定めている。この

点で国王をサポートするため、1994年に司法官職高等評議会が設置された（司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律）。司法官職高等評議会は、議長（カンボジア国王）、5名の委員（司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所属検事総長、控訴裁判所長官、控訴裁判所所属検事長）、および互選により選挙された裁判官3名から構成されている。

1994年の司法官職高等評議会の組織及び権限に関する法律によると、司法官職高等評議会の使命は司法権の独立、裁判官の規律及び法律上の紛争を裁判する裁判所の権限を保障することにある（第1条）。その主な役割は1) 司法の組織や職務に関連する法案に対して助言及び勧告的意見を提出し、2) 裁判官及び検察官の任命、異動、解任、停職、降格又は罷免について国王に提案し、3) 裁判官や検察官の懲戒に関し、最高裁判所長官又は最高裁判所所属検事総長が主宰する懲戒会議をもって懲戒を行うことである。

2) 裁判所

1993年の裁判所の組織に関する法律によると、カンボジアの裁判所は下図のように市・州裁判所、軍事裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の4つに分けられる。



出所：裁判所の組織に関する法律(1993)

図 3-4 裁判制度の仕組み

市・州裁判所と軍事裁判所は下級裁判所にあたる。市・州裁判所はカンボジアの市・州に設置されており、各裁判所は設置されている州内においてその司法管轄権を有している。各裁判所は、裁判を行い、刑事、民事、商事の全ての場合で控訴や行政や労働訴訟への告訴を行うことができる。

軍事裁判所はプノンペン市にのみ設置されており、カンボジア国内すべてを管轄する権限を有している。軍事裁判の手続きは市・州裁判所の手続きと同様であるが、軍事に係る違法行為のみを扱っている。軍事に関する違法行為とは、例えば軍隊の隊員が犯した行為で軍の規律に影響するものや軍隊の財産に関するものなどを指し、軍人が通常の違法行為を犯した場合にはその人は市・州裁判所で裁かれることになる。

控訴裁判所と最高裁判所は上級裁判所にあたる。どちらもプノンペン市に設置されており、カンボジア国内すべてを管轄する権限を有している。控訴裁判所は市・州裁判所や軍事裁判所の裁判に対する上訴を審理する。

最高裁判所は控訴裁判所の裁判に対する上訴を審理する。民事事件の場合、最高裁判所は法律審である。判決に影響を及ぼす憲法又は法令の違反があることを理由とするときに限り

上告をすることが出来る（民事訴訟法 284 条）。

なお、1995 年の弁護士法によると、カンボジアで弁護士資格を得るための道は 2 つ用意されている。一つは弁護士養成所の試験に合格し、法律事務所でのインターンを終了、カンボジア弁護士会に登録して会員資格の証明書を付与されるという方法であり、もう 1 つは 2 年以上の法律実務経験を積むことである（第 31 条、第 32 条）。

3.3.2. ビジネス関連法令の概要

1993 年の新生カンボジア王国樹立後、カンボジア政府はビジネス及び投資環境を改善してきた。特に 2004 年の世界貿易機関（WTO）加盟以降は、その規則に従い、加盟条件を遵守するために、カンボジア政府は投資・貿易・ビジネス領域の法令を更新するとともに、新しい法令の制定にも注力している。

主な法令は下表のとおりである。

表 3-5 ビジネス環境に関連した法令

法令名	成立時期
投資（優遇措置、外資参入規制を含む）	
カンボジア王国投資法 (Law on the Investment in the Kingdom of Cambodia)	1994 年 8 月
改正投資法 (Law on the Amendment to the Law on Investment)	2003 年 3 月
改正投資法施行のための政令 No.111 (Sub-Decree No.111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment)	2005 年 9 月
経済特区の設置と運営に関する政令 No.148 (Sub-Decree #148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone)	2005 年 12 月
CDC の組織と機能に関する政令 No.147 (Sub-Decree #147 on the Organization and Functioning of the CDC)	2005 年 12 月
会社法/ビジネスライセンス	
商業規則と商業登記に関する法律 (Law Bearing on the Commercial Regulations and Commercial Register)	1995 年
商業規則と商業登記に関する法律の改正に関する法律 (Law on the Amendments of the Law on the Commercial Regulations and Commercial Register)	1999 年
商務仲裁法 (Law on Commercial Arbitration)	2006 年
会社法 (Law on Commercial Enterprises)	2006 年
工場及び手工業の管理に関する法律 (Law on Management of Factories and Handicrafts)	2006 年
破産法 (Law on Insolvency)	2007 年 12 月
標準法 ((Law on Standards)	2007 年 6 月
担保取引法 (Law on Secured Transactions)	2007 年 6 月
商標、名称、不公正競争に関する法律 (Law Concerning Marks, Trade Names and Acts of unfair Competition)	2002 年 2 月
税務/会計	
税法 (Law on Taxation)	1997 年
税法改正に関する法律 (Law on the Amendment to the Law on Taxation)	2003 年 3 月
税務局の機能に関する省令 (Prakas on Functioning of Tax Department)	2005 年
法人税に関する省令 (Prakas on the Tax on Profit (Amended))	2003 年
経済特別区内の投資家に対する VAT 免税に関する省令 No. 3841 (Prakas #3841 (MEF) on VAT Exemption for the Investors in the SEZ)	2009 年 7 月
企業会計、監査及び会計業に関する法律 (Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession)	2002 年 7 月
カンボジア公認会計士・監査士協会に関する政令 (Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors)	2003 年
国家会計評議会の機能に関する政令(Sub-Decree on the Functioning of the National Accounting Council)	2003 年
金融/外国為替	
銀行業及び金融業法 (Law on Banking and Financial Institutions)	1999 年

法令名	成立時期
外国為替法 (Law on Foreign Exchange)	1997年
金融リース法 (Law on Financial Lease)	2009年6月
非政府債券発行・取引法 (Law on the Issuance and Trading of Non-government Securities)	2007年10月
反資金洗浄・金融テロ撲滅法 (Law on Combating Money Laundering and Terrorist Financing)	2007年6月
政府債権法 (Law on State Securities/Bonds)	2007年1月
貿易/物流	
税関法 (Law on Customs)	2007年7月
アセアン物品協定におけるカンボジアの輸入物品削減計画の実施承認に関する省令 No.288 (Prakas #288 (MEF) on Authorization to Use Schedule for Reducing Import Goods of Cambodia under the ASEAN Trade in Goods Agreement)	2011年3月
原産地証明発行手続きの変更に関する省令 No.001 (Prakas #001 MOC/SM 2011 (MOC) on Modification of Certificate of Origin (CO) Issuance Procedure)	2011年1月
経済特区に適用する特別通関手続きに関する省令 No.734 (Prakas #734 (MEF) on Special Customs Procedures for Implementing in Special Economic Zones)	2008年9月
屠殺場、動物、食肉、畜産物の衛生検査手続きに関する省令 No. 131 (Prakas # 131 (MAFF) on Procedure for Inspecting Sanitation of slaughterhouses, animals, meat and animal products)	2010年4月
動物及び畜産物の衛生検査に関する政令 (Sub-Decree on Sanitary Inspection of Animals and Animal Products)	2002年
植物検疫検査の手続に関する省令 No. 346 (Prakas #346 (MAFF) on Procedure for Plant Quarantine Inspection)	2010年5月
労働	
労働法 (Law on Labor)	1997年3月
労働法 139 条及び 144 条の改正に関する法律 (Law on Amendment to Articles 139 and 144 of the Labor Law)	2007年7月
障害者の保護と人権改善に関する法律 (Law on the Protection and the Promotion of the Rights of Persons with Disabilities)	2009年8月
ストライキとデモに関する事項解決の為の委員会の改変に関する政令 (No.136Sub-Decree #136 (RGC) on Adjustment to Commission for Solving Issues Related to All Strikes and Demonstrations)	2012年9月
国家社会保険基金の設置に関する政令 (Sub-Decree # 16 (RGC) on Creation of National Social Security Fund)	2007年3月
外国人従業員に対する労働許可書及び雇用カードに関する省令 No. 413 (Prakas #413 on Work Permit and Employment Card for Foreign Workers)	2005年3月
外国人従業員の雇用に関する省令 No. 169 (Prakas #169 MoSALVY on Employment of Foreign Workers)	2001年7月
インフラ/エネルギー/環境 (PPP 含む)	
土地法 (Law on Land)	2001年
コンセッション法 (Law on Concession)	2007年10月
収用法 (Law on Expropriation)	2010年
水資源管理法 (Law on Water Resource Management)	2007年6月
電力法 (Law on Electricity)	2001年
民間航空法 (Law on Civil Aviation)	2008年
共同所有建物の管理と使用に関する政令 No.126 (Sub-Decree #126 on Management and Use of Co-owned Buildings)	2009年
国家土地管理に関する政令 (Sub-Decree on the State Land Management)	2005年
経済的土地コンセッションに関する政令 No. 146 (Sub-Decree #146 on Economic Land Concessions)	2005年12月
環境保護と自然資源管理に関する法律 (Law on Environment Protection and Natural Resource Management)	1997年
環境負荷評価手順の実施に関する政令 No. 72 (Sub-Decree #72 on the Environment Impact Assessment Process)	1999年
その他 (消費者保護、競争法など)	
商標・名称・不公正競争に関する法律 (Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)	2002年
著作権及び関連する権利に関する法律 (Law on Copyright and Related Right)	2003年
特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)	2003年
民法適用法 (Law on the Implementation of the Civil Code)	2011年

法令名	成立時期
汚職防止法改正に関する法律 (Law on Amendment to Law on Anti-Corruption)	2011年
汚職防止法 (Law on Anti-Corruption)	2010年

出所：各種資料より JICA 調査団作成

(1) 投資（優遇措置、外資参入規制を含む）

カンボジアの外国直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）に関する法制度は、投資制限ではなく、自由で積極的な投資を奨励することを目的として制定されている。投資法が規定しているように、FDI は土地所有（外国人が土地を保有できないことは憲法で規定）を除き内国法人と差別なく扱われており、多くの分野で自由に投資することが許されている。

投資ライセンス制度は、1994年8月に公布された投資法により規定されたものであるが、ライセンス制度をより簡素化し、透明化をはかり、予見可能で自動的かつ非恣意的なものとするために大幅な改定が加えられ、2003年3月に現行の改正投資法が制定された。

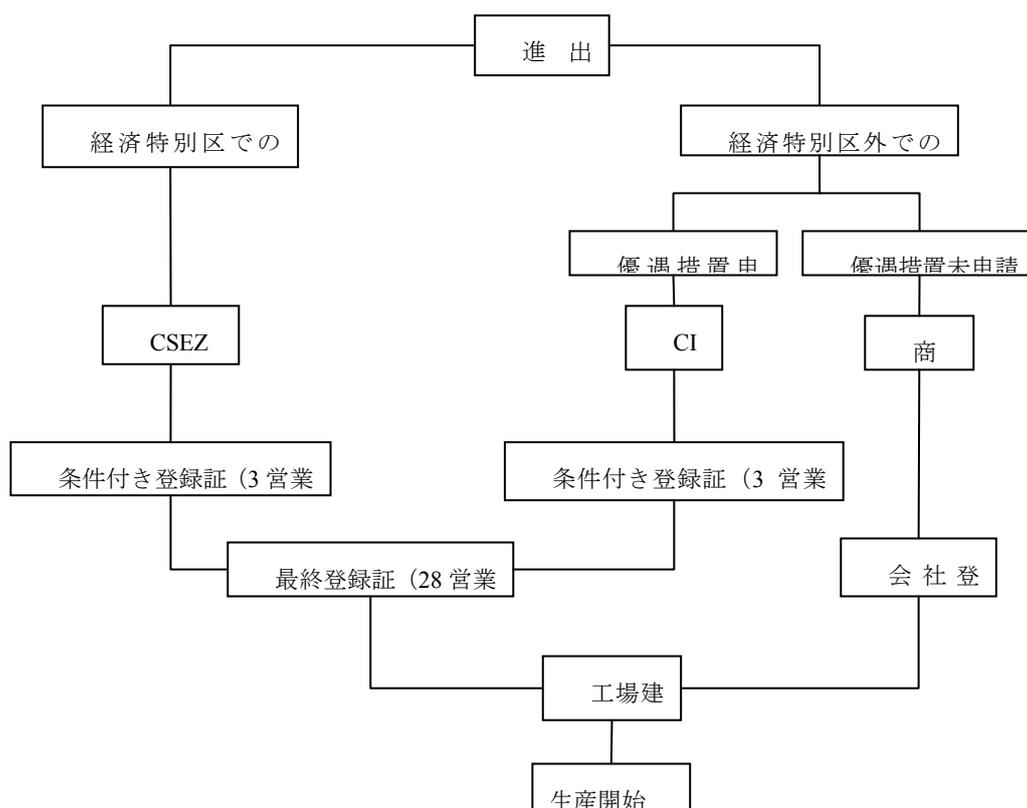
カンボジアにおいては、「改正投資法施行のための政令 No.111」の付属文書1、第1節「ネガティブ・リスト」に記載されている、投資禁止分野ないしは外国人に対して制限されている分野を除き、商業省に登録を行い、関連する業務上の許可を取得すれば自由に投資活動を実施することができる。しかしながら、外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合においては、CDC または州・特別市投資小委員会（Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities : PMIS）に投資登録を申請する必要がある。その場合、投資登録の申請は会社設立（または商業省への登録）の前あるいは後で行なうことが可能である。投資ライセンス、すなわち投資許可は投資家または投資企業に対して発行されるのではなく、投資プロジェクトを対象に発行され、投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project : QIP）」と呼ばれる。

下図は QIP 申請手続きの流れを示している。ある企業が経済特別区外へ投資をする場合、カンボジア開発評議会（CDC）傘下のカンボジア投資委員会（CIB）が窓口になる。また経済特別区内へ投資をする場合は経済特別区委員会（CSEZB）が窓口となる。申請書類及び手数料は SEZ 外も内も同一である⁶。

QIP 申請書類提出後、申請者（投資家）は3営業日以内に CIB あるいは CSEZB から発行された（投資プロジェクト）条件付き登録証明書（CRC）を受領する。下記に示された必要な許認可手続きを終えた後、最終投資登録証明書（FRC）が発行され、投資家は事業を開始することができる。

- 商業省：登記証明
- 国税総局（税務登録証明、法人税免税措置証明）
- 鉱工業エネルギー省：操業開始許可
- 関税消費税総局：輸入税免税証明
- 都市開発都市計画建設省：工場建設許可
- 環境省：環境適合証明
- 労働職業訓練省：労働登録証

⁶ 200 万米ドル以下の投資の場合は当該州の州・特別市投資小委員会（PMIS）が窓口となる。



出所：アジア新興国のビジネス環境比較 (JETRO)

図 3-5 QIP 申請手続き

しかしながら、次のような条件を含む投資プロジェクトについては、CDC は閣僚評議会 (Council of Ministers) の認可を得なければならない (「CDC の組織と機能に関する政令 No.147 : Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the Council for the Development of Cambodia」第 11 条)。

- ・ 5,000 万米ドルを超える投資
- ・ 政治影響を有する事項を含む場合
- ・ 鉱物資源・自然資源の探索と開発
- ・ 環境に対する悪影響が懸念される場合
- ・ 長期開発戦略を必要とする場合
- ・ 「建設・所有・譲渡 (Build-Own-Transfer : BOT)」、「建設・所有・運営・譲渡 (Build-Own-Operate-Transfer : BOOT)」、「建設・所有・運営 (Build-Own-Operate : BOO)」または「建設・賃借・譲渡 (Build-Lease-Transfer : BLT)」契約に基づくインフラ・プロジェクト

QIP は下記の投資優遇措置の対象となる (改正投資法第 5 章)。

① 法人税の免税ないしは特別償却の適用

法人税免税制度 (選択制) :

「始動期間 (Trigger period)」+ 3 年間 + 「優先期間 (Priority Period)」 (合計最長 9 年間)

始動期間 (Trigger Period) : 「最終登録証明書」発行の日から最初に利益を計上する年、または最初に売上げを計上してから3年間のどちらか短い期間:
優先期間 (最長3年間) : 下記の通り、プロジェクト内容 (業種と投下資本額) に基づき予算法によって定められる。
A. 軽工業プロジェクト : - 投資額が500万ドル以下の場合 : 0年 - 投資額が500万ドル超~2,000万ドル未満の場合 : 1年 - 投資額が2,000万ドル超の場合 : 2年
B. 重工業プロジェクト : - 投資額が5,000万ドル以下の場合 : 2年 - 投資額が5,000万ドル超の場合 : 3年
C. I 観光業プロジェクト : - 投資額が1,000万ドル以下の場合 : 0年 - 投資額が1,000万ドル超の場合 : 1年 r
D. 農業・農産業プロジェクト : - 短周期農業プロジェクトの場合 : 1年 - 長周期農業プロジェクトの場合 : 2年
E. 基幹インフラ・プロジェクト : - 投資額が1,000万ドル以下の場合 : 1年 - 投資額が1,000万ドル超~3,000万ドル未満の場合 : 2年 - 投資額が3,000万ドル超の場合 : 3年
特別償却 (選択制)
製造・加工工程において使用される新品又は中古の有形固定資産価格の40%にあたる特別償却制度

出所 : カンボジア投資ガイドブック (2013)

② 生産設備及び建設材料等の免税輸入制度:

QIPの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型 QIP (Domestically oriented QIPs)	生産設備、建設資材及び輸出品生産のための生産投入材
輸出志向型 QIP (Export oriented QIPs) (製造保税倉庫制度を選択するか、既に選択しているものを除く)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、副資材
裾野産業 QIPs (Supporting Industry QIPs)	生産設備、建設資材、原材料、中間財、生産投入用副資材。但し裾野産業 QIP が製品を100%輸出企業に提供しなかった場合や直接輸出しなかった場合においては、その部分について輸入関税及びその他の税金を支払うことを要する。

出所 : カンボジア投資ガイドブック (2013)

③ 現行法に規定される場合を除き、輸出税の100%免税

④ 経済特区内の QIP に対する VAT 免税

輸出志向 QIP	特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備、原材料
国内市場向 QIP	特区内投資家が輸入する建設資材及び生産設備

出所：カンボジア投資ガイドブック（2013）

(2) 会社法/ビジネスライセンス

「商業規則と商業登記に関する法律」(Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register) は 1995 年 5 月に制定され 1999 年 11 月に改正されているが、この法律によって、「取引業者」・「貿易」・「通商行為」等の内容が定義付けられ、外国企業を含む会社の義務と商業登記手続きが定められている。「会社法」(Law on Commercial Enterprise) は 2005 年 4 月 26 日に国民議会で採択され、2005 年 5 月 19 日にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布された。カンボジアにおいて事業を行う際には、外国企業としては主に 3 種類の形態がある。それぞれの形態におけるカンボジア政府からの許可手続きは下記の通り。

表 3-6 カンボジアでの事業形態とその手続き

1. 子会社	
許可されている業務	会社法では (1) 私的有限責任会社 (Private Limited Company : 株式の一般公開はしない。株式譲渡も制限される。株主数は 2-30 人) もしくは (2) 公開有限責任会社 (Public Limited Company : 会社法により株式の一般公開が認められた有限責任会社) の 2 種類の有限会社の設立が認められている。また、会社法上の最低資本金額は 400 万リエル (1,000 ドル相当) と定められている。
窓口	商業省ビジネス登録オフィス (優遇措置を伴わない場合)
必要書類	i) 登録申請書類 (フォーム A、A2、A3) ii) 会社定款 (英語翻訳証明が必要) iii) 外国籍・無犯罪証明書 (所定のフォームがあり、サイン) iv) パスポートコピー v) 代表者の写真 3 枚 vi) 銀行の証明書 (登録資本の預金状況の確認)
認可日数	5 営業日
その他必要な手続き	申請書類の提出に先立ち、会社名の照合・予約、銀行口座の開設、資本金の払い込みなどの手続きを行う必要がある。また許可後に税務登録及び VAT 登録が必要 (登録先はいずれも税務局)。
2. 支店	
許可されている業務	支店 (Branch) はカンボジアの法令において、外国企業に対して禁止されている業務を行わない範囲で、内国企業と同様に、製品・サービスの販売、製造、加工等の業務を行うことができる。現地法人と同様に納税義務を有するが (法人税も同率の 20%)、法的責任や債務は親会社が負う。
窓口	商業省ビジネス登録オフィス
必要書類	i) 登録申請書類 (フォーム E、E2、E3) ii) 会社定款 (カンボジア語に翻訳) iii) 会社登録簿 (Business registration license) の英語版 (公証人役場での公証が必要) iv) 日本本社からの代表者アポイントレター (オリジナル) v) パスポートコピー vi) 代表者の写真 3 枚 vii) オフィスリース契約書のコピー

認可日数	5 営業日 (目安)
その他必要な手続き	許可取得後、税務登録が必要 (税務局)
3. 駐在員事務所	
許可されている業務	外国企業の駐在員事務所は、商務代表事務所 (Commercial representative office)、商務連絡員事務所 (Commercial relations office) 等の形態で登録される。駐在員事務所は定期的な製品の販売や対価を伴うサービス提供、製造、加工、建設などの業務に従事することは認められていない。会社法で認められる業務の範囲は以下の通り。 a) 親会社の代理 (親会社への紹介) としての顧客へのコンタクト b) 商業関連情報の調査と親会社への提供 c) 市場調査の実施 d) 展示会もしくは事務所内におけるサンプル・商品の展示、展示会への出店のための物品の購入と保管 e) 事務所の賃借と従業員の雇用 f) 親会社の代理としての顧客との契約行為
窓口	商業省ビジネス登録オフィス
必要書類	* 支店の際の申請書類に同じ i) 登録申請書類 (フォーム E、E2、E3) ii) 会社定款 (カンボジア語に翻訳) iii) 会社登記簿 (Business registration license) の英語版 (公証人役場での公証が必要) iv) 日本本社からの代表者アポイントレター (オリジナル) v) パスポートコピー vi) 代表者の写真 3 枚 vii) オフィスリース契約書のコピー
認可日数	5 営業日 (目安)
その他必要な手続き	可取得後、税務登録が必要 (税務局)

出所：アジア新興国のビジネス環境比較 (JETRO、2013)

(3) 税務/会計

1) 税務

カンボジアの現行税制度は 2003 年の「税法改正に関する法律」(2003 年税法) によって規定されている。税制法人所得税の課税は「実態管理様式 (Real regime : “申告課税”の意)」、「簡易管理様式 (Simplified regime : “簡易課税”の意)」及び「推定管理様式 (Estimated regime : “推計課税”の意)」の区分に従って行なわれる。納税者の「管理様式 (Regime : “課税方式”の意)」は会社の形態、ビジネスの種類、売り上げ規模に応じて決められる (税法第 4 条)。下表にカンボジアで課税される税金、その内容の概略及び税率を取りまとめた。

表 3-7 カンボジアの税制の現状

税	税率
法人所得税 (Profit Tax) : 第 1 章第 1 条 - 第 23 条	
➤ 法人を対象とする	20% (投資優遇措置として 9%ないし 0%税率が適用される場合を除く)
➤ 原油・ガスの生産分与契約及び木材、鉱石、金、宝石を含む天然資源の開発	30%
➤ 配当に対する追加所得税 (配当に対し右記税率で課税)	QIP (税率 0%) : 20% QIP (税率 9%) : 12.08% 税率 20%法人 : 0%
ミニマム税 (Minimum Tax) : 第 1 章第 24 条	

<ul style="list-style-type: none"> ➢ 実態管理様式にのみ適用（但し QIP は除く） ➢ 法人所得税が年間売上げの 1%を超えた場合には、法人所得税のみを支払う 	年間売上げの 1%
源泉徴収税 (Withholding Tax) : 第 1 章第 25 条 – 第 27 条	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人が受取る経営者・コンサルタント等としてのサービス料収入 ➢ 無形資産に対するロイヤルティー、鉱物資源に対する利益の支払い ➢ 支払利息（国内の銀行・金融機関以外の、ビジネスを営む納税者による支払利息） 	15%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 動産・不動産の賃貸収入 	10%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定期預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息 	6%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 非定期性預金を保有する居住者に対する国内銀行の支払利息 	4%
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 非居住者に対する支払い：利息、ロイヤルティー、資産の使用に伴う賃料とその他の収入、配当、経営・技術サービス対価 	14%
給与税 (Tax on Salary) : 第 2 章第 40 条 – 第 54 条	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用者により源泉徴収を行なう <ul style="list-style-type: none"> - 0 リエル – 500,000 リエル（約 125 米ドル以下） - 500,001 リエル – 1,250,000 リエル（125 ドル超 312.5 ドル迄） - 1,250,001 リエル – 8,500,000 リエル（312.5 ドル超 2,215 ドル迄） - 8,500,001 リエル – 12,500,000 リエル（2,215 超 3,125 ドル迄） - Over 12,500,000 リエル（3,125 ドル超） - 付加給付 - 非居住者 	0% 5% 10% 15% 20% 市場価格の 20% 20%（単一レート）
付加価値税 (Value Added Tax : VAT) : 第 3 章第 55 条 – 第 84 条	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 被課税者：実態管理様式の対象者 ➢ 登録：全ての会社は業務開始以前に VAT 登録を行わなければならない。その他のものは、連続する前 3 ヶ月の課税所得が下記金額を超えた場合には、30 日以内に VAT 登録を行なう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> - 物品販売：1 億 2,500 万リエル - サービス提供：6,000 万リエル ➢ 課税対象となる供給： <ul style="list-style-type: none"> - カンボジアにおいて為される課税対象者による物品の供給 - 課税対象者による物品の私用への流用 - 物品・サービス原価を下回る贈答品の製作と供給 - カンボジアへの物品の輸入 ➢ 標準税率 ➢ カンボジアからの輸出品及び国外で提供されるサービス ➢ 投入に係る税金は売上げに係る税金から控除可能 ➢ 月次申告：VAT の申告は翌月 20 日までに行なわなければならない 	10% 0%
その他の税：第 4 章第 85 条及び予算法	
特定商品・サービス税 (Specific Tax on Certain Merchandise and Services) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内・国際航空券 ➢ 国内・国際通信費 ➢ 飲料 ➢ タバコ、娯楽、大型自動車及び 125cc を超える 2 輪車及びそれらの部品 ➢ 石油製品、2,000 cc 以上の自動車とその部品 	10% 3% 20% 10% 30%
資産譲渡税 (Property Transfer Tax) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 直接譲渡や株式の会社への寄贈による不動産及び自動車所有権の譲渡に対して課税 ➢ 資産譲渡税の支払いまでは資産所有権証明書の発行は不可 	譲渡価格の 4%
遊休土地税 (Tax on Unused Land) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 未開発土地評価委員会 (Committee for Evaluation of Undeveloped Land) が特別市・州の担当部局と協力して、その土地を「未使用」と見做すかどうか判断し税額を決定 	遊休土地評価額の 2%
登録税 (Patent Tax) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業の年次登録時に支払う ➢ 異なる事業または会社が異なる州または特別市に立地している場合、それぞれの事業や立地場所に応じて登録税の支払いを要する。(2007 年 1 月 19 日付け経済財務省通知 No.2「登録税支払義務に関する通知」: Notice # 002.MEF on Obligation of Patent Tax Payment) 	約 300 米ドル

不動産税 (Property Tax) (農地等を除く、評価額 1 億リエル以上の不動産に課税)	不動産評価評議会の評価額の 0.1%
輸入税 (Import Duty)	4 区分 (0、7、15、35%)
輸出税 (Export Duty)	主として 10%

出所：カンボジア投資ガイドブック (2013)

2) 会計

カンボジアは、2003 年 1 月 11 日にミャンマーのヤンゴンで開催された第 76 回 ASEAN アセアン会計士連盟 (ASEAN Federation of Accountants : AFA) 会議において同連盟に加盟した。カンボジア政府も 2003 年初頭から、国内及び国際的な財務報告に関する高度な会計基準の完全実施を開始している。

「企業会計、監査及び会計業に関する法律 (Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession)」が 2002 年 7 月に制定され、引き続き 2003 年には、「カンボジア公認会計士・監査士協会に関する政令 (Sub-Decree on the Kampuchea Institute of Certified Public Accountants and Auditors (KICPAA))」及び「国家会計評議会の機能に関する政令 (Sub-Decree on the functioning of the National Accounting Council (NAC))」が公布されている。NAC は経済財務省傘下の機構で、カンボジアの会計基準と会計関連の規則の検討と改定を担当し、一方 KICPAA は民間の会計業の組織化と業務品質を監視する会計専門家の機構である。

カンボジアにおける会計・監査基準は下表のとおりである。

表 3-8 カンボジアにおける会計・監査基準

カンボジア会計基準 (Cambodian Accounting Standards : CAS)	カンボジア監査基準 (Cambodian Standards of Auditing : CSA)
1. 財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements)	1. 財務諸表監査の目的及び基本原則 (Objective and General Principles Governing and Audit of Financial Statements)
2. 棚卸資産 (Inventories)	2. 監査契約条件 (Term of Audit Engagements)
3. 現金勘定計算書 (Cash Flow Statements)	3. 監査調書 (Documentation)
4. 会計方針、会計推計と過誤の変更 (Accounting Policies、Changes in Accounting Estimates and Errors)	4. 虚偽記載及び誤謬 (Fraud and Error)
5. 後発事象 (Events After the Balance Sheet Date)	5. 監査計画 (Planning)
6. 建設契約 (Construction Contracts)	6. 監査上の重要性 (Audit Materiality)
7. 法人税等 (Income Taxes)	7. 監査証拠 (Audit Evidence)
8. 有形固定資産 (Property、Plant and Equipment)	8. 後発事象 (Subsequent Events)
9. リース (Leases)	9. 継続企業の前提 (Going Concern)
10. 収益認識基準 (Revenue)	10. 監査報告書の記載 (The Auditor's Report on Financial Statements)
11. 外貨レート変更に伴う影響 (The Effects of Changes in Foreign Currency Rates)	財務諸表基準 (Financial Reporting Standards : CFRS)
12. 借り入れコスト (Borrowing Costs)	1. 保険契約 (Insurance Contracts)
13. 関係当事者との取引 (Related Party Disclosures)	2. 財務証書：開示 (Financial Instruments: Disclosures)
14. 連結及び分離財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)	

15. 引当金、偶発債務及び資産 (Provisions、Contingent Liabilities and Contingent Asset)	
16. 無形固定資産 (Intangible Assets)	
17. 投資資産 (Investment Property)	
18. 農業 (Agriculture)	

出所：国家会計評議会 (NAC)

「経済財務省令 No.643 財務諸表の監査義務について (Prakas #643.MEF on Obligation to Submit Financial Statements to be Audited)」の中で、カンボジアの存在する全ての企業は、自然人か法人かに拘わらず、またカンボジア企業か外国企業かに拘わらず、次の3つの範疇のうち2つに該当する場合には、各会計年度の財務諸表を KICPAA に登録している独立した監査士に提出し、監査を受ける義務を有するとしている。すべての適格投資プロジェクトについても同様の義務が課せられている。

- 年間売上が 30 億リエル (約 75 万ドル) を超える場合
- 監査年度の資産平均価格が 20 億リエル (約 50 万ドル) を超える場合
- 監査年度における平均従業員数が 100 人を超える場合

(4) 金融/外国為替

カンボジアは金融市場及び外国為替の自由化に向けて進んでいる。各セクターの現況は下記の通り。

1) 銀行

2013 年現在、カンボジアには、33 の外国銀行の支店を含む商業銀行、7 つの専門銀行、37 のマイクロ・ファイナンス機関が存在しており、それ以外に 5 つの外資系銀行の駐在員事務所がある。資金の国際的移動、信用状の発行、外国為替サービス等が行なわれているが、不動産担保の提供を伴わない借入は難しく、カンボジア国外に比して、借入期間は一般に短期で、かつ借入利率は高率である。

2) 金融リース

2009 年 6 月 20 日に「金融リース法 (Law on Financial Lease)」が施行されたが、同法の目的は金融リースに係る当事者全ての権利と義務を定め、それら権利を擁護するための方策を規定することにある (同法第 1 条)。この法律はカンボジアにおける動産の金融リースにのみ適用される (同法第 3 条)。

カンボジア証券取引所 (Cambodia Stock Exchange : CSX) は、2010 年 2 月 23 日にカンボジア経済財務省が 55%を、韓国証券取引所が 45%を保有する合弁会社として設立され、2011 年 7 月 11 日にはカンボジア証券取引委員会から証券市場の運営、交換・清算手段、株式保管業務に関する認可を取得し、プノンペン水道公社が上場した 2012 年 4 月から証券取引を開始した。

3) 保険

保険の管理、保険加入者の正当な権利の保護、保険業に対する管理と統制の強化、保険業発展への寄与を目的とする「保険法 (Law on Insurance)」が 2000 年 6 月 20 日に成立している (同法第 1 条)。カンボジアにおいては、保険会社、保険代理店及び保険ブローカーのみが保険業を営むことができる (同法第 4 条)。

4) 外国為替

1997年9月の「外国為替法 (Law on the Foreign Exchange)」は、カンボジアの居住者は誰でもリエルと米ドルの銀行口座を開設できるとしている。また居住者は自由に外貨を保有できる (同法第7条)。カンボジアでは米ドルが広く流通しており、主な支払い形態は小切手である。

同法はまた、公認銀行を通じた「外国為替取引には一切の制限を加えない (同法第5条)」旨規定しているが、公認銀行は1万米ドル以上の送金については、その都度の送金額をカンボジア国立銀行へ届け出ることになっている (同法第17条)。

現地銀行でも外資系銀行でもリエルを借り入れることができる。しかしカンボジア国立銀行の年報によると、カンボジアでは米ドルが広く流通しているため、現地貨での借り入れは珍しい。その結果、海外の銀行から外貨を借り入れることが一般的である。また、カンボジア国内で適用される高い貸出金利を避けるため、親会社からの親子ローンが資金調達として利用されている。

(5) 貿易/物流

2000年1月に「商業会社の貿易業務に関する省令 (Prakas on Trading Activities of Commercial Companies)」が商業省により発出され、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが可能になっている (同令第1条)。ただし「改正投資の施行に関する政令 No.111」により、商業行為、輸入、輸出、卸業、小売業、免税店等への投資については投資優遇措置が適用されないことが規定されている。 (同令付属文書 I, Section 2)。

また、「税関法」が2007年7月25日に施行されたが、同法の目的は下記の通りである (同法第1条)。

- 輸入及び輸出貨物に係る管理並びに関税、内国税及び手数料の徴収する権限を付与すること
- 輸入及び輸出貨物の運送、蔵置並びに積替えに係る管理を行う権限を付与すること
- 不正行為及び密輸を防止並びに摘発すること
- カンボジア王国政府の国際通商政策に寄与すること
- 税関の管理及び貿易円滑化に係る国際標準並びにベスト・プラクティスの適用を促進すること

全ての外国企業は商業省に登録している限りにおいて、自由に輸出入業務を行うことができる。輸入規制は一部の例外 (例：タイヤや右ハンドルの中古自動車など) を除いて撤廃されている。医療関係品は輸入許可が必要である。カンボジアからの輸出は骨董品、麻薬などに一部輸出禁止/規制があるが、概ね自由に行われている。天然ゴム等に関しては原則10%以下の輸出税が課せられる。また、商業省は縫製品などの輸出に対して輸出管理費 (Export management tax) を徴収している。

外為取引は自由化されており、決算通貨や決算手段に係る規制はない。但しすべての越境外為取引はカンボジアで営業する公認銀行を通じて行わなければならない。決済通貨は米ドルが一般的であり、輸出入に係る決算手段は信用状 (L/C) が主流である。輸入代金の支払いに関する中央銀行の規制はなく、輸出による獲得外貨の国内における保有・取引も自由に認められる。

カンボジアでは、貿易・通関手続きの簡素化のために「天使通関システム (ASYCUDA)」

と新しい通関申請書である「単一管理書類 (SAD)」が導入され、シハヌークビル港やプノンペン国際空港などの税関で適用されている。通関に際し、輸入業者は所定の輸入申請書を関税局に提出し、承認されたインボイス (公印と付記をしたもの)、パッキングリスト、船荷証券 (B/L)、原産地証明書 (必要な場合) 等を痛感する税関へ提出する。

カンボジアは後発開発途上国として、米国、EU、その他先進国によって最恵国待遇 (Most Favored Nation : MFN) を与えられている。おり、さらに EU 向けには、EU の後発開発途上国向け一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences: GSP) のひとつで、2001 年 2 月からカンボジアに適用され始めた EBA (Everything-But-Arms Initiative) 制度の下で、関税及び輸入割当て免除の輸出を認められている。米国及び日本についても、一般特惠関税制度が認められている。

(6) 労働

カンボジアにおける労使関係、雇用、労働条件その他の労働関連事項は、憲法及び 1997 年の「労働法 (Labor Law)」によって定められている。1997 年 3 月に制定された労働法は、社会主義的色彩の濃かった 1992 年労働法に大幅な修正を加えたもので、非常に自由主義的であり、労働者や組合の権利を尊重したものとなっている。

各種労働関連法の下、作業員の労働時間は 1 日 8 時間または 1 週間に 48 時間を越えることができないとされている。また、1 週間に 1 日 (24 時間) の週給を与えなければならず、同一の労働者を週に 6 日を越えて労働させることはできない。更に全ての作業員は金属 1 ヶ月につき 1.5 日の有給休暇を取得できる。残業には通常賃金の 50% 増し、夜間 (22:00-5:00) 及び週給時に行われる場合には 100% 増しとなる。

縫製、繊維、製靴セクターにおいて、最低賃金は健康手当 (5 米ドル) を含め月額 81 米ドルである。それに加え、皆勤出勤手当 (10 米ドル)、通勤・家賃手当 (7 米ドル) を支払わなければならない。

有期雇用契約の場合、(i)被雇用者が重大な不正行為をした場合、(ii)労働検査官の立会いの下で書面での合意が為され、両者が署名した場合、(iii)不可抗力 (病気、死亡、天災など) の場合は契約を終了することができる。無期雇用契約の場合、被雇用者の能力や技術の問題を事前通知することで契約を終了することができる。但し、客観的に能力や技日不足を証明することは難しい。

労働法上では最小 8 人を常時雇用する全ての企業や団体においては、全ての労働者の代表として組合代表委員を選出する必要がある。但し実態では、労働組合を組織せず、多くの進出日系企業でも労働組合は存在しない。労使間での紛争の際には、労働省参加の仲裁委員会 (Arbitration committee) に仲裁を求めるのが望ましい。仲裁決定を拒否する場合に、ストライキなどを行う権利は保障される。

(7) インフラ/エネルギー/環境 (PPP 含む)

「使用・開発・探査コンセッション」を対象に「コンセッション法 (Law on Concession)」が 2007 年 10 月 19 日に制定された。この法律は公共の利益と国家の経済的・社会的目的を達成するために、カンボジアにおける民間資本によるプロジェクトの実施を奨励し促進することを目的にしたものである。「コンセッション法」は第 5 条に規定されるコンセッションに適用されるが、コンセッションはコンセッション契約により供与される。

1) 電力

2001年2月に電力セクターの規制のために電力法（The Electricity Law）が公布され、電力供給事業に関する監督・調整を行なう法的組織としてカンボジア電力公社（Electricity Authority of Cambodia : EAC）が設立された。カンボジアでは電力は下記の機関によって発電及び配電が行われている。

- 国営企業である EDC（Electricite du Cambodge）
- 州都における独立系電力事業者（Independent Power Producers : IPP）を含む民間業者
- 小都市における小規模認可業者
- 農村部における地方電気事業者（Rural Electricity Enterprises : REE）

2) 通信

カンボジアにおける電気通信分野の政策及び規制の策定を担当しているのは郵政・電気通信省（MPTC）はである。郵電省は電話の固定回線も運営していたが、電気通信部門を分離して、40.3 百万米ドル相当の総資産と 700 名の従業員を擁する公企業“Telecom Cambodia”を 2006 年 1 月に設立し、市外局番「023」に関連するサービスを提供している。同社は、近い将来カンボジア証券取引所（CSE）に上場するようにカンボジア政府から指示されている。

また、通信規制に係る機能についても、「カンボジア通信監督機構の設立」に関する勅許 ns/rkt/0312/175 に基づき、2012 年 9 月 20 日に新たに設立されたカンボジア通信監督機構が担うこととなり、郵政・電気通信省の現在の主な役割は、政策・戦略的開発計画策定および通信セクターにおける国際協力の実施となっている。

3) 航空

現在、カンボジアの 11 の空港のうち、定期便が利用できるのはプノンペン国際空港（Phnom Penh International Airport : PPIA）、シェムリアップ国際空港（Siem Reap International Airport : SRIA）とシハヌーク国際空港の三つである。

フランスのヴィンシー（Vinci）が 70%、マレーシア・カンボジアの合弁会社であるムヒバ・マステロン（Muhibbah Masteron）が 30%を保有する民間の共同企業体である“Société Concessionnaire des l’Aéroports（SCA）”は、1995 年に PPIA、2001 年に SRIA、2006 年にシハヌーク国際空港（Sihanouk International Airport）の BOT コンセッション（25 年間）をそれぞれ取得した。SCA の 100%子会社であるカンボジア空港マネジメント・サービス社（CAMS）が、上記 3 つの空港を運営している。カンボンチュナン空港以外の空港は全て国内航空国家事務局（SSCA）が管理している。

4) 経済特別区

経済振興区・地域の概念をカンボジアに導入する検討は 1960 年代に既に始まっていたが、2005 年 12 月に経済特別区（経済特区）制度が初めてカンボジアへ導入されることになった。2005 年 12 月 29 日付け「CDC の組織と機能に関する政令 No.147（Sub-Decree No.147 on the Organization and Functioning of the CDC）」によって CDC の組織が改組され、経済特区制度を運用管理するためのカンボジア経済特別区委員会（Cambodian Special Economic Zone Board : CSEZB）」と称される新しい組織が誕生した。さらに同日付けで、経済特区制度の詳細を定めた「経済特区の設置と運営に関する政令 No.148（Sub-Decree No. 148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone）（経済特区政令）」（政令条文は本書付属資料 V に掲

載)が発表されている。さらに2008年になってCDCは「経済特区法」の草案を起草したとされており、現在政府部内でその成立に向け検討がなされているものと見られる。

現在カンボジアには25のSEZが許可されており、それらはプノンペン郊外、シハヌークビル港近郊、ベトナムとの国境周辺、タイとの国境周辺に集積している。しかしながら、2012年12月現在運営されているものは7つにすぎない。

5) 環境

1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律(Law on Environment Protection and Natural Resource Management : LEPNRM)」が制定され、引き続き1999年には「固形廃棄物の管理に関する政令(Sub-Decree on Management of Solid Waste)」と「水質汚染管理に関する政令(Sub-Decree on the Water Pollution Control)」が、また2000年には「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令(Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance)」が公布されている。環境基準の数値標準は各政令に記載されているが、周辺諸国と比べて非常に厳しいものとなっている。

(8) その他(消費者保護、競争法など)

次のような目的のため「カンボジア標準法」が2007年6月23日に公布されている(第2条)。この法律は、標準、品質保証、及びそれらに関連する全ての活動を対象とするものである。

- a) 製品、サービス、経営品質の向上
- b) 生産効率の向上と合理化
- c) 公正で簡素化された貿易の確立
- d) 製品使用の合理化
- e) 消費者保護と公共の福祉の強化

カンボジア政府は知財権に関する一連の法制整備に努力を重ねてきており、その知財権保護に関する法制度は大きな進歩を遂げると共に、WTO加盟時の義務履行を果たしてきている。今までに制定された知財保護に関する法律には下記のものがある。

- 2002年「商標・名称・不公正競争に関する法律(Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition)」
- 2003年「著作権及び関連する権利に関する法律(Law on the Copyright and Related Rights)」
- 2003年「特許、実用新案、工業に関するデザイン法(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)」
- 2008年「畜産家の権利及び植物種の保護に関する法律(Law on Breeder Rights and Plant varieties Protection)」

さらに次のような法律の制定に向けて政府は努力を重ねているところである。

- 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律(Law on the Protection of Undisclosed Information and Trade Secret)」
- 「IC配列設計の保護に関する法律(Law on the Protection of Layout Design of IC)」
- 「地理表示の保護に関する法律(Law on the Protection of Geographical Indications)」

3.3.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム

カンボジアでは、様々な国際機関やドナーが司法セクターに関連するプログラムを実施してきている。CDC 傘下のカンボジア復興開発委員会によると、現在下表の通り 18 つの関連プロジェクトが実施されている。

表 3-9 カンボジアの司法セクターに関連するプロジェクト

No	ドナー名	プロジェクト名	開始時期	終了時期
1	オーストラリア	カンボジアのコミュニティ裁判に関する支援パートナーシップ(Cambodia Community Justice Assistance Partnership (CCJAP))	2012年7月1日	2016年6月30日
2	オーストラリア	法律運用協力プログラム(Law Enforcement Cooperation Program)	2008年1月1日	2015年12月31日
3	オーストラリア	クメール・ルージュ裁判の支援(Support to Khmer Rouge Tribunal)	2004年6月24日	2013年6月30日
4	カナダ	司法セクター支援を通じた司法へのアクセスの向上(Strengthening Access to Justice through Legal Sector Development)	2008年7月1日	2014年6月30日
5	EU/EC	司法基盤の構築(Building foundation for justice)	2013年1月1日	2014年12月31日
6	EU/EC	司法省への子どもの権利に関する専門家派遣：子どもの権利に関する司法省の能力強化支援(Child Rights Advisor to Ministry of Justice: Support to Strengthening the capacity of ministry officials on child rights)	2012年10月22日	2013年3月31日
7	EU/EC	法令のデータベース構築及びカンボジアの方の役割及び人権強化のための報告書の発表(Establishment of a Database of Legal and Regulation Texts and Dissemination of Thematic Reports for the Strengthening of the Rule of Law and Human Rights in Cambodia)	2009年12月18日	2013年12月18日
8	EU/EC	法律による子供の保護の向上(Improved protection for children in conflict with the law)	2011年1月1日	2014年1月1日
9	EU/EC	カンボジアでの拷問防止と刑務所環境の向上(Prevent Torture and Improve Prison Conditions in Cambodia)	2012年1月1日	2013年12月31日
10	EU/EC	遠隔にいる先住者の投票者としての「声」の促進(Promoting Voters' Voice in Remote and Indigenous Communes)	2011年1月1日	2013年1月1日
11	EU/EC	カンボジア特別裁判の支援(Support to the Extraordinary Chambers of the Courts of Cambodia (ECCC) -National contribution)	2010年7月23日	2012年1月1日
12	EU/EC	特に土地、女性の権利に焦点を当てつつ、貧困層や弱者に司法へのアクセスを提供するための共同支援(Working together to provide access to justice for the poor and vulnerable in Cambodia, with a particular focus on land and women's rights)	2013年1月1日	2015年12月31日
13	フランス	クメール・ルージュ裁判の支援(Support to Khmer Rouge Tribunal)	2005年5月6日	2013年12月31日
14	ドイツ	カンボジア女性のための司法へのアクセス(Access to Justice for Women in Cambodia)	2010年12月1日	2014年6月30日
15	日本	法制度整備プロジェクト(フェーズ4)(Legal and Judicial Development Project (Phase IV))	2012年4月2日	2017年3月31日

No	ドナー名	プロジェクト名	開始時期	終了時期
16	韓国	上級裁判員のための司法研修プログラム (Multi-year Training Program on Judicial for the Senior Judges (2012-2014))	2012年1月1日	2014年12月31日
17	スウェーデン	カンボジアの議会機関(Parliamentary Institute of Cambodia 2011-2014)	2011年10月1日	2014年12月31日
18	アメリカ	政治的、経済的統治の向上(Improved Political and Economic Governance)	2005年10月13日	2013年9月30日

出所：カンボジア復興開発委員会

上記プロジェクト以外にも、他のドナー（世銀、IMF、UNDP など）が商事契約法、破産法、商事裁判法等の法案支援を行っている。更にはカンボジアの司法改革を進めるために司法セクターの調査団や視察団が多く訪問している。

(1) 司法改革に関する JICA の調査プロジェクト

JICA はカンボジアにおける司法改革を進めている主要ドナーの1つであり、主な関連調査/プロジェクトは下記のとおりである。

表 3-10 司法改革に関する JICA の調査/プロジェクト一覧

調査/プロジェクト名	形態	実施期間
法制度整備プロジェクト（フェーズ1）	技協	1999年3月-2003年3月
シハヌークビル港経済特別区開発事業	有償	2008年3月-2014年7月
法制度整備プロジェクト（フェーズ2）	技協	2004年4月-2008年4月
法制度整備プロジェクト（フェーズ3）	技協	2008年4月-2012年3月
カンボジア日本人材開発センター（フェーズ2）	技協	2009年4月-2014年4月
カンボジア国開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト	技協	2010年12月-2013年3月
カンボジア工科大学教育能力向上プロジェクト	技協	2011年10月-2015年10月
租税総局能力強化プロジェクト	技協	2011年9月-2014年9月
法制度整備プロジェクト（フェーズ4）	技協	2012年4月-2017年4月
カンボジア国投資法改正・SEZ 法制定に関する情報収集・確認調査	調査	2013年5月-2014年3月

出所：JICA 調査団作成

上記の調査/プロジェクトの中から本調査に最も関連が深いと思われる 1) 法制度整備プロジェクト及び 2) カンボジア国投資法改正・SEZ 法制定に関する情報収集・確認調査について、下記の通り概要を記述する。

1) 法制度整備プロジェクト

カンボジア国の市場経済化に沿った法制度整備のために、JICA は民法および民事訴訟法に関する支援チームを組成し、民事関連法令に関する起草支援を行った。法制度整備プロジェクトフェーズ1（1999年3月-2003年3月）においては、日・カ合同チームが協力して、民法・民事訴訟法起草作業を実施した。

法制度整備プロジェクトフェーズ2（2004年4月-2008年4月）においては、民法および民事訴訟法法案の立法化を支援し、更に施行細則や関連法規に係る起草支援を行った。更に、カウンターパートの民法および民事訴訟法法令に対する習熟度を上げる目的で、日本人専門家グループにより、民法および民事訴訟法の内容を条項ごとに説明したテキストも作成された。法制度整備プロジェクトフェーズ3（2008年4月-2012年3月）においては、民法および民事訴訟法の関連法規に関し引き続き起草支援を行うとともに、当該法令に関する普及促進活動を実施した。更に、司法省職員の能力強化支援を継続して行った。

現在、実施中の法制度整備プロジェクトフェーズ4（2012年4月-2017年3月）においては、司法省内および他省庁からの民法および民事訴訟法に関する問い合わせに適切に回答できるよう、司法省職員の能力強化を行っている。また、抵当権や担保等の概念等法律が適切に運用されるために必要となる知識の普及・啓蒙活動も併せて実施している。

2) カンボジア国投資法改正・SEZ 法制定に関する情報収集・確認調査

「1994年投資法」は、投資優遇措置の付与に際して、恣意性を許す余地があったことから海外投資家の間で不平や不満が高まっていた。係る状況に対応するために、カンボジア国政府は世界銀行とIMFの支援を得て、2003年3月に「投資法の改正に関する法律（以下、「改正投資法」）」を制定した。更に、2005年12月には、特に製造業を中心とする外国投資促進の手段として経済特別区（以下、「SEZ」）制度を導入し、併せてSEZの開発・投資管轄する組織である「カンボジアSEZ委員会（以下、「CSEZB」）」をカンボジア開発評議会（以下、「CDC」）内に設置した。

2015年のアセアン経済共同体の発足に伴うタイ・ミャンマー・ベトナム等近隣諸国との外国投資誘致競争に備えるため、現在、カンボジア政府は更なる投資環境の整備と産業の多角化を目指している。これらの政策に対応するため、カンボジア国政府はCDCを中心に投資優遇措置や投資認可手続きの見直しを図るために改正投資法の再改正を行うこととした。さらに、SEZへの外国投資拡大を図るためには、投資誘致・促進策の一層の改善を図る必要もあることから、SEZ法の制定も行うこととした。

掛かる状況に鑑み、JICAは2013年5月から2014年3月にかけて、投資法改正およびSEZ法制定に関する原案作成を支援した。

(2) 司法改革に関するADBの調査プロジェクト

1) カンボジアにおけるPPP支援並びにPPP開発プロジェクト

カンボジアの今後の経済発展のためには新規または改修事業による更なるインフラ整備が必要であるが、現在の政府予算とODAによる支援資金だけでは、これらのニーズに十分に答えられないのが現状である。PPPによるインフラ投資に資する環境改善のため、ADBとAFDは2011年12月から2013年12月にかけて「カンボジアにおけるPPP支援」を実施した。この調査を通じて、PPPに関する法的枠組みのギャップや人材不足等の課題が明らかになり、制度構築、中でもPPP政策、法的枠組み、制度構築の分野での支援の必要性が確認された。

この結果を踏まえて、ADB は 2012 年 12 月から 2014 年 9 月にかけて「PPP 開発プロジェクト」を実施することを決定し、現在も実施中である。当該プロジェクトでは、特に PPP ユニット、RMU、PDF、VGF 等 PPP 環境整備に資する提案を作成中である。また、PPP プロジェクトの実行可能性を検証する手法や準備・運営のための枠組み作りも支援している。

2) 金融セクタープログラム

ADB は 1999 年からカンボジアにおける金融セクター改革を支援している。その中で、カンボジア国政府は 10 年間の金融セクター開発戦略 (FSDS 2001-2010) を策定し、更に同戦略は 2006 年に金融セクター開発戦略 (FSDS 2006-2015) として改訂された。

上述の改訂された金融セクター開発戦略の枠組みの中で、ADB は 2001 年 7 月から 2007 年 10 月まで金融セクタープログラム (フェーズ 1) を実施した。フェーズ 1 では 1) 銀行の仲介機能の向上と監督機能の強化、2) 保険開発を支援する法的基盤の確立、3) 商業、金融活動に必要な法律の制定、4) 国際基準に則った会計監査業務と金融セクター内でのベストプラクティスの推進、5) 支援機関の設立とその能力向上に焦点を当てた。

フェーズ 1 に引き続き、2006 年 9 月から 2010 年 9 月にかけて実際されたフェーズ 2 においては、資源の流通と持続可能な経済成長を可能にする市場ベースの金融システムが構築されることが期待された。そのため、フェーズ 2 では、1) 支払い、清算、調停制度の向上を通じた金融仲介機能の強化、2) 銀行業及び金融業法並びに関連法令の改正・修正を通じた金融セクターの安定、3) 反資金洗浄・金融テロ撲滅という国際的なイニシアティブの実行によるガバナンスの改善、について支援が実施された。

現在実施中のフェーズ 3 では (2011 年 11 月-2014 年 9 月) では、フェーズ 2 で開始された改革プログラムを完了し、更に運用面での強化を図るとともに、新たに金融リース、資本市場、年金基金に係る改革について支援が行われている。

3.4. バングラデシュのビジネス法制度概要

3.4.1. 法制度の概要

(1) 法体系・ヒエラルキー

現在のバングラデシュの法制度・システムはインドの法体系と英国の法体系双方から影響を受けている部分と、バングラデシュ独自に発達してきた部分とが混在している。特に英国から判例法体系が導入された英領インド時代の影響は強く、同時代の諸法律には現行法として存在するものがいくつかあるだけでなく、バングラデシュ司法部によってイギリス、インド、パキスタンの判例が引用されている (ただしバングラデシュではバングラデシュ最高裁判所の判決にのみ先例拘束力がある (憲法 111 条))⁷。

1972 年の憲法を最高法規とし、議会で定められる Act (狭義の法律)、政府が定める Ordinance (命令)、Presidential Order (大統領令) が存在し、その下でさらに詳細な手続き等が Rule (規則) やとして規定される。これら制定法に加え、前述のように憲法 111 条に基づき判例法、慣習法もバングラデシュにおける法源として扱われる。

⁷ 出所: Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs web, および
佐藤創 (2007) 「バングラデシュにおける公益訴訟の展開」『アジア経済』XLVIII-3 (2007.3) ., p. 2

政治的・社会的・経済的变化に対応するために多くの法改廃が行われており、Bangladesh Code⁸ Volumes I-XI は 1836 年-1938 年間の法を包括するものとして発行されたが、それ以降はリーダーシップや人的資源、組織的支援の欠如により放置されていた。その後、2001-2007 年の BNP 政権のもと、カナダ開発援助機関(CIDA)の支援を受け Bangladesh Code の編纂作業が進められ、Act、Ordinance、Presidential Order については一定の成果をみたが、それらの更新や Rule や Regulation 以下の法源については未整備となっている。

また、1987 年までは全ての法が英語で制定されていたが、「Bangla Bhasha Procholon Ain, 1987 (Act No. 2 of 1987, The Introduction of Bengali Language Act)」の制定により、それ以降の法は基本的にすべてベンガル語で制定され、英語については特定の法について、法務省等による公定訳が出されることとなった (the Trade Mark Act, 2009, the Right to Information Act, 2009, the Money Laundering Prevention Act, 2009 等)。現政府は、UNDP 支援のもと「Access to Justice Project」と題し、Bangladesh Code の翻訳を進めている。

(2) 立法制度 (legislative system)⁹

立法府はベンガル語で Jatiyo Shangsad、英語で House of the Nation とされ、一般的には議会 (Parliament) と呼ばれる。バングラデシュ議会は一院制であり、各選挙区から選出された 300 名の代表と、特別な手続きによって選出された 50 名の女性代表の 350 名で構成される。後者の 50 名特別枠は第 9 回議会開催から 10 年間継続されることになっている。議会の任期は 5 年間であるが、大統領はそれ以前に議会を解散する権限を持つ¹⁰。

議会の役割は、法律の制定、税と公共支出に関する同意 (consent)、政府のアカウンタビリティ確保の 3 つであるとされる。最も基本的な法律の制定については、議会の立法権は絶対ではなく、大統領が定める有効期間限定の Ordinance が存在しており、また法案は大統領の assent (承認) が手続きとして要請されている。

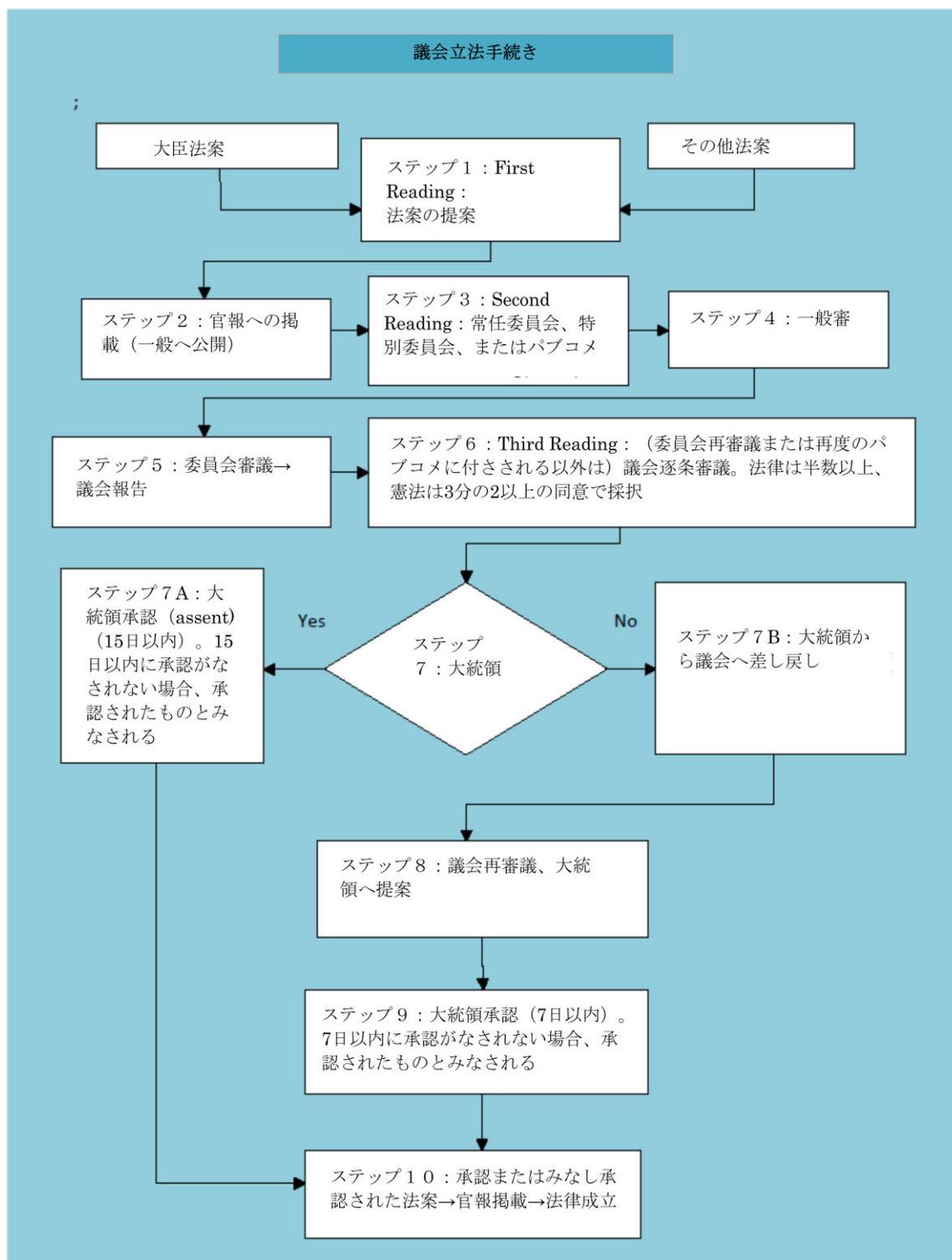
法案は大臣が出す場合も、それ以外の議員が出す場合もあり、提案 (introduction)、検討 (consideration)、通過 (passing) の 3 つの段階を経て法律となる。その過程で特定の委員会が召集されることも頻繁にみられる¹¹。具体的な手続きを示したのが以下の図である。

⁸ 出所 : Md. Ershadul Karim (2013) A Research Guide to the Legal System of the Peoples' Republic of Bangladesh
<http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bangladesh1.htm>

⁹ 出所 : Bangladesh Parliament web, Functions and Procedures of Parliament, at
<http://www.parliament.gov.bd/index.php/en/about-parliament/functions-and-procedures-of-parliament>,

¹⁰ 出所 : Bangladesh Parliament web, Name and Composition of Parliament, at
<http://www.parliament.gov.bd/index.php/en/about-parliament/name-and-composition-of-parliament>,

¹¹ 出所 : Bangladesh Parliament web, 9th Parliament Committees Name, at
<http://www.parliament.gov.bd/index.php/en/parliamentary-business/committees/list-of-committees/name-of-committees-for-9th-parliament-english>,



出所：Parliament of Bangladesh web, Legislative Process in Bangladesh Parliament, at

図 3-6 議会立法手続き

(3) 司法制度

バングラデシュの裁判所は、最高裁判所のもと、下級裁判所や特別裁判所が設置されている。両裁判所は民事訴訟と刑事訴訟の審理を行う。最高裁判所とは別組織の高等裁判所は存在せず、最

高裁判所の中に上訴部（Appellate Division）と高裁部（High Court Division）が設置されている。上訴部は高裁部での判決、各種判断に対する上告審議・判決に管轄を有し、判断内容は下位の裁判所に対し法的拘束力を有する。高裁部は下位の裁判所からの控訴審議に加え、裁判所が発した令状の適用に関する訴訟（令状訴訟）（憲法 102 条）等の独自の事項管轄を有する¹²。下級裁判所は大きく民事裁判所と刑事裁判所に分類され、前者は the Civil Courts Act of 1997 によって、後者は the Code of Criminal Procedure, 1898 (V of 1898) に法的根拠を持つ¹³。

これら立法・司法制度に係る管轄機関としては、法務省（Law Ministry）が、最高裁判所、下級裁判所、行政裁判所他各種特別裁判所、司法長官局、検察、弁護士委員会（Bar Commission）等司法関係組織の事務局機能を担う。立法過程においてもすべての法案審議（国際条約含む）、法令規則の発行、法解釈等において諮問（consultation）を行う権限を有する¹⁴。また、地方においては Salish¹⁵ と呼ばれる伝統的な非公式仲裁制度が存在し、地元特有の事情を考慮できるため、発生した紛争のうち 60-70% が Salish を通じて解決されているともいわれる。各コミュニティの指導者で構成され、規模は事例に応じて様々となっている。

3.4.2. ビジネス関連法規制の概要

バングラデシュにおける外国投資に関する政策枠組みは、外国民間投資法（促進・保護）（1980 年）がベースとなっている。同法は、外国投資と現地投資の間の無差別性、国家による収用からの外国企業の保護、外国企業の株式の売却益および収益の本国への送還の確保を打ち出している。かかる待遇は、外国投資の促進および保護の目的で、二国間投資協定（日本との二国間投資協定を含む）においても規定されている。外国直接投資の促進に関するその他の関連法・規則に、輸出加工区庁法（1980 年）、投資庁法（1989 年）、民間輸出加工区庁法（1996 年）、経済特区法（2010 年）がある。

バングラデシュにおけるビジネス関連法・規則のマッピングは、以下の情報源を活用して実施した。

- ・ ビジネス関連法・規則に関するバングラデシュ投資庁（BOI）のウェブサイト¹⁶
- ・ バングラデシュ法務省（立法および議会問題局）のウェブサイト¹⁷
- ・ バングラデシュ銀行のウェブサイト¹⁸
- ・ 国際労働機関（ILO）のウェブサイト¹⁹

¹² 出所：Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs web, The Supreme Court, at <http://www.minlaw.gov.bd/supremecourt.htm>.

¹³ 出所：NYU web, Md. Ershadul Karim (2013) A Research Guide to the Legal System of the Peoples' Republic of Bangladesh, at <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Bangladesh1.htm>

¹⁴ 出所：Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs web, About us, at <http://www.minlaw.gov.bd/aboutus.htm>.

¹⁵ 出所：UNDP (2002) Human Security in Bangladesh, Chapter 6, p. 92.

¹⁶ http://www.boi.gov.bd/?option=com_businesslaws

¹⁷ <http://bdlaws.minlaw.gov.bd/index.php?page=html&language=english>

¹⁸ <http://www.bb.org.bd/aboutus/regulationguideline/guidelist.php>

<http://www.bb.org.bd/fnansys/paymentsys/framework.php>

¹⁹ http://www.ilo.org/global/about-the-ilo/media-centre/statements-and-speeches/WCMS_218067/lang--en/index.htm

- ・ 現地の法律事務所からのインプット

本調査において特に関わりがあるビジネス関連の法令・規則および政策を以下表にとりまとめた。投資家からみた主な特徴として、法律・規則は整備されてきているが、明確化、予測性の向上および透明性の強化の観点から改善の余地があり、今後の整備が望まれる。

表 3-11 ビジネス関連法および規則

	分野	法律	規則／政策／計画
1	投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国民間投資法（促進・保護）（1980年） ・ 輸出加工区庁法（1980年） ・ 民間輸出加工区庁法（1996年） ・ 経済特区法（2010年） ・ 投資庁法（1989年） ・ 商標法（1940年） ・ 特許、意匠法（1911年） ・ 著作権法（2000年） ・ 土地登記法（1908年） ・ 改正土地登記法（2004年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BOI ガイドライン（2011年） ・ BOI ハンドブックおよびガイドライン（2012年） ・ 国家産業政策（2010年） ・ BOI メモ No. BOI/NI:OSH-1/Branch-Liaison/03/2004/567 (1), dated 5th April, 2005
2	会社法／ビジネスライセンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法（1994年） ・ 証券取引法（1993年） ・ 証券取引法（1969年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引所指示（2001年） ・ 証券取引所指示（2004年） ・ 公開有限責任会社への転換および株式公募に関する通達（2013年）
3	税務／会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値税法（1991年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新付加価値税法実施計画案（2013年）
4	金融市場および外国為替	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国為替規制法（1947年） ・ 輸入政策法（2012～2015年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外為取引ガイドライン（2009年） ・ 民間外貨借入の承認に関する BOI 手続きおよびガイドライン ・ BOI 通達 ・ No. BOI/R&IM1/4(39)/81(Part)/1209
5	貿易および物流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法（1969年） ・ 付加価値税法（1991年） ・ 輸出入（管理）法（1950年） ・ 輸入政策法（2012～2015年） ・ 輸入者、輸出者、インデント法（登録）法（1981年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保税倉庫ライセンス規則（2008年）
6	労働	<ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュ労働法（2006年） ・ バングラデシュ改正労働法（2013年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BOI ガイドライン（2011年） ・ BOI ハンドブックおよびガイドライン（2012年）
7	官民連携（PPP）／インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護法（1995年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保護規則（1997年） ・ PPP に関する政策および戦略（2010年）

	分野	法律	規則／政策／計画
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 保険法（1938年） • 保険法（2010年） • バングラデシュ経済特区法（2010年） • 消費者保護法（2009年） 	<ul style="list-style-type: none"> • PPPに関する政策および戦略（2010年）

出所：各種情報源から JICA 調査団作成

1. 投資（インセンティブ、外国投資参入の制限を含む）

1) “禁止業種”と“制限業種”

国家安全保障やその他の目的で公共投資が禁止されている“禁止業種”および政府関係省庁／機関による事業許認可などが必要である“制限業種”が、2010年国家産業政策において規定されている。

表 3-12 禁止業種と制限業種

<p><禁止業種></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 武器・弾薬等の軍事産業 2. 原子力 3. 有価証券の印刷・造幣 4. 森林保護区における植林・伐採 <p><制限業種></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 深海漁業 2. 銀行・金融業 3. 保険業 4. 電気事業 5. 天然ガス・石油の採掘・精製・供給業 6. 石炭の採掘・精製・供給業 7. その他の鉱物資源の採掘・精製・供給業 8. 大規模インフラプロジェクト 9. 原油精製所 10. ガス・鉱物資源を原材料として利用する中規模および大規模企業 11. テレコムサービス 12. 衛星放送サービス 13. 航空旅客・運送業 14. 海運業 15. 港湾建設 16. Voip/IP 電話 17. 沿岸部で採取される重金属を使用する工業

出所：国家産業政策（2010年）

2) 外資参入²⁰

²⁰ 本項目は、各種 JETRO 資料を参考に、調査団がとりまとめた。

バングラデシュでは、原則、外資 100%出資が可能である。現在の法律においては、“禁止業種”および“制限業種”を除き、外国企業による 100%出資が可能である。

“制限業種”については、2010 年国家産業政策において、管轄する関係省庁が外国資本比率の上限を含む参入条件について規定することが定められている。外国投資家は、照会・相談事項がある場合、各セクター・分野を管轄する省庁に個別に問い合わせる必要があり、ワンストップサービスは整備されていない。

2-1) 製造業

原則、外資 100%出資（外国直接投資）が可能である。生産拠点として進出する場合は、輸出加工区（EPZ）に進出するか否かでビジネス立ち上げの申請および許認可の手続きが異なる。全ての企業は、商業登記所（RJSC&F）で法人登記を行った上で、EPZ 内進出の場合は、バングラデシュ輸出加工区庁（BEPZA）もしくはバングラデシュ零細・家内産業公社（BSCIC）に、それ以外はバングラデシュ投資庁（BOI）で手続きを行う。

2-2) 卸売業および小売業

外国企業による参入を禁止する法律／規則・ガイドラインの明文規定はない。したがって、外国投資家は、手続き上は、会社設立後に輸入登録証などの関連ライセンスを取得すれば卸売業および小売業の事業を行うことが可能である。しかし、現地人雇用に係る条件を満たす必要がある。

2-3) 運輸および物流業

運輸および物流業（航空旅客・運送業および海運業）は“制限業種”に分類されている。出資金額、出資比率についての規制があり、現地出資を超えてはならない（ともに 49%までが出資上限）。

3) 土地所有

外国人個人は土地の所有が認められていないが、外国企業でも会社登記すれば可能である。EPZ 内の企業は 30 年間の使用権が獲得でき、さらに 30 年間の延長が可能である。

4) 投資奨励・促進²¹

バングラデシュ政府は、1980 年代の初めに投資奨励・促進策を政策の枠組みの中に取り入れた。制度化の発端となったのは、1980 年の外国民間投資（促進・保護）法および輸出加工区庁法の制定である。グローバル経済の動向に伴い、海外・国内を問わず、民間部門の投資促進に向けた専門機関の設置の必要性が高まり、バングラデシュ政府は、投資庁法を 1989 年に制定した後、バングラデシュ投資庁を設立した。バングラデシュの主な投資奨励・促進機関は以下の 7 機関である。

²¹ 本項目は、各種 JETRO 資料および JICA 最終報告書、バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査（2012 年）等を参考に、調査団がとりまとめた。

表 3-13 投資奨励・促進機関

機関	対象分野	投資の分類
(i) バングラデシュ零細・家内産業公社 (BSCIC)	零細・家内産業	国内投資
(ii) バングラデシュ輸出加工区庁 (BEPZA)	EPZ内の輸出志向産業	国内投資および外国直接投資
(iii) バングラデシュ投資庁 (BOI)	EPZ 以外への地域での事業設立	国内投資および外国直接投資
(iv) バングラデシュ経済特区庁 (BEZA)	新規設立の工業地域	国内投資および外国直接投資
(v) 民営化委員会	公営企業の民営化	国内投資
(vi) PPP オフィス	国家および国際投資コミュニティとのパートナーシップ	国内投資および外国直接投資
(vii) 中小企業基金	技術および資金協力を通じた中小企業の促進	国内投資

出所：バングラデシュへの投資に関するハンドブックおよびガイドライン (BOI、2012年12月)

4-1) BOI

BOIは、「民間事業者の産業投資の促進に必要な設備、事業設立の支援」を目的として1989年に設立された。BOIの登録を行った外国直接投資プロジェクトは、以下の優遇措置が付与されている。5～7年の税金控除措置が享受できる。進出した地域によって法人税の免除期間が異なる。

表 3-14 BOIによる主な投資優遇措置

(i) ダッカ・チッタゴン区域 (チッタゴン丘陵地区を除く)
・免税措置：5年
最初2年：100%、その後2年：50%、最終年：25%
(ii) クルナ・シレット・ボリシャル・ラジュシャヒ区域およびチッタゴン丘陵地区
・免税措置：7年
最初3年：100%、その後3年：50%、最終年：25%
(iii) 民間電力事業者
・免税措置：15年
各年：100%
(iv) 上記(i)(ii)の対象業種

1. 繊維産業、2. 医薬産業、3. メラミン製品、4. プラスチック製品、5. セラミック製品、6. 鉄鋼製品、7. 肥料、8. 殺虫剤、9. コンピュータ・ハードウェア、10. 3つ星以上のホテル、11. 石油化学、12. 製薬原料、13. 農業機、14. 造船業、15. ボイラー、コンプレッサー製品、16. 繊維機械製造業、17. ジュート製品、18. 高付加価値衣料、19. MS Rod、20. C I Sheet、21. ダイヤモンド加工、22. 食品加工、23. 太陽エネルギー工場、24. 物理的インフラストラクチャー

a. 海・河川の港、b. コンテナターミナル／内航コンテナデポ／混載貨物駅、c. LNGターミナルと送ガスパイプライン、d. CNGターミナルと送ガスパイプライン、e. ガスパイプライン、f. 高架道路、g. 大規模上水場と配水管、h. 下水処理場、i. EPZ、j. 携帯電話以外の通信、k. モノレール、地下鉄

(v) 上記(i) (ii)に関する注意事項 (BOI、BEPZA HP より)

- 支部工場・支社 (extension unit) への適用不可
- 独立企業 (separate company) として設立された産業プロジェクトに対しては適用可能
- 免税措置を利用した企業は、税金控除となった所得のうち 30%以上を再投資に充当するか、利益の余剰 10%以上を会計年度の最後の 3 ヶ月の間に株式取引所に登録された会社に投資する必要がある
- 当該事業が投資庁 (BOI) に登録されていること
- 免税措置の適用対象であること
- 免税措置が歳入庁 (NBR) により 90 日以内に承認されており、証明されていること

出所：JICA 最終報告書、バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査 (2012 年)

4-2) BEPZA

BEPZA は、1980 年 BEPZA 法に基づいて設立され、EPZ の設置および運営を役割としている。EPZ は輸出志向型産業の経済的飛び地であり、同地内の投資家に対してインフラ設備、行政および支援サービスを提供する地域である。以下は BEPZA による主な投資優遇措置である。

表 3-15 BEPZA による主な投資優遇措置

(i) ワンストップサービス

EPZ による会社登録、営業許可証、輸出入許可の発給、就労ビザの発給などの窓口一本化による迅速なサービスの提供、および工場通関

(ii) 優遇装置

a. 法人税

2011 年の 12 月 31 日以前に設立された企業は、最長 10 年間の 100% 免税であるが、2012 年 1 月 1 日以降に設立された企業は以下のとおりに変更されている。

法人税免除：免税期間は最長 5 年に変更されている。最初 2 年：100%、その後 2 年：50%、最終年：25%

b. 建設資材の輸入免税

c. 機械設備 (オフィス機器・スペアパーツ等) の輸入免税

- d. 原材料や完成品の輸出入の免税
 - e. 二重課税の解除
 - f. 配当税の免除
 - g. GSP (Generalized System of Preferences : 一般特惠関税制度) の適用
 - h. 機械や工場での加速償却の許可
 - i. ロイヤリティ、技術料、コンサルタント料の送金許可
 - j. EU、カナダ、ノルウェー、オーストラリアなどへの関税と割当に関するフリーアクセス
- (iii) 支援サービス
- a. ビジネス：銀行、国際宅急便、消防署、郵便局、フォワードサービス、航空会社、船会社
 - b. 行政：投資家クラブ、医療センター、免税品販売所
 - c. その他：税関事務所、警察署、レストラン、健康クラブ、スポーツ施設など

出所：JICA 最終報告書、バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査 (2012 年)

バングラデシュにおける最初の EPZ は 1983 年にチッタゴンに、二番目の EPZ は 1993 年にダッカに設けられた。現在、バングラデシュ国内には以下の 8 か所に EPZ が設置されており、稼働している：1.ダッカ EPZ、2.チッタゴン EPZ、3.モングラ EPZ、4.イシワルディ EPZ、5.コミラ EPZ、6.ウッタラ EPZ、7.アダムジーEPZ、8.カルナプリ EPZ。EPZ における投資形態には 3 つのタイプがあり、100%海外資本による投資 (A タイプ)、海外資本と国内居住バングラデシュ資本による合弁出資 (B タイプ)、100%国内居住バングラデシュ資本による投資 (C タイプ) に分類される。

4-3) BEZA

BEZA は、経済特区の推進と管理監督を司る機関として首相府傘下の組織として 2011 年 11 月に新たに設立された。BEZA は、以下の 5 か所を経済特区 (SEZ) 候補に選定している。

- Mirsharai (Chittagong District)
- Anwara (Chittagong District)
- Sherpur (Moulavibazar District)
- Mongla (Bagerhat District)
- Belkuchi (Serajganj District)

BEZA によると²²、上記の 5 か所中、Mirsharai、Anwara、Sherpur については、世界銀行の支援によりフィージビリティスタディを実施しており、BEZA は同スタディの結果を受けて、SEZ 開発主体を決定するための国際入札を実施することを考えているとのことだった。開発形態は、30 年間の BOOT (Built, Own, Operate and Transfer)による純粋民間投資を検討しており、SEZ の周辺のインフラ (電力・道路・水道など) については、ドナーからのファイナンスを期待しているとの発言があった。

4-4) PPP

²² 調査団は 2013 年 10 月 24 日に BEZA と面談を行った。

PPP オフィスは、官民連携の促進を図るため首相府傘下の組織として 2010 年に設立された。政策関連の評価、上位政策との整合性、各省から提案された PPP プロジェクトの内容把握、事業詳細（価格・工期・収益性）に関する評価、アドバイス、フィージビリティスタディの費用支援、適切と判断した PPP の CCEA（Cabinet Committee on Economic Affairs）への申請を行っている。現状、PPP 法は未整備だが、英国の PFI 法等を基にドラフトが準備されている。

2. 会社法／ビジネスライセンス²³

1) 業務形態

バングラデシュでの会社設立において、外国投資家は以下の選択肢がある。

- ・ 現地法人
- ・ 支店もしくは駐在員事務所

企業がバングラデシュで事業を行う場合、国内企業がバングラデシュで設立される場合と、外国企業がバングラデシュでビジネス立ち上げの申請を行う場合がある。いずれの場合も、1994 年の会社法に則り、商業登記所（RJSC&F）で法人登記を行う必要がある。企業の分類は以下のとおりである。

表 3-16 企業の分類

(i)有限責任会社
a.株式有限責任会社
i.非公開有限責任会社
ii.公開有限責任会社
b.保証付有限会社
(ii)無限責任会社

出所：バングラデシュへの投資に関するハンドブックおよびガイドライン（BOI、2012 年 12 月）

非公開有限責任会社は、株式譲渡権利が制限され、株主の人数の制約がある。非公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 株式譲渡権利が制限される
- ・ 株主構成は、会社の従業員を除き、2～50人まで
- ・ 2人以上の株主が必要
- ・ 株式・債券の引き受け公募勧誘を行ってはならない

公開有限株式会社の主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 1994年会社法と1993年証券取引法に基づく目論見書を通じて、株式・債券の引き受け公募勧誘を行うことができる

²³ 本項目は、明示した情報元に加えて、各種 JETRO 資料も参考に、調査団がとりまとめた。

- ・ 株主構成は7人以上で上限はない
- ・ 取締役3人以上をおく
- ・ 非公開会社は公開会社に転換できる

無限責任会社および保証付有限会社は株式資本を保有することができる

2) 会社設立の手続きー産業プロジェクト／工場／プラント等の場合（この場合、日系企業で一般的なのは非公開株式有限責任会社である）

バングラデシュにおける会社設立手続きを以下のとおりまとめた。

図 3-7 会社設立の手続き（非公開株式有限会社の場合）

必要な手続き／書類	責任機関等
1.社名の承認	RJSC&F
2.銀行口座の開設（外貨建て口座と現地通貨の口座の双方）	外資系商業銀行
3.定款の作成・登録（基本定款&付随定款）	
4.借家契約書	
5. JV契約書	
	
6.会社設立承認証の取得	RJSC&F
7.中央銀行の許可 外国為替法18A（個人に対するもの）と18B（法人に対するもの）に基づく許認可取得	中央銀行（口座開設銀行経由）
	
8.営業許可証の取得	法人所在地の City Corporation
	
9.投資登録証の申請	BOI
10.納税識別番号の申請（TIN）*オンライン申請が可能	国家歳入庁 (NBR)
	
11. E-VISA／PI-VISA申請	在京バングラデシュ大

	使館／移民局
12.外国人労働許可証の取得	BOI



13. VAT登録証の申請 * マニュアルベースでの申請（オンライン申請ができない）	NBR
14.商工会への登録（オプションル）	
15.資本機材に対する輸入許可推薦状の取得	BOI



16.輸入品登録証および輸出品登録証の取得	輸出入管理庁
-----------------------	--------

出所：在バングラデシュ日本大使館より入手した資料をもとに作成

3) 支店もしくは駐在員事務所の設立

外国企業がバングラデシュに支店もしくは駐在員事務所を開設する場合、所定の申請フォームを必要な書類とともに BOI に提出しなければならない

表 3-17 支店もしくは駐在員事務所の設立手続き

<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入、署名、捺印した所定の申請フォーム ・ 親会社の基本定款&付随定款 ・ 親会社の会社設立承認証 ・ 親会社の取締役／後援者の氏名および国籍 ・ 支店もしくは駐在員事務所開設に関する取締役会決議 ・ 最新の財務年の監査済財務諸表 ・ 事務所の組織構成 ・ 事務所の業務活動リスト

出所：バングラデシュへの投資に関するハンドブックおよびガイドライン（BOI、2012年12月）

3. 税務／会計

1) 所得税

バングラデシュにおける所得税は、1984年所得税法、1984年の同施工細則および同法下の通達を根拠としている。現在、同法に代わる直接税法（2013年）が起草されている。（ドラフトは国家歳入庁のウェブサイト²⁴で閲覧が可能である。）

²⁴ http://www.nbr-bd.org/incometax_circulars/Direct_Tax_Code-2013_Draft_March-13.pdf

課税所得評価のための所得源泉は、以下の7種類と定められている。

- ・ 給与所得
- ・ 有価証券利子
- ・ 不動産所得
- ・ 農業所得
- ・ 事業所得
- ・ キャピタルゲイン
- ・ その他源泉

1-1) 法人所得税

当初何年か免税措置が適用される法人はあるが、法人所得税に関して、外国法人、内国法人の区別はない。以下表は、会社の種類に応じた法人所得税の適用率である（評価年：2012～2013年）。

表 3-18 会社の分類に応じた法人所得税の適用税率（評価年：2012～2013年）

株式上場企業 * 上場企業のうち、配当が20%を超える企業は24.75%、配当が10%を下回る企業は37.5%の税率が適用される。	27.5%
株式非上場会社（注：大部分の日系企業が該当） * 株式市場場会社がIPOを通じて最低20%の資本金を譲渡する場合、譲渡年における総税額の10%の割戻しを受ける	37.5%
<特定業種の税率>	42.5%
・ 商業銀行を除く銀行・保険業	37.5%
・ 商業銀行	42.5%
・ たばこ製造業（非上場）	35%
・ たばこ製造業（上場）	45%
・ 携帯通信業（非上場）	35%
・ 携帯通信業（上場）	35%

出所：NBR (http://www.nbr-bd.org/IncomeTax/income_tax_at_a_glance_2012-13.pdf)

1-2) 個人所得税

居住者の定義は、バングラデシュに182日以上滞在しているかどうか、もしくは直近4年以内に365日を超えて滞在している者は90日以上滞在したかどうかで判定される。これに該当しない、バングラデシュで所得がある非居住者（バングラデシュ人の非居住者を除く）は、総所得額にかかわらず、25%の最高税率が適用される。以下表は、個人所得税の適用率である（評価年：2012～2013年）。

表 3-19 個人所得税の適用税率（評価年：2012～2013年）

女性・65歳以上の男性の納税者以外の個人の適用税率
・ 最初の 2,00,000タカ 免税

・ 次の 3,00,000タカ	10%
・ 次の 4,00,000タカ	15%
・ 次の 3,00,000タカ	20%
・ 残額	25%
女性・65歳以上の男性の納税者の個人の適用税率	
・ 最初の 2,25,000タカ	免税
・ 次の 3,00,000タカ	10%
・ 次の 4,00,000タカ	15%
・ 次の 3,00,000タカ	20%
・ 残額	25%

出所：NBR (http://www.nbr-bd.org/IncomeTax/income_tax_at_a_glance_2012-13.pdf)

2) 優遇税制

EPZ内の8か所のEPZにおける優遇税制は“表3-15 BEPZAによる主な投資優遇措置”を参照。

以下の分野を対象とした、新規進出企業（製造業）に対する優遇税制措置が設定されている。

- ・ 医薬品原料
- ・ ゴムラテックス
- ・ 化学品
- ・ 電気機器
- ・ バイオ肥料
- ・ バイオ技術
- ・ ボイラー
- ・ コンプレッサー
- ・ コンピューター
- ・ 省エネ製品
- ・ 殺虫剤・農薬
- ・ 石油化学
- ・ 医薬品
- ・ 国内販売向けの加工野菜・果物
- ・ 放射能適用装置
- ・ 繊維機械
- ・ 組織移植
- ・ その他政府が官報を通じて指定する分野

ダッカ管区、チッタゴン管区（ダッカ地区、ナラヤンガンジ地区、ガジプール地区、チッタゴン地区、ランガマティ地区、バンドルボン地区、カグラチャリ地区を除く）については、5年間の優遇税制があり、1～2年目は全課税所得が免税、3年目は課税所得の60%が免税、4年目は課税所得の40%が免税、5年目は課税所得の20%が免税となる。

ラジャヒ管区、クルナ管区、シレット管区、バリサル管区およびランガマティ地区、バンドルバン地区、カグラチャリ地区については、7年間の優遇税制があり、1～2年目は全課税所得が免税、3年目は課税所得の70%が免税、4年目は課税所得の55%が免税、5年目は課税所得の40%が免税、6年目は課税所得の25%が免税、7年目は課税所得の20%が免税となる。

上記の免税措置は、2011年7月1日から2015年6月30日までの間にバングラデシュに進出した企業に適用される。

3) 付加価値税（VAT）および補足税

現行の付加価値税法は、売上税を補完する形で1991年に制定された。新法は2015年7月より施行する予定である。新法のドラフトはNBRのウェブサイト²⁵で確認できる。現行法のポイントは以下のとおりである。

- ・ VATは、商品・サービスに対して、輸入時、生産時、卸売・小売時に課される
- ・ 税率は、商品およびサービスに対して一律15%が課される
- ・ 年間売上高2百万タカ以上の全てのビジネスもしくは工業ユニットに対して15%税率が課される
- ・ 年間売上高2百万タカ未満のビジネス・工業ユニットに対しては4%の売上高税の課税が可能である
- ・ VATは一部の免税を除き、全ての国内商品・サービスに対して適用される
- ・ VATは商品やサービスの提供時に課税される
- ・ 投入に対する税金はアウトプット税との調整が可能である
- ・ 輸出に関しては免税である
- ・ 家内産業（年間売上高2百万タカ未満で資本機械が3百万タカまで）に関しては免税である
- ・ 確定申告は政府の通知に応じて毎月、四半期ごと、半年ごとに行われなければならない
- ・ 補足税は1991年VAT法に基づいて輸入時に課される（補足税はバングラデシュに贅沢品を輸入する際、バングラデシュで生産・提供される嗜好品や社会的に好ましくない商品の提供時および同類のサービス提供時に課される）。現行の補足税率は以下のとおりである。
 - 商品に対しては、20%, 35%, 65%, 100%, 250% & 350%
 - サービスに対しては、10%, 15% & 35%

4) 源泉徴収税

日本・バングラデシュ租税条約に基づき、以下のとおり以下の税率が適用される

- ・ 配当送金：15%
- ・ 利子所得：10%
- ・ ロイヤルティ、技術料：10%

4. 金融市場および外国為替²⁶

1) 外国投資家による銀行口座の開設²⁷

²⁵ ・新VAT法ドラフト(2011年時点)：http://www.nbr-bd.org/vat_pdf/Updated_Draft_on_VAT_Act_2011_English.pdf

・新VAT法の実施計画：

http://www.nbr-bd.org/vat_pdf/New_VAT_Act_Implementation_Plan.pdf

²⁶ 本項目は、明示した情報元に加えて、各種JETRO資料も参考に、調査団がとりまとめた。

1947年外国為替規制法および外為取引ガイドラインによると、非居住者は、中央銀行の事前許可なく、バングラデシュへの投資を検討している外国企業名／外国投資家による企業名にて、非居住者投資家タカ口座（NITA）を開設することができる。当該口座は、外国からバングラデシュへの送金のみが可能である。会社設立／営業開始にあたっては、通常の手続きに従って当該企業名にて新たな口座が開設できる。仮に、何らかの事情で予定していた投資／会社設立が実現しなかった場合、当該口座の残高は必要な経費を差し引いた後、中央銀行の事前承認を経ることなく本国に送金が可能である。開設した口座は直ちに解約して、外国から送金された資金の残高を新たな外貨口座・非居住者外貨口座（NFCD）に転送しなければならない。当該口座の残高は自由に海外送金ができる。外国投資家は、バングラデシュに居住している間、現地のタカ建て口座を開設・運用することができる。非居住者は、通常の手続きによる外国からの送金もしくは非居住者投資家からの外貨建口座からの振り込みにより、NITAを商業銀行など公認為替取引業者（AD）にて開設することができる。

2) 配当金および売上高の送金

JETROの情報によると、利益送金的手段として配当金送金が一般的である。1947年外国為替規制法および外為取引ガイドラインによると、配当金に関連した財務年の監査済財務諸表など必要な書類を整えた上で、非居住者のバングラデシュへの投資によって得られる配当もADを通じて送金可能である。以下について、中央銀行の事前承認は不要である。

- ・ 非居住者のバングラデシュへの投資によって得られる配当の当該非居住者への送金
- ・ 前年の累積準備金からの配当金の送金
- ・ バングラデシュ証券取引所に上場された会社の配当金および売上高（キャピタルゲインを含む）の送金

3) ロイヤルティ／技術料

1947年外国為替規制法および外為取引ガイドラインによると、企業は (i) 前年度売上高の6%を超えない額もしくは (ii) 新規事業分については、輸入機械に係るコストの6%を超えない額について、ロイヤルティ、技術料／技術支援料を事前許可なく送金することができるが、BOIへの登録が必要である。ガイドラインに合致しない取引については、BOIの事前許可が必要である。ADは、BOIへの登録／事前許可に応じて、ロイヤルティ、技術料／技術支援料を中央銀行の事前許可なく送金することができる。

4) バングラデシュで働く外国人の給与の外国送金²⁸

1947年外国為替規制法、外為取引ガイドラインによると、バングラデシュで働く外国人はADを通じて、給与の75%までを海外に送金することができる（50%上限であったが、ガイドラインの改正により75%に引き上げられた）。帰国時に全額送金可能である。

5) 外貨借入²⁹

外貨借入：

²⁷ 出所：BOI, Investing in Bangladesh, Handbook & Guidelines (December, 2012)

²⁸ 同上

²⁹ 同上

1947年外国為替規制法および外為取引ガイドラインによると、国外からの外貨借入にあたってはBOIの事前承認が必要である。外貨借入申請の承認を検討する際、BOIは中長期の借入を重視している。精査された申請は、中央銀行総裁が率いる委員会に諮られる。承認された外貨借入の元本および利息の返済は、合意された条件に基づいてADを通じて行われる。他方、EPZ内の100%外資および外資の入る合弁企業は、BOIおよび中央銀行の事前承認なく国外からの外貨借入ができる。

5. 貿易および物流

1) 貿易促進政策

商務省は貿易政策を主管し、輸出促進局はその実施機関の1つとして機能している。貿易政策の主な目的は以下のとおりである：WTO規則および近年の経済のグローバル化の動向と整合性ある自由貿易政策の促進、労働集約型産業の奨励および輸出志向型商品の開発、最先端技術およびデザインによるハイエンドな高品質の製品の開発、国際市場の多様化、輸出促進を図る新商品開発のための前方および後方連関の推進。

2) 営業許可証³⁰

営業許可証は、1983年に制定された地方自治体税規則を根拠としてバングラデシュに導入された。法人所在地の地方自治体に申請し、交付を受ける。許可証は当該法人名にて発行され、譲渡することはできない。許可証は、貿易、招集など一部の目的を除き、他の目的で利用することはできない。更新は法人所在地の税務署より交付される。

3) 輸入品登録証（IRC）および輸出品登録証（ERC）³¹

IRCを有する輸入者およびERCを有する輸出者は、価格および数量の制限なく、また、いかなる当局より許認可を取得することなく商品を輸出入することができる。輸出入管理庁長官事務所（CCIE）は、申請にあたって必要書類を受理した後、IRC/ERCを発行する。CCIEの役割は、輸出入管理法（1950年）、輸入者、輸出者、インデント（登録）法（1981年）およびReview, Appeal and Revision Order（1977年）において規定されている。IRC/ERC取得に必要な申請書類は以下のとおり。

- ・ 営業許可証
- ・ 商工会議所または関連貿易協会の会員証
- ・ 納税識別番号（TIN）
- ・ 銀行支払い能力証明書
- ・ 基本定款&付随定款および会社設立承認証（有限会社の場合）

4) 保税ライセンス³²

³⁰ バングラデシュ政府のポータルサイトより
(http://www.bangladesh.gov.bd/index.php?Itemid=27&id=30&option=com_content&task=category)

³¹ Office of the Chief Controller of Imports & Exports のウェブサイトより
(http://www.ccie.gov.bd/index.php?cmd=about_ccie&id=10#)

³² Customs Bond Commissionerate のウェブサイトより
(http://www.cbc.gov.bd/index.php?option=com_content&view=article&id=82&Itemid=72)

保税ライセンスはBonded Warehouse Licensing Rules (2008年)に基づいて発行・維持される。保税倉庫は輸出奨励目的で利用されており、繊維・皮革・靴など一部の輸出志向の製造業は保税ライセンスが取得できる。

5) 貿易支払い

JETROの情報によると、輸出入ともに、一般的には信用状 (L/C) 決済で取引されている。

輸入に関しては、L/C 決済による取引が事実上義務付けられている。IRC を有する輸入者は、銀行口座を開設した AD にて L/C 開設ができる。

6) 関税

輸入貨物に対して義務付けられていた船積前検査 (PSI) システムは、2013年7月1日より強制ではなくなった。PSI システムは、商品の提供プロセスの円滑化および歳入の増加を図る目的で導入されたが、実際にはかえってプロセスが複雑化した³³。NBR は、貿易・通関手続の簡素化のために、国際的に認知された電子通関システム (ASYCUDA) を導入している³⁴。

7) 輸入税 (6種類)³⁵

評価方法は、CIF (保険料運賃込み値段) に基づいて算定される。すなわち、輸入品の費用、輸送料、保険料を含む船積価格全体について輸入税が算定される。一般関税に加えて、調整税、補足税、VAT、前払い所得税、前払い貿易付加価値税の5種類の輸入税が課される。

6. 労働

1) バングラデシュ労働法および労働条件

労働法 (2006年) は、2013年に改正された。現行の労働法 (2013年) は、バングラデシュにおける労働関係全体をカバーしている。

EPZ においては、EPZ Workers Welfare Association and Industrial Relations Act (2010年) が施行されており、EPZ 内で適用される法律は異なる。

賃金に関しては、民間部門においては規定の給与体系は存在しない。最低賃金は、EPZ 内とそれ以外で異なる。現行の最低賃金の水準は、EPZ 外の縫製業の非熟練工で 3,000 タカ (約 37 ドル)、EPZ 内では約 39 ドル (縫製業) ~41 ドル (電気・電子) となっている。

2) ビザおよび労働許可証

外国人就労者 (工業/商業/教育/スポーツ/政府機関/民間セクター) およびバングラデシュに居住し、ビジネス活動を行う投資家は、労働許可証の取得が必須である。BOIガイドライン (2011年) Rule 5-8に基づいて、外国人就労者は、労働許可証の申請に先立って、BOIからの推薦状を伴って適切なビザを取得する必要がある。取得手続きは以下のとおり。

³³ 出所: バングラデシュ経済団体連合会との面談より (2013年10月22日)

³⁴ 出所: NBR ウェブサイトより (<http://www.nbr-bd.org/customs.html>)

³⁵ NBR ウェブサイト (<http://www.nbr-bd.org/customs.html>) および JETRO 情報より

BOI登録企業（EPZ外の企業）の場合、労働許可証および労働ビザを取得するには以下の手続きが必要である³⁶。

- a. 商用ビザでバングラデシュに入国し、法人または事務所などの登記手続きを行う
- b. E ビザ（複数回入国可のマルチかつ6カ月有効）を取得するため、BOIに対して、登記証明書を添えて駐日バングラデシュ大使館あての推薦状発行を申請する
- c. 駐日バングラデシュ大使館に、BOIから取得した推薦状を添えて、Eビザ申請を行う
- d. Eビザでバングラデシュに入国し、14日以内にBOIにて労働許可証の申請手続きを行う。労働許可証の取得まで通常4～6週間程度は必要である
- e. 労働許可証の写しが内務省に送られ、内務省管轄の特別警察と陸軍管轄の国家安全情報局による人物照会が行われる。同照会には約45日を要するため、申請者から督促したほうが良い
- f. 人物照会で問題がなければ内務省から異議なし証明書が発行されるが、取得には約5カ月を要する
- g. 上記で取得した「異議なし証明書」と「労働許可証」を添えて、移民局あてに労働ビザ（1年間有効・複数回入国可）の申請を行う
- h. 家族の場合、Eビザか労働ビザ保有者の扶養家族として長期滞在許可がおりることになる

上記e.のとおり、労働許可証の発行後、セキュリティクリアランスのため、許可証の写しが内務省に送られる。内務省は、特別警察と国家安全情報局による人物照会を経て、45日以内にセキュリティクリアランスを行う。同期間内に異議がなかった場合、クリアランスが行われたとみなすことができる³⁷。

労働許可証の期間については³⁸、外国人は当初2年間の労働許可証が発行される。最高責任者／社長の場合は、3年まで認められることがある。労働許可証の延長については、所定の手続きを経た後、通常2年間の延長が可能である。労働許可証期限が到来すると、更新しない限り自動的に失効する。また、支店や駐在員事務所の営業許可の有効期限が過ぎた場合、そこで働く外国人労働者の労働許可証の有効期間も失効する。外国人雇用者が所得税の支払いを行わずにバングラデシュを出国した場合、当該企業がこれに代わって所得税を支払わなければならない。

労働許可証の延長に関して必要な書類は、2011年BOIガイドライン（Rule 9 (c)）に規定されているとおり、前回の就労期間における所得税支払証明書である。

3) 雇用

³⁶ 出所：JETRO 資料

³⁷ 出所：BOI ガイドライン（2011年）Rule 11

³⁸ 出所：BOI ガイドライン（2011年）Rule 7

BOIガイドラインによると、雇用にあたっては、外国人従業員の労働許可証申請に先立って、採用広告を出さなければならない(バングラデシュで登記された企業のCEOの場合を除く)。当該規則に基づいて、労働許可証申請前に少なくともバングラデシュの日刊紙の1紙もしくはウェブサイトにて採用ポスト、専門分野、給与、手当を広告し、経験・スキル・学術的バックグラウンドで適切な現地人がいるかどうか確認する必要がある。

加えて、現地人雇用義務(外国人1名に対して、バングラデシュ人を5名(商業分野)ないし20名(製造分野))がBOIガイドラインで求められている。³⁹

7. インフラ (PPP を含む)

1) インフラ

バングラデシュの経済開発および外国投資において最も深刻なボトルネックは電力不足の問題である。総電力供給量は、38,000GWHでベトナムの半分以下である。海外貨物輸送はチッタゴン港に依存しており(輸出入の約9割)、内国輸送は鉄道および水上輸送の信頼性が低いことから陸路に依存している。

上記を踏まえて、バングラデシュ政府はインフラ整備(エネルギー分野を含む)に関する政策およびガイドラインを策定している。

表 3-20 インフラに関する主な政策 (BOI からのリストを抽出)

名称	年	内容
バングラデシュ民間セクターインフラガイドライン (2004年) ⁴⁰	2004	民間セクターにおけるインフラ整備に関するガイドライン
バングラデシュ民間セクター電力発電政策 (1996年) および改定 (2004年) ⁴¹	2004	民間セクター発電業に関する政策
電力セクターへの民間参加促進に関する政策ガイドライン (2008年) ⁴²	2008	民間セクターの発電事業への参入に関する政策
バングラデシュ再生可能エネルギー政策 (2009年) ⁴³	2009	再生可能エネルギーに関する政策

出所: BOI

2) PPP

PPPに関する政策・戦略が2010年に策定されているが、閣議承認は下りたものの、PPP法の制定の見通しは立っていない。同政策・戦略において、以下の機関が設置されている。

³⁹ Rule 6 (c) of BOI Guideline 2011. For an industrial undertaking in a project implementation period, different ratio of 10:1(local: foreign)が適用される。

⁴⁰ BOI ウェブサイトより: http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1141

⁴¹ BOI ウェブサイトより: http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1134

⁴² BOI ウェブサイトより: http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1135

⁴³ BOI ウェブサイトより: http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1133

(i) PPP 諮問委員会 (PPPAC)

PPPAC は PPP 政策に関する助言、PPP プロジェクトの促進および PPP プロジェクトに関わる公的機関の調整を行う

(ii) 経済問題に関する内閣委員会 (CCEA)

(iii) 首相府傘下の PPP オフィス

首相府傘下の PPP オフィスは、PPP プロジェクトの発掘・形成・選定・契約および実施モニタリングに関してライン省庁の支援を行う、様々な関連省庁や民間組織の調整を図る、PPP プロジェクトのファーストトラックを図る、CEO をトップとしてバングラデシュ首相に直接報告する

(iv) 財務省資金局傘下の PPP オフィス

財務省傘下の PPP オフィスは、PPP のプロポーザルを精査し、PPP プロジェクトの VGF の毎年の配分を行う、選定されたプロジェクトについてコンセッション契約を踏まえて VGF 資金の審査と承認を行いインフラファイナンスを構築する

PPP に関する民間企業の選定手続きにおいては、CCEA の承認が必要である。CCEA が PPP の選定手続きを承認する前に、PPP オフィスは、(i)PPP が金額に見合った価値を生み出すか、(ii)PPP が適切にリスク配分を行うか、(iii)PPP への公的分野の貢献および、(iv)当該プロジェクトの全体的な経済および財務への影響を確認する。

PPP に関する政策・戦略 (2010 年) において、PPP プロジェクトは投資金額に応じて以下の 3 つのグループに分類される。

- (i) 大規模：25 億タカ超のプロジェクト (31 百万ドル超)
- (ii) 中規模：5 億タカ～25 億タカのプロジェクト (6 百万～31 百万ドル)
- (iii) 小規模：5 億タカ未満のプロジェクト (6 百万ドル未満)

以下 3 種類の PPP プロジェクトへの公的資金の参加が可能である。

- (i) 技術支援ファイナンス：フィージビリティスタディおよび入札書類に関するファイナンス
- (ii) 実行可能性ギャップファイナンス：キャピタルグラントもしくは年金支払いもしくはその両方。民間からの資本拠出がなければ VGF は成立しない
- (iii) インフラファイナンス：バングラデシュ・インフラ・ファイナンス・ファンド (BIFF) もしくはインフラ開発会社 (IDCOL) を通じた PPP インフラプロジェクトへの公的資金 (負債もしくは資本) の投入

3.4.3. ドナーの民間セクター開発／法整備支援プログラム

バングラデシュに対しては、多国間・二国間援助機関及び NGO など 50 を超えるドナーが援助を実施している。バングラデシュ国内では、ドナー間援助協調を推進するために、バングラデシュ財務省経済関係局 (ERD: Economic Relation Department) 及び約 40 の二国間ドナー並びに多国間ドナー (世銀、国際通貨基金、アジア開発銀行、国連) をメンバーとする現地支援国間での会合が定期的に開催されている。同会合では、実務者レベルでのドナー間援助調整及び情報交換の場を提供している。

バングラデシュの民間セクター開発支援分野においては、2004 年よりドナー協力による包括的な協力プログラム「Private Sector Development Support Project (PSDSP)」が準備され、DFID 及び世界銀行が主体となって、民間セクター開発に係る規制改革、経済特区開発、政府機関のキャパシティビルディングを主要課題に、サブセクター支援及び貿易促進を同プログラムと並行して協力を行う課題として位置づけ、具体的な協力が開始されてきた。

PSDSP の流れを受けて、規制改革及び経済特区開発に特化しているのが、DFID 及び EU がファイナンスして IFC がマネジメントしている Bangladesh Investment Climate Fund (BICF) である。また、ビジネス・デベロップメント・サービス(BDS)を利用した市場円滑化では、DFID, SDC, CIDA が実施している Katalyst が中心である。マルチドナーによる進行中の主な民間セクター開発プロジェクトは以下のとおりである。

表 3-21 マルチドナーによる進行中の主な民間セクター開発プロジェクト

プロジェクト名	目的	ドナー
Bangladesh Investment Climate Fund (BICF) フェーズ 1 (2007 年-2010 年) フェーズ 2(2010 年-2015 年)	民間セクターの規制緩和、経済特区の法制度を整備するもの	DFID, EU, IFC
Katalyst フェーズ 1 (2003 年-2008 年) フェーズ 2(2008 年-2013 年)	市場アクセス、マネジメント・技術スキル、品質・生産方法の改善を通じて選択されたセクターにおける中小企業の競争力を向上させるもの。民間ビジネスサービス市場の育成支援、およびクラスター・地域を選定した支援を実施。	DFID, SDC, CIDA
Better Work and Standard Programme (BEST) (2010 年-2014 年)	水産品・繊維・衣料品の品質の改善、世界市場への輸出拡大を支援することで、バングラデシュの経済発展と貧困削減を図るもの。	EU, UNIDO, NORAD, GTZ
South Asia Enterprise Development Facility (SEDF) (2002 年設立)	南アジア地域 (バングラデシュ、ブータン、北東インド、モルディブ、ネパール、スリランカ) の中小企業の金融機関、ビジネスサービスへのアクセスの向上、ビジネス環境改善等を支援するもの。特に、農業、RMG、軽工業、ITセクターを対象としている。	IFC, DFID, NORAD
Technical and Vocational Education and Training (TVET) (2007 年 - 2015 年)	近代産業のニーズに合致するスキル及び若年労働者層のニーズに応えるため、市場志向で柔軟性のある技術職業教育訓練システムを構築するもの。	ILO/ EU

出所： 様々な資料に基づきJICA調査団作成

(1) JICA

バングラデシュ政府が政策目標として掲げる「2021 年の中所得国化」実現に向け、JICA では、持続可能な経済成長と貧困削減を達成するための取り組みを支援している。経済成長の加速化に向け、運輸、電力、その他のインフラに係る支援を実施している他、社会の脆弱性克服に向け、基礎教育、保健医療、農村開発、ガバナンス、災害管理などの分野での支援を行っている。

投資環境改善／民間セクター開発分野においては、高度経済成長を実現するための原動力となる民間セクターの活動を振興し、民間投資を誘致・増加させるため、さまざまな取り組みを行っている。産業育成・投資環境改善を支援するため、技術協力、研修事業による人材育成、開発計画策定支援等のスキームでの支援を行う他、投資環境整備アドバイザーおよび産業政策アドバイザーの派遣を通じ、政策・制度改善面でのキャパシティビルディングを図っている。

民間セクター開発においては、バングラデシュの民間セクター開発のための優先課題を特定するため、バングラデシュ民間セクター開発プログラム準備調査を実施した。また、ビジネス環境の改善に向け、JICA は「経済特区にかかる基礎情報収集調査(2013 年 1 月～2013 年 6 月)」を実施し、バングラデシュの経済特区(SEZ)の設立を支援している。主なプロジェクトの概要は以下のとおり。

・「産業政策アドバイザー」派遣

産業省他の関連機関による(優先・有望)産業育成に向けた政策・計画の策定を通じ、バングラデシュの有望な産業セクターの振興を図るもの。(2013 年 7 月～2015 年 6 月)

・「バングラデシュ民間セクター開発プログラム準備調査(産業育成・貿易投資促進)」

投資および輸出の促進に向けた投資環境の整備、職業訓練等を通じて民間企業の競争力強化を目指すもの。(2011 年～2012 年)

・「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」

BEZAからの要請に基づき、「経済特区にかかる基礎情報収集調査(2013 年 1 月～2013 年 6 月)」を実施し、経済特区に関わる情報収集と候補地の確認、日本企業の進出を念頭に置いた独自候補地案の検討及び JICA による経済特区支援策の整理・分析を行った。本プロジェクトは、これまでの調査で収集された各種関連情報、経済特区開発候補地の評価調査結果を踏まえ、バングラデシュの経済特区開発のマスタープラン策定を支援するため、JICA 支援分野、開発候補地の絞りこみを行うもの。(2013 年 10 月～2013 年 11 月)

・「ITEE マネジメント能力向上プロジェクト」

ITEE がバングラデシュの試験制度として構築され、持続的かつ適切に運営される体制が整うことを図るもの。(2012 年 10 月～2015 年 12 月に実施)

4. 調査対象国のビジネス関連法制度に係る課題（ロングリスト）

4. 調査対象国のビジネス関連法制度に係る課題（ロングリスト）

4.1. 調査対象国のビジネス環境課題の概観

第2章で述べたように、近年、中国・インドネシア・ベトナム等における急激な労働コストの上昇等の外部的要因及び調査対象国の社会政治的な安定度、持続的な経済発展等の内部的な要因により、ミャンマー・カンボジア・バングラデシュへの直接投資は大きく増加傾向にある。また、国際協力銀行(JBIC)が日系製造業向けに毎年実施しているアンケート調査(表4.1)においても、上記3ヶ国の中期的ビジネス展開有望国としてのランキングの上昇が見て取れる。特に、これらの国のビジネス環境としては、「安価な労働力」、「他国のリスク分散」、「第三国への輸出拠点」が評価されている。

表 4-1 調査対象3カ国の中期的な海外展開有望国ランキングの推移

国名	2009年	2010年	2011年	2012年
ミャンマー	35位(1)	20位(5)	19位(7)	10位(51)
カンボジア	—	24位(4)	16位(8)	17位(13)
バングラデシュ	28位(2)	15位(8)	16位(8)	19位(10)

出所:JBIC「日系製造企業の海外展開に係るアンケート調査」各国版を元にJICA調査団作成
注)括弧内は、当該国を選択した企業数

一方で下表に示されているように、世界銀行が毎年公表しているビジネスの容易度のランキングによれば、ミャンマー・カンボジア・バングラデシュの順位は、各々182位、137位、130位であり、近隣国のタイやベトナム、インドネシアに比べてもビジネス環境上の課題が多い。法制度・執行面では調査対象3カ国ともに契約強制執行、不動産登記、破産問題については、脆弱な裁判所機能のために問題が多くランキングが非常に低くなっている。

ミャンマーとカンボジアについては、特にビジネスのスタートアップ(投資認可・会社設立など)、建築許可等のビジネスライセンスにかかる課題が大きい。カンボジアについては、融資へのアクセスが大幅に改善されているが、特に起業、建設許可、電力、契約執行、廃業等の面での課題が大きい。バングラデシュについては、投資家の保護の面では評価が高いが、特に、電力、物権、契約履行の面での課題が大きくなっている。バングラデシュについては特に電力不足の問題が深刻である。

表 4-2 調査対象国のビジネスの容易度のランキング比較 (2013年)

分野	タイ	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
Starting a business	91(-5)	109(-2)	175(-4)	189	184(-3)	74(9)
Dealing with construction permits	14(-1)	29	88(-11)	150(-10)	161(4)	93(-13)
Getting electricity	12	156(-1)	121	126(-3)	134	189
Registering property	29(-2)	51(-3)	101(-4)	154(-5)	118(-6)	177
Getting credit	73(-3)	42(-2)	86(-4)	170(-3)	42(10)	86(-4)
Protecting investors	12(0)	157(12)	52(-1)	182	80	22(-1)
Paying taxes	70(27)	149(-4)	137(-5)	107(6)	65(1)	100(-2)

分野	タイ	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
Trading across borders	24(1)	65(1)	54(-2)	113(1)	114(1)	130(-4)
Enforcing contracts	22	46	147(-1)	188	162(1)	185
Resolving insolvency	58	149(1)	144(-2)	153(-2)	163(-2)	119(2)
Ease of Doing Business	18	99(-1)	120(-4)	182	137	130(2)

注 1): 上記の数字は 189 カ国／経済地域におけるビジネス容易度のランキングを示す。括弧内の数字は前年度のランクからの変化（上昇または下降）を表している。

注 2): ハイライトされている分野は、150 位以下でランキングが特に低いことを示す。

出所: IFC/World Bank, Doing Business 2014

4.2. 調査対象国におけるビジネス環境課題ロングリスト

文献調査及び第 1 次・第 2 次現地調査による日系企業を中心とする民間セクター、対象国政府関係者、ドナー等のインタビュー調査によって明らかになった調査対象国における法制度・運用に関連したビジネス環境課題のロングリストは以下のとおりである。

表 4-3 調査対象国におけるロングリスト課題

大分類	中分類	課題の内容		
		ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
外国投資	分野横断参入障壁	<ul style="list-style-type: none"> 投資許可基準及び要件の不透明性 「商業」ビジネス 		<ul style="list-style-type: none"> 投資許可基準及び要件の不透明性
	セクター別参入障壁	<ul style="list-style-type: none"> 小売業 銀行業 保険業 証券業 建設業 	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業への案件毎の建設許可 	<ul style="list-style-type: none"> 縫製業（運用面の実質的な参入障壁）
	投資家保護	<ul style="list-style-type: none"> ニューヨーク条約に対応した国内法整備 定款内容の自由度 知財法が未整備 投資協定の早期締結 外国企業による建設・工場の所有（登記）の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 商号と商標権の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の保護

大分類	中分類	課題の内容		
		ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
	投資優遇施策・措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡張・追加投資の際の優遇措置 ・ 投資優遇措置の拡充 ・ 投資優遇措置の悪用 ・ 法人税免税の内容のわかりにくさ ・ 優遇措置終了後の法人税率 ・ 産業分類の曖昧さ ・ 優遇措置付与対象者の定義の曖昧さ ・ 保税倉庫への優遇措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業政策と合致した外資誘致施策
	経済特別区 (SEZ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ SEZ 内での拡張・追加投資の際の優遇措置 ・ SEZ 開発業者の資格条件 ・ SEZ 内での COO の発行 	
	不動産登記制度			<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑で把握困難な土地の権利関係
	投資家へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令情報の一元化と周知 ・ 投資相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワンストップ・サービスの改善 ・ 免税証明書の取得義務 ・ マスターリスト提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令情報の一元化と周知 ・ EPZ のサービス不足、SEZ の開発・整備の遅延 ・ BOI のワンストップ・サービスの改善
会社法・ 営業許可	会社設立手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ MIC 認可企業に対する企業登記更新の煩雑性 ・ 営業許可及び会社登記手続きの煩雑性 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人登記後の事業認可取得手続きの煩雑性 ・ 商業登記所へのオンライン登録手続き未標準化 ・ バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) の許認可問題
	事業清算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業清算手続きの煩雑性 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業精算手続きの不透明性

大分類	中分類	課題の内容		
		ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
税制・会計	法人税	<ul style="list-style-type: none"> 外国企業支店に対する「居住法人 (Resident) 税率の未適用 (法人税率の内外差別) 課税所得算定の不透明性 法人税における固定耐用資産年数の見直し、拡大、近代化 源泉徴収税と法人税との相殺 キャピタルゲイン課税の不適正な税率 租税条約未締結 	<ul style="list-style-type: none"> 免税企業への法人税前払い請求 	
	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生項目にかかる課税範囲の不明確さ 		
	商業税	<ul style="list-style-type: none"> 商業税の曖昧さ 		
	資産税	<ul style="list-style-type: none"> ヤンゴン市における資産税の課税標準の明示 		
	配当金課税		<ul style="list-style-type: none"> 免税期間中の配当金に関する配当金課税の廃止 	
	VAT (付加価値税)		<ul style="list-style-type: none"> 輸出型 QIP の国内調達原材料に対する VAT の免除 土地リースにかかる VAT の解釈 	<ul style="list-style-type: none"> 商品の販売価格登録額に基づく VAT の計算
	ミニマム税		<ul style="list-style-type: none"> ミニマム税の廃止 	
	会計監査	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査制度の脆弱性 		
	納税者へのサービス		<ul style="list-style-type: none"> 税務登録の改善 税務調査体制の改善 税務に関する事前教示制度の導入 延滞税の内容の改善 納税方法の周知 欠損金の相殺 	
金融・外為	送金規制	<ul style="list-style-type: none"> 配当金・ローン返済にかかる事前の MIC 認可 		<ul style="list-style-type: none"> 支店の営業利益の送金規制 貿易外取引 (サービスフィー等) の外貨送金規制 現地法人から親会社への送金規制 (立替給与分の逆送金規制)

大分類	中分類	課題の内容		
		ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
	外貨借入			<ul style="list-style-type: none"> 外貨借入の BOI 及び中銀の事前許可問題 ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可
	現地通貨借入	<ul style="list-style-type: none"> 地場銀行からのチャット借入れ規制 		
	資金決済	<ul style="list-style-type: none"> 延べ払いによる原材料の輸入代金決済の認可 		<ul style="list-style-type: none"> L/C による輸入決済の限定 L/C 決済の遅延の頻発化
	担保権・永借権		<ul style="list-style-type: none"> 土地登記未整備による担保権・抵当権執行の難しさ 永借権の周知 永借権の適用 	
貿易・物流	輸出入ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入ライセンスの規制緩和 輸入ライセンスの有効期限 	<ul style="list-style-type: none"> 全輸出に対する原産地証明 (COO) の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入登録証 (IRC) の取得手続きの煩雑性
	関税評価	<ul style="list-style-type: none"> 輸入物品に対する課税標準の不透明性 		<ul style="list-style-type: none"> 関税評価のための基準価格が実際の取引価格設定の不透明性
	国境貿易	<ul style="list-style-type: none"> 国境貿易におけるトラック積み替え 	<ul style="list-style-type: none"> タイ・ベトナムとの越境交通協定 (CBTA) の拡充 	
	工業標準化	<ul style="list-style-type: none"> 標準規格の未整備 		
	食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する基準・法制度の早期整備 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出畜産物の検査・手続きの改善 輸出農産物の検査・手続きの改善 	
	保税制度	<ul style="list-style-type: none"> 保税制度の未整備 		<ul style="list-style-type: none"> 保税制度の適用規制が厳格 (国内販売割合)
	輸出税		<ul style="list-style-type: none"> 輸出税免税企業への輸出税の適用 	
	事前教示制度		<ul style="list-style-type: none"> 事前教示制度の導入 	
通関業法		<ul style="list-style-type: none"> 通関業法の制定 		
労働	査証及び労働許可	<ul style="list-style-type: none"> 査証発給基準の政府内での不統一性、手続きの非効率性 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働許可期間の延長および健康診断義務の緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 査証・就労許可書発給基準の政府内での不統一性、手続きの非効率性
	現地人雇用	<ul style="list-style-type: none"> 現地人の最低雇用義務 		<ul style="list-style-type: none"> 就労許可書申請前の現地従業員雇用のための採用広告 現地人の最低雇用義務
	労使紛争	<ul style="list-style-type: none"> 労働争議にかかる解決手段の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 違法労働争議への厳粛な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 違法ストライキの発生

大分類	中分類	課題の内容		
		ミャンマー	カンボジア	バングラデシュ
インフラ・ 環境・エネ ルギー	インフラ	・ PPP 法の未整備	・ PPP 法の未整備	・ PPP 法の未整備
	環境	・ 環境基準の未整備・運用		・ 環境法・関連規則の未整備
	建設	・ 「特定JV」制度の未整備	・ 建築基準法の未整備	
その他	外国人価格	・ 外国人価格の撤廃	・	
	行政手続き	・ 手続きの不透明性	・ 行政に関する不服申し立て制度の未整備	・ 法律の制定後、実施細則の策定が遅延
	消費者保護	・ 消費者保護のための品質基準		・ 消費者保護および食品安全に係る問題
合計		46 課題	42 課題	31 課題

5. 調査対象国のビジネス環境改善 のための優先課題（ショートリスト）

5. 調査対象国のビジネス環境改善のための優先課題（ショートリスト）

5.1. 優先課題選定の方法

対象国の日系企業を主体とする商工会団体等との協議を踏まえ、下記の5つの基準に従って JICA 調査団及び現地法律事務所等の関係者で定性的評価を実施し、優先課題（ショートリスト）の候補を選定した。

- ① 規制及び行政裁量のため投資／ビジネス参入・拡大の障害が大きい（サービス・商業・建設等への投資規制・外貨借入・送金・輸入規制、不透明な行政裁量など）
- ② ビジネス上のコストが大きい（税・借入・決済・輸出入ライセンス取得等の規制コスト・時間など）
- ③ 制度や手続構築・改正の具体的な道筋が立っていない（逆に言うと改訂法案や新法案のドラフトの内容が適正なことを確認できている場合は敢えて優先課題として取り上げる必要はない）
- ④ 制度はあるが、標準的な手続運用ガイドラインがなく関係者の能力不足などのために実際に適正に運用されていない（税務調査、申告税制、会計監査、関税評価など）
- ⑤ 制度構築・改善が非現実的でない（国の根本的な政策等に抵触しない）

5.2. ミャンマーにおける優先課題法制度

ミャンマーにおける法制度上の優先課題は以下の通りである。

表 5.1 ミャンマーにおける優先課題のショートリスト

大分類	中分類	課題
投資	セクター別参入障壁	1) 「トレーディング」ビジネスにかかる参入要件の緩和 2) 建設業への参入要件の緩和
	分野横断参入障壁	3) MIC による投資許可基準及び要件の明確化等
	投資家へのサービス	4) -1 法令情報の一元化 -2 ワンストップサービスの機能の向上
会社法・営業許可	会社設立手続き	5) 営業許可及び会社登記手続きの改善
税制・会計	法人税	6) 外国企業支店に対する「居住法人（Resident）」税率の未適用（法人税率の内外差別の撤廃） 7) 申告納税方式の徹底
	商業税	8) 商業税の VAT への移行
金融・外為	利益配当送金	9) 海外送金手続きの改善
貿易・物流	輸出入ライセンス	10) 輸出入ライセンス制度の改善
	保税制度	11) 保税制度の導入
インフラ	建設	12) 特定 JV 制度の整備

課題 1) 「トレーディング」ビジネスにかかる参入要件の緩和

大分類	投資
中分類	参入障壁(セクター別)
課題	「トレーディング」ビジネスにかかる参入要件の緩和
概要	
① 課題の背景・現状	<p>「トレーディング」にかかる営業許可の発給及び更新の停止 会社法第 27 条 A によると、外国企業がミャンマーにおいて事業を営む場合、営業許可にあたる Permit to Trade を取得しなければならない。営業許可の分類としては「トレーディング」(小売業、卸売業、貿易業を指すと考えられる)、サービス業、製造業などの種類がある。政府はトレードカウンシルの命令のもと 2003 年頃から外国資本を 1% でも含む企業に対して、「トレーディング」にかかる営業許可の発給及び更新を停止している。</p> <p>このため、外国企業は、物品の売買を行うことにより商流に関与する形でのいわゆる商社事業を行えない。製造業者であっても、自社生産のための原材料や部品の輸入は許可されるが、国内生産していない自社又はグループ会社の別製品を輸入又は販売する場合には、現地の卸売業者を通じて行わざるを得ない。</p> <p>現在、経済活動類型に関する規定 (Classification of Types of Economic Activities) ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 13 号 (Notification No.13/2013) において、卸売業・小売業については MIC 投資許可の対象業種に定められているものもあるが、ひとたび MIC 企業として許可されると自動的に税制インセンティブ付与を受けるため、国内卸売業者から外国企業に対する差別的な措置であるとの声が強い。このため、商業省及び DICA の要請により、卸売業についての外国企業に MIC 許可は与えられていない。(ただし、小売業については一定条件の下、大規模小売業について MIC 許可が認められている)</p> <p>他方、政府は 2015 年までに同措置を緩和すべく、国家計画経済開発省、MIC、商業省を含む政府内委員会で検討がなされている。同措置を政策的に実施している主幹官庁である商業省は、一部の商品から段階的に自由化することを検討している模様だが、本件の全面的な解決にはいまだ時間を要する。</p>
② 関連法令	<p>会社法(1914)第 27A 項において、外国企業がミャンマーにおいて事業を営む場合、営業許可にあたる Permit to Trade を取得しなければならない旨規定している。現在は、会社法の運用上の措置として、「トレーディング」にかかる営業許可の付与が禁止されているが、これはトレードカウンシル命令 (Order) によるものである。</p>
③ 課題のインパクト・リスク	<p>商品の輸入・卸売・小売といった一連の商業活動にあたる「トレーディング」は、外国企業、とりわけ商社や製造業者にとって必要不可欠なビジネス形態である。</p> <p>「トレーディング」の禁止は、大規模な製造業者のビジネス形態に悪影響を及ぼすだけでなく、中小企業製造業や商社を巻き込むサプライチェーン体制の構築を阻害する問題である。</p> <p>また、日系の製造業者は、自社製品の販売だけでなく、自社の責任のもと製品のアフターフォローを行いたいとの希望を持っている。このため、現地代理店を通じてのみ販売するのではなく、直販体制を構築したいと希望している。</p>
④ 関連省庁	<p>MIC DICA 商業省</p>
⑤ ドナーの取組み	-
⑥ 改善策	<p><短期的改善></p> <p>「トレーディング」の部分的な自由化 国内業者保護の観点から、同措置を一時に全面的に自由化することは困難であるのが現状であるとすれば、まずは部分的に「トレーディング」を自由化するのが望ましい。</p>

	<p>1) 重点産業ごとの関連商品を自由化</p> <p>国内業者の意向も踏まえつつ、先に重点産業を定め、その産業ごとの関連商品を対象に自由化する。日系企業のビジネスモデルにおいて商社活動は鍵となる。日系商社は、通常、分野横断的な取引に従事し、大企業・中小企業を組み込んだサプライチェーン体制を構築する。よって、商品別ではなく、産業ごとの関連商品がある程度まとめて自由化し、産業内取引を活性化させる措置が望ましい。</p> <p>2) 輸出取引の自由化</p> <p>国内の卸売業者のリスク軽減のため、輸出と輸入を分けて、段階的に自由化するのが望ましい。具体的には、国内業者へのビジネスインパクトが小さいと考えられる輸出を優先して先に自由化したうえで、次に輸入を自由化する。</p> <p>【他国の例】</p> <p>商品に関係なく輸出専門商社について先に自由化した事例-インドネシア-</p> <p><中長期的改善案></p> <p>外国投資法制の構造の変更</p> <p>現行のように会社法の運用を通じて外資規制を行うのではなく、外国投資法による、合理的且つ明確化されたルールの下で、必要最小限の範囲で外資規制を行うことが望ましい。そのために、現行の外国投資法制の構造を変更することが望ましい。この変更がなされた場合、会社法上の営業許可は会社登記と同様に、所定の要件を満たす外国企業には必ず付与されるものとして位置付けられる。</p> <p>このような法制度の構造の変更がなされた場合には、外国投資法は、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるというものではなく、一定の業種の中でも一定の要件を満たす外国企業にのみ投資のインセンティブを付与するという本来の目的を主に果たすことになる。</p> <p>この結果、外国企業が MIC 許可を得なくても「トレーディング」を行えるようになる余地が生ずるのであれば、国内業者が懸念する MIC 許可企業に自動的に付与されるインセンティブの不平等性について解決の道筋が示されることとなる。</p> <p>【他国の事例】</p> <p>課題 3 中長期的改善案の事例を参照。</p>
--	---

課題 2) 建設業への参入要件の緩和

大分類	外国投資
中分類	参入障壁(セクター別)
課題	建設業への参入要件の緩和
概要	
① 課題の背景・現状	<p>これまで建設関係のコンサルティング事業については、会社法に基づく営業許可を取得する形態による進出が認められていた。一方、最近の DICA の高官によると、2013 年末よりコンサルティング事業だけでなく、建設請負そのものについて、合弁事業に関する営業許可の発給が認められ始めた模様である。</p> <p>外国投資法細則の規定の曖昧さ</p> <p>外国投資法の細則である経済活動類型に関する規定 (Classification of Types of Economic Activities) ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) には、建設業に関する規定には、現地企業との合弁を条件に投資が許可される場合や建設省等の推薦を条件に投資が許可される場合が規定される。しかし、これらの規定の一部は内容が不明瞭であり、解釈に疑義が生じる部分がある。</p> <p>一般的なビル等の建設にかかわる規定</p> <p>1) 「ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリー</p>

トの製造」(ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動 27)がある(下表 1))。「ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造」とは、公定英訳によれば、特に建設業にかかわるものではないと考えられる。他方、ミャンマー語原文を読むと、「建物の建設及び組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造」と読める。つまり、ミャンマー語原文からは建物の建設は全て JV 強制であるとも読めるため、建設業に関わると解釈するべきかが不明瞭である。

2)「オフィス及び商業ビルの設置 (establishment) 及び賃貸」(官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」1)がある(下表 3)。この類型については、建設省の推薦状を取得すれば、BOT の場合、100%外資出資が許可されると規定されているが、「設置 (establishment)」とは不動産開発業を意味するものとも思われ、建設業について何らかの規定も行っているのかが不明瞭である。

インフラ関連の建設に関わる規定

ミャンマー資本との合弁を条件に投資が認められる「橋梁、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設(インフラ関係の建設業)」がある(下表 2))。

運輸省からの推薦状を取得すれば、国との合弁の場合、投資が許可される(「国内水運に関わる」その他の建設関係の事業及び建築)がある(下表 6))。

上記 2 つのインフラ関連の建設事業は、合弁事業の形でのみ投資が許可されると規定される。しかし、建設産業の基盤が不足している段階において、日系の建設業者がミャンマーでの事業に際して十分な施工を実施できるだけのパートナーを見つけることが難しい。このため、合弁形態のみでの参入は事実上困難な状況にある。

**表 5.2 ミャンマー投資委員会通達 Notification No.1/2013 における建設業
 関連規定の整理**

経済活動	合弁要件	推薦状取得要件
1) ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造(ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動 27 の公定英訳) ※	✓ミャンマー資本との合弁形態	-
2) 橋梁、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設(インフラ関係の建設業)(ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動 28)	✓ミャンマー資本との合弁形態	-
3) オフィス及び商業ビルの設置 (<u>establishment</u>) 及び賃貸(官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」1)	-	✓ ・BOT であれば 100%外資での実施が可能・ミャンマー資本との合弁の場合、ミャンマー側は長期の使用権契約で土地を現物出資するものとする ・土地は契約期間満了時に返還すること ・建築物が文化財保護指定を受けたものである場合、保護計画の条件に準拠すること
4) 工場の建設、機械設備の据え付け、検査(官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」3)	-	✓ ・ASEAN 諸国内で合意された基準及びミャンマーの建築基準その他の法規に準拠すること

	5) 防災のための構築物で高度の技術を要するものの建設(官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」6)	-	✓ ・ASEAN 諸国内で合意された基準及びミャンマーの建築基準その他の法規に準拠すること
	6) 「(国内水運に関連する)その他の建設関係の事業及び建築」(官庁の推薦状が必要な経済活動「7. Ministry of Transport」23)	-	✓ ・国との合弁のみ許可される
② 関連法令	ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) : ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動リスト、官庁の推薦状が必要な経済活動リスト		
③ 課題のインパクト・リスク	<p>建設産業の基盤が不十分である現状下で、インフラ建設のための外資参入を合弁事業のみに限定する場合、そもそも外国企業が参入せず、インフラを含む建設需要が増加する当該国において、内国企業だけでは需要に対応出来ず、建設業全般において実施遅延が想定される。</p> <p>また、そもそもミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号における建設業関連の規定の内容が不明確であるため、どの分野で外資の参入が可能であるのかが不明である。</p>		
④ 関連省庁	DICA MIC 建設省		
⑤ ドナーの取組み	-		
⑥ 改善策	<p><短期的改善案> ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) における建設業関連の規定内容の明確化</p> <p>1) 「ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造」(ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動 27) (上表 1)) の公定訳とミャンマー語原文との整合性を図る。</p> <p>2) 「オフィス及び商業ビルの設置 (establishment) 及び賃貸」(官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」1) (上表 3) の規定は不動産開発業を意味することを明確化し、別途、建設業としてのオフィス及び商業ビルや居住用ビル等の建設について規定する。</p> <p><中長期的改善案> インフラ関連建設事業への外資 100%の参入</p> <p>1) ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) に定められるインフラ関連の建設に関わる規定としては、「橋梁、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設 (インフラ関係の建設業)」について、ミャンマー資本との合弁を条件に投資が認められる (上表 2))。また、「(国内水運に関わる) その他の建設関係の事業及び建築」(上表 6) について、運輸省からの推薦状を取得すれば、国との合弁の場合、投資が許可される旨規定されている。</p> <p>先に述べたとおり、インフラ建設事業はプロジェクト請負型の業態として行われるのが通例であり、外国の建設業者はミャンマーでの事業に際して十分な施工を実施できるだけのパートナーが必要である。しかし実際には、ミャンマーにおいては建設産業の基盤がまだ不足しており、国内にて適切なパートナーを見つけることが難しい。そのため、少なくともインフラ建設が相当に進展するまでの段階においては、合弁形態を強制するのではなく、外資 100%での参入を認めることが望ましい。</p>		

課題 3) MIC による投資許可基準及び要件の明確化等

大分類	投資
中分類	分野横断参入障壁

課題	MICによる投資許可基準及び要件の明確化等
概要	
① 課題の背景・現状	<p>ミャンマー投資委員会（以下、MIC）の裁量 現行の外国投資法制の下では、ミャンマーへの外国及び国内投資家による投資許可にかかる最終的な判断はミャンマー投資委員会（以下、MIC）の決定に委ねられる。しかし、課題1）及び課題2）で述べたように、MICによる投資許可については、必ずしも明確な基準や要件が規定されておらず、実際にはケースバイケースで判断されるケースが散見される。</p> <p>外国投資法細則の規定の曖昧さ 1）外国投資規則（Foreign Investment Rule）国家計画経済開発省通達 2013 年第 11 号（Notification No.11/2013）によると、禁止または制限業種におけるミャンマー人との合弁形態の場合、外国資本比率は 80%を超えてはならないとの規定が存在するが、禁止または制限業種の詳細が規定されておらず、当該制限がどの業種に適用されるのかは不明瞭な部分がある。</p> <p>2）また、経済活動類型に関する規定（Classification of Types of Economic Activities）ミャンマー投資委員会通達 Notification No.1/2013 によると、外国投資が禁止される経済活動、ミャンマー人との合弁が許可される経済活動、特定の条件の下で投資が許可される経済活動（省庁の推薦が必要な経済活動、その他の条件を遵守する必要がある経済活動）が計 237 の経済活動にわたり規定されている。 同規定によると、製造業については紙、飲料、建設資材、化学品などの一部の分野で合弁が強制されるものの、許容される外資比率も一部の例外を除き 80%と比較的高いといえる。 しかしその一方で、省庁の推薦が必要な経済活動については、詳細な投資基準や要件が規定されておらず、実際には、申請の度に監督官庁との交渉が必要となる。また、その際にどのような追加的な条件や出資比率等の義務を課されることになるかについてケースバイケースにて判断されることが通例となっている。</p> <p>外国投資法による事実上の参入障壁の存在（不動産譲渡制限法との関係） 先のミャンマーの外国投資法制の概要で述べたとおり、外国投資法は、外国投資に対する優遇としての側面のみならず、営業許可の運用によって外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるといって機能を有している。また、他の法律と組み合わせることで、事実上 MIC 許可の取得が必須となっている場合がある。 不動産譲渡制限法（Transfer of Immovable Property Restriction Act）によると、外国人に対しては、一年を超えて不動産を賃貸することが禁止されている。同法により、会社法のもとで現地法人を設立する外国企業は、長期の土地の賃借ができない。従って、本来であれば、外国投資法のもとに投資許可を得ることが必要ない場合も、結果的に、長期間の土地の賃借を認める MIC 投資許可を受けざるを得ない例が製造業などを中心に散見され、本来投資奨励のために取得する MIC 許可が、このような外国企業の参入の事実上必須の要件となっている。</p>
② 関連法令	<p>外国投資法(2012) 国家計画経済開発省通達 2013 年第 11 号第 20 条 ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 不動産譲渡制限法（Transfer of Immovable Property Restriction Act）：外国人によるに対する不動産の譲渡（不動産譲渡制限法 3 条）、外国人による不動産の譲受（不動産譲渡制限法 4 条）、1 年を超えて外国人に不動産を賃貸したり、外国人から不動産を賃借したりすることの禁止（不動産譲渡制限法 5 条）</p>
③ 課題のインパクト・リスク	<p>投資許可にかかる基準及び要件の曖昧さにより、投資家にとって予見可能性が低い。その結果、ミャンマーへの投資判断に悪影響を及ぼす。 製造業に投資する場合、MIC 許可を必ずしも必要としていない場合も、MIC 許可を取得するという現象が生じており、投資に伴うコストを増加させている。</p>
④ 関連省庁	<p>MIC DICA 関連監督省庁</p>
⑤ ドナーの取	<p>・ IFC はミャンマー投資委員会通達 Notification No.1/2013 に関して助言を実施。</p>

<p>組み</p>	<p>・現行の外国投資法とミャンマー市民投資法の一本化に向けた世銀グループ（IFCを含む）と OECD による支援。</p>							
<p>⑥ 改善策</p>	<p><短期的改善案> 外国投資法細則の規定の明確化</p> <p>1) 国家計画経済開発省通達 2013 年第 11 号 (Notification No.11/2013) 第 20 条の規定にある、禁止または制限業種におけるミャンマー人との合弁形態の場合、外国資本比率は 80%を超えてはならないとの規定について、禁止または制限業種の詳細が規定されていないことから、当該制限がどの業種に適用されるのかを明確化する。</p> <p>2) ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) に定める「特定の条件のもとに許可される経済活動リスト」の省庁の推薦が必要な経済活動の条件について、どのような追加的な条件や出資比率等の義務を果たせば投資が許可されるのかについて具体的な条件を規定する。</p> <p>3) ミャンマー投資委員会通達 2013 年第 1 号 (Notification No.1/2013) の構成の整理。投資活動が禁止の経済活動、ミャンマー人と合弁の場合許可される経済活動、各省庁の推薦状の投資が許可される経済活動、特定の条件の下投資が許可される経済活動が規定されており、禁止の場合と許可の場合とが混在しているため整理する。</p> <p><中長期的改善案> 課題 1) 中長期的改善案を参照。</p> <p>【他国の例】 他のアセアン諸国の場合、投資に関する布告にて、投資奨励対象業種を定めている。業種ごとにインセンティブの内容を段階的に変えて弾力性を持たせている。</p> <table border="1" data-bbox="416 1137 1398 2024"> <tr> <td data-bbox="416 1137 536 1435"> <p>タイ</p> </td> <td data-bbox="536 1137 1398 1435"> <p>奨励業種の定め方： 投資機関の投資奨励恩典に申請できる事業活動（7 業種）、については、特に厚い恩典を付与する特別重要業種（5 業種）、さらに、特別重要業種の中でも特に国益をもたらす事業（4 業種）について、上記恩典に加え、法人税総免除額の上限を撤廃。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資規制の枠組みの中で、外国人事業法に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本 50%以上）を規制。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1435 536 1839"> <p>フィリピン</p> </td> <td data-bbox="536 1435 1398 1839"> <p>奨励業種の定め方： 投資優先計画にて奨励業種（13 業種）を規定。特殊な法令により優遇対象となる分野を規定。</p> <p>優遇措置の種類と対象を、①業種を基準として付与する、②特定地区での事業を対象として付与する、③企業形態を基準として付与する、3 つの優遇措置の形で規定。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資法の枠組みの中で、外国投資の規制・禁止業種を「ネガティブリスト」として規定。「ネガティブリスト」は、外国人による投資・所有が憲法及び法律により禁止・制限されている業種と、安全保障、防衛、公衆衛生、中小企業の保護を理由として投資・所有を制限される業種に分かれる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1839 536 2024"> <p>マレーシア</p> </td> <td data-bbox="536 1839 1398 2024"> <p>奨励業種の定め方： 投資促進法、所得税法、関税法、販売税法、自由地域法などのさまざまな法令において優遇措置を付与。優遇措置の対象は業種ごとに規定。</p> <p>税制上の優遇措置には、投資促進法に基づくパイオニア・ステータ又は投資税額控除（ITA）の対象となる奨励事業及び奨励製品リストの詳細を規定。</p> </td> </tr> </table>		<p>タイ</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資機関の投資奨励恩典に申請できる事業活動（7 業種）、については、特に厚い恩典を付与する特別重要業種（5 業種）、さらに、特別重要業種の中でも特に国益をもたらす事業（4 業種）について、上記恩典に加え、法人税総免除額の上限を撤廃。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資規制の枠組みの中で、外国人事業法に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本 50%以上）を規制。</p>	<p>フィリピン</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資優先計画にて奨励業種（13 業種）を規定。特殊な法令により優遇対象となる分野を規定。</p> <p>優遇措置の種類と対象を、①業種を基準として付与する、②特定地区での事業を対象として付与する、③企業形態を基準として付与する、3 つの優遇措置の形で規定。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資法の枠組みの中で、外国投資の規制・禁止業種を「ネガティブリスト」として規定。「ネガティブリスト」は、外国人による投資・所有が憲法及び法律により禁止・制限されている業種と、安全保障、防衛、公衆衛生、中小企業の保護を理由として投資・所有を制限される業種に分かれる。</p>	<p>マレーシア</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資促進法、所得税法、関税法、販売税法、自由地域法などのさまざまな法令において優遇措置を付与。優遇措置の対象は業種ごとに規定。</p> <p>税制上の優遇措置には、投資促進法に基づくパイオニア・ステータ又は投資税額控除（ITA）の対象となる奨励事業及び奨励製品リストの詳細を規定。</p>
<p>タイ</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資機関の投資奨励恩典に申請できる事業活動（7 業種）、については、特に厚い恩典を付与する特別重要業種（5 業種）、さらに、特別重要業種の中でも特に国益をもたらす事業（4 業種）について、上記恩典に加え、法人税総免除額の上限を撤廃。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資規制の枠組みの中で、外国人事業法に基づき、規制業種を 3 種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業（外国資本 50%以上）を規制。</p>							
<p>フィリピン</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資優先計画にて奨励業種（13 業種）を規定。特殊な法令により優遇対象となる分野を規定。</p> <p>優遇措置の種類と対象を、①業種を基準として付与する、②特定地区での事業を対象として付与する、③企業形態を基準として付与する、3 つの優遇措置の形で規定。</p> <p>規制対象業種の定め方： 外国投資法の枠組みの中で、外国投資の規制・禁止業種を「ネガティブリスト」として規定。「ネガティブリスト」は、外国人による投資・所有が憲法及び法律により禁止・制限されている業種と、安全保障、防衛、公衆衛生、中小企業の保護を理由として投資・所有を制限される業種に分かれる。</p>							
<p>マレーシア</p>	<p>奨励業種の定め方： 投資促進法、所得税法、関税法、販売税法、自由地域法などのさまざまな法令において優遇措置を付与。優遇措置の対象は業種ごとに規定。</p> <p>税制上の優遇措置には、投資促進法に基づくパイオニア・ステータ又は投資税額控除（ITA）の対象となる奨励事業及び奨励製品リストの詳細を規定。</p>							

	規制対象業種の定め方： 国家権益に関わる事業に関して、外資出資比率を規定。
--	--

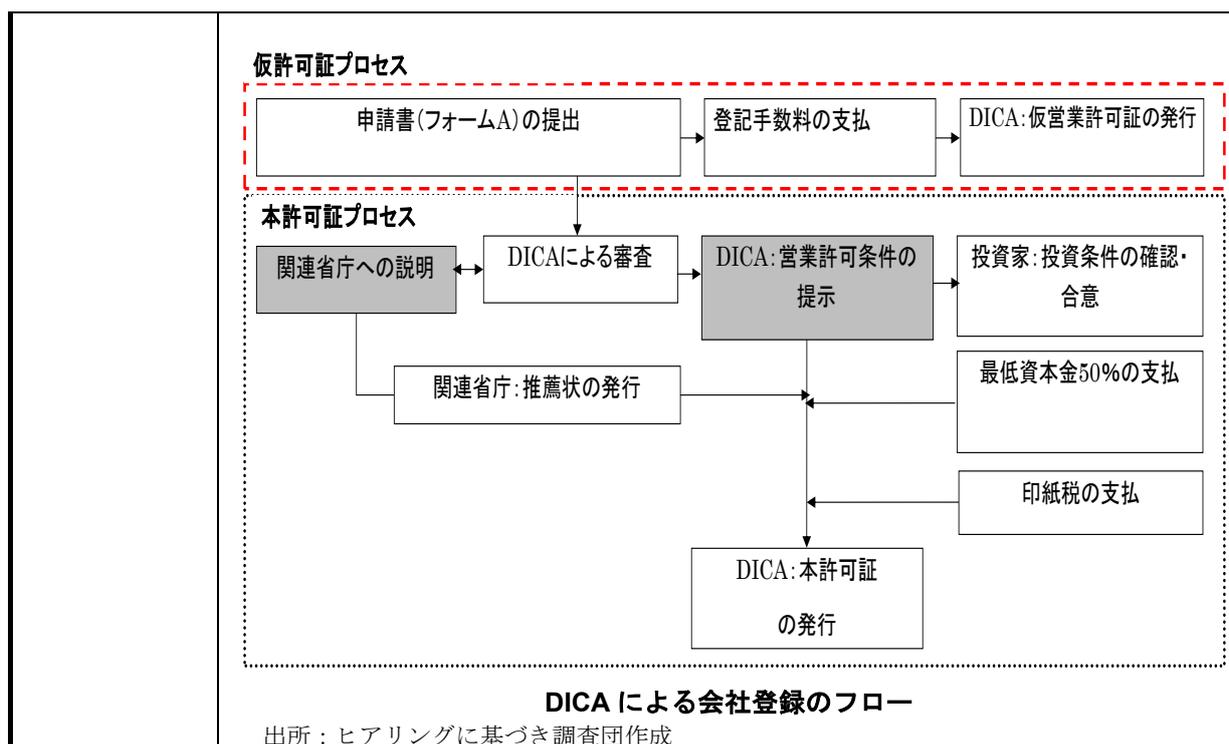
課題 4-1) 法令情報の一元化

大分類	投資
中分類	投資家へのサービス
課題	法令情報の一元化
概要	
① 課題の背景・現状	<p>投資及びビジネス関連法令は、DICA ウェブサイトのミャンマーインベストメントガイドにおいて、経済状況、産業情報、SEZ、外国投資法、税法、労働、各省庁情報が掲載されている。</p> <p>しかし、ウェブサイトのトップページに英語とミャンマー語が混在しており、外国人にとっては必要な情報を検索する際に時間がかかる場合がある。</p> <p>DICA ウェブサイト上では財務省のリンクがあるが、その他の分野ごとの法令や関連規則の公開は省庁ホームページへのリンクがないため、それぞれの省庁のホームページを検索する必要があるため、一度に関連情報を入手することができない。</p> <p>また、データベースの構築を行っている法務長官府のウェブサイトには、最新の法令が掲載されているが、投資及びビジネス関連法令に特化しておらず、必要な情報を簡便に入手することが難しい。</p>
② 関連法令	-
③ 課題のインパクト・リスク	<p>官公庁のウェブサイトから投資に関する情報を一元的かつ効率的に収集できないことにより、投資家のビジネスコストが増大する。</p> <p>投資にかかる一連の情報を投資家にわかりやすく提供するシステムを拡充させる必要がある。</p>
④ 関連省庁	法務長官府 DICA
⑤ ドナーの取組み	-
⑥ 改善策	<p><短期的改善案> DICA ホームページの投資関連情報の拡充 DICA のホームページ上 (http://www.dica.gov.mm/Investment%20Guide.htm) では、英語とミャンマー語による情報を切り分けて表示する。 投資関連情報をよりコンパクトに分かりやすく掲載する。具体的には、ホーム画面から、税、労働、投資手続等の内容をまとめたカテゴリーサイトを作成し、そのカテゴリーサイト内に各トピック（概要、手続き、法令等）を掲載することで、投資家が情報を検索する際、探したい情報と不要な情報の切り分けを効率的に行えるようにする。 また、法令の最新版の更新をできるだけ延滞なく行う。</p> <p><中長期的改善案> 法令の英訳とデータベースの構築 1) ミャンマー語と英語の双方にて、最新の法令を出来るだけ多く提供するデータベースシステムを構築する。</p> <p>【他国の例】 日本の法務省は「日本法令外国語訳データベースシステム」(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=02) を構築している。検索機能には、法令検索、辞書検索、文脈検索がある。また、最新の翻訳情報を随時更新している。</p> <p>2) 上記システム体制等を充実させるためには、ミャンマー全体において法律的文書の翻訳に従事する人材育成を図る必要がある。</p>

課題 4-2) ワンストップサービス機能の向上

大分類	投資
中分類	投資家へのサービス

課題	ワンストップサービス機能の向上
概要	
<p>① 課題の背景・現状</p>	<p>現在、ヤンゴンのワンストップサービスオフィスでは、外国投資法のもとの MIC 投資許可手続きと会社法のもとの営業許可及び会社登記手続きを実施している。</p> <p>DICA によると、MIC 投資許可手続きについては、投資家から申請書類を受け取った後、①申請内容の確認、②各省庁への照会、③投資許可までの一連の手続きをワンストップサービス内で実施しているとのことである。</p> <p>なお、ワンストップ内に窓口がある機関は、現在 5 省庁（移民・人口省、国家経済開発省、商業省、財務省（関税局）、労働省）であり、ビザ・労働許可証、投資許可証、通関等の手続きを実施している。</p> <p>所要期間については、外国投資法第 20 条により、申請書の提出後、15 日以内に受理するか否かを判断する旨が規定されている。受理された場合は、その後 90 日以内に投資提案を許可するかにつき判断がなされる旨規定される。</p> <p>かかる MIC 投資許可手続きは、一部の例外を除いてワンストップサービスにて実施されているものとみられ、一定の機能を有しているといえる。</p> <p>他方、会社法のもとの営業許可及び会社登記手続きについては、投資家から投資申請書類を受け取った後、書類をネピドーにそのまま転送している。従って、その後の手続きでは、出資比率等の諸投資条件について関連省庁や DICA に追加的に説明が求められる場合、投資家はネピドーの関連省庁に直接出向く必要が生じている。こうした例はとりわけ、外国投資に関して散見される。この点において、ヤンゴンワンストップサービスは投資家とネピドーの関連省庁の間にたち、一元的に手続きを管理するという本来の機能を事実上果たしていない。</p> <p>また、MIC 投資許可手続き及び会社法のもとの営業許可及び会社登記手続きについて投資家向けに策定されたパンフレットが用意されていない。</p>
<p>② 関連法令</p>	<p>外国投資法（2012）>第 20 条 国家計画経済開発省通達 2013 年第 11 号（NotificationNo.11/2013）第 153 条</p>
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>ワンストップサービスは MIC 許可手続きにおいては一定の機能を果たしている一方、会社法のもとの営業許可及び会社登記手続きにおいては、必ずしも機能が不十分である。この結果、緊急性の高い案件である場合には、ワンストップサービスを使わずネピドーにて申請を行うという事例も生じており、ワンストップサービスは必ずしも投資家にとってビジネスコストを削減するものとはなっていない。</p>
<p>④ 関連省庁</p>	<p>DICA</p>
<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>-</p>
<p>⑥ 改善策</p>	<p><短期的改善案> ワンストップサービスオフィスにおける投資情報の周知 ワンストップサービスオフィスにおいて、投資家に対する投資情報の十分な周知を行う。具体的には、投資家に対して投資手続きの流れを示したパンフレットやガイドブックを提供する。投資許可手続きの進捗状況を公開し、情報をタイムリーに提供する。</p> <p><中長期的改善案> ワンストップサービス機能の強化（会社法の下での営業許可手続きへの実施） 会社法のもとの営業許可及び会社登記手続きについて、MIC 許可手続きと同様に、①申請内容の確認、②各省庁への照会、③投資許可までの一連の手続きをワンストップサービス内で実施できるよう体制を拡充する。 とくに外国投資の場合、投資条件等について関連省庁、DICA への追加的な説明が必要な例が多い。このため、ヤンゴンワンストップサービスにて現在ネピドーで行っている手続き（以下表のグレー部分）についても一元的に手続きを実施するよう機能を拡充する。</p>



課題5) 営業許可及び会社登記手続きの改善

大分類	会社法・営業許可
中分類	会社設立手続き
課題	営業許可及び会社登記手続きの改善
概要	
① 課題の背景・現状	<p>営業許可及び会社登記手続き</p> <p>ミャンマーで会社を設立する場合、外資・内資に関わらず、全ての企業は DICA に申請手続きを行う必要がある。具体的には、営業許可(Permit)の取得及び会社登記(Company Registration)の手続きがある。</p> <p>現在、実務上、登記手数料（外国企業：2500 ドル、内資企業：100 万チャット）を支払うと、1-2 日以内に 6 ヶ月間有効の仮営業許可証（Temporary Permit）及び仮会社登記が発行され、銀行口座開設と事業開始が可能となる。</p> <p>仮許可証取得後に、通常の許可証（Permanent Permit）取得のための DICA による審査手続きが継続される。同手続きには、DICA による審査、DICA による営業許可条件の提示、投資家による条件の確認・合意、最低資本金 50%の支払、印紙税の支払、関連省庁からの推薦状の取得が必要とされるといった要件が含まれるが、事例ごとに必要とされる書類が異なるなど、運用が一定していない。</p> <p>会社法によると、一連の手続きは 90 日以内に完了する必要があるが、実際には日系企業のヒアリングによると、手続きを完了するまでに 2~6 カ月を要すとの指摘もある。</p> <p>また、IFC 発行の Doing Business2014 (http://doingbusiness.org/data/exploreconomies/myanmar) において、ミャンマーへの参入のし易さランキングは 189 カ国中最下位である。会社登記手続きにおける回数 ※：11 回（アセアン地域の平均：5 回）、手続き期間：72 日（同：37.8 日）、一人当たり収入に対する費用：176.7%（同：29.8%）、一人当たり収入に対する最低資本金額：7016.0%（同：293.3%）となっている。</p> <p>※会社設立のための事前及び事後手続きにおける、第三者機関（政府機関、弁護士、会計士他）との間で発生する公的な手続きの回数</p>

	<p>ただし、DICA の高官によると、近々会社法を改正する予定がある。また、2014 年 10 月を目標に会社登記手続きがオンライン化される予定とのことである。</p> <p>なお、現地での報道によると、会社設立・登記手続きについては、今後特段の事情が無い限り申請から 24 時間以内に本許可証及び本登録証を発行する旨の方針がミャンマー政府によって表明されている。ミャンマー国内では、かかる新方針は外資企業には適用が無くミャンマー内資企業にのみ適用されるとの意見が比較的多く聞かれる。その一方で、2013 年 12 月 15 日に署名された「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定」（日・ミャンマー投資協定。なお、現段階では未発効）においては、申請から 24 時間以内に本許可証・本登録証を交付することが明記されている。日・ミャンマー投資協定のかかる記述からすると、ミャンマー政府としては、外資企業についても手続きを迅速化する意思を有していることは伺われる。但し、現段階では会社手続きが迅速化されたという事実は報告されていない。</p>
② 関連法令	ミャンマー会社法 (1914) > 第 27A 条 ミャンマー会社法規則 (1940)
③ 課題のインパクト・リスク	仮営業許可証及び仮会社登記は、ミャンマーにおいて事業を継続することができることを保証するものではないため、投資家は本営業許可証及び本会社登記が完了するまで不安定な状態に置かれる。また、手続きにかかる時間は投資家のコスト増大を招く。
④ 関連省庁	DICA
⑤ ドナーの取組み	-
⑥ 改善策	<p><短期的改善案> DICA による営業許可及び会社登記手続きの運用の一定化 DICA は、投資家に対して追加の書類提出をケースバイケースの判断に基づき要求することがある。会社登記手続きにかかる一連の必要書類については予め投資家に情報を提供し、政府機関内でも周知することにより、運用を一定のものとするのが望ましい。</p> <p>DICA によると、会社登記手続きのオンライン化が 2014 年 10 月を目途に開始されるとの情報がある。オンライン化が開始された場合、許可手続きは 24 時間にて完了するよう改善するとのことであるが、利用者にとっての利便性と処理の迅速性を十分に満たしたものとなるのが望まれる。</p> <p><中長期的改善案> 外国投資法制の構造の変更（会社登記手続きの自動化） DICA によると、会社登記手続きにおいて、各省庁からの推薦状を取得するのに最も時間を要している。</p> <p>背景には、外国企業が会社法のもと会社を設立する際に取得が義務付けられる営業許可を許可するか否かの判断を、DICA 及び関連省庁が会社登記手続きの中で行っていることが原因と考えられる。</p> <p>従って、課題 3)の中長期的改善案にて述べたとおり、会社登記手続き自体は外国投資の枠組みから切り離し自動的な許可とし、別途の外資規制立法において関係省庁からの推薦状を要する業種を必要最小限の範囲で規定することによって、設立過程で関係省庁から推薦状を取得するという手続き自体を可及的に不要にすることが望ましい。</p> <p>なお、前述のように日・ミャンマー投資協定の合意内容からすれば、前記のような改善策についてミャンマー政府内で既に目処が立っている可能性もある。</p>

課題 6) 外国法人の支店に適用される法人税率

大分類	税制・会計
中分類	法人税
課題	外国法人の支店に適用される法人税率

概要

居住法人と非居住法人の定義

ミャンマー法人税法では、納税者を居住法人と非居住法人に区分しており、居住法人とは「ミャンマー国内で登記された法人」と定義されている。従って、国外で登記された外国法人ならびにそのミャンマー支店は非居住法人として区分される。

法人税率の相違

ミャンマー法人税は、居住法人と非居住法人に対し、それぞれ異なる税率を適用するよう規定している。事業所得には対する税率は、居住法人に 25%、非居住法人に 35%が適用される。外国法人の支店の場合は、ミャンマー国内で登記された法人と同様に国内での事業を行うことができるが、その獲得された所得については国内法人よりも高い税率が適用されることになり、国内で同様のビジネスで競合する場合には、支店が不利となる。

固定資産やその他の投資を売却した場合に獲得されるキャピタルゲインに対しては、事業所得とは分離して課税される仕組みになっている。キャピタルゲインに対する税率も、居住法人には 10%税率が適用される一方、非居住法人には 40%という高率の法人税率が適用される。例えば、ミャンマー側の株主と外国法人で合弁会社を設立して、後に当該合弁企業の株式を他者に売却して利益を得た場合、ミャンマー側の株主は 10%の法人税を支払うのみとなるが、外国株主は同様の利益に対して 40%の法人税課税がなされるという不公平が生じる。

源泉徴収税率の相違

ミャンマーでは、源泉税の徴収制度が、法人税の徴税システムとして採用されている。国内の物品の販売・サービスの提供に際して、当該対価の支払い者は、一定の率の税額を源泉して徴収し納税する義務がある。この源泉税は、法人税の前払い納税であるため、源泉税率も法人税率と同様に、居住法人に対する支払いに対しては 2%の税率、非居住法人には 3.5%の税率が適用される。

外国法人のミャンマー支店は、国内の顧客からの売上代金の回収に際して、常に 3.5%の源泉税が徴収され、一方、競合他社がミャンマー法人である場合には、その対価からの源泉徴収は 2%である。当該源泉税は、最終の法人税と相殺され、過払いがある場合には還付される性質のものであるが、実務では、必ずしも相殺や還付が期待できないのが現状である。還付されない過払いの源泉法人税は、納税者の利益を圧迫することになり、支店での営業に不利な結果となる。

① 課題の背景・現状

表 5.3 各国の法人税率一覧 (2013)

国名	税率 (居住法人)	税率 (非居住法人)
ミャンマー	25%	35%
カンボジア	20%	20%
中国	25%	25%
インドネシア	25%	25%/20%
マレーシア	25%	25%
フィリピン	30%	30%/15%
シンガポール	17%	17%
ベトナム	25%	25%

出所：調査団作成

表 5.4 各国のキャピタルゲイン課税一覧 (2013)

国名	税率
ミャンマー	40% / 10%
カンボジア	20%

	<table border="1"> <tr> <td>インドネシア</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>NA</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>NA</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>出所：調査団作成</p>	インドネシア	25%	マレーシア	NA	シンガポール	NA	ベトナム	25%
インドネシア	25%								
マレーシア	NA								
シンガポール	NA								
ベトナム	25%								
② 関連法令	<p>法人税法（1974年） 所得税規則 2012 年第 111 号（2012） 所得税規定 2006 年第 120 号（2012）</p>								
③ 課題のインパクト・リスク	<p>外国の投資家は、ミャンマーにて事業を行う場合、法人の設立あるいは支店の登記のいずれかを任意に選択することができる。長期的な事業投資を行う場合には、法人設立の方法が選択される。一方、プロジェクトベースでの事業実施の場合には、ミャンマー支店を登記することが一般である。例えば、天然ガス等の採掘プロジェクトで政府と生産物分与契約を締結する場合、あるいは、外国法人がミャンマー国内の建設工事などを請け負う場合の恒久的施設を登録する場合は、ミャンマー支店を登録するのが一般である。これは、プロジェクト終了後の登記の抹消、残余財産の清算手続きが容易であるためである。しかるに、上記のように法人税率に大きな差異があるために、外国法人が上記のようなプロジェクトに参加する場合に、著しい不利が生じる。</p> <p>また、法人への投資に際しても、将来のキャピタルゲインへの高率の課税を回避するためには、より複雑な投資スキームを考慮することが必要となり、ミャンマー投資への阻害要因となりうる。</p>								
④ 関連省庁	財務省								
⑤ ドナーの取り組み	IMF、米国財務省による税務専門家の派遣。								
⑥ 改善策	<p><短期的改善案> 外国法人の支店への通常税率の適用</p> <p>近隣諸外国では、居住法人と非居住法人に異なる税率を適用する法制度を採用していない。上記の問題を解決するためには、法人税率を規定した法人税法そのものの改正が必要である。ただし、法律の改定には時間を要するのが通常である。そこで、短期的な対処策として、非居住法人への税率の適用を一定の条件のもとで緩和する通達を発行することを提案したい。すなわち、外国法人の支店であっても、一定の事業の場所、事業の実態、雇用の事実など、納税者としての義務を果たしうる能力が法人と同等に備わっていると判断された場合には、特別に居住法人の税率の適用を認めるように施行細則に定められるべきである。これにより、外国法人が支店を通じて国内のプロジェクトへ参加する場合の不利益を回避することが可能となる。</p> <p><中長期的改善案> 恒久的施設の登録制度</p> <p>居住法人と非居住法人に対する課税に相違のある立法の背景には、外国法人の納税が担保されてこなかった環境にあるものと推測される。それは、外国法人の工事契約など恒久的施設に係わる登録ならびに納税の義務が明確になっていないことによるものと考えられる。従って、外国法人が長期的なプロジェクトに参加する場合の恒久的施設の登録を義務化して、納税の義務を明確にする法令を制定することを提案したい。そのうえで、居住法人と非居住法人の税率の一本化するよう法人税法を改正されることが望ましい。</p>								

外国法人の支店における法人税率

税金	所得の種類	居住者 (内国法人)	非居住者	
			外国法人の支店	外国法人
法人税率	事業所得	25%	35%	
	キャピタルゲイン	10%	40%	
居住者から受領する対価支払いに係る源泉徴収税率	物品の対価	2%	—	
	サービスの対価	2%	3.5%	

提案

“居住者”の範囲を“ミャンマー国内で登記された外国法人の支店”にまで拡大する

法人税率	所得の種類	居住者 (内国法人)	非居住者	
			外国法人の支店	外国法人
法人税率	事業所得	25%	35%	
	キャピタルゲイン	10%	40%	
居住者から受領する対価支払いに係る源泉徴収税率	物品の対価	2%	—	
	サービスの対価	2%	3.5%	

© 2013 KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

39

出所：調査団作成

図 5-1 外国法人の支店における法人税率

課題 7) 自己申告納税制度の徹底

大分類	税制・会計
中分類	会計監査
課題	自己申告納税制度の徹底
概要	
① 課題の背景・現状	<p>みなし課税の実態</p> <p>ミャンマー法人税の徴税制度は、自己申告納税制度の体裁を採りつつも、その実態は、旧態然とした「みなし課税」による賦課決定制度により運用されている。国内のすべての物品の販売あるいはサービスの提供には、売上げ代金の回収時に2%の源泉徴収税が義務付けられているが、徴収された源泉税は、課税所得の有無あるいはその金額の多寡に係わらずほとんどが還付されることがない。さらには、売上げ金額に対するさらに高いみなし利益率を乗じて、追加の納税を指示されることも稀ではない。そして、そのみなし利益率の設定は、税務官の任意であり、その計算根拠が示されることはない。</p>
	<p>自己申告納税制度の運用の不徹底</p> <p>2012年4月1日より施行されている改正法人税法は、正規の会計帳簿に基づく課税所得計算により、一定率の法人税率を乗じた税額の納税を求める自己申告納税制度に移行している。しかしながら、現場の税務局員への指導の不徹底、教育訓練の不足により、当該制度の運用は不徹底であり、上述したみなし課税の実務から脱皮できていない。</p>
	<p>全国統一の税務登録番号制度の設置</p> <p>企業の税務登録は、管轄のタウンシップの税務署において行われるが、当該税務登録番号は、他の税務署と共有されていない。当該企業が、他のタウンシップに事業所を移転した場合、あるいは支店を開設した場合は、新たな登録番号が発行され、過去の登録番号のもとにおける申告内容の引継ぎは行われない。後述するように、当局職員における税法知識や解釈には格差や相違があり、同一の</p>

	<p>納税者が異なる地域により異なる税務上の取り扱いを受けることが起こり得る。</p> <p>納税者、税務専門家、税務職員の税法知識</p> <p>税務当局では、全国一環とした税務職員への教育制度が存在していない。税法の解釈、規則の執行において、所轄税務署あるいは職員個人のレベルで差異が生ずることが懸念される。</p> <p>また、このような環境化で納税の義務を負わされる納税者は、不当な課税を逃れるための自衛策として、売上げの過少申告や利益の隠蔽を図ることも珍しくない。</p> <p>さらには、納税者を補助すべき税務専門家も、当局の一方的な解釈や指示に従うのみで、税法規則に基づき、調査官と論理的な交渉する意識が希薄である。</p> <p>税務施行規則ならびに細則の発行</p> <p>上記のような税法解釈の不統一、あるいは不透明な税務行政の行われる背景には、税務施行規則あるいは細則の発行が十分には行われていないことがある。当局においては、このような規則を作成する組織的な体制が整っていない。</p> <p>税務調査ならびに会計監査の要員不足</p> <p>また、税務調査を行うための要員も不足しており、調査に十分な時間を割り当てることができていない。そのため、安直な「みなし利益率」による一方的な課税が広く行われる要員のひとつとなっている。</p> <p>また、納税者の会計記録の正確性を担保すべき会計監査においては、公認会計士の総数に限度があり、現場において十分な監査手続きが実行されているとは言い難い。これも、税務調査官が納税者の申告内容を信頼することができず、利益率のみならず売上額そのものも「みなし」の額に申告修正させるなどの実務が生じている。</p>
② 関連法令	法人税法（1974年）
③ 課題のインパクト・リスク	税務実務の不安定は、納税者の税務債務の確定を不可能にする。あるいは、不公正な課税の決定により、不利益を蒙るリスクがある。
④ 関連省庁	財務省
⑤ ドナーの取組み	-
⑥ 改善策	<p><短期的改善案></p> <p>1) 全国統一の税務登録番号制度</p> <p>納税者が場所により、あるいは税務署により不統一な取り扱いを受けることのないように、全国統一の税務登録番号制度を導入し、税務署間での登録番号の共有化を図る。</p> <p>2) タックスルーリング制度の導入</p> <p>調査官により異なる税法解釈や不透明な政務行政を回避するために、納税者が直接当局の法務部門に、個別の税法規定についての公的な見解を要求することができるタックスルーリングの制度を導入する。また、当該ルーリングは一般に公開し、納税者が他者事例、過去事例として参照できるように取り計らう。</p> <p>3) 青色申告制度の導入</p> <p>短期的に納税者の意識の変化、税務知識の向上に期待することは難しい。税務申告書の質の向上を図り、さらには、税務調査官の人員不足により調査が十分に行えない問題を克服するために、積極的に民間の会計・税務の専門家の活用を促す制度の導入が望ましいと考える。すなわち、納税者が自社の税務申告の作成を専門家に委ねる、あるいは専門家に関与させた場合には、一定の税務調査を免除する制度とする。これは、日本で「青色申告制度」と呼ばれて、広く用いられているものであるが、納税者側、当局がに十分な専門知識をもった人材が不足する</p>

現状において、短期的に問題を解決する方法として有効であると思料する。
 もちろん、民間においてこのような信頼すべき税務専門家が十分に存在しないことも考え合わせなければならないが、この問題は、当面、一定の資格を有する外国人の専門家も利用可能とすることで短期的な解決策になるものとする。

＜中長期的改善案＞

1) 税務大学校の創設

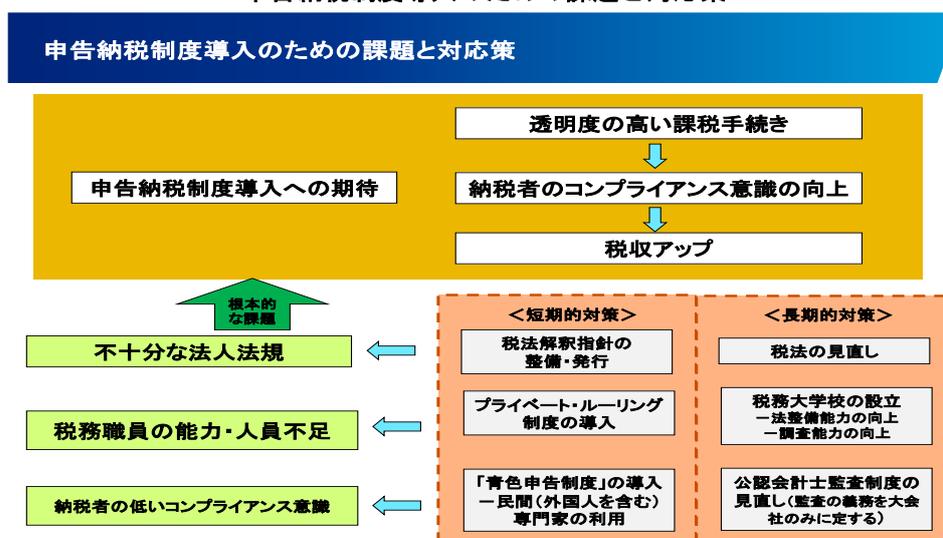
税務署職員ならびに税務調査官の長期的な専門訓練、ならびに法制度の研究と法規の作成を担当する職員の要請には、専門教育を施すための教育機関の設立が不可欠である。日本では、税務大学校が古くより創設され、税務職員の初期教育、生涯教育の場として提供されている。

2) 会計監査制度の見直しによる監査の質の向上

自己申告納税制度は、正しい会計実務と正規の会計帳簿の作成を基礎とするものである。会計記録の信頼性が担保できなければ、納税者の自己申告に頼る制度の維持継続は不可能である。そのためには、従来より行われている公認会計士による外部監査制度の質的向上が不可欠である。

しかるに、現在の会社法は、登録されたすべての法人企業に法定監査を要求しており、現状の登録会計士の数をもって、すべての企業に充実した監査を行うことは物理的に不可能な状況である。そこで、この法定監査の要求を、一定基準にもとづく「大企業」に限定するように法律を改正し、大規模納税者となりうる大企業の監査の質の向上を達成して、会計帳簿ならびに税務申告書の正確性を確保することが望ましい。

申告納税制度導入のための課題と対応策



© 2013 KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

出所：調査団作成

図 5-2 申告納税制度導入のための課題と対応策

課題 8) 商業税の VAT への移行

大分類	税制・会計
中分類	商業税
課題	商業税の VAT への移行
概要	

<p>① 課題の背景・現状</p>	<p>商業税に含まれる物品税や売上税的性質</p> <p>ミャンマーの商業税の法的枠組みは、諸外国で実施されている付加価値税（日本の消費税）と類似した間接税として構成されている。ただし、当該税法の創設経緯によるものと思われる物品税や売上税の性質が継承されており、制度を分かり難くさせている。</p> <p>(a) 複数の税率 ; 特定の物品について複数の税率が設定されており、過去に奢侈品や資源などの販売に際して課税されていた物品税としての税率が、商業税の税率に含まれている。</p> <p>(b) 仕入税額控除の困難さ ; 付加価値税は、最終消費者が税金を負担すべき税金であり、流通の過程で関与する製造会社あるいは販売会社は、売上げ時に顧客から回収した税金を仕入れ時に仕入先に支払った税金と相殺して納税することによって（「仕入税額控除」と呼ばれる手続き）、実質の税負担が無いように配慮されている。しかるに、ミャンマーの商業税の実務では、この仕入税額控除の手続きが複雑かつ実行困難になっており、事実上、控除することが極めて難しくなっている。さらには、サービス会社には、もともとこの仕入税額控除が許されていない。このことは、売上げ時の税額は全額納付し、仕入れ時の税額は、その会社のコストの一部として吸収されざるをえないということである。このことは、事実上、製造会社あるいは販売会社に課されていた売上税となら変わることはない制度ということである。</p> <p>(c) 非課税業者の基準 ; 付加価値税は、上述の仕入税額控除など売上記録や仕入記録の信頼性に多く依拠する制度とならざるをえない。そのために、そのような記録の正確性を期待できない小規模零細の事業者を課税業者から除外して制度運用するのが、諸外国でも通例となっている。この点でも、ミャンマーの商業税は、非課税業者を売上額で 10 百万チャット（わずか約 1 百万円）と規定しており、もともと実行不可能な業者を含んで制度運営が企図されている。</p> <p style="text-align: center;">表 5.5 各国の商業税率一覧</p> <table border="1" data-bbox="427 1137 1385 1585"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>税の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カンボジア</td> <td>VAT</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>VAT / Business Tax</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>インドネシア</td> <td>VAT</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>Sales Tax</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>ミャンマー</td> <td>Commercial Tax</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>VAT</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>シンガポール</td> <td>VAT (GST)</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>VAT</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：調査団</p>	国名	税の種類	税率	カンボジア	VAT	10%	中国	VAT / Business Tax	17%	インドネシア	VAT	10%	マレーシア	Sales Tax	10%	ミャンマー	Commercial Tax	5%	フィリピン	VAT	12%	シンガポール	VAT (GST)	7%	ベトナム	VAT	10%
国名	税の種類	税率																										
カンボジア	VAT	10%																										
中国	VAT / Business Tax	17%																										
インドネシア	VAT	10%																										
マレーシア	Sales Tax	10%																										
ミャンマー	Commercial Tax	5%																										
フィリピン	VAT	12%																										
シンガポール	VAT (GST)	7%																										
ベトナム	VAT	10%																										
<p>② 関連法令</p>	<p>商業税法 (1990) 商業税規則 2012 年第 104 号 商業税規則 2012 年第 118 号</p>																											
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>このような商業税の運用の状況下では、投資企業の仕入原価に商業税が付加されることになり、コストアップ要因となって事業運営の障害となる。</p>																											
<p>④ 関連省庁</p>	<p>財務省</p>																											
<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>世銀、ADB、US AID、AusAID による Public Financial Management Reform Program Loan 及び IMF の税専門家派遣によるレビュー</p>																											
<p>⑥ 改善策</p>	<p><短期的改善案> 商業税の見直しと修正</p>																											

	<p>商業税の主な問題点は、前述のように(a) 複数税率と(b) 仕入税額控除の困難さの二つである。従って、現行の商業税法の規定をこの二点について改正を施せば、障害となっている事項をかなりの程度、除去できる。</p> <p>すなわち、</p> <p>(a) 税率を 5%に統一 ; 一部の奢侈品や資源項目に課されている高率の税率を廃止し、あるいは、これらを物品税という形で移行させ、商業税の税率を一律に 5%に統一する。また、現行は、課税品目あるいはサービスの内容を特定して、これにそれぞれの税率を設定する方法が採用されているが、逆に非課税品目・サービスを特定して、これ以外を全て課税とする規定の方法に変更する。現行の規定は、納税者が課税取引と非課税取引を判別することを困難としており、ミャンマー現地企業が商業税の徴税を怠る主な理由となっている。</p> <p>(b) 仕入税額控除の要件 ; 現行では、仕入税額控除に際して、支払いの相手先である仕入先企業が商業税の納税を行った際の納付受領書を証憑書類として要求しているが、これは実務的に実行困難である。より実行可能な方法として、仕入先が発行したインボイスを証憑とすることが妥当であるが、このインボイスの信頼性を確保することが、実務上問題となる。そこで、当面は、予めインボイス番号が印刷された官製のインボイス用紙を発行し、そのインボイス用紙を用いた場合にのみ仕入税額控除を認める制度を導入することが望ましい。</p> <p><中長期的改善案> 付加価値税制度への移行</p> <p>歳入当局は、2018 年までに商業税を付加価値税の制度への移行させる計画である。その際には、近隣諸外国が付加価値税を導入した際に直面した問題点をよく研究して制度設計されることを推奨したい。その際のポイントとしては、以下の事項があると考ええる。</p> <p>(a) タックス・インボイスの要件定義 ; 証憑として使用する正規のタックス・インボイスの記載要件を明確に定義して、偽造あるいは違法なインボイスの使用を防ぐ。</p> <p>(b) クレジット／デビットノートの取り扱い ; 先に発行されたタックス・インボイスの取り消しまたは修正のために発行されるクレジット・ノートまたはデビット・ノートの要件を定義して、納税額の違法な減額が行われないように留意する。</p> <p>(c) 輸出へのゼロ税率の適用と「輸出」の要件 ; 0%税率が適用される「輸出」の定義を明確にする。特に、サービスの輸出は、証憑類を備えることが困難であるために、その要件を明確に規定することが肝要である。</p> <p>(d) サービスの輸入の定義と納税の方法 ; 物品あるいはサービスの輸入も課税対象となるが、サービスの「輸入」は通関手続きを経ないため、これを把握して納税を行わせることが容易でない。サービス対価の支払いの際の納税手続きを明確に規定する。</p> <p>(e) 非課税業者の定義 ; 現行の商業税の非課税業者は、零細企業を含むもので、制度の正しい運用が保証されない。零細企業の定義をより現実的なレベルまで引き上げることが必要である。</p> <p>(f) 税務調査体制の整備 ; 付加価値税の仕入税額控除あるいは還付申請には、不正や違法なもの、あるいは作為・不作為の錯誤がしばしば含まれる。これを防ぐためには、付加価値税の調査体制を整備して、制度導入を図る必要がある。</p>
--	--

課題 9) 外国送金手続きの改善

大分類	外国為替
中分類	外国送金
課題	現地貨収入を外貨に換えて送金する際の MIC 認可
概要	

① 課題の背景・現状

ミャンマーにおいては、外国法人による外国送金については、基本的に厳しい制限が設けられていたが、特に、金融セクターの近代化を目的とした Foreign Exchange Management Law (2012)が、2012年8月に施行されて以降、緩和が進んでいる。同法に基づき、ミャンマー中央銀行は外国法人の外国送金について、MIC企業（MIC優遇条件を受けている企業）か会社法に基づき設立された企業（非MIC企業）かの如何を問わず、外国法人による資本取引（Capital Account Transaction）については依然許可・報告義務を課すものの、経常取引（Current Account Transaction）に係る外国送金は特に報告義務等の制限を設けない方針を打ち出しており、その旨各民間銀行に通達している。

ミャンマー中央銀行や民間企業からの聞き取り調査によると、MIC企業の外国送金に係る手続きの現状は以下のようにまとめられる。

表 5.6 MIC企業の外国送金にかかる手続概要

外国送金の種類	MIC企業
外国資本金 (Foregin capital)	MIC認可申請時：MICへ資金計画書提出 清算時：中央銀行へ申告
借入金の元本返済 (Principal repayment)	借入時：民間銀行を通じて中央銀行の許可が必要 返済時：中央銀行の事前認可
株式譲渡/利益分配/給与/ 配当金等 (Transfer of share/Profit share/ Salary/ Divident etc.) 配当(Profit/[Devident])	MICの事前許可が必要（年に1度） 中央銀行は不要
利息(Interest)	制限なし
輸入支払 (Payment for imports)	制限なし
ロイヤルティー(技術・ノウ ハウ、商標権等) (Royalty)	制限なし

出所：調査団作成

会社法の下で会社登録を行っている非MICの外国企業については、Foreign Exchange Management Law (2012)に基づくRuleが発表されていないため、詳細な適用ルールが存在するかどうかは明らかになっていない。しかしながら、非MIC企業のほとんどがミャンマー国内の企業であり且つ小規模企業であることを考慮すると、ミャンマー政府は非MICの外国企業が外国送金を行うことを想定しておらず、外国送金に係る規定を定めた明確なルールはないと考えられる。故に、外国企業の外国送金については、MICステータスを取得した企業については許可されるという理解の方がより実態に近い。

仮に非MIC企業が外国送金を行う場合、資本取引および経常取引どちらの場合も、MIC企業の手続きとほぼ同様であると考えられる。しかしながら、市中の民間銀行も非MIC外国法人による外国送金については、過去の事例がほとんどないため、送金サービスを提供することにネガティブな態度をとることが多く、実際に外国企業が外国送金することは、困難を極めていることが現状である。

かかる状況の打開を図るため、ミャンマー中央銀行は、既にIMFの支援を受けて Foreign Exchange Management Law (2012)の細則である Foreign Exchange Management Ruleの草案を作成している。同草案は現在、法務長官府（Attorney General's Office）で審査中であり、その後大統領府の承認を得た後、2014年3月頃を目途に制定・施行される予定である。中央銀行によると、同細則によりMIC企業、非MIC企業、SEZ入居企業等すべての外国企業が、中央銀行への報告・認可なしで、利益配当、返済利子、輸入支払等の経常取引に係る外国送金を行えるようになる見込みである。

	<p>しかしながら、配当金送金に関しては、MIC 企業（MIC 優遇条件を受ける企業）が外国送金を行う場合、事前に外国送金の計画を MIC に報告し、認可を得る必要がある(Foreign Investment Law, 2012)。具体的には、MIC への外国投資許可申請時に包括的に配当金送金許可を取得することはできず、毎年度決算毎に法人税等の納税証明等を付して、その都度 MIC への許可申請を行うことが必要である。MIC によると、同事前認可は MIC が MIC 企業の資金運用に対して、適切にモニタリング機能を確保するために実施されているとのことであった。これら MIC の事前認可の申請が、ヤンゴンでは受け付けられず、ネピドーの本省でのみ受け付けられるということも、外国企業にとって大きな負担となっている。</p> <p>また、上述の外国送金に係る諸規定が、外国企業に明確に伝わっていないことも課題である。</p> <p>一つの原因としては、外国投資法(2012)の細則で規定されている MIC 企業の外国送金に関する記述が曖昧であることが考えられる。具体的には外国送金の種類に応じた記述になっていないこと、更に送金の種類に応じて MIC の事前許可の要不要が明記されていないこと等があげられる。</p> <p>他の原因として、諸規定の英訳および情報提供が十分でないことがあげられる。中央銀行は Foreign Exchange Management Law 等法律レベルの英訳情報は、ウェブサイトを通じて提供しているものの、細則については英訳・公開されていない。</p> <p>更に、一部の銀行では、未だミャンマー中央銀行に報告義務があるとして、配当、利息、輸入支払い等の經常取引に係る送金依頼について、銀行を通じて中央銀行の許可を取得することとしている銀行もあり、中央銀行の通達に対する対応に温度差があるのが現状である。その結果、実際の送金に際して、送金の種類によって各銀行が求めてくる書類が違っているが、これが明確に示されていないため、外国企業にとってわかりにくい状況となっている。</p>
<p>② 関連法令</p>	<p>ミャンマーにおける外国為替管理は長年にわたって the 1947 Foreign Exchange Regulation Act によって規定されており、ミャンマー中央銀行の為替局にいる外国為替管理官と為替管理委員会によって管理されていた。</p> <p>2012 年以降ミャンマー政府は金融セクターの近代化に努力を重ね 2012 年 8 月に the Foreign Exchange Management Law 2012 が制定された。同法に対する細則も制定されているが、英訳・公表はされていない。</p> <p>MIC 企業の外国送金については Foreign Exchange Management Law (2012) の第 16 章 39 条、および Foreign Investment Rules (2013) : Notification No.11/2013 の第 17 章 142 条、143 条に規定されている。</p>
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>外国送金に対して MIC への許可申請を毎年度毎に行うことは、外国企業への負担を増加させている。</p> <p>非 MIC の外国企業による外国送金について明確な規定がなく、銀行も送金に消極的なため、非 MIC の外国企業は適法に送金を行うことが困難である。</p>
<p>④ 関連省庁</p>	<p>MIC ミャンマー中央銀行</p>
<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>IMF は Foreign Exchange Reform について中央銀行を支援しており、Foreign Exchange Management Law の細則草案についても支援を実施している。</p>
<p>⑥ 改善策</p>	<p><短期的提言></p> <p>1) 外国投資法 (2012) の外国送金に関する条文または細則の修正及び外国送金手続きのガイドラインの作成</p> <p>外国投資法(2012)の細則で規定されている MIC 企業の外国送金に関する記述が曖昧である。資本取引および經常取引、外国送金の種類に応じた記述に変更すること、更に送金の種類に応じて事前認可の要不要を明記すべきである。しかしながら、実際条文の修正には時間を要するため、別途、外国送金手続きのガイドラインを作成・公開することについて検討することが望ましい。</p> <p>2) 法令および細則の英訳及び情報提供</p> <p>ミャンマーで事業を行う外国企業に対して、重要法令に関する正確な情報を明確な形で提供することは、当該企業の企業活動をサポートするだけでなく、これからミャンマーへの投資を考える外国企業の投資先としての魅力を高め、信頼を構築することに繋がる。外国為替関連法令その中でも事業に直結すると思われる重要細則は、英訳の上、ウェブサイトや出版物等を通じて、明確に外国企業へ伝えられるべ</p>

きである。

3) MIC 企業の配当金送金手続きのヤンゴン事務所での実施
現在、配当金等の送金に係る MIC の認可手続きは、当該外国企業はネピドーまで出向いて申請を行うことになっている。MIC 企業が外国送金する際の MIC への事前認可をヤンゴンで実施する。

<中長期的提言>
1) MIC 企業の配当金送金の MIC への事前認可の撤廃または緩和
外国送金に係るモニタリングは本来、中央銀行が行うべきで、ミャンマーの近隣国を見ても企業登記や外国投資の許認可を管轄する省庁が、外国送金を管轄するケースはほとんどない。2015 年の ASEAN 共同体の実現後、域内で貿易・投資に係る競争力を確保するためにも、配当金等の送金に係る MIC への事前申請は、撤廃する方向で検討を開始すべきである。

表 5.7 配当金等の海外送金に係る規定の各国比較

国名	規定
ミャンマー	MIC 企業は、資本取引では、清算時の資本金送金は申告が、借入金の返済には事前許可が各々中央銀行に対して求められる。また、配当金等の海外送金については、ミャンマー投資委員会の事前許可を得る必要がある。
タイ	ロイヤリティ及び配当金の送金、借入金の返済、利益等の返還（清算に伴う資本金の返還、配当金・減資金の返還等）などには、中央銀行による事前承認は不要
インド	配当金送金および技術使用等に係るロイヤルティの送金に特に事前認可取得義務等の制限はない。
カンボジア	外国為替法第 5 条に基づき、公認銀行を通じた取引である限り、外国為替取引には一切制限がない。但し、10 万ドル以上の送金については、カンボジア中央銀行への届け出義務がある。
バングラデシュ	技術料、ロイヤルティ、サービスフィーは前年度売上（またはプロジェクトコスト）の 6%まで送金することができる。6%を超える場合は、中央銀行や投資庁の事前許可が必要。

出所：JETRO ウェブサイト、ミャンマー中央銀行・現地金融機関への聞き取り

しかしながら、2010 年の現在の政権設立以降、ミャンマーにおけるビジネス関連法規は急速に整備されているものの、未だ過渡期であるので、MIC 又は DICA が配当金等の送金についてモニタリングする必要があるのであれば、事前申請の代わりに事後報告制度を導入しもよい。

課題 10) 輸出入ライセンス制度の改善

大分類	貿易/物流
中分類	輸出入ライセンス制度
課題	輸出入ライセンス品目の緩和と輸入ライセンスの有効期限
概要	
① 課題の背景・現状	<p>ミャンマー商業省貿易総局は、輸出入管理について厳しい法令を適用してきており、輸出入業者の間では、i) 輸出入手続きの煩雑さ、ii) 輸入ライセンス取得の困難さ、iii) 外国企業への突然の輸出入ライセンスの停止、iv) 輸入ライセンスの有効期限の短さ、v) 政府の輸入ライセンス付与政策の変更等、が課題としてあげられていた。</p> <p>2011 年以降、経済開放や民主化が進む一貫としてミャンマーの輸出入管理体制は徐々に緩和されてきているものの、依然解決すべき課題は残っている。</p> <p>例えば、商業省は通達第 16 号により、2013 年 3 月から輸出 152 品目、輸入 166 品目（HS コードでは 593 品目）について輸出入ライセンスを廃止する旨発表した。しかしながら、同通達では、輸出入ライセンスの免除対象品目に HS コードが併記されていなかったため、特に輸入品の解釈をめぐって税関での実際手続きで一時混乱がおこった。その後商業省は 2013 年 9 月に通達第 72 号を發出し、輸入品目につ</p>

いては、HS コードに落とし込んだ 1928 品目のリストを公開した。しかしながら、輸出品 152 品目については、実際の手続き上大きな混乱が発生しなかったため、HS コード付きのリストは発表されていない。今後、ASEAN 共同体の実現を踏まえ、輸出入ライセンス不要の品目はますます増えていくことが予想されるが、今後の通達を HS コード併記で公表するなど、税関などの貿易手続きの現場で混乱をきたさないように、情報提供の体制を整えることが求められている。

また、ミャンマーはもともと輸出入品目に厳しい制限を加えていたため、これまで免税対象品目を公表してきたが、既に当該品目が HS コードで 2000 品目近くに達しており、輸出入業者にとってわかりにくいものとなっている。尚、ミャンマーの近隣国では、輸出入規制に係る規定の記述は、下表に示すように、規制品目を対象としている。

表 5.8 ASEAN 各国の輸出入規制の方法比較

国名	輸出入規制および記述方法
カンボジア	<p><u>輸入規制：</u> 1994 年に原則撤廃されているが、輸入禁止項目、輸入ライセンス必要品目（薬品、医療関係品、生きている家畜、武器等）について記述している。</p> <p><u>輸出規制：</u> 輸出禁止品目（木材）、輸出ライセンス必要品目（木材加工製品、武器、軍用車両。機器、薬品・医療関係品、文化財等）について記述している。</p>
タイ	<p><u>輸入規制：</u> 輸出禁止品目、輸入ライセンス取得必要品目（19 品目）、その他輸入規制について記述している。</p> <p><u>輸出規制：</u> 輸出禁止品目（10 品目）、輸出規制品目：i)輸出ライセンス取得品目（20 品目）、ii)一定の条件の下で輸出が認められる品目（10 品目）について記述</p>
マレーシア	<p><u>輸入規制：</u> i) 完全に輸入が禁止される品目、ii)輸入ライセンスを要する品目（自動車等）、iii)保護措置等のために輸入ライセンスを要する品目、iv)輸入方法に条件（適合検査の実施等）が付される品目に分けて記述</p> <p><u>輸出規制：</u> i)完全に輸出が禁止される品目、ii)輸出ライセンスを要する品目、iii)輸出方法に条件が付される品目に分けて記述。</p>

出所：JETRO

また、輸入ライセンスの有効期限は、もともと国内輸入業者による不正輸入を防ぐために短く設定されている。原則 3 ヶ月、2 回の延長（1 回目：2 ヶ月、2 回目：1 ヶ月）を経て最大 6 ヶ月までとなっている。しかしながら、今後、ミャンマーにおける輸入品目が広がり既存の有効期限では対応できなくなることが懸念される。また、更新ごとに手数料がかかり、更に政府各省庁の予算が切り替わる 3 月末にはライセンスの切り替えが求められており、これらに係る費用・手続きは輸入業者にとって大きな負担となっている。

例えば、インドネシアでは、5 年に 1 度、再登録を行う必要があるが、一旦輸入業者登録をすると、当該輸入企業が存続する限り登録製品の輸入は自由である。また、マレーシアの輸入ライセンスの有効期限は原則 2 年である。これらの近隣国と比較すると、ミャンマー側の輸入ライセンスに向けた緩和政策の努力は認めるものの、十分な競争力を有しているとは言えないのが現状である。

また、輸入ライセンスの取得手続きは以前はネピドーでのみ可能で輸入業者にとって大変な負担であった。現在は一部の品目については、商業省ヤンゴン事務所取得できるようになっており、徐々に緩和傾向にあるが、依然ネピドーでのみ取得できる品目が多く、今後改善の余地がある。2014 年 1 月時点で、下表に示す品目について輸入ライセンスの取得ができるようになっている。

	<p>CMP (Cutting, Making and Packaging) で製造される製品、薬品、医療機器、化学肥料、農薬、事務用品 (含用紙)、梱包材、プラスチック用具、家畜飼料、医薬材料、フィルム・フィルム用品、スポーツ用品、プラスチック樹脂およびポリエステル袋、加糖練乳/乳、列車車両・部品、自転車・部品、航空機・部品、石炭材料、電気製品、アスファルト、農業用種子、ガラス製品、食料品、獣医薬・器具</p> <p>また、現在、輸出入業務免許を保持しているのは国内企業のみであるが、商業省は輸入ライセンスを申請受理から原則 24 時間以内に発行する旨、新聞上でアナウンスを行っている。今後、外国企業の貿易業への参入が認められた場合、特に日系企業に対しては日緬投資協定も締結に際し、同様の措置がとられる旨記述されているという情報もあり、国内企業と同様の措置がとられることが期待される。</p>
② 関連法令	<p>Myanmar Export/Import Rules and Regulations for Private Business Enterprises (1998)は、民間企業向けにミャンマーにおける輸出入手続きに係る規定を定めたものである。NotificationNo.16/2013 は、ライセンス不要品目について定めており、民間企業向けに発行されている (英語)。NotificationNo.33/2013 は、NotificationNo.16/2013 と同じ内容を政府向けに発行したものである (ミャンマー語)。NotificationNo.72/2013 は、NotificationNo.16/2013 の内容を HS コード毎に整理したものである。(ミャンマー語)。</p>
③ 課題のインパクト・リスク	<p>ASEAN 経済統合(2015)に向けての輸出入ライセンス品目の緩和の方向で進んでおり、関連法令が制定されているにも関わらず、当該法令が適正に運用されなかったり、短い有効期限が法令に従って事業を行っている企業の負担が増加すれば、投資先としてのミャンマー国の競争力を阻害する原因となる。</p>
④ 関連省庁	<p>商業省 (貿易局) 財務省 (関税局)</p>
⑤ ドナーの取り組み	<p>特になし</p>
⑥ 改善策	<p><短期的改善提言></p> <p>1) 輸出入ライセンスに係る対象品目の HS コードでの通知 2013 年 3 月から適用された輸出入ライセンス免除対象品目に係る商業省通達には、免除対象品目に HS コードが併記されておらず、税関手続き時の輸入品の解釈に混乱が起こった。今後、出されるすべての通達には HS コードを併記するよう徹底すべきである。また、これらの通達は商業省や関税局のウェブサイトで公表されているが、関係者に十分に情報がいきわたっているとは言えない。商業省・関税局の担当職員へガイドラインを配布する、または、商業省や関税局にわかりやすく掲示する、ウェブサイト等の情報ソースの広報を強化するなど、担当職員レベルおよび輸出入企業レベルまで情報がいきわたるよう体制を整えるべきである。商業省は現在、ヤンゴン事務所に貿易情報センターを設立予定であり、同センターのサービスが開始されれば、民間企業への情報提供体制が改善されることが期待される。</p> <p>2) 商業省ヤンゴン事務所での輸出入ライセンス発行機能の強化 輸出入ライセンスのネピドでの取得は、輸出入企業の大きな負担となっている。既存の商業省の施設を最大限活用しながら、ヤンゴンでの輸出入ライセンス取得品目を引き続き増やすことが望ましい。</p> <p><中・長期的提言></p> <p>1) 輸出入ライセンスに係る対象品目規定の変更 (ライセンス不要品目から輸出規制対象品目のみの変更) ASEAN 統合を控えることから、現在進めている輸出入ライセンス品目の緩和を引き続き進めていくべきである。また、緩和される品目も急激に増えてきているので、実務上の混乱を防ぐためにも輸出入ライセンスに係る対象品目の記述を現行のライセンス不要品目から輸出規制品目に変更すべきである。</p> <p>2) 輸入ライセンス有効期限の延長 現在の輸出入ライセンスの有効期限は、国内企業の輸入ライセンスの悪用 (輸入資格の売買等) を防ぐ目的で設定されている。しかしながら、2015 年の ASEAN 統合を控え、今後輸出入品目が増えることに柔軟に対応するため、また、近隣諸国と</p>

の貿易競争力確保の観点から、他国の事例も踏まえながら輸出入ライセンスの適正な有効期限を設定すべきである。更に、国内企業への輸出入ライセンスの 24 時間以内の付与が現実に実現するのであれば、仮に外国企業が輸出入業に参入できるようになった場合、同様の措置を適用する必要がある。

課題 11) 保税制度の導入

大分類	貿易/物流
中分類	保税
課題	保税制度の導入

概要

ミャンマーにおいては、保税倉庫・保税工場・保税輸送等の所謂保税制度が整っていないため、Cutting, Making and Packing (CMP)製品(注)は免税対象にはなるものの、実際には、免税輸入通関手続きを行い国内貨物として処理されているのが現状で、輸入製造業者にとって余計な時間とコストがかかっている。
(注) CMP (Cutting, Making and Packing) とよばれる縫製業でよくみられる委託加工形態(原材料を輸入し、加工した後、完成品を輸出する)。

また、近年河川港であるヤンゴン港の貨物の取扱量が急激に増えており、今後益々増加することが見込まれ、ヤンゴン港だけでは、近い将来取り扱い量の限界を超えてしまうことが懸念されている。

係る状況を解決する手段として保税制度の導入が考えられる。保税制度は、外国から到着した輸入貨物を、輸入許可を受ける前の外国貨物の状態で、関税等の税金を納めないまま、倉庫での保管、工場での加工・製造、展覧会への出展、国内運送等を行えるようにする制度で、貿易取引の簡素化だけでなく投資優遇措置の一つの手段として各国で取り入れられている。

保税制度に係る規定は、現行法では 1962 Sea Customs Act (14 条、15 条、16 条)において、保税倉庫と Duty Free Shop が Public Sector と Private Sector に許可を与えることが認められている。港・空港・国境(タイ国境および中国国境の 2 カ所)における保税倉庫と Duty Free Shop の所在の有無および運営状況は、下表に示すとおりである。

表 5.9 ミャンマーにおける保税倉庫と免税店の概要

施設	Bonded Warehouse (通関手続き上の貨物仮置施設)	Duty Free Shop
港	有：関税局が直接運営	無
空港	有：民間企業が運営 (航空会社の部品置き場)	有：民間企業が運営
国境(2カ所)	有：関税局が直接運営	無：将来的には民間企業に営業許可付与予定

出典：調査団作成

しかしながら、上表に示された Bonded Warehouse は、通関手続きを踏む前に一時的に貨物を保管するために空港・港に設置された倉庫であり、投資優遇措置として付与される上述の保税制度の枠内での保税倉庫にはあたらない。故に、保税制度は未だ導入されていないと見なすのが妥当である。

JICA を始めとする各ドナーおよび物流業者との協議の中で、ミャンマー政府の間でも、保税制度を正式に導入は関心が高まってきている。しかしながら、一部のミャンマー国政府関係者は保税制度の内容をよく理解しているが、全体的には、保税制度という言葉に耳にしたことはあるが、上記仮置倉庫と混同している場合や、または制度そのものを知らないこともあり、制度の内容を十分に把握していない。

実際、現在財務省関税局(Myanmar Customs Department)を中心に 1992 Tariff Law と 1962 Sea Customs Act が改正中であり、これに保税制度の導入が盛り込まれるという話があったが、保税制度を上述の Bonded Warehouse に係る条文でそのまま読み変えようとしており、その旨、WCO(World Customs Organization)から派遣された専門家に指摘され、今後更に検討される見込みである。

① 課題の背景・現状

	<p>また、関税局も全般的に人材が不足しており、CMP ライセンスを取得した企業の輸入手続きや、港・空港・国境の保税倉庫や Duty Free Shop へモニタリング担当の職員を派遣できていないのが現状である。</p>								
② 関連法令	<p>ミャンマーにおける通関手続きに係る主要な法令は、the Sea Customs Act (1962)と the Land Customs Act (1924) であり、いずれも関税評価、輸出入の通関手続き、禁止・管理・制限品目、関税支払い手続き、保税倉庫と Duty Free Shop、旅行者の税関申告について規定している。また、the Tariff Law(1992)は、市場経済導入による外国貿易の円滑化に伴い、制定されている。これらの法令の細則は財務省による通知で規定されている。また、現在ミャンマー政府は、SEZ 法を制定中であり、この中に SEZ 内の保税区域を設定することについて規定が盛り込まれる予定である。</p>								
③ 課題のインパクト・リスク	<p>保税制度の導入されなければ、輸出入業者にかかる種々の取引費用が増加し、競争力が減少する。今後のヤンゴン港の利用頻度が増加することが見込まれ、通関手続きにより時間が掛かることが懸念される。また、河川港であるヤンゴン港では貨物を保管する場所の区域に限りがあり、増加対応できる取り扱い量も制限されるので、今後のミャンマーにおける国際貿易の促進に支障がでる可能性がある。</p>								
④ 関連省庁	<p>商業省（貿易局） 財務省（関税局）</p>								
⑤ ドナーの取り組み	<p>現在、JICA は関税局に専門家を派遣しており、ミャンマー版 NACCS (Nippon Automated Cargo Clearance System: 通関情報処理システム) の導入を進めたり、関税局職員に対する技術移転を実施している。NACCS の概要は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>NACCS の概要 NACCS は、輸出入貨物の通関手続きをオンラインで行う電算処理システムで、航空貨物システムと海上貨物システムがある。いずれも、ホストコンピュータと税関及び民間利用者（航空会社や通関業者等）の事務所に置かれた端末機とを通信回線で結び、輸出入貨物の手続き等をオンラインで処理している。これにより、ハイリスク貨物（不正に輸出入される可能性が高い貨物）とローリスク貨物とを適確に選別することにより、適正・迅速な通関に大きな効果をあげている。</p> </div> <p>出所：関税局</p> <p>また、WCO（World Customs Organization）は ADB のファンドで/ADB 専門家が出張ベースで派遣され、Sea Customs Act 1962 および Tariff Law1992 の改正草案策定を支援している。</p>								
⑥ 改善策	<p><短期的な改善提案> 1) ミャンマー政府関係者への保税制度の紹介 MACCS や保税制度の導入を円滑に図るため、税関局を中心とした政府関係者にこれらの制度の概要およびメリット（通関手続きの簡素化、港湾の煩雑さの緩和、企業競争力強化等）を他国事例を紹介しながら説明し理解を得ることが必要である。日本や ASEAN 近隣国の導入事例を実際に視察することも有効であると考えられる。</p> <p><中・長期的な改善提案> 1) 保税制度の導入のための法制度整備 保税制度には、特定の場所や施設で外国貨物についての蔵置、加工・製造又は展示等ができる保税地域制度と、保税地域、港又は空港などの相互間において外国貨物のまま運送することができる保税運送制度がある。保税制度の導入により、現行の税関手続きの簡素化が図れるだけでなく、貿易における国際競争力も強化されることが期待される。 日本の保税地域の種類と機能を下表に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 5.10 日本の保税地域の種類と機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 50%;">主な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定保税地域</td> <td>外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置</td> </tr> <tr> <td>保税蔵置場</td> <td>外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置</td> </tr> <tr> <td>保税工場</td> <td>外国貨物を原料とする加工・製造</td> </tr> </tbody> </table>	種類	主な機能	指定保税地域	外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置	保税蔵置場	外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置	保税工場	外国貨物を原料とする加工・製造
種類	主な機能								
指定保税地域	外国貨物の積卸、運搬、一時蔵置								
保税蔵置場	外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置								
保税工場	外国貨物を原料とする加工・製造								

保税展示場	外国貨物の展示・使用
総合保税地域	外国貨物の積卸、運搬、長期蔵置、加工・製造、展示

出所：関税局ウェブサイト

また、現行の Sea Customs Act 1962 の Bonded Warehouse に係る条文は、上表の保税制度の内容を網羅していないので、保税制度導入に係る法整備を行う場合には、既存の条文の中で解釈するのではなく、別途必要な条文を追記する必要がある。

現在、日本政府とミャンマー政府の間で、日本の NACCS をベースとしたミャンマー版 NACCS（通称 MACCS : Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入・設立が協議されている。ミャンマー政府は MACCS 導入にあたっては、必要な法制度整備を行うことを約束しており、また、MACCS の主な機能には保税制度に係る業務も含まれているので、この MACCS 導入により、保税制度導入に係る法制度面での整備が進むことが期待される。

2) 港や SEZ 以外の工業団地への保税区域の設定
保税制度導入に際しては、保税区域については、今後開発が進む SEZ 内に SEZ 法の下で設置される可能性があるが、ヤンゴン港の取扱量を緩和するためには、SEZ 外の工業団地においても保税の機能を持たせる必要がある。ミンガラドン工業団地等、保税区域の設置を想定した機能を持つ工業団地を対象にドライポート等の形でパイロット事業的に保税区域を設定し、効果を検証することも検討の価値がある。

3) 保税制度を含む MACCS 導入の実実施計画の作成及びその実施
現行の関税局の職員数では既存の保税倉庫のモニタリングについても必要な人材を派遣できていないのが現状である。MACCS 導入に際しては、必要な人員、求められる能力を整理し、人材育成計画を策定、適切な技術移転を行うことが重要である。

課題 12) 特定 JV 制度の整備

大分類	インフラ/環境/エネルギー/PPP
中分類	建設
課題	特定 JV 制度（特定建設工事共同企業体）の整備
概要	
① 課題の背景・現状	<p>ミャンマーにおいては、道路・橋梁・電力・上下水道などの基礎インフラ整備は経済・社会基盤を確立するためにも喫緊の課題である。また、今後 SEZ 等の開発に伴って多くの製造業が進出することが期待され、同国内における建設需要は急速に高まっている。特に、基礎インフラ整備や SEZ 開発については、海外および国内の建設業が単体で対応できないような大規模、または高度な技術を要する建設プロジェクトが実施される見込みであり、資金面・技術面・事業リスク面で強化・補完できる体制を整えることが重要になってくる。</p> <p>ミャンマー政府は、国内建設企業を保護・育成する目的で、建設事業に対しプロジェクト毎に外国企業と国内企業の合弁企業設立を要請している。合弁会社設立にあたっては、資本比率については特に基準はなく、例えば、現地建設企業と外国建設企業の資本比率が（1:99）でもかまわないという説明がされることもあるが、このような運用が明文化されているわけではない。合弁会社を設立し、建設プロジェクトの共同事業を推進することで、国内建設業者のビジネスチャンスを確保するとともに、外国建設企業の技術と経営のノウハウを国内企業が吸収し、ミャンマー建設企業が発展していくことが期待されている。</p> <p>しかしながら、外国建設企業にとって、合弁会社による場合、資本金や事業規模、保有技術、経営方針等の面で一定基準の条件を満たしたパートナーを選定することが最重要事項となってくる。一方、ミャンマー国内の建設業者は、総じて資本規模も小さく大規模建設工事の経験もなく、大規模建設工事を進めるのに十分な資金力及び技術的・経営的ノウハウを持っていないのが現状である。また、合弁会社を設立する場合には、合弁相手方も合弁会社の持分を継続的に有する関係となり、事業運営が成功しなかった場合などに紛争となりやすい。かかる状況下においては、外国建設企業が、国内企業と合弁会社を設立し建設プロジェクトに従事することは現</p>

実的に困難で、結果的に外国建設企業のミャンマーへの建設プロジェクト参入を阻害しているのが現状である。今後もこの状況が続けば、高まる建設需要に応えられず、同国のインフラ整備や各種工場建設に支障をきたすことが懸念される。

今後、増えるであろう大規模建設プロジェクトに対し、技術力・資本力に外国建設企業の参入を促進するためには、外資規制やミャンマー進出に関する法制度の適用を受けずにプロジェクト毎に進出するための制度を整備することが急務である。

外国建設業の合弁企業設立に係る障害を除き、且つ国内建設業に外国建設企業と共同事業を行う機会を提供する制度として、発注される工事ごとに結成される共同企業体である、特定共同企業体制度（特定 JV）を採用することが考えられる。日本の特定 JV 制度では、工事を受注した共同企業体は竣工後請負金額請求まで存続するが、受注できなかった共同企業体は、開札後その結成は解消される。したがって、共同企業体を結成する際の責任範囲が当該工事だけとなり、合弁会社を設立するよりリスクは低くなる。各国の特定 JV 制度の導入状況は、下表のとおりである。

表 5.11 特定 JV 制度の各国比較

国名	状況
日本	特定 JV は、発注される工事ごとに結成され、一般的には 2 社または 3 社で構成される。当該工事が受注できなかった JV は、開札後その結成は解消され、受注した JV は、竣工後請負金請求まで存続する。
タイ	JV はタイ国 Civil and Commercial Code では法的組織として認識されていないが、JV に対する規制は特段ない。特定 JV は unincorporated JV に相当し、法的登記は必要ないが、Revenue Code の下では税徴収対象の法人として取り扱われる。
インドネシア	インドネシアでは「外国建設駐在員事務所」という制度があり、外国建設駐在員事務所を設立した外国建設会社は、（インドネシアイン会社を設立することなく）インドネシア国内建設会社と共同で建設工事の請負を行うことが認められている。

出所：調査団作成

しかしながら、ミャンマーにおいては、今後多くのインフラ個別事業は共同企業体方式で実施することが想定されるが、合弁会社設立を要さない「特定 JV」(unincorporated JV or JV formed by a contract)及びかかる形態を採用することにより会社形態の合弁会社を設立することを免除する制度がない。

具体的には、法人登記が義務付けられている会社形態による合弁会社に対してプロジェクト単位で組成される「特定 JV」が、外資規制、建設工事の入札資格や会社法との関係でどのような扱いを受けるかについて明確な位置付けが存在しない。

また、そのためには、DICA をはじめとするミャンマー政府が外国投資法またはその運用規則に、共同企業体としての「特定 JV」を規定し、その受注、銀行口座の開設、保険の付保、施行および利益配分、適用される法人税率等について明確にすることが必要であるが、現行の外国投資法上の「合弁事業 (JV)」と（日本の建設業界でいう）「特定 JV」とが別の概念であるとの理解も浸透していない。

② 関連法令	Common law に基づくパートナーシップ契約は締結可能ではあるが、特定 JV のような外資規制やミャンマー進出に関する法制度の適用を受けずにプロジェクト毎に進出するための制度が、外資規制、建設工事の入札資格や会社法との関係でどのような扱いを受けるかについて明確な位置付けは存在していない。
③ 課題のインパクト・リスク	現行の外国建設企業に国内建設企業との合弁企業設立を義務付ける制度だけでは、外国建設企業の建設プロジェクトの参入を促進することにならず、結果的にミャンマー国内建設企業の育成に繋がらないことが懸念される。また、今後、ますます高まる大規模建設需要に応えられず、同国のインフラ整備や各種工場建設に支障をきたすことが懸念される。
④ 関連省庁	法務長官府 DICA

	建設省								
⑤ ドナーの取組み	-								
⑥ 改善策	<p><短期的提言> ミャンマー政府及び建設業界への特定JVの普及・啓蒙活動 DICA・建設省を中心に、特定JVの概要およびメリット、近隣国の導入状況および法的根拠の位置づけ、日本の導入事例を紹介する目的で、継続的な勉強会を実施する。併せて、他国事例を学ぶために近隣国への視察を実施する。</p> <p><中長期的課題> 特定JV制度の導入に向けた法制度の整備 今後、ミャンマーにおいては基礎インフラの整備において、海外および国内の建設業が単体で対応できないような大規模、または高度な技術を要する建設プロジェクトが実施される見込みである。国内建設産業の育成・強化を図りながら、外国建設企業の技術や運営ノウハウ、資金調達能力を最大限に活かすために、海外建設プロジェクト毎に共同企業体を結成できる「特定JV制度」を導入すべきである。</p> <p>例えば、日本においては、戦後の復興のため大規模な建設工事の需要が生じたが、その施行に当たって、各建設企業の資金力とリスク分散を図り、外国建設企業の技術支援を受けるためJV制度が導入された。以下、日本のJV制度変遷にかかる事例を紹介する。</p> <p style="text-align: center;">表 5.12 日本における特定JV制度の事例</p> <table border="1"> <tr> <td>1951年</td> <td>特に急増する国内建設投資を円滑に進めるため、国内の施工業者の育成が急務であり、「特定JV制度」について、融資力の増大、リスク分散、技術の拡充・強化・補完、経験の増大等のメリットが紹介され、普及・啓蒙活動は実施された。</td> </tr> <tr> <td>1953年</td> <td>比較的大規模工事、技術的に困難な工事の円滑施行、中小企業振興を目的として、「特定JV」の活用を図ることとし、実施要領・協定書等が作成された。</td> </tr> <tr> <td>1977年</td> <td>建設業振興の基本方策の中で、JVの合理的な運用の推進が求められた。</td> </tr> <tr> <td>1987年</td> <td>JV活用の基本方針が示され、適正な活用を図るために各発注機関が「運用基準」を定めるにあたって準拠すべき「運用準則」を策定。</td> </tr> </table> <p>出所：調査団作成</p> <p>ミャンマーにおいては、改正外資法に「特定JV」の規定を追記し、併せて運用上の目安となるガイドラインを作成することが求められる。ガイドラインには、受注や銀行口座の開設、保険の付保、施行および利益配分、特定JVに適用される税率等についても記述されることが望ましい。</p>	1951年	特に急増する国内建設投資を円滑に進めるため、国内の施工業者の育成が急務であり、「特定JV制度」について、融資力の増大、リスク分散、技術の拡充・強化・補完、経験の増大等のメリットが紹介され、普及・啓蒙活動は実施された。	1953年	比較的大規模工事、技術的に困難な工事の円滑施行、中小企業振興を目的として、「特定JV」の活用を図ることとし、実施要領・協定書等が作成された。	1977年	建設業振興の基本方策の中で、JVの合理的な運用の推進が求められた。	1987年	JV活用の基本方針が示され、適正な活用を図るために各発注機関が「運用基準」を定めるにあたって準拠すべき「運用準則」を策定。
1951年	特に急増する国内建設投資を円滑に進めるため、国内の施工業者の育成が急務であり、「特定JV制度」について、融資力の増大、リスク分散、技術の拡充・強化・補完、経験の増大等のメリットが紹介され、普及・啓蒙活動は実施された。								
1953年	比較的大規模工事、技術的に困難な工事の円滑施行、中小企業振興を目的として、「特定JV」の活用を図ることとし、実施要領・協定書等が作成された。								
1977年	建設業振興の基本方策の中で、JVの合理的な運用の推進が求められた。								
1987年	JV活用の基本方針が示され、適正な活用を図るために各発注機関が「運用基準」を定めるにあたって準拠すべき「運用準則」を策定。								

5.3. カンボジアにおける優先課題法制度

カンボジアにおける優先課題は下記の通りである。

表 5-13 カンボジアにおける優先課題のショートリスト

大分類	中分類	課題
投資	適格投資プロジェクト(QIP)	1) 投資および各種認可取得サービスの改善
税務・会計	税務登録	2) 税務登録の改善
	事前照会制度と相談窓口	3) 税務に関する事前照会制度および個別相談窓口の設置

大分類	中分類	課題
	税務調査	4) 延滞税課税に係るルールの明確化
	配当金課税	5) 免税期間中の配当金に対する配当金課税の廃止
	VAT (付加価値税)	6) 輸出型 QIP の国内調達 (製品・サービス) に対する VAT の免除
	土地リース	7) 土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違
貿易・関税・通関・物流	事前教示制度	8) 事前教示制度 (関税評価および原産地)
	通関	9) 通関業法の制定/通関業者・通関士の育成

課題 1) 投資および各種認可取得サービスの改善

大分類	投資											
中分類	適格投資プロジェクト (QIP)											
課題	投資および各種認可取得サービスの改善											
概要												
① 課題の背景・現状	<p>2003 年改正投資法においては、QIP 取得の際に条件付き登録証明書 (CRC) に記載された関連省庁からの各種認可やライセンスを、申請者に代わり、CDC が条件付き登録証明書の発行から 28 営業日以内に取得することを定めている。しかしながら、政令 No. 111 の 7.1 条では「条件付登録証明書が発行された後、CDC または PMIS は投資申請者に代わり、条件付登録証明書に記載された関連省庁による許認可、ライセンス、登録の取得を支援する」とのみ限定している。</p> <p>しかしながら、CRC 発行後 28 営業日以内に CDC が投資家に代わって、CRC に記載されている必要な関係省庁からの許可・ライセンスを取得することは、現行の複雑で官僚的な各省庁間の関係を踏まえると、実現はほとんど不可能である。実際には QIP 申請者は自らでそれら許認可、ライセンス、登録の手続きを進めているのが現状である。</p> <p>CDC は、現在 CDC 内に CIB (カンボジア投資委員会) および CSEZB (カンボジア経済特別区委員会) の投資相談窓口を設けて、SEZ 内外の QIP 取得手続きに関する情報提供およびコンサルテーションを実施している。また、QIP 申請者は CDC に各関係省庁から出向している担当職員から各認可・ライセンスの申請手順について情報を得ることができる。しかしながら、各担当職員の事務所は相談窓口から離れており、会議等で不在の場合も多く面談するのに手間取っているのが現状である。また、QIP のライセンス更新等についても担当部署が QIP と申請時で変わるので申請時と別の場所にいく必要がある。</p> <p>CSEZB は主要な SEZ にワンストップ・サービス事務所を設置し、以下の省庁から担当職員が配置されている。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>省庁名</th> <th>提供されるサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CDC</td> <td>SEZ の各種手続きサービス提供の統括・調整</td> </tr> <tr> <td>商業省</td> <td>最終輸出品の原産地証明の発行</td> </tr> <tr> <td>関税消費総局</td> <td>輸出入手続き支援</td> </tr> <tr> <td>カムコントロール</td> <td>経済特別区への出入り貨物の検査</td> </tr> <tr> <td>労働・職業訓練省</td> <td>労使間の問題に対する対応</td> </tr> </tbody> </table>	省庁名	提供されるサービス	CDC	SEZ の各種手続きサービス提供の統括・調整	商業省	最終輸出品の原産地証明の発行	関税消費総局	輸出入手続き支援	カムコントロール	経済特別区への出入り貨物の検査	労働・職業訓練省
省庁名	提供されるサービス											
CDC	SEZ の各種手続きサービス提供の統括・調整											
商業省	最終輸出品の原産地証明の発行											
関税消費総局	輸出入手続き支援											
カムコントロール	経済特別区への出入り貨物の検査											
労働・職業訓練省	労使間の問題に対する対応											

	州政府	安全管理
	<p>しかしながら、各種手続きサービスの支援は実施しているものの、情報提供や個別相談のサービスについては未だ十分なものになっていないのが現状である。特に、税務管理の面で助言・指導ができる租税総局からの担当職員の配置が期待される。</p> <p>また、カンボジアにおいては、200 万米ドル以下の投資案件は地方政府の PMIS（州・特別市投資小委員会）で QIP を申請できるが、十分な人員が配置されておらず、また担当職員の各種申請手続きについての理解が不十分で、結果的にほとんど活用されていないのが現状である。</p>	
② 関連法令	<ul style="list-style-type: none"> • Law on the Amendment to the Law on Investment (March 2003): Article 7 • Sub-Decree No.111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment (Sep.2005): Article 7.1 • Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone (December 2005): Article 4.3 	
③ 課題のインパクト・リスク	<p>外国企業がカンボジアに投資誘致・再投資を促進するためにも、進出時、進出後にあわせて、各省庁が連携して情報提供・個別相談等包括的なサービスを提供する体制を整えて、カンボジアに対する信頼を構築する必要がある。</p>	
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> • カンボジア開発評議会カンボジア投資委員会 • その他関連省庁 	
⑤ ドナーの取組み	<p>JICA は現在「カンボジア国投資法改正および経済特区法制定に関する情報収集・確認調査」を実施中である。</p>	
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 2003 年改正投資法(the Law on the Amendment to the Law on Investment)または改正投資法施行のための政令 No.111 (Sub-Decree No.111on the Amendment to the Law on Investment) の、ワンストップ・サービスに関する記述の修正。</p> <p>外国投資企業の投資候補地としてのカンボジアの信頼を損なわないように、2003 年改正投資法(the Law on the Amendment to the Law on Investment)または改正投資法施行のための政令 No.111 (Sub-Decree No.111on the Amendment to the Law on Investment) の間で、ワンストップ・サービスに関する記述を齟齬が出ないように至急修正する必要がある。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) 各申請に関する情報支援センターを設置、窓口機能を強化する。 QIP 申請のみならず、各関連省庁の各種認可・ライセンス申請についても情報提供・個別相談をひとつの窓口で投資家に提供できるよう情報支援センターを設置するべきである。また、CDC に派遣されている各省庁からの出向者の位置づけを格上げて、ある程度意思決定を同センター内で行えるようにすべきである。</p> <p>3) 進出済みの企業を支援するアフターケアサービスユニットを設置する。 進出後の外国企業に対し、投資に関する様々な相談に応えるため、CDC は一元化された相談窓口としてアフターケアサービスユニットを設立すべきである。</p> <p>4) 外国企業の照会に応えるために、事前照会制度を導入する。 事前照会制度は、企業が投資に関して不明確な手続きがあった場合に書面で照会し、管轄省庁が書面で数週間以内に応える制度である。この制度の導入により企業は CDC より正式で明確な見解を得られることができるようになる。また、これらの正式見解をウェブサイト等に更新すればより効率的である。</p>	

	<p>る。</p> <p>5) 主要な SEZ のワンストップ・サービス事務所の情報提供・個別相談窓口機能を強化する。 SEZ 内入居企業が各種行政サービスや個別相談サービスを SEZ 内で受けられるよう、主要な SEZ のワンストップ・サービス事務所の情報提供・個別相談窓口機能を強化すべきである。特に税関・税務関係に関する個別相談機能は重要である。</p> <p>6) 地方州政府職員への能力強化研修の実施 地方においても QIP 申請ができるよう、地方政府の担当職員に対して QIP 申請に係る規定および認可手続きについて能力強化研修を実施すべきである。また CDC および PMIS の情報共有のネットワーク強化を図るべきである。</p>
--	---

課題 2) 税務登録の改善

大分類	税務・会計
中分類	税務登録
課題	税務登録の改善
概要	
① 課題の背景・現状	<p>2003 年改正投資法(the Law on the Amendment to the Law on Investment)では、QIP (適格投資プロジェクト) による優遇措置は当該投資企業に対してではなく、当該プロジェクト案件毎に付与されることが定められている。故に、既に QIP を取得している企業が、例えば事業拡張で新たな製品工場を設立する際は、新たに QIP 申請を行う必要がある。</p> <p>一方、外国企業がカンボジアで事業を始めるには、まず商業省で企業登録を行いその後租税総局で税務登録を行い納税者番号を取得するが、税法では、納税者番号は会社単位で付与されることになっている。故に QIP を申請した企業が、税務登録を行う場合でも同様に、企業として税務登録を行うことになる。</p> <p>仮に、既に QIP を取得している企業が、追加投資等の理由で新たに別の QIP を取得した場合、当該企業は租税総局より、新たな会社を設立するよう求められる。税務登録(納税者番号の付与)は 1 企業に対して 1 税務登録することが基本なので、最初の QIP 資格での登録を 1 企業による企業登録と見なして、新たな QIP についても別の企業として新たに税務登録を行う必要があるというのが租税総局の見解である。</p> <p>Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003):の中には「1 企業 1 税務登録」の原則を明確に定めた規定はないので、この見解は、法令上の解釈による問題であると考えられる。恐らく、同法の条文 101 に規定されている「会社登録後 15 日以内に税務登録を行う」という部分を拡大解釈しているのではないかと考えられる。</p> <p>しかしながら、QIP はプロジェクト毎に付与されるので、実際には 1 企業の事業活動でいくつかの QIP を取得しているのが現状である。仮に、QIP 毎に別会社を作ることになれば、会社や工場の運営管理に莫大なコストがかかることになり、当該企業にとって大きな負担となる。特に、日系製造業においては、まず初期投資を抑えて、業績の向上に併せて、事業規模を拡大するので係る状況では、カンボジアに対する投資意欲がそがれる可能性が高い。</p>

	<p>出所：JICA 調査団</p>
	<p align="center">図 5-3 税務登録に関する課題の構造</p> <p>日系製造業のカンボジア進出は 2011 年頃から活発化しており、今後益々追加投資等、1 企業がいくつかの QIP を取得することが予想される。CDC と国税局の間で連携しながら、一企業による税務登録の下、複数の QIP 取得を認める等、対策を講じる必要がある。</p>
<p>② 関連法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Law on the Amendment to the Law on Investment (March 2003): Article 6 • Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003): Article 101, 102, 103 • Sub-Decree #148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zones (December 2005): There is no stipulation on the expansion project of a QIP in the Law on the Amendment on the Law on Investment.
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>外国投資企業、特に日系製造業は、初期段階は 1 製品のみ生産する等、小規模投資から始め、徐々に製造製品を増やしていく傾向がある。仮に投資家が新たに QIP を取得する毎に会社を設立することになると、其々の会社毎に財務諸表を作成する必要があり、業務がより複雑且つコスト高となりひいては追加投資の妨げとなってしまう。</p>
<p>④ 関連省庁</p>	<p>カンボジア開発評議会カンボジア投資委員会 経済財務省 租税総局</p>
<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>JICA は、租税総局の徴税体制強化を目的とする「租税総局能力強化プロジェクト」を実施中である。</p>
<p>⑥ 改善策</p>	<p><短期的改善提案></p> <p>1) QIP 取得企業の税務登録を改正するために CDC および租税総局で検討会を設置するべきである。</p> <p>2011 年以降の日系製造業のカンボジア進出の増加およびタイとベトナムを結ぶ東西回廊等の基幹インフラの整備に伴い、今後カンボジアへの新規・追加投資は増加することが予想される。特に本課題は日カ合同会議でも重要事項として取り上げられており、日系製造業の関心が高い。CDC および租税総局が中心となって検討会等を設置し、対応の道筋をつける必要がある。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) QIP 取得企業の税務登録については、QIP ごとに別企業として税務登録を行うのではなく、1 企業 1 税務登録の中で、複数の QIP を管理できるようアカウントシステムを変更し、これを省令等で明確に規定すべきである。</p> <p>現行の QIP ごとに別会社で税務登録を行ってはいは、其々の会社毎に財務諸</p>

	表を作成する必要がある、業務がより複雑且つコスト高となりひいては追加投資の妨げとなってしまう。例えば、一企業の税務登録の下で、QIP ごとのアカウントシステムを認め、納税申告 (Tax Return) する場合は統合することとし、これを省令等で明確に規定すべきである。
--	--

課題3) 税務に関する事前照会 (Advance Ruling) 制度および個別相談窓口の設置

大分類	税務・会計
中分類	税務に関する事前教示制度
課題	税務に関する事前教示制度の確立
概要	
① 課題の背景・現状	<p>カンボジア租税総局では、税法・税制に関する企業からの個別の照会があった場合、総局長の判断により担当部署に指示を出し、適宜回答するようになっている。しかしながら、これらの照会に対する回答はアドホックな形でなされているケースがほとんどで、また明確な回答を得られないケースも多い。更に、租税総局の職員の対応に時間がかかる場合もある。また、これらの回答は、公開されておらず、結果的に同じ内容の照会を受けてしまう可能性もある。</p> <p>税務に関する事前照会制度とは、各企業の個別の取引等に係る税務上の取り扱いについての照会に対する回答を文書により行うとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、その照会および回答の内容を税務管轄省庁のウェブサイトで公表する制度である。</p> <p>カンボジア租税総局においては、この制度が導入されておらず、また事前照会制度を規定する法令もないのが現状である。事前照会制度を租税総局内に確立し、各企業個別の照会に対して明確に回答し、またその内容を公表する体制を確立することが必要である。</p> <p>また、租税総局内に相談窓口が設置されていないため、各企業は電話や訪問して税に関する基本的な情報を入手する際に、いちいち担当部署を探しアクセスまたは訪問しなければならず、税に関する情報入手が円滑にできていないのが現状である。租税総局内に相談窓口を設置し、各企業への情報提供・説明のための窓口を一本化するとともに、ウェブサイト等で税法・税務に関する解釈を公開する等の情報提供サービスを改善していく必要がある。</p>
② 関連法令	Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003)
③ 課題のインパクト・リスク	租税総局が企業に対し税務に係る法令について不明確な回答・指示しか出さなければ、企業からの租税総局に対する信頼は薄れてしまう。更に、これらの不明瞭な状況は、予期しないビジネスコストの発生等、租税総局の職員と企業の間での不正なやり取りを助長する可能性がある。
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> 経済財務省 租税総局
⑤ ドナーの取組み	JICA は、租税総局の徴税体制強化を目的とする「租税総局能力強化プロジェクト」を実施中で、当該プロジェクト活動には納税者サービスの改善も含まれる。
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 事前照会制度および個別相談窓口の機能・提供されるべきサービスの内容について、租税総局内で周知を図る必要がある。</p> <p>事前照会制度の導入および個別相談窓口の設置・サービス提供開始を円滑に行うため、租税総局を中心とした政府関係者にこれらの制度の概要およびメリットを他国事例を紹介しながら説明し理解を得ることが必要である。日本や ASEAN 近隣国の導入事例を実際に視察することも有効であると考えられる</p>

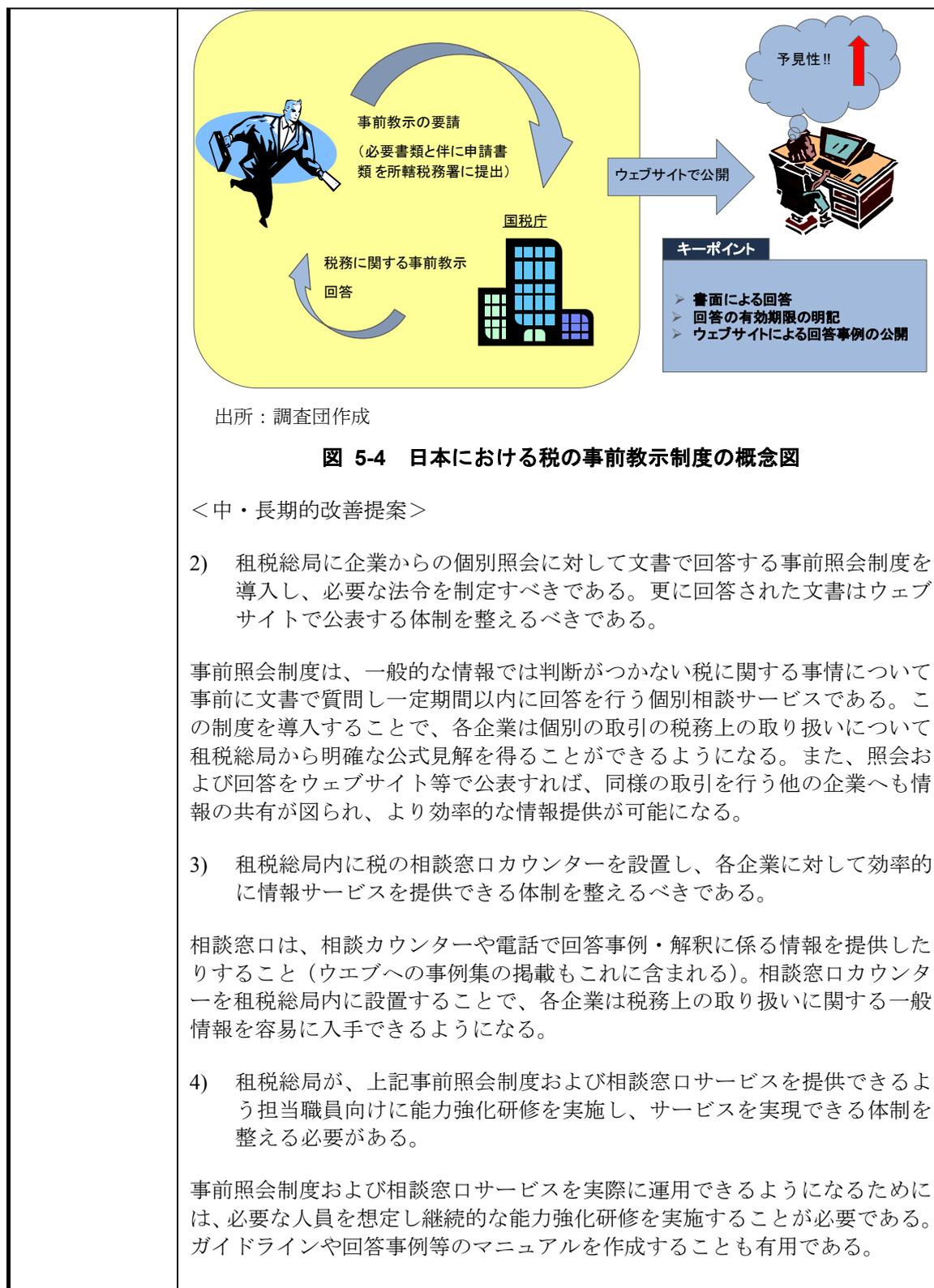


図 5-4 日本における税の事前教示制度の概念図

< 中・長期的改善提案 >

- 2) 租税総局に企業からの個別照会に対して文書で回答する事前照会制度を導入し、必要な法令を制定すべきである。更に回答された文書はウェブサイトで公表する体制を整えるべきである。

事前照会制度は、一般的な情報では判断がつかない税に関する事情について事前に文書で質問し一定期間以内に回答を行う個別相談サービスである。この制度を導入することで、各企業は個別の取引の税務上の取り扱いについて租税総局から明確な公式見解を得ることができるようになる。また、照会および回答をウェブサイト等で公表すれば、同様の取引を行う他の企業へも情報の共有が図られ、より効率的な情報提供が可能になる。

- 3) 租税総局内に税の相談窓口カウンターを設置し、各企業に対して効率的に情報サービスを提供できる体制を整えるべきである。

相談窓口は、相談カウンターや電話で回答事例・解釈に係る情報を提供したりすること（ウェブへの事例集の掲載もこれに含まれる）。相談窓口カウンターを租税総局内に設置することで、各企業は税務上の取り扱いに関する一般情報を容易に入手できるようになる。

- 4) 租税総局が、上記事前照会制度および相談窓口サービスを提供できるよう担当職員向けに能力強化研修を実施し、サービスを実現できる体制を整える必要がある。

事前照会制度および相談窓口サービスを実際に運用できるようになるためには、必要な人員を想定し継続的な能力強化研修を実施することが必要である。ガイドラインや回答事例等のマニュアルを作成することも有用である。

課題 4) 延滞税課税に係るルールの明確化

大分類	税務・会計
中分類	税務調査
課題	延滞税課税に係るルールの明確化
概要	

カンボジアにおける税務調査(Tax Audit)には、机上税務調査(Desk Audit)、限定的税務調査(Limited Audit)、包括的（最終）税務調査(Comprehensive/Final Audit)の3つの種類がある。これは納税者の規模によって担当部署が変わってくる。

表 5-14 カンボジアにおける税務調査の概要

大規模納税者	
大規模納税者部 (Large taxpayer Dep)	毎月申告に関して Desk audit か Limited audit を実施。VAT およびいくつかの税金項目のみが対象。
企業調査部 (Enterprise Audit Dep)	確定申告に関して Comprehensive audit を実施。しかしその際は、事業所得税の前払税以外の税すべて (VAT も源泉所得税も) が対象となる。
中規模納税者 (申告納税者で大規模以外全て)	
税務署 (Tax Branch)	毎月申告に関して Desk audit か Limited audit を実施。VAT およびいくつかの税金項目のみが対象。
企業調査部 (Enterprise Audit Dep)	確定申告に関して Comprehensive audit を実施。しかしその際は、事業所得税の前払税以外の税すべて (VAT も源泉所得税も) が対象となる。

出所：調査団作成

① 課題の背景・現状

標記2つの調査については、担当部署も違うし、対象項目も違う、また Limited Audit が終わったから Comprehensive に移るというようにリンクしているわけではなく、各々別々に実施されている。Comprehensive audit はすべての税金項目に対して概ね過去 2-3 年の課税期間を対象に実施され、これが完了した課税期間については、納税者は税務当局に滞納や申告漏れがないことを示す Certificate of Tax Situation (CTS) の発行を申請することができる。

しかしながら、特に外国企業に対しては税務調査の仕組みや流れが十分に理解されておらず、税務担当者が変わる度に税務調査が行われる、税務調査が完了したにも関わらず再度税務調査が実施されるという印象を与えている。

本来であれば、Desk audit/limited audit および Comprehensive audit を一元化するまたはリンクさせるなどして、より効率的な税務調査の実施体制を整えることが検討されてしかるべきであるが、現時点での租税総局は、当面今の実施体制を続けていく方針である。

また、税務調査は、事前の脱税や隠ぺいを防ぐため、予告通知なし行われることが多いが、税務調査が開始されてから、数ヶ月を経ても連絡がなく急に追徴課税を求められ、併せて毎月 2% の延滞税を課せられることがある。通知された日から金利が膨らみはじめるにも関わらず、長期に連絡がない場合、結果的に延滞税だけが増えていくことになり、企業側にとって大きなリスクとなっている。

これは、現在の延滞税の基準が明確に規定されていないことが大きな要因となっている。特に、税務調査結果の通知が長期になされなかった場合の対応や、上限額を設定する等、租税総局側に問題があった場合の、延滞税課税について明確な基準を作ることが求められる。

② 関連法令

Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003) Article 116 and 117

③ 課題のインパクト・リスク

税務調査の実施体制・方法が企業側に明確に伝えられていなければ、不十分な税務調査の実施を誘発し、納税者の税務当局に対する信頼関係を失わせ、更に予想外のビジネスコストの発生の心配もある。また、延滞税について現行の基準が不明確で企業側にとって極めて不利な状況となっている。この状態が続けば、企業側の追加投資意欲をそぐことに繋がる。

④ 関連省庁

経済財務省 租税総局

⑤ ドナーの

JICA は、租税総局の徴税体制強化を目的とする「租税総局能力強化プロジェ

取組み	クト」を実施中である。
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 現在の税務調査の実施体制・方法を明確にし、ウェブサイトで公表するとともにパンフレットを作成し企業側に配布する等、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>現行の税務調査は企業側特に外国企業にとって大変わかりにくいものとなっている。企業側の間違った理解によって租税総局への信頼が損なうことのないよう、現行の税務調査の実施体制。方法を明確にし、確実に広報していく必要がある。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) 延滞税の課税について納税者（企業）の不利にならないよう明確な基準を規定するべきである。</p> <p>租税総局側の税務調査に関する通知が遅れることによる延滞税の不当な課税を企業側が追徴されるリスクを防ぐために、延滞税の課税の仕方について明確な基準を規定すべきである。</p> <p>例えば、以下のような対応が考えられる。</p> <p>① 課税対象期間の上限（最長期間）を設けたり、または最大課税率や最大限度額を設定する。</p> <p>② 不正が発覚した時点から調査が入った時点を延滞税対象期間とする等、明確な対象期間を指定する。</p> <p>③ 一定期間租税総局から連絡がない場合、税務調査は完了したとみなす。</p> <p>④ 税務調査の進捗状況について対象企業への定期的な報告義務を課し、これが順守されない場合、その期間分の延滞税課税はなされないこととする。</p>

課題5) 免税期間中の配当金に対する配当金課税の廃止

大分類	税務・会計
中分類	配当金課税
課題	免税期間中の配当金に対する配当金課税の廃止
概要	
① 課題の背景・現状	<p>現在の税制では、企業が免税期間中に配当金を分配（利益送金）する場合は、20%の配当送金課税（APTDD: Advanced Payment of Tax on Dividend Distributions）を差し引いた後、更に源泉徴収税 14%が課税される。</p> <p>QIP を取得した企業が海外に配当金を送金する場合、たとえ免税の優遇措置を有していても、同様に 20%の配当金課税が差し引かれ、更に残額に対し 14%の源泉徴収税が掛かってしまう。したがって、配当金に対する実効税率は 31.2% $(0.14+0.86*0.2=0.31.2)$となる。</p> <p>免税期間中の配当金課税は、企業のカンボジアへの再投資を促すために制定した制度であると考えられるが、企業にとって、仮に配当金課税を嫌い、配当を免税期間後に遅らせた場合、投資回収が遅れ、本来の免税措置の意義は薄れてしまうことになる。免税期間を本来の意味での優遇措置とするためには、免税期間中の配当金課税は廃止すべきである。</p>
② 関連法令	Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003) Article 23L
③ 課題のイ	QIP 申請を行う投資企業に対して、投資優遇措置として免税を謳っているに

ンパクト・リスク	も関わらず、当該 QIP 企業が免税期間中に配当金送金を行う場合には、20%の配当金課税がかかっている。この齟齬は投資企業のビジネスコストを増加させ、更にカンボジアの投資促進政策への信頼を失わせるものである。
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> 経済財務省 租税総局 カンボジア開発評議会カンボジア投資委員会
⑤ ドナーの取組み	JICA は、租税総局の徴税体制強化を目的とする「租税総局能力強化プロジェクト」を実施中である。
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 配当金課税の廃止について CDC および租税総局で検討会を設置すべきである。</p> <p>配当金課税の実施は長所と短所が各々ある。即ち前者はカンボジアへの再投資を増加させる点であり、他方後者はカンボジアの投資優遇措置に対する不信感を醸成する点である。関係省庁で十分な議論を行い廃止に向けた対応に道筋をつけることが求められる。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) 免税配当金に対する配当金課税の廃止</p> <p>現状では QIP 申請を行う投資企業に対して、投資優遇措置として免税を謳っているにも関わらず、当該 QIP 企業が免税期間中に配当金送金を行う場合には、20%の配当金課税がかかっている。投資企業の信頼を失わないためにも配当金課税は廃止すべきである。</p>

課題 6) 輸外型 QIP の国内調達（製品・サービス）に対する VAT の免除

大分類	税務・会計
中分類	VAT（付加価値税）
課題	輸外型 QIP の国内調達（製品・サービス）に対する VAT の免除
概要	
① 課題の背景・現状	<p>2010年6月の経済財務省による「SEZ内投資企業向け VAT 課税の仮停止の継続のための省令 No.3725」により、SEZ内に立地する輸外型 QIP が輸入する生産設備・原材料・工場建設資材に対する VAT 課税は停止されている。しかしながら、国内で調達した原材料を含む製品および/またはサービスについては、縫製・繊維・製靴の輸出のための裾野産業や受託業者を除いて VAT が課税される。</p> <p>仮に SEZ 内に立地する輸外型 QIP に対して国内で調達する製品やサービスに対して VAT が免除されれば、彼らの国際競争力は強化される。</p> <p>カンボジアの国内のサプライヤー育成の面からも、外国のグローバル企業とのビジネスチャンスが増えるメリットがある。カンボジアでは、国内調達物資については適当な管理方法が見いだせないため横流し防止が徹底できず、このため Export QIP であっても VAT は免除になっていない。</p> <p>一方、本来であれば、輸出企業の場合、最終消費者が海外になるので、国内調達した場合でも、これに掛かった VAT は還付できるはずである。しかしながら、現実的には還付されなかったり、また還付手続きに1年以上かかったりと機能していないのが現状である。優遇措置としての VAT 免除の付与に加えて、VAT が適切に還付される制度を構築することも併せて重要である。</p>
② 関連法令	<p>Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003) Article 23</p> <p>Prakas #3841 (MEF) on VAT Exemption for the Investors in the SEZ (July 2009),</p> <p>Prakas #3725 (MEF) on Continuation of Suspension of VAT for the Investors in the SEZ (June 2010)</p> <p>Letter #2128 (MEF) on Request to Continue the Temporary Suspension on VAT for</p>

	investors in Special Economic Zones (March 2010)
③ 課題のインパクト・リスク	輸出型 QIP に対して、製品やサービスの国内調達に掛かる VAT 免除を適用することは、国内産業の育成および輸出型 QIP の国際競争力強化に繋がる。また、本来 VAT は輸出企業の場合、最終消費者が海外になるので VAT は還付されるはずであるがこれが適切に還付されなければ、投資企業からの信頼を失うことになる。
④ 関連省庁	経済財務省 租税総局 カンボジア開発評議会カンボジア投資委員会
⑤ ドナーの取組み	JICA は現在「カンボジア国投資法改正および経済特区法制定に関する情報収集・確認調査」を実施中である。
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 還付加算金制度の導入、または SEZ の Free TradeZone 制度と活用して、輸出企業の国内調達に係る VAT 免除の適用を実現するために、CDC および/または租税総局で検討会を設置すべきである。</p> <p>還付加算金制度の導入を円滑に行うため、租税総局を中心とした政府関係者にこれらの制度の概要およびメリットを他国事例を紹介しながら説明し理解を得ることが必要である。日本や ASEAN 近隣国の導入事例を実際に視察することも有効であると考えられる。</p> <p>また、SEZ 入居企業の国際競争力強化のために、どうしたら SEZ 内での Free Trade Zone を活用して、国内・国外調達製品の流れを実現できるか、CDC が中心となって関係省庁を巻き込んで検討会を設置すべきである。</p>
	<p><中・長期的改善提案></p> <p>2) VAT が適切に還付されるように還付加算金制度（還付期限を超えたら租税総局が利息を払う制度）の導入を行う。</p> <p>本来であれば、輸出企業の場合、最終消費者が海外になるので、国内調達した場合でも、これに掛かった VAT は還付できるはずである。還付を不正に伸ばされたりすることを防ぐため、還付加算金制度（期限を超えたら利息を払う例：2%）を導入すべきである。</p> <p>日本では、国税通則法 58 条により、国税の納付遅延に対し延滞税が課されることとの権衡等から、還付金等には一種の利息にあたる金額を加算することとなっている。この金額が還付加算金である。また同条により、還付金等には、起算日から還付の支払い決定日又は充当日までの期間に年 7.3 パーセントと特例基準割合のいずれか低い割合の還付加算金を加算されることになっている。</p>

表 5-15 還付加算金の起算日一覧表

還付金等の区分	還付加算金の起算日
1 還付金及び次に掲げる過納金 (1) 更生・決定又は賦課決定により確定した税額が減額されたことにより生じた過納金（次の 2 の過納金を除く。）（通 58①-イ） (2) 納税の告知がされた確定手続を要しない国税が減額されたことにより生じた過納金（通 58①-ロ） (3) 所得税の予定納税額が減額されたことにより生じた過納金（通令 24①-イ）	納付の日（この日が法廷納期限前である場合は法定納期限）の翌日（通 58①-イ）
2 更正の請求に基づく更生により税額が減額されたことにより生じた過納金（通 58①-二）	更正の請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過する日とその更生があった日の翌日から起算して 1 月を経過する日とのいずれか早い日の翌日（通 58①-二）

	<p>3 上記1及び2以外の次に掲げる過誤納金</p> <p>(1) 申告により確定した税額が更正の請求によることなく構成により減額されたことにより生じた過納金（通令 24②一）</p> <p>(2) 源泉徴収による国税で納税の告知がされていないものの過誤納金（通令 24②二）</p> <p>(3) その他の過誤納金</p>	<p>二)</p> <p>構成通知書を発した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通 58①三、通令 24②一）</p> <p>過誤納の事実を確認した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通 58①三、通令 24②二）</p> <p>納付した日（その日が法廷納期限前であるときは法定納期限）の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（通 58①三、通令 24②五）</p>
	<p>出所：国税局</p> <p>(還付加算金の算式)</p> $\left(\begin{array}{c} \text{還付すべき金額} \\ \downarrow \\ \text{10,000円未満の端数切捨て} \\ \text{(通120④)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{7.3\%又は} \\ \text{特例基準割合} \\ \text{365} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{税法に定められた日} \\ \text{から支払決定日又は} \\ \text{充当日まで} \end{array} \right) = \text{還付加算金の額}$ $\left(\begin{array}{c} \text{100円未満の端数切捨て} \\ \text{1,000円未満切捨て} \\ \text{(通120③)} \end{array} \right)$ <p>出所：国税庁</p>	
	<p align="center">図 5-5 還付加算金の計算式</p> <p>3) SEZ 内に入居する輸出型 QIP が国内調達する製品やサービスに対する VAT 免除に関連する法令を修正すべきである。具体的には、SEZ 内の Free Trade Zone の制度を活用して、SEZ 内外の不正な売買をモニターする仕組みを確立すべきである。</p> <p>輸出型 QIP に対して、製品やサービスの国内調達に掛かる VAT 免除を適用することは、国内産業の育成および輸出型 QIP の国際競争力強化に繋がる。カンボジアでは、国内調達物資については適当な管理方法が見いだせないため横流し防止が徹底できず、このため Export QIP であっても VAT は免除になっていないが、例えば SEZ 内に Free Trade Zone を設け、区域内で製品やサービスの国内調達を行うことができるようになれば、物の流れを適切にモニタリングすることが可能になり、VAT 免除が実現可能になる。</p>	

課題 7) 土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違

大分類	税務・会計
中分類	土地リース
課題	土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違
概要	
① 課題の背景・現状	<p>カンボジア憲法と土地法では外国人による土地所有は禁止されているため、外国企業が SEZ 内へ入居する場合は、SEZ 開発業者と土地長期リース契約を締結することになる（永賃期間（Perpetual Lease）は開発業者が最大 50 年までの範囲で規定）。</p> <p>税法 56 条で VAT の定義は 1 項「"物品"とは土地または金銭以外の有形資産を指す。」第 2 項「"サービス"とは物品、土地または金銭以外の価値のあるものの提供を指す。」となっており、土地売買には VAT は掛からない（但し資産譲渡税（Property Transfer Tax）が 4%が課税される）が、税務当局の見解によれば</p>

	<p>土地リースはサービスであるため VAT10%が課税されている。</p> <p>結果として、同じ土地であっても内国人は購入時に資産譲渡税 4%のみ、外国人は VAT10%を負担するという差異が生じており、カンボジアの投資法の基本概念である内外無差別の原則、および 2007 年 6 月 14 日に締結された、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（日・カンボジア投資協定）」の精神にも反する状況となっている。</p> <p>租税総局は、土地リースはサービスであり従って VAT の課税対象となるとの見解を出している。しかしながら、QIP が手当てする土地は長期間使用するものであり、永借権に基づくリースの場合、通常リース期間中に事業を停止してもリース残存期間に見合うリース代は返却されない。従ってこうした事例を、アパートや店舗の賃貸借の場合（こうした場合、通常使用を停止すればその期間を超えて賃料を負担することは無い）と同様に VAT の対象にするのは不合理である。現行徴税制度と内外無差別の投資政策の間で、土地リースにかかる VAT の解釈に関して齟齬がある。</p> <p>出所：JICA 調査団</p> <p>図 5-6 土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違に関する課題の構造</p>
② 関連法令	Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003) Article 56, 57
③ 課題のインパクト・リスク	外国企業がカンボジアで工場を建設する場合、必要な事業用地は土地所有者または SEZ 開発業者とリース契約をせざるを得ない。永借権に基づく土地リースの場合、リース期間は 50 年、または 100 年を超えることはできないが、SEZ 開発業者による土地リース料は実際の購入価格より高くなる傾向がある。仮に租税総局がこのような永借権をサービスと見なし土地リース代に 10% の VAT を課税すると、実際の土地取得費用はかなりの増額となり、投資企業の費用負担が増えることになる。
④ 関連省庁	経済財務省 租税総局
⑤ ドナーの取組み	JICA は現在「カンボジア国投資法改正および経済特区法定に関する情報収集・確認調査」を実施中である。
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 土地リースの VAT 免除および還付加算金制度の導入を実現するために、CDC および/または租税総局で検討会を設置するべきである。</p> <p>土地を取得できない外国企業が、土地リースをサービスと見なされた場合、例えば、同じ土地であっても内国人は購入時に資産譲渡税 4%のみ、外国人は VAT10%を負担するという差異が生じており、カンボジアの投資法の基本概念である内外無差別の原則、および 2007 年 6 月 14 日に締結された、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（日・カンボジア投資協定）」の精神にも反する状況となっている旨、関係機関に十分に説明し、理解することが重要である。</p> <p>また、還付加算金制度の導入を円滑に行うため、租税総局を中心とした政府関</p>

	<p>係者にこれらの制度の概要およびメリットを他国事例を紹介しながら説明し理解を得ることが必要である。日本や ASEAN 近隣国の導入事例を実際に視察することも有効であると考えられる。</p> <p>< 中・長期的改善提案 ></p> <p>2) 土地リースを税法 57 条の非課税品 (Non Taxable Supplies) に加える。仮に租税総局の対応が困難な場合は、SEZ 内だけでも、対象とすべきである。</p> <p>外国人に土地取得の所有権がない中で、土地をリースすることは、実質的に所有権と見なすのが妥当で、サービスとして VAT 対象とするのは無理がある。土地リースを税法 57 条の非課税品 (Non Taxable Supplies) に加えるべきで VAT 免除とすべきである。仮に実現が困難な場合の代替案として、SEZ 内の企業にだけ優遇措置の一環として認めることも検討に値する。</p> <p>3) VAT が適切に還付されるように還付加算金制度 (還付期限を超えたら租税総局が利息を払う制度) の導入を行う。</p> <p>一方、本来であれば、輸出企業の場合、最終消費者が海外になるので、国内調達した場合でも、これに掛かった VAT は還付できるはずである。還付を不正に伸ばされたりすることを防ぐため、課題 6 でも提案した還付加算金制度 (期限を超えたら利息を払う例：2%) を導入するべきである。</p>
--	--

課題 8) 事前教示制度 (原産地)

大分類	貿易、関税、通関、物流
中分類	事前教示制度
課題	事前教示制度 (原産地)
概要	
① 課題の背景・現状	<p>事前教示制度とは、関税局が、1) 関税分類、2) 関税評価、3) 原産地に関する情報を貿易業者の照会に応じて商品を輸入する前に貿易業者に対して提供する制度のことである。この制度の導入により貿易手続きの円滑化が進み、国際貿易が活発になることが期待される。しかしながら、カンボジアではこれらの事前教示制度は導入されたものの十分に活用されておらず、同国への投資を計画している外資企業は製品や部品を輸入する際の関税分類、関税評価、原産地の情報を効率的に得ることができないのが現状である。</p> <p>現在、関税消費税総局は、日本関税局および JICA の支援を受けてこれらのサービスの提供を始めたところである。</p> <p>まず、2013 年 1 月に、事前教示制度の導入 (関税分類・関税評価・原産地) を規定した省令 No. 002 (Prakas #002 MEF on Advance Ruling for Tariff Classification, Origin and Customs Valuation) が発布された。</p> <p>分類に関するサービス提供を規定した指示 No.345 (Instruction #345 GDCE on Implementation of Advance Ruling for Tariff Classification) が、関税評価に関しては、その実施を規定した指示 No.346 (Instruction #346 on Implementation of Advance Ruling for Custom Valuation) が 2013 年 4 月に発布された。なお、関税消費税総局は JICA の支援を受けて関税分類および関税評価に係る情報を管理できるソフトウェアプログラムを構築している。</p> <p>原産地に関しては、現在、関税分類と関税評価と同様の指示を制定準備しており、ADB と日本関税局が支援を検討中である。原産地の事前教示を行うに際し、原産地の決定を下すには HS コードおよび製品の価格構成がわかることが必要で、担当職員に特別な知識と計算能力が求められ、実際の導入には十分な研修等が必要となる。</p>

	<p>特に、関税評価や原産地に関する事前教示を提供するための関税消費税総局の職員の能力は十分ではなく、また担当部署はあるものの組織体制や職員の配置も十分に整っているわけではない。従って、事前教示制度を現実に導入するには実施体制の構築および担当職員に対する継続的な能力強化研修が必要になってくる。</p> <p>また、現在は地方で輸出入手続きする場合でも、まずプノンペンの本局において関税評価や他法令の許可を得てから、地方で実際の輸出入申告手続きに入る必要があり、輸出入業者にとって負担となっている。本来であれば地方に権限委譲すべきであるが、人材が育っていないのが現状である。事前教示許可制度を導入する際には、将来的にはプノンペンだけでなく地方でも提供できる体制を整えることが重要である。</p>
② 関連法令	<ul style="list-style-type: none"> • Law on Customs July 2007, Article 18 • Prakas #002 MEF. BK on Advance Ruling for Tariff Classification, Origin and Customs Valuation • #345 GDCE on Implementation of Advance Ruling for Tariff Classification
③ 課題のインパクト・リスク	<p>2015年にアセアン経済共同体が実現すると、アセアン諸国内の貿易は、製品の種類・量ともに著しく増加することが予想される。早急に事前教示制度を導入しなければカンボジアの貿易手続きの円滑化は進まず、国際貿易や外国投資の減少につながる。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> • 経済財務省 関税消費税総局
⑤ ドナーの取り組み	<p>現在 JICA では、経済財務省の関税消費税総局において貿易手続きの円滑化向上を含め税関の近代化支援のために専門家を派遣している。</p>
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) JICA および日本関税局の支援により導入された関税分類および関税評価の事前教示制度について、民間企業に広報し積極的な活用をよびかけるべきである。</p> <p>関税分類・関税評価にかかる事前教示制度は民間企業にとってかなりニーズが高いものと思われるが、本当に活用してもらうには制度の存在そのものを知ってもらい、またサービスの概要、活用のメリットについて正確に理解してもらうことが大事になる。セミナー開催等適切な普及啓蒙活動が求められる。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) 関税消費税総局は、事前教示制度（関税分類・関税評価・原産地）を正式に導入し円滑にサービス提供できるように、実施体制を整え必要な人材育成を行うべきである。</p> <p>事前教示制度を導入するためには、組織体制・人員配置等の実施体制を整え、担当職員に対して各々の内容を理解させ、必要な能力強化研修を継続的に提供することが重要である。参考までに日本の事例を紹介する。</p> <div data-bbox="411 1720 1385 2024" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">表 5-16 日本の関税に関する事前教示制度</p> <p>事前教示制度とは、貨物の輸入を検討している人やその他の関係者が、輸入の前に税関に対して、当該貨物の関税分類（税番）、原産地、関税評価についての照会を行い、その回答を受けることができる制度である。事前に税番税率等がわかるので、より確実に原価計算することができ、輸入計画や販売計画を立てるための一助となる。また、通関においても適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになる。</p> <p>事前教示は、原則として文書による照会をし、税関から文書により回答することによって行う。事前教示回答書が示された回答内容は照会された商品の輸入</p> </div>

	<p>通関審査に際し、回答書が発出されてから原則3年間尊重される。</p> <p><u>関税分類の事前教示の利用方法</u>：必要事項（製法、性状など）を記載した「事前教示に関する照会書（C-1000号）」1通と見本などの参考となる資料（見本に代わる写真、図面等）を、輸入を予定している税関（当該税関に照会することが困難な場合には最寄りの税関）に提出。照会を受けた税関は、提出された照会書などの情報をもとに検討を行い、当該貨物の税番や関税率などを判断したうえで、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」を渡す。</p> <p><u>関税評価の事前教示の利用方法</u>：必要事項（取引の概要など）を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（C-1000号-6）」1通と審査に必要なその他の資料（売買契約書など）を、照会貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関に提出。照会を受けた税関は、提出された照会書などを検討し、輸入が予定されている貨物に関する関税評価上の取扱いを判断したうえで、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）」を渡す。</p> <p><u>原産地の事前教示の利用方法</u>：必要事項（原材料、その関税率表番号、その原産地、関係国での加工内容、製造方法等）を記載した「事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2号）」1通と参考となる資料（原材料明細表、製造工程表、見本、写真、図面等）を、主要な輸入予定地を管轄する税関（当該税関に照会することが困難な場合には最寄りの税関）に提出。照会を受けた税関は、提出された照会書等の情報をもとに検討を行い、当該貨物の原産地の扱いを判断した上で、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C-1000-3号）を渡す。</p> <p>文書による回答は、照会書を受理してから①関税分類（税番）及び原産地については原則として30日以内、②関税評価については原則として90日以内、に行うこととなっている。</p> <p>出所：関税局ウェブサイト</p> <p>3) 将来的にはプノンペンだけではなく、地方の関税局でも事前教示制度を導入できるように、事前教示制度導入のマスタープランおよび人材育成計画を策定すべきである。</p> <p>地方における事前教示制度の導入を考えた場合、各地方の組織体制・人員配置の現状、輸出入貨物の取扱量等を考慮して、優先順位を決定した導入実施計画を策定することが重要である。まずは、プノンペンで事前教示制度を円滑に実施し、本局で人材育成を進めた後、育った人材が地方の人材を指導していく等、人材育成の手順も計画に盛り込む必要がある。</p>
--	---

課題9) 通関業法の制定/通関業者・通関士の育成

大分類	貿易、関税、通関、物流
中分類	通関
課題	通関業法の制定/通関業者・通関士の育成
概要	
① 課題の背景・現状	カンボジアにおいては、通関業務を円滑に実施できる通関業者および通関士等の人材が不足している。主な要因の1つは、通関業者や通関士として働くための条件やそれら人材の役割、さらには通関業者や通関士の資格試験について詳細に規定した通関業法が制定されていないことである。

通関業務に精通した人材を育てるために資格試験制度の整備が、またその資格試験に合格した人材によって円滑な通関業務の遂行を進めるために通関業に関する法令の制定が求められている。

カンボジアの通関業および通関業に係る人材に係る法令の記述内容と、日本の通関業の比較は以下のとおりである。

表 5-17 カンボジアと日本の通関業・通関業人材に係る法令比較

通関業法	日本	カンボジア
総則		
目的	1	
定義	2	
通関業		
通関業の許可	3	Article 32, 33
許可の申請	4	Praka 4
許可の基準	5	Praka 4,6
欠格事由	6	Praka 4, 5,6
関連業務	7	Praka 19
営業所の新設	8	
営業区域の制限	9	Praka 19
許可の消滅	10	
許可の取消し	11	
変更等の届出	12	Praka 16, 19
通関士の設置	13	Praka 6
通関士の審査等	14	
構成に関する意見の聴取	15	
検査の通知	16	
名義貸しの禁止	17	
料金の揭示等	18	
秘密を守る義務	19	
信用失墜行為の禁止	20	
押印等の効力	21	Praka 18
貴重、届出、報告等	22	Praka 20
通関士		
通関士試験	23	Praka 5, 7
試験科目の一部免除	24	
通関士となる資格	25	Praka 10
受験手数料	26	
試験の執行等	27	Praka 8
試験委員	28	
合格の取消し等	29	
省令への委任	30	Praka 7
(通関士の資格) 確認	31	
通関士の資格の喪失	32	Praka 11
名義貸しの禁止	33	
通関業者等の責任		
通関業者に対する監督処分	34	
通関士に対する懲戒処分	35	
調査の申出	36	
処分の手続き	37	
報告の徴取等	38	
雑則		

	<table border="1"> <tr> <td>審査委員</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称の使用制限</td> <td>40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>罰則</td> <td>41~</td> <td>Praka 12, 21</td> </tr> </table> <p>出所：JICA 調査団</p>	審査委員	39		名称の使用制限	40		罰則	41~	Praka 12, 21
審査委員	39									
名称の使用制限	40									
罰則	41~	Praka 12, 21								
② 関連法令	Law on Customs (2007) Article31,32,33 Prakas #115 on Establishment and Functioning of Customs Brokers									
③ 課題のインパクト・リスク	2015年にアセアン経済共同体が実現すると、アセアン諸国内の貿易は、製品の種類・量ともに著しく増加することが予想される。早急に通関業務に関連する法令を整備しなければ、カンボジアでの通関や物流の質が低下し、ASEAN 諸国内でのサプライチェーンの一端を担うことが困難になる。									
④ 関連省庁	経済財務省 関税消費税総局									
⑤ ドナーの取組み	現在 JICA では、経済財務省の関税消費税総局において貿易手続きの円滑化向上を含め税関の近代化支援のために専門家を派遣している。									
⑥ 改善策	<p><短期的改善提案></p> <p>1) 通関業法の制定および通関士資格試験制度の導入に関して関係機関の間でコンセンサスを形成する。</p> <p>通関業法の制定および通関士の資格試験制度確立を進めるため、関税消費税総局を中心とした政府関係者にこれらの法律及び制度の概要、メリットを他国事例を紹介しながら説明し理解を得ることが必要である。日本や ASEAN 近隣国の導入事例を実際に視察することも有効であると考えられる。</p> <p><中・長期的改善提案></p> <p>2) 通関士の資格をもった人材を有する適切な通関業者による円滑な通関業務をカンボジアで実現するために通関業法を制定する。</p> <p>カンボジアにおける通関業務を改善し、ASEAN 域内で貿易円滑化の面で競争力を確保するために、通関業者の役割や資格要件や通関士の資格試験等を規定した通関業法を制定する。</p> <p>3) 通関業務に精通した人材を育成するめに通関士の資格試験をカンボジアで整備する。</p> <p>カンボジアの貿易円滑化を更に進めるために、通関業務に関する十分な知識と技能を持った人材を育成に資する通関士の資格試験制度を整備する。</p>									

5.4. バングラデシュにおける優先課題法制度

バングラデシュにおける法制度上の優先課題は以下の通りである。

表 5-18 バングラデシュにおける優先課題のショートリスト

大分類	中分類	課題
外国投資	投資規制	<p>1) 外資の規制業種（サービス産業等）の参入条件が不透明</p> <p>2) 縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁（バングラデシュ縫製品製造業・輸出業協会（BGMEA）による保税加工必要書類（UD）の発行）</p>

	投資家へのサービス	3) 関連法令の一元的な管理による英文での周知の必要性 4) バングラデシュ投資庁 (BOI) のワンストップ・サービス機能が脆弱
	土地の登記制度	5) 複雑で把握困難な土地の権利関係
会社法・ビジネスライセンス	会社設立	6) バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) の許認可問題 (資本金 1 億タカ超、4 億タカ超、5 億タカ超にかかる規制)
税務	付加価値税 (VAT)	7) 商品の販売価格登録額に基づく VAT の計算
金融・為替	外貨借入	8) ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可
	送金規制	9) 貿易外取引 (サービス・フィー等) の外貨送金規制
貿易・物流	保税制度	10) 保税制度の適用規制が厳しい (国内販売割合)
	関税	11) 関税評価のための基準価格が実際の取引価格より高く算定される
労働	雇用	12) 商業分野では外国人駐在員 1 名に対して、ローカル・スタッフ 5 名、製造分野では同 20 名の雇用が投資審査基準
インフラ・エネルギー・環境	PPP	13) PPP 法の未整備

課題 1) 外資の規制業種 (サービス産業等) の参入条件が不透明

大分類	外国投資
中分類	投資規制
課題	外資の規制業種 (サービス産業等) の参入条件が不透明
概要	
① 課題の背景・現状	<p>国家産業政策 (2010) に外資規制の対象業種として、禁止業種、一定の条件の下に投資が許可される規制対象業種 (17 業種) が規定されているが、そもそも、外資規制の定め方が、ネガティブリスト方式なのか否かが明確ではない。また、規制対象業種については、所管省庁において、参入条件等を規定した規則を策定することとされているが、一部の事業分野においては、かかる規則が未だ制定されておらず、外国直接投資が認められるか否かについて、当局の裁量の幅が大きい。また、外国直接投資の規制対象業種、規制内容を一元化した包括的なガイドラインも作成されていない。</p> <p>例えば、具体的に以下のような問題が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外資規制業種のうち、保険業については、Insurance Act (2010) が制定されており、同法により、外資の参入条件の大枠が示されているものの、当該法令の実施細則が策定されておらず、運用面で準拠すべき規定が不透明である。 外資規制業種に明示的に含まれていない貨物輸送業者、物流サービス、運送業者、航空業者、流通業、旅行者等サービス産業について、独資企業 (100%

	<p>外資) および外資と内資の合弁企業に関する登記、ライセンス、許認可、就労許可書の発行を差し止めることを関係省庁に命じる高裁判決が2012年9月に出ている。同判決は本件に係る最終判決が出るまで有効である。(現状、新規設立企業分について有効。)</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外資規制の有無、参入条件が法令に明記されておらず、不透明な行政裁量に依拠する範囲が大きい。 ・ 外資規制の有無、参入条件が法令に明記されている場合でも、内容が曖昧で担当者によって解釈が異なる。
<p>② 関連法令</p>	<p>国家産業政策(2010)に記載されている禁止業種および制限業種</p> <p><u>禁止業種(4業種)</u> 武器・弾薬等の軍事産業、原子力、有価証券の印刷・造幣、森林保護区における植林・伐採</p> <p><u>制限業種(17業種)</u> 深海漁業、銀行・金融業、保険業、電気事業、天然ガス・石油・石炭その他の鉱物資源の採掘・精製・供給業、大規模インフラプロジェクト、テレコムサービス、衛星放送サービス、航空旅客・運送業、海運業、港湾建設、Voip/IP電話、沿岸部で採取される重金属を使用する工業</p>
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>外資規制の有無、参入条件が不明瞭であることは、投資家にとってビジネスリスクがあり、混乱要因となっている。状況が改善されない場合、バングラデシュへの投資意欲が減退する恐れがある。</p>
<p>④ 関連省庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ministry of Industries ・ Ministry of Commerce ・ BOI, Prime Minister's Office
<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>DFID および EU が資金提供を行い、IFC がマネジメントを行っている Bangladesh Investment Climate Fund (BICF)を通じて、官民対話の枠組みである Business Initiative Leading Development (BUILD) が活動を展開している。(BUILD は、BICF、ダッカ商工会議所 (DCCI)、Metropolitan Chamber of Commerce and Industry および SME Foundation による共同イニシアティブで、ビジネス阻害要因や改善策等について官民対話の促進を通じてビジネス環境の向上を目指すもの。)</p>
<p>⑥ 改善策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外資規制の参入条件の策定 <p>国家産業政策(2010)に規定された規制対象業種(17業種)のうち、所管省庁において参入条件等を規定した規則を策定することとされているもののうち、未だかかる規則が策定されていない事業分野(例えば保険業)については、可及的速やかに関連規則を制定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外資規制の明確化 <p>バングラデシュにおいて、外国直接投資が禁止又は制限される分野は国家産業政策に記載されているが、国家産業政策においては、具体的な規制対象業種については、所管省庁において参入条件等を規定した規則を策定することとされているため、外国投資家は、国家産業政策のみによっては、外資規制の内容を正確に理解することはできない。</p> <p>そのため、各所管省庁において具体的に策定された参入条件等も含む、一覧性の</p>

	<p>ある外資規制に関するガイドラインを策定すべきである。</p> <p>例えば、インドにおいては、インド政府商工省内の産業政策促進局が、毎年1回を目途に、Consolidated FDI Policy を公表し、規制対象業種とその参入条件を明示している。また、毎年1回の Consolidated FDI Policy 公表の間に規制内容の変更があった場合にも、プレスノートにより随時変更内容を公表しており、外国投資家の予見可能性を確保している。</p> <p>なお、具体的に規制対象となる事業分野については、バングラデシュの経済・社会情勢の変化に応じて柔軟な変更を行なうことが認められてしかるべきであるが、かかる変更があった場合には、外国投資家に対して変更内容を英文で速やかに周知するような制度を整えることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外資規制がネガティブリストであることの明確化 <p>バングラデシュにおいて、外国直接投資が禁止又は制限される分野は国家産業政策に記載されているが、国家産業政策に記載された規制対象業種以外については、外国直接投資が禁止又は制限されないことを明確にすべく、外資規制はネガティブリスト方式であることを明確化すべきである。</p> <p>東南・南アジアの近隣諸国においても、近時は、外国投資家の予見可能性を高める観点から、外資規制については、ネガティブリスト方式をとる国が大半である（例えば、インドの外資規制はインド政府商工省内の産業政策促進局が公表する Consolidated FDI Policy により規制対象業種とその参入条件がネガティブリストの方式で明示されている。インドネシアやフィリピン等も、同様に、規制対象業種をネガティブリスト方式で明示し、当該リストに記載された規制対象業種以外の事業分野については、外国直接投資に制限をおかないことで予見可能性を確保している）。バングラデシュにおいても、ネガティブリストに記載されていない事業分野については外国直接投資の禁止・制限が存在しないことを明らかにすることで、外国投資家の予見可能性を高めることが期待される。</p>
--	--

課題2) 縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁

大分類	外国投資
中分類	投資規制
課題	縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁（バングラデシュ縫製品製造業・輸出業協会（BGMEA）による保税加工必要書類（UD）の発行）
概要	
① 課題の背景・現状	<p>縫製業においては、政府機関ではなく、地場の縫製業団体である BGMEA が UD の発行機関となっており、会員企業以外への UD 発行が認められていない。UD を保有しない企業は、原材料等の輸入にあたって高率な関税を支払う必要がある。外資系の縫製品製造企業（独資企業（100%外資）および合弁企業）は BGMEA への入会が難しい状況となっており、非関税障壁となっている。</p>

	<p><背景情報></p> <p>元々（1994～1995年頃まで）UDの発行権限はバングラデシュ政府（国家歳入庁下のOffice of the Customs Bond Commissionerate）が有していたが、UDの発行プロセスを促進する目的で、同権限が政府からBGMEAに移管された経緯がある。しかし、BGMEAの政治・経済・社会面での力の増大に伴い、地場企業を保護する観点から、近年、外資系企業を排除する方向性が顕在化しており、BGMEAは外資系企業の新規加入を認めないことによって、外資系企業のUDの取得を実質的に妨げている。</p> <p>関連情報として、ニットウエアについてもBGMEAと同様、バングラデシュ・ニットウエア製造業者・輸出業者組合（BKMEA）にUD発行権限があり、2014年3月、BGMEA、BKMEAの両団体とも、100%外資、外資の入る合弁企業の加入を認めていない。（BGMEAは2012年頃から外資企業を明確に拒否する姿勢を示していた一方、その当時BKMEAは必ずしも拒否しない寛容な姿勢だった。しかし、現在は明確にBGMEAと同様の方針をとっている。）なお、他の業界団体には、UD発行のような権限がないことから、今まで縫製業以外の日系企業で地元の業界団体加盟ができず問題になった事例はない。（情報出所：JETROダッカ事務所）</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> UDの発行権限が民間団体であるBGMEAに付与されているのは適切ではない。
② 関連法令	N.A.
③ 課題のインパクト・リスク	<p>外資系の縫製品製造企業にとって運用面での実質的な参入障壁となっており、状況が改善されない場合、外資系企業はバングラデシュの縫製品製造業から排除される恐れがある。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> BGMEA Ministry of Commerce Foreign Export Promotion Bureau
⑤ ドナーの取組み	<p>ビジネス環境改善に向けた、BOIと日本側（*）の協議の枠組み（タスクフォース）を通じて本件課題が議論されている。2013年7月9日に行われた第3回会合の決定事項として、BOIより商務省に対して、政府ハイレベルの決定の下、輸出促進局に対しUD発行の権限を付与するよう申し入れることとなった。</p> <p>（*）日本側は、大使館、日本商工会議所、日バ商工会議所、ジェトロより構成。バングラデシュ側は、BOIに加えて議題に応じて関連機関の関係者が参加。</p>
⑥ 改善策	<p>1) 短期的改善案</p> <p>バングラデシュ政府（商務省）は、縫製品製造企業のBGMEAへの新規加入に係る基準や条件等について実態調査を行い、外資系企業と国内企業の間で具体的にどのような差異があるかについて明らかにする。UD発行の権限がBGMEAのみに付与され、BGMEAの会員企業以外へのUD発行が認められていない現状では外資系企業が不当に排除されていることから、バングラデシュ政府によりBGMEAに対する行政指導等を行なうか、過渡的措置として、BGMEAへの新規加入が認められない企業に対して、商務省は傘下の輸出促進局がUDの発行権限を有する</p>

	<p>ように新たな規則（通達等）を制定する。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <p>UD の発行権限を、BGMEA から輸出促進局に移管し、輸出促進局が UD の発行に係る全ての権限を有するよう政府ハイレベルの決定の下、政府決議を制定・実施する。加えて、将来的にも本件と同様の問題が発生することがないように、投資に関わる規則は全て政府機関によって統制されるよう政府決議を制定する。</p>
--	--

課題3) 関連法令の一元的な管理による英文での周知の必要性

大分類	外国投資
中分類	投資家へのサービス
課題	関連法制の一元的な管理による英文での周知の必要性
概要	
① 課題の背景・現状	<p>投資・経済関連分野における既存の法令・施行規則・省令（「法令等」）のほとんどがベンガル語のみで英訳版が策定されていないことから、外国投資家は現在適用される法令等の内容を正確に理解することが困難な状況である。加えて、新たな法令等の施行、既存の法令等の改定についてもベンガル語でしかなく、Notification や Official Order のかたちで通知され、外国投資家には十分周知されていない。</p> <p><BOI のウェブサイト (http://www.boi.gov.bd/?option=com_businesslaws) ></p> <p>BOI ウェブサイトにはビジネス関連の法令等が、20 の分野に分類（うち1つは政策）されて掲載されているが、外国投資家のビジネス活動に必要な関連法令等が全て網羅されているわけではない。特に、施行規則・省令については、その大半がベンガル語のみで英語版が掲載されていない。（例えば、The Bangladesh Private Export Processing Zones Authority Act, 1996 下に掲載されている2つの規則のうち、1つはベンガル語のみしか掲載されていない。）</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 外国投資家にとって重要な法令等を周知するための適切な措置が政府によってとられていない。
② 関連法令	N.A.（実施面での問題）
③ 課題のインパクト・リスク	<p>外国投資家に重要な情報がタイムリーかつ正しく共有されないことにより、追加的な調整や手戻り等が発生し、ビジネスコストが増加している。また、（関連法令等に係る情報が十分把握できないことにより）外資系企業は、競合する国内企業と比べて不利な立場に置かれるだけでなく、ビジネスに係る予見可能性が低くなる。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> BOI, Prime Minister's Office 各関係機関

<p>⑤ ドナーの取組み</p>	<p>2013年7月9日に行われた第3回タスクフォース会合の決定事項として、BOIは可能な範囲で英語での情報提供を行うとともに、関係機関に対しても同様の措置を取るよう要請することとなった。</p>
<p>⑥ 改善策</p>	<p>1) 短期的改善案（外国投資家のビジネス活動に関連する法令等を、英語・ベンガル語に係わりなく BOI のウェブサイトにも包括的に網羅する）</p> <p>BOI のビジネス関連法令ウェブサイトにも、現在の 20 の分類（以下）に基づいて、外国投資家のビジネス活動に関連する既存の法令等を包括的に網羅する。（第一ステップとして、各法令等を管轄する関係省庁のウェブサイトにも掲載されている法令等一覧等のリンク先を BOI の当該ビジネス関連法令ウェブサイトにも掲載する。）新たに制定された法令等及び既存法令等の改正については極力遅滞なく、BOI のウェブサイトにも（当該法令等自体、あるいは関係省庁のウェブサイトのリンク先を）反映するようにするようし “New” と明示して、新たな情報であることを明らかにする。審議中の関連法令等で、BOI の管轄分については、英語版ドラフトを BOI のウェブサイトにも掲載する。他の関連省庁が管轄するものは、当該関連省庁のウェブサイトにもドラフトを公開するとともに、BOI のウェブサイトにもそのリンク先を掲載し、法令等あるいはドラフトを即時に英文でも掲載することが困難な場合には、少なくとも当該法令等あるいはそのドラフトの概要を英文でも公表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><BOI のビジネス関連の主要法令、規則・規定（政策含む）一覧></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Taxation, Customs & Revenue Laws（税、関税、歳入関連） 2. Investment Related Laws（投資関連法） 3. Bilateral Investment Treaties（二国間投資協定） 4. Investment Related Policies（投資関連政策） 5. Banking & Financial Institution Laws（銀行、金融機関関連） 6. Insurance Laws（保険関連） 7. Trade, Companies, Commercial or Mercantile Laws（貿易、会社、商業関連） 8. Securities & Exchange Laws（証券取引関連） 9. Land/Property Laws（土地・財産権関連） 10. Imports-Exports & Shipping Laws（輸出入・輸送関連） 11. Labor and Industrial Laws（労働・産業関連） 12. Consumer Laws（消費者関連） 13. Intellectual Property Laws（知的財産関連） 14. Foreign Trade & Foreign Exchange Laws（外国貿易・外為関連） 15. ICT laws（ICT 関連） 16. Public Procurement Laws（公共調達関連） 17. Environmental Laws（環境関連） 18. Procedural Laws（手続き関連） 19. Tourism Laws（観光関連） 20. Fire Service Laws（消防関連） </div> <p>2) 中長期的改善案（BOI のウェブサイトにも包括的に網羅したビジネス関連の法令等について、極力多くの英語版を掲載する）</p> <p>既存・新規制定および審議中のビジネス関連の法令等について、ベンガル語と英語の双方にて提供するデータベースシステムを BOI に構築する。また、法令等のキーワード、制定年、関連省庁等による検索システムも開発する。こうしたシス</p>

	<p>テム体制を構築するためには、翻訳作業等にかかる人材や設備等が必要であることから、BOI の人員確保・人材育成や設備等の強化を図る。</p> <p><他国の例></p> <p>日本の法務省は「日本法令外国語訳データベースシステム」(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=02) を構築している。検索機能には、法令検索、辞書検索、文脈検索がある。また、最新の翻訳情報を随時更新している。</p> <p>同様に、シンガポールも、「Singapore Statutes Online」(http://statutes.agc.gov.sg/aol/home.w3p) により、全ての法令等を一括して検索可能なシステムを構築している。</p>
--	---

課題4) バングラデシュ投資庁 (BOI) のワンストップ・サービス機能が脆弱

大分類	外国投資
中分類	投資家へのサービス
課題	バングラデシュ投資庁 (BOI) のワンストップ・サービス機能が脆弱
概要	
① 課題の背景・現状	<p>BOI は、バングラデシュの投資促進機関として投資家に対してワンストップ・サービスを提供することが期待されているが、実際にはその機能を十分に果たすことができていない。外国投資家は、ビジネス活動に必要な様々な許認可の取得手続きを各許認可発行機関に直接個別に行っている状況である。外国投資家は、査証・就労許可証や各種許認可等の取得に係る煩雑な手続きおよび手続きの遅延等に常に悩まされており、ビジネスコストが増加している。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BOI の組織能力および BOI 職員の能力が不足している。 ・ BOI が各許認可発行機関に対して、投資家に代わって一元的に許認可を取得する権限が十分付与されていない。 ・ BOI 以外の他の複数の政府機関がライセンスの発行権限を有している。
② 関連法令	Investment Board Act (1989)
③ 課題のインパクト・リスク	外国投資家は、BOI のワンストップ・サービス機能が不足していることにより、各種許認可の取得において煩雑な手続きに悩まされており、ビジネスコストが増加している。
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ BOI, Prime Minister's Office ・ 各種許認可発行機関
⑤ ドナーの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年7月9日に行われた第3回タスクフォース会合の決定事項として、BOI は引き続きワンストップ・サービスの機能向上に努めることとなった。 ・ DFID および EU が資金提供を行い、IFC がマネジメントを行っている BICF を通じて、BOI への包括的な支援が行われている。
⑥ 改善策	1) 短期的改善案

	<p>BOI 内にワンストップ・サービス・センターを開設し、同センター内に投資関連の許認可所管官庁の職員を常駐させて、投資家が投資関係手続きの情報収集・相談や投資許認可手続きの申請／更新・進捗状況の確認等ができる一元的な窓口を設置する。既に BOI では査証発給のための内務省のセキュリティ・クリアランス手続きを促進するため、内務省職員を BOI オフィス内に駐在させる取組を進めているが、本取組をさらに進めて、他の投資及びビジネスオペレーションに関連の深い所管官庁の職員を常駐させ、物理的なワンストップ・サービス窓口を設置する。</p> <p>主な許認可官庁として、国家歳入庁（課税識別番号、付加価値税の登録証、保税ライセンス）、輸出入管理庁（輸出入登録証）、環境局（環境保護適格証書）、内務省（セキュリティクリアランス）などが挙げられる。</p> <p><他国の例></p> <p>ミャンマーでは、国家計画経済開発省・投資企業管理局（DICA）のワンストップ・サービス・オフィスが 2013 年 4 月にヤンゴンに開設されている。現在、同オフィス内に窓口がある機関は、5 省庁（移民・人口省、国家経済開発省、商業省、財務省（関税局）、労働省）で、外国投資法の下での認可手続きおよび認可後の事業運営に至る諸手続き（税務、査証、労働許可、輸出入ライセンス等）の両方を提供することになっている。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <p>中長期的には、現在の E-VISA のように外国投資認可についても、製造業等の規制されていない業種についてはオンラインで申請できるような IT 環境を BOI に整備する。また、規制業種については、前述のように規制内容を明確化すると共に認可申請に必要な書類についても見直しを行い、必要書類のさらなる簡素化を図ることで投資認可手続きにかかる日数を現在の半分以上に短縮する。</p>
--	---

課題 5) 複雑で把握困難な土地の権利関係

大分類	外国投資
中分類	土地の登記制度
課題	複雑で把握困難な土地の権利関係
概要	
① 課題の背景・現状	<p>バングラデシュにおいては土地確保の難しさがある。ダッカおよびチッタゴン近郊の EPZ には空き区画がほぼない状況であり、SEZ の開発も未だ初期段階であることから、外国投資家にとって工業用地等の確保が困難である。また、イスラム法の規定により、男子均等相続制度が相乗し、土地は細分化される傾向にあること、土地の登記制度が煩雑であること、土地記録がマニュアル・ベースで行われており一元化されていないこと等から土地の権利関係等が複雑で把握困難な状況である。実際、バングラデシュには全国に 63 の登記所（Sub-Registrar Offices）があり、各登記所が保有する情報が電子化されておらず、オンラインで共有／一元化できないこと、各登記所の管轄範囲も明確ではないことから、土地の取得を希望する者は、まず各登記所（場合により複数の登記所）に足を運んで土地の権利関係等を調査する</p>

	<p>必要がある。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 土地登記に係る条文はあるが、登記システムに問題があることから、規定どおりに施行されていない。
② 関連法令	Land Registration Amended Act (2004)—英文版は公表されていない
③ 課題のインパクト・リスク	EPZ 内の空き区画に制約があり、EPZ 外においても土地を確保することが困難な状況である中、外国投資家が土地へのアクセスを図るためには、効率的かつ透明性ある土地登記制度の構築が喫緊の課題となっている。
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> Land Survey Tribunal Land Office or Land Revenue Office, Ministry of Land Sub- Registrar Office, Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs
⑤ ドナーの取組み	アジア開発銀行 (ADB) が土地省への技術協力 (Improving Public Administration and Services Delivery through e-Solutions) を行っており、土地管理のコンピューター化および総合土地情報システムの構築に向けた ICT 戦略およびロードマップの策定支援を実施している。
⑥ 改善策	<p>1) 短期的改善案 (ADB が実施している技術支援 (2013 年 4 月～2015 年 3 月まで) をベースとした、バングラデシュ政府の e-ガバメント導入の取組を基本とする)</p> <p>現在、バングラデシュ政府が ADB の技術協力 (Improving Public Administration and Services Delivery through e-Solutions) を通じて進めている実務・管理レベルにおける e-ガバメント導入の取組 (目標年: 2015 年) を推進する。(参考: バ国政府は、2008 年以降 “Digital Bangladesh” を重要政策の 1 つに掲げて改革を進めている。) 具体的には、同取組のうち土地管理の ICT 化について、国際的な経験に基づいたデジタル土地管理システム (DLMS: Digital Land Management System) に関する ICT マスタープランを策定する。同取組の過程で以下のアウトプットが産出される予定である。</p> <p>①選定された一部の地域を対象に、e-サービスの実施に係わるフィージビリティ・スタディを実施する、②①で選定された地域において、e-サービスをパイロット的に導入する、③②のパイロット実施を通じて、苦情処理システムの改善計画を作成する、④包括的な DLMS のに係わる ICT マスタープランを策定する。(本取組を通じて、土地登記システムの電子化・一元化の基盤となる戦略・方針が策定されることが期待される。)</p> <p>2) 中長期的改善案 (上記の短期的改善策でのアウトプット: DLMS に関する ICT マスタープランに基づいて、現場レベルでの実施を促進する)</p> <p>土地登記の電子化・一元化を導入するために必要な設備・システムの導入 (コンピューターの導入・普及・性能強化等)、土地登記事務所の組織能力の強化 (登記記録へのパブリックアクセスを促進するための制度構築と強化) および人材の確保と育成 (登記所担当官の法的・技術的な知識の取得と強化) を図る。</p>

課題 6) バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) の許認可問題

大分類	会社法・ビジネスライセンス
中分類	会社設立
課題	バングラデシュ証券取引委員会 (BSEC) の許認可問題 (資本金 1 億タカ超、4 億タカ超、5 億タカ超にかかる規制)
概要	
① 課題の背景・現状	<p>BSEC の通達により、資本金の額に応じて以下の規制が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金 1 億タカ超の会社設立/同金額を超えることとなる増資においては、BSEC の認可を得る必要がある。 ・ 資本金 4 億タカを超の会社設立/同金額を超えることとなる増資においては、BSEC より免除を受けない限り公開会社とする必要がある。 ・ 資本金 5 億タカ超の会社設立/同金額を超える増資においては、BSEC より免除を受けない限り株式上場・公開を行う必要がある。 <p>以上の規制は、他国に類をみない、私企業の資本金の額の決定に対する規制であり、私企業の資本政策に対する不合理な制約である。BSEC による免除の例外が認められているものの、BSEC が免除を行なうか否かの基準が明確ではなく、バングラデシュにおいて事業活動を行なう企業にとって、資本金による機動的な資金調達への妨げとなっている。</p> <p><背景情報></p> <p>そもそも本規制は、企業が一定程度成長すれば、株式公開を行うべきという BSEC の政策に基づいて制定された。BSEC の許認可を求める本規制は、民間企業のガバナンス促進という側面もある。また、銀行融資に代わる資金調達源としての証券市場の発展、投資家保護という観点もある。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制内容それ自体が不合理なものである。
② 関連法令	Securities and Exchange Commission Act (1993)－上記①を参照
③ 課題のインパクト・リスク	BSEC の規制は、外国投資家による資本金投入の自由度を不当に制限するものである。特に外資系製造業においては、資本金が 5 億タカを超えるケースは珍しいことではなく、望まない株式上場・公開を要求することは大きなビジネス制約要因となっている。
④ 関連省庁	・ BSEC, Ministry of Finance
⑤ ドナーの取り組み	ADB の Capital Market Development Program を通じて資本市場の強化支援が行われており、BSEC の機能向上が支援コンポーネントに含まれている。
⑥ 改善策	<p>1) 短期的改善案</p> <p>SEC による上記各規制は、いずれも可及的速やかに撤廃するべきである。</p> <p>上記各規制は、非公開企業であっても、一定規模以上になったものについては、原則として公開企業化、上場を求めることで、バングラデシュの資本市場の発展、一定規模以上の企業に対するガバナンスの確保などを目的とした BSEC の政策に基づき制定されたものである。</p>

	<p>しかし、外資企業がバングラデシュに資本金の形で多額の投資を行なうことは、バングラデシュ国内における設備投資が促進され、バングラデシュにとっても本来望ましいものである。しかし、上記規制の存在により、上記規制はBSECによる免除の例外が認められているものの、BSECが免除を行なうか否かの基準が明確ではないため、大規模な工場建設などで多額の資金調達が必要となったとしても、資本金による機動的な資金調達を行なうことが容易ではない状況となっている。</p> <p>また、多くの事案において、BSECに対する免除申請を行なえば、特段の事情がない限り免除承認が認められている実態に照らせば、BSECの承認を必要とする制度の存在意義自体を見直す必要があるものと思われる。</p> <p>上記各規制を撤廃したとしても、例えば、ダッカ証券取引所において、新興企業向けの市場の創設や、新興企業を対象に一定期間上場規則の一部の適用を免除することなどにより、外国企業の事業活動を不合理に阻害しない形で、引き続き、バングラデシュの資本市場の発展のための施策を講じることもできる。また、一定規模以上の企業に対するガバナンスの観点についても、株主数が限られている非公開企業においては、通常所有と経営が分離しておらず、上記各規制のような形で株主保護を図る必要性は高くないし、例えば、労働者の保護については労働法に規定された範囲での保護を図れば足りるものと考えられる。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <p>中長期的には、株主数に応じて（会社法上の）公開会社として各種ガバナンスの強化を求めることができるようにする（例えば財務開示など）。</p>
--	---

課題7) 商品の販売価格登録額に基づくVATの計算

大分類	税務
中分類	付加価値税（VAT）
課題	商品の販売価格登録額に基づくVATの計算
概要	
① 課題の背景・現状	<p>NBRによる商品販売価格の事前登録の要求は、商品の販売価格設定の自由度を不当に制約するものであり、外国投資家にとってビジネス障壁となっている。これは、VATの算定が当該登録価格に基づいて行われることから、外国投資家が戦略的に販売価格の設定を行うことを妨げる規制となっているためである。</p> <p><背景情報></p> <p>そもそも本規制は、バングラデシュ政府が、歳入（VAT 税込）の予見性を高め、脱税を防止・摘発するために設けたものと考えられるが、他国にはみられない国際慣行に反する規制であり、外国投資家にとっては、戦略的に販売価格の設定を行うことができず、ビジネス障壁になっている。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NBRにより、商品販売価格設定の自由度を制約する不合理な規制が課されている。
② 関連法令	Value Added Tax Act (1991) 14. (4) (a)

③ 課題のインパクト・リスク	実際の販売価格が事前登録価格と乖離した場合（値下げ販売を行った場合）、会計システム上、VAT の税率に齟齬が生じる（登録価格で販売した場合よりも高い税率となる）ため、意図せぬ損失が発生することとなる。																
④ 関連省庁	・ NBR, Ministry of Finance																
⑤ ドナーの取組み	IMF による NBR を対象とした技術支援により、現行の VAT Act (1991)を改定する新たな VAT 法の策定が行われている。新 VAT 法は 2015 年 7 月 1 日までに制定される見込みである。																
⑥ 改善策	<p>VAT の課税は国際的な標準的制度においては、「取引価格に基づくインボイス」を基に算定されているため、バングラデシュにおいても国際的なスタンダードに沿った方向で制度改革を行うべきである。</p> <p>1) 短期的改善案</p> <p>NBR が国際的な標準的 VAT 課税制度及び近隣諸国・ASEAN 諸国の課税の仕組みについて、調査を行い、諸外国の実態を把握する必要がある。ちなみに、タイ・フィリピン・ベトナムにおける VAT の課税の方法は以下の通りである。</p> <p style="text-align: center;">表 5-19 タイ・フィリピン・ベトナムにおける VAT 課税方法比較</p> <table border="1" data-bbox="416 958 1369 1294"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>課税方式</th> <th>税率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイ</td> <td>取引毎のタックス・インボイス</td> <td>7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>販売価格総額</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベトナム</td> <td>インボイスの販売・仕入価格</td> <td>10%</td> <td>生活必需品は 5% 仕入との相殺可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：JETRO</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ VAT の課税は周辺諸国も国際的な商慣習においても「取引に基づくインボイス価格」に基づく算定が行われているため、新 VAT 法においてかかる方式を明確に規定するように旧 VAT 法の条項の修正を行う。 ・ また上記の際にベトナムのように仕入と販売にかかる VAT の相殺ができる制度の設計を行う必要がある。 ・ さらに、同時並行的に VAT の算定に関する税務職員のキャパシティビルディングを行う必要がある。 	国名	課税方式	税率	備考	タイ	取引毎のタックス・インボイス	7%		フィリピン	販売価格総額	12%		ベトナム	インボイスの販売・仕入価格	10%	生活必需品は 5% 仕入との相殺可能
国名	課税方式	税率	備考														
タイ	取引毎のタックス・インボイス	7%															
フィリピン	販売価格総額	12%															
ベトナム	インボイスの販売・仕入価格	10%	生活必需品は 5% 仕入との相殺可能														

課題 8) ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可

大分類	金融・為替
中分類	外貨借入
課題	ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可
概要	

<p>① 課題の背景・現状</p>	<p>EPZ 外の企業が外貨借入を行う場合は、原則、BOI と中央銀行から構成される委員会の事前承認が必要であり、手続きが煩雑である。①LIBOR+4%以内、②Down Payment10%以内、③返済期間 7 年以上、の 3 つの要件を満たす外貨借入は比較的容易に承認が得られる可能性があると言われているが、明文の規定があるわけではなく、また、実態として、かかる条件に見合う借入は非常に困難である。また、BOI 規定により、ワーキングキャピタル用途の外貨借入は認められておらず、外国投資家にとってビジネス障壁となっている。(本規制が導入された背景には、バ国の為替・物価上昇リスクの回避および地場銀行の保護が念頭にある。)</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨借入の事前承認に係るガイドラインが曖昧であり、行政裁量が不透明である。 ・ 外貨借入が認められる場合においても、BOI により、用途の制限（ワーキングキャピタル用途の外貨借入は不可）が設けられており、ビジネス制約要因となっている。
<p>② 関連法令</p>	<p>BOI, Procedure and Guidelines for approval of Foreign Private Loan: 10. Foreign Borrowing Procedures and Guidelines</p>
<p>③ 課題のインパクト・リスク</p>	<p>外貨借入に係る制約は、外国投資家のビジネス展開の予見性を制限するものであり、また、市況動向に柔軟かつタイムリーに対応するための阻害要因となる。状況が改善されない場合、バングラデシュの投資先としての魅力が失われ、バングラデシュへの投資意欲が減退する恐れがある。</p>
<p>④ 関連省庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ BOI, Prime Minister's Office ・ Bangladesh Bank
<p>⑤ ドナーの取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件課題について、次回のタスクフォースにて議題に取り上げる予定。 ・ 世銀は DFID と共に Enterprise Growth & Bank Modernization Project (2004-2010) を実施し、BOI の機能強化支援を行っている。
<p>⑥ 改善策</p>	<p>1) 短期的改善案</p> <p>BOI および中央銀行から構成される委員会は、外貨借入の事前承認に係るガイドラインである Existing Procedure and Guidelines for approval of Foreign Private Loan の内容をより具体化し、事前承認が不要な場合あるいは原則として承認がおりの場合の具体的な要件を明らかにした上で、当該要件の適用を遵守すべきである。なお、当該要件は昨今の金融市場の実態に照らし、現実的に可能なもの（実質的に要件を満たすことが困難ではないもの）に緩和すべきである。さらに、事前承認の判断結果に対して外国投資家側が納得しない場合の照会窓口を BOI 内に設置し、政府側と投資家側のコミュニケーションを促進するような環境整備を進めていくべきである。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <p>ワーキングキャピタル目的の外貨借入用途の制約を緩和し、特に親子ローンによる海外からの資金借入れを認めることを検討すべきである。</p> <p><他国の例></p> <p>隣国のインドでは、2013 年 9 月 4 日に発表され、即日発効した通達 (RBI/2013-14/221)</p>

	<p>により親子ローンの柔軟な活用が可能になった。親子ローンなどの対外商業借入れ（ECB：External Commercial Borrowing）について、一定の条件を満たすことで、一般支出（General Corporate Purpose）への利用が認められることになったもの。ECBを行う条件は以下の3点である。バングラデシュにおいて、中長期的には外貨借入用途の制約を緩和し、親子ローンによる海外からの資金借入れを認める方向で検討を開始すべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><インドの事例：一般支出のために ECB を行う 3 つの条件></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (インド国外の) 貸付人が (インド国内の) 借入人の株式 25%以上保有していること 2. 「(グループ会社への) 又貸しの禁止」など ECB の定める禁止事項に抵触しないこと 3. 平均残存期間は 7 年以上で、返済はそれ以降となること <p>※但し、実際の運用など詳細については不明な部分があり、個別にインド準備銀行（中央銀行）に判断を仰ぐ必要がある。個別申請者は指定された金融機関を通じ、RBI 本部（ムンバイ）に所定のフォーム（Form ECB）で申請する。</p> </div> <p>出所：JETRO ウェブサイト (https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/biznews/5237dc197ef40)</p> <p>外貨借入に係る事前承認の撤廃については、バ国の為替・物価上昇リスクの回避および地場銀行の保護の観点から引き続きモニタリングが必要な場合は、事後報告制度を導入してもよい。</p>
--	---

課題 9) 貿易外取引（サービス・フィー等）の外貨送金規制

大分類	金融・為替
中分類	送金規制
課題	貿易外取引（サービス・フィー等）の外貨送金規制
概要	
① 課題の背景・現状	<p>バングラデシュ政府は貿易外取引（ロイヤルティ、技術指導料、サービスフィー等）について、国外への送金規制を課しており、BOI への登録が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規事業分の送金については、輸入機械に係るコストの 6%が上限。 ・ 既往取引分については、前年度売上高の 6%が上限。 <p>本件規定はバ国の外貨準備高の維持およびマネーロンダリングの防止を目的としたものであるが 6%の上限は、外国投資家にとって厳しい条件であり、特にビジネス立ち上げ期においては、親会社やグループ会社からの技術支援を必要とする場合が多く、上限の緩和が必要である。加えて、6%以内であっても銀行が送金を拒絶するケースが発生しており、実務上の問題も発生している。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BOI により、ロイヤルティ、技術指導料、サービスフィー等海外送金を制限する不適正な規制が課されている。

	<ul style="list-style-type: none"> 6%の範囲内でもロイヤルティ、技術指導料、サービスフィー等の送金を銀行が拒否する場合があります、実務上の問題が発生している。
② 関連法令	Foreign Exchange Transaction Guideline (2009): Chapter 10, Rule 25—上記①を参照
③ 課題のインパクト・リスク	<p>本件規定は、外国投資家のビジネス活動（特に、親会社やグループ会社からの技術移転）を制限するものであり、投資リスクを高める要因となる。状況が改善されない場合、バングラデシュの投資先としての魅力が失われ、バングラデシュへの投資意欲が減退する恐れがある。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> BOI, Prime Minister's Office
⑤ ドナーの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 本件課題について、次回のタスクフォースにて議題に取り上げる予定。 世銀は DFID と共に Enterprise Growth & Bank Modernization Project (2004-2010) を実施し、BOI の機能強化支援を行っている。
⑥ 改善策	<p>1) 短期的改善案</p> <p>ロイヤルティ、技術指導料、サービスフィーについて、海外送金が認められている、「6%以内」であっても民間銀行が送金を拒絶するケースが発生しており、実務上の問題が発生していることから、中央銀行は民間銀行への海外送金に係るモニタリング・指導を強化し、当該規定の実効性を確保する。また、BOI は中央銀行との連絡・調整体制の強化を図る。さらに BOI は民間銀行による実務上の問題が発生した場合の投資家からの相談窓口を BOI 内に設置し、投資家側の問題指摘を聴取し、適切な助言が行えるよう環境整備を進めていくべきである。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <p>外為取引ガイドライン（2009）のロイヤルティおよび技術料の海外送金に関する該当部分の規定を修正し、6%上限を緩和することを検討すべきである。</p> <p><他国の例></p> <p>ロイヤルティ、技術サービス料の外国送金規制について、他国（インド、タイ、マレーシア）の現状は以下のとおりとなっており、3 か国とも基本的に規制はない。これらのアジアの経済先行国の現状に鑑みて、バングラデシュにおいても将来的には経済発展の進捗とともに、こうした外国送金規制の緩和を検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表 5-20 送金規制に係る他国（インド、タイ、マレーシア）の現状</p>

	ロイヤルティ送金	技術サービス料
	規制なし	規制なし
インド	ロイヤルティ送金の規制はなく、自由に行うことができる。(2009年、送金上限規制撤廃) 技術使用等にかかるロイヤリティーの支払い上限規制は2009年12月の政府通達によって撤廃された。なお、ロイヤリティーの支払期間にかかる上限規制も2003年7月に廃止。 (出所:JETROウェブサイト)	企業は雇用期間に関係なく外国の技術者を雇用し、一定の条件に従いその技術サービス料を送金することができる。 (出所:投資ガイドブック インド(2012), MURC, p.70)
	規制なし	規制なし
タイ	・ロイヤリティー及び配当金の送金、利益等の返還(清算に伴う資本金の返還、配当金・減資金の返還等)において、BOTの事前承認は不要。 (出所:JETROウェブサイト) ・ロイヤルティ送金時は、商業銀行で送金のための申請様式に記入するが、この際に契約書の提出が必要であり、送金理由の証明が必要となる(物品購入またはサービスの場合も同様)。ただし、実務上はインボイスと照合する程度である。海外送金の場合は、歳入局DBの納税番号から、歳入局支部によって付加価値税支払の有無を確認される。 (出所:我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及び秘密管理等に関する調査研究報告書(2011年))	
	規制なし	規制なし
マレーシア	ロイヤリティーおよびマレーシアで提供されたサービスに対する支払いの海外送金は自由。 (出所:マレーシアにおいて事業を営むためのハンドブック(2012/2013), PWC, p.63)	

※タイおよびマレーシアについては、広義のロイヤルティに技術指導料に係る送金規制の記載も含まれていると考えられる。

課題 10) 保税制度の適用規制が厳しい (国内販売割合)

大分類	貿易・物流
中分類	保税制度
課題	保税制度の適用規制が厳しい (国内販売割合)
概要	
① 課題の背景・現状	<p>EPZ 外において、保税ライセンスが許可されている企業は、100%輸出型の企業でかつ、縫製・皮革・製靴産業など一部業種に限定されている。また、保税ライセンスの取得に長時間を要している(保税倉庫使用許可の取得には、1~2か月かかる。保税ライセンスの申請に必要な書類は以下参照)。100%輸出型の企業に対するインセンティブ措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EPZ 内の企業は、製品売上の 10%まで国内向けの販売が認められている。 ・ EPZ 外の 100%輸出型の企業は、製品売上の 20%まで国内向けの販売が認められている。 <p>本件上限は、輸出に加え国内販売も指向する外国投資家にとって厳しい規制となっている。また、外国投資の誘致促進のためには、EPZ 外企業への保税ライセンス許可の拡大が重要である。</p> <p><保税ライセンスの申請に必要な書類 (情報出所: JETRO) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の申請書 ・ 手数料 (3,000 タカ) を中央銀行に納めた支払い申請書 ・ 3,000 万タカの保証書 (1,000 タカの印紙を貼る) ・ 投資登録証

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 会社設立承認証 ・ 機械輸入証明書 ・ 年間生産計画書 ・ 工場見取り図 ・ 家屋の賃貸契約書 ・ 所得税支払い証明書 ・ 消防許可証 ・ 銀行支払い能力証明書 ・ 貿易許可証 ・ 課税識別番号 (TIN) ・ 付加価値税登録証 ・ 国籍証明書 ・ 商工会議所等の会員証 ・ 環境局からの無異議証明書 ・ 電力開発庁からの無異議証明書 ・ 保税倉庫免許発行に対する BOI からの推薦状 ・ 輸入許可証 ・ 輸出許可証 <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の濫用を防ぐために保税ライセンスに関して厳しい規制が課されている。 												
② 関連法令	BOI Handbook & Guidelines (2012)												
③ 課題のインパクト・リスク	本件規制は、輸出および国内販売の双方を指向する（潜在的）外国投資家の投資意欲を阻害している。												
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ NBR, Ministry of Finance ・ Customs Bond Commissionerate, Dhaka 												
⑤ ドナーの取組み	世銀が主導し、複数のドナーが拠出する包括的な協力プログラム（Private Sector Development Support Project: PSDSP）の取組の一部として、2006年に Administrative Barriers Review が実施されている。												
⑥ 改善策	<p>保税制度は本来輸出型企業への税制の優遇策的なファシリティであるが、国内市場を拡大し、輸出産業と国内産業との連関を深化させるためにも保税ライセンス業者の国内販売の拡大を段階的に認めるべきである。</p> <p>1) 短期的改善案</p> <p>NBR が近隣 ASEAN 諸国等の保税工場・倉庫へのアクセスの条件について、調査を行い、投資誘致の観点から諸外国の実態を把握する必要がある。ちなみに、インドネシアおよびフィリピンにおける上記アクセス条件は割合は以下の通りであり、両国ともバングラデシュより輸出比率条件が緩和されている。</p> <p style="text-align: center;">表 5-21 ASEAN 各国の保税制度における輸出比率条件比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">国名</th> <th style="width: 45%;">保税工場・倉庫へのアクセス</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インドネシア</td> <td>輸出比率 75%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィリピン</td> <td>輸出比率 70%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイ</td> <td></td> <td>銀行保証不要</td> </tr> </tbody> </table>	国名	保税工場・倉庫へのアクセス	備考	インドネシア	輸出比率 75%以上		フィリピン	輸出比率 70%以上		タイ		銀行保証不要
国名	保税工場・倉庫へのアクセス	備考											
インドネシア	輸出比率 75%以上												
フィリピン	輸出比率 70%以上												
タイ		銀行保証不要											

	<p>出所：JETRO、ASEAN Center</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュは、更なる投資誘致のためには今後 ASEAN 周辺諸国のように保税工場・保税倉庫へのアクセスのための輸出比率条件を段階的に緩和することが必要である。(一つの目安として、バングラデシュが中所得国入りを目指している 2021 年までに現在のフィリピンのレベル (最低 70%) にまで引き下げるとい方向性が考えられる。) その際、保税業者として優良なトラックレコードを有する企業のみ条件を緩和する。また、将来的には企業のコスト競争力を上げるためにもタイのように保税ライセンスの取得に関して銀行保証条件を緩和することも検討する必要がある。 ・ また、現状では EPZ 外の企業で保税ライセンスを取得している企業は縫製業が大半であるが、今後輸出業種の拡大に伴い、別の業種についても保税ライセンス許可を拡大することが求められる。(他業種については、輸出比率が縫製業ほど高くないこと、および、保税ライセンス取得が時間・コスト面から容易でないことのためあまり申請していないという事情があると考えられるが、今後については、農産物・水産加工業等についても可能性が高いと考えられる。)
--	---

課題 11) 関税評価のための基準価格

大分類	貿易・物流
中分類	関税
課題	関税評価のための基準価格が実際の取引価格より高く算定される
概要	
① 課題の背景・現状	<p>関税評価 (適用される課税率および関税品目番号 (HS Code) 並びに課税評価額) の一貫性が欠如しており、担当する税関検査官によって解釈が異なることがビジネスコストの引き上げ要因となっている。特に、税関検査官によって関税評価のための基準価格が実際の取引価格より高く設定される傾向にあり、関税評価の運用が不透明である。</p> <p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条文が曖昧で担当者によって解釈が異なる。 ・ 現場の税関職員の実務上の問題が発生している。
② 関連法令	Customs Act (1969)
③ 課題のインパクト・リスク	<p>関税評価の一貫性欠如の問題は、外国投資家にとって非関税障壁となっており、ビジネスコストの引き上げ要因となっている。状況が改善されない場合、バングラデシュの投資先としての魅力が失われ、バングラデシュへの投資意欲が減退する恐れがある。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ Customs Valuation and Internal Audit Commissionerate under the NBR, Ministry of Finance ・ Office of the Chief Controller of Imports and Exports, Ministry of Commerce

⑤ ドナーの取組み	IMF は NBR に対して、新 VAT 法の施行に向けた技術支援を行っており、その一部に関税評価が含まれている。
⑥ 改善策	<p>輸入関税の評価は WTO による国際的な標準的的制度においては、「取引価格に基づくインボイス」を基に算定されており、多くの国が同基準に従った算定方法を適用しているため、バングラデシュにおいても国際的なスタンダードに沿った方法により関税評価を行うべきである。</p> <p>1994 年の GATT 第 7 条を実行する WTO 協定（いわゆる関税評価協定）は、ウルグアイラウンドの一部であるが、物品の輸入の際の関税評価のためのルールを規定している。上記の関税評価協定によれば、<u>「取引価値」すなわち、物品の売買のために実際に支払われた価格に基づく価値</u>が基本的な関税評価の基準となることが謳われている。また、<u>かかる「実際に支払われた取引価値」は、インボイスに示された価格であることも明記されている。</u></p> <p>1) 短期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> 税関職員に WTO 協定の取引価格に基づく関税評価方法についての研修を実施し、国際的なスタンダードに基づく関税評価への知識・実務面のキャパシティ向上を図る。 <p>2) 中長期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述の VAT 法改正と並行して、WTO 協定に基づく関税評価方法を関税法の中に明確に規定すると共に関税評価に係る細則・ガイドラインを策定する。 また、取引価格が市場価格に対して不当に歪められている場合は、かかる輸入品に関して包括的な国内市場価格データベースを構築し、同価格に基づき適正な輸入取引価格のレンジを算定ことができるようにする。

課題 12) 現地従業員の雇用規制

大分類	労働
中分類	雇用
課題	商業分野では外国人駐在員 1 名に対して、ローカル・スタッフ 5 名、製造分野では同 20 名の雇用が投資審査基準
概要	
① 課題の背景・現状	<p>BOI の発給する Work Permit（就労許可）の発給基準として、BOI ガイドラインにおいては、原則として、外国人 1 名に対して、バングラデシュ人を 5 名（商業分野）ないし 20 名（製造分野）（※プロジェクト立上げ段階においては 10 名）を雇用するという現地人の最低雇用義務規定がある。</p> <p>しかし、外資企業の進出当初は、かかる要件を充足することが困難な場合もあり、例外的に正当な理由があればかかる要件が緩和されることとされているが、どのような場合に正当な理由があると認められるのかについては、具体的な規定や例示もなく、BOI の裁量に任されていることから運用が不透明である。</p>

	<p><課題の根本原因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地人の雇用に配慮することは合理的であるとしても、外国企業進出の実態への配慮が不十分である。 ・ BOI ガイドラインにおける例外要件が明示されておらず、行政裁量が不透明である。
② 関連法令	BOI Guideline (2011), Rule 6 (c) – 上記①を参照
③ 課題のインパクト・リスク	特に駐在員事務所・リエゾンオフィスについては、1:5 比率は厳しいことから、比率の緩和が必要である。本件規制の厳格な適用は、外国投資家のビジネスコストの引き上げ要因となっており、中長期的にはバングラデシュへの投資意欲減退につながる恐れがある。
④ 関連省庁	・ BOI, Prime Minister's Office
⑤ ドナーの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年3月20日に行われた第2回タスクフォース会合において、BOIは、外国企業はバングラデシュの国内規制を順守する義務があるとし、高度な専門技術が求められる分野については条件を緩和すると回答した。 ・ DFID および EU が資金提供を行い、IFC がマネジメントを行っている BICF を通じて、BOI への包括的な支援が行われている。
⑥ 改善策	<p>1) 短期的改善案</p> <p>BOI ガイドラインにおいて、現地人最低雇用義務の例外を認める具体的な要件を明らかにするか、例外が認められる事由の例を示し、外資企業に対して予測可能性を与えるような方策を講じるべきである。</p> <p>2) 中長期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バングラデシュ人の雇用に對する配慮を求めること自体は合理的であるとしても、一律に現地人最低雇用義務の形で規制を課すことが合理的かという点については再考の余地がある。業態によっては、直ちに現地人の雇用創出に貢献せずとも、技術移転等の形でバングラデシュ経済への貢献があり得る業種も考えられることから、より柔軟性を持たせるべく、例えば、現地人雇用に関する規制を以下のように改正することが考えられる。 <p>① 現地人最低雇用を義務化するのではなく、雇用比率の要件を充足した場合に、その充足率に応じてインセンティブを付与する（教育訓練費について通常の倍の損金算入できるような仕組みを検討する等）ことで、現地人雇用の創出、現地人に対する技術移転等を図る。</p> <p>② 一定の要件を満たした外国人従業員（例えば、月額給与が一定額以上であり、かつ、特定の分野に関する知識・経験・技術を有する外国人従業員）については、現地人最低雇用義務の対象外とすることで、より知識・経験・技術のある外国人がバングラデシュで働きやすい環境を整え、これにより、中長期的には外国企業からバングラデシュへの知識・経験・技術の移転を図る。</p> <p>例えば、インドでは、[従前、外国人従業員の比率は、原則として全従業員の1%まで、かつ、上限20人までとする規制が存在したが、現在では、当該規制を撤廃する代わりに、経験のある外国人従業員については、年収2万USドル以上であれば、原則として自由に雇用することが可能となっている。]また、シンガポールでは、外国人労働者について、最低賃金、対象業務毎にビザの категорияとして異なるものを設けており、役員、管理職、エグゼクティブ、専門職など、高い技能を持ち、給与水準の高い外国人労働者の受け入れを促進する一方、ワーカークラスの外国人労働者については、雇用人数に応じて、外国人雇用税及び技能開発課徴金を徴収すると共に、業種に応じた雇用比率の制限を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が主導する産業技術訓練センターの強化を図り、バングラデシュ人の技術水準の向上を図り、外資企業が求める水準の労働力の増強を推進すべきである（その際に、外資企業から一定の支援を受けることも検討に値する）。

課題 13) PPP 法

大分類	インフラ・エネルギー・環境
中分類	PPP
課題	PPP 法の未整備
概要	
① 課題の背景・現状	<p>パ国の財政は慢性的な赤字が続いており、政府としても、交通・電力・水資源等のインフラ開発に限られた資源を割こうとしているが、政府だけでファイナンスするには予算が大きく不足している。一方で、電力・エネルギー不足、首都を始めとする大都市の慢性的な交通渋滞等のインフラのボトルネックにより経済活動が大きな制約を受けている。</p> <p>パ国の PPP 法は未だ公布されていないが、英国の PFI 法等を基にドラフトが準備されている他、PPP 実施にかかるガイドラインも 2010 年に発表されている。政府の PPP の実施機関としては、首相府の中に PPP オフィスが 2010 年に設立されており、各省から提案された PPP プロジェクトの内容レビュー、事業詳細（価格・工期・収益性）に関する評価、アドバイス、FS の費用支援等を行っている。上記ガイドラインによれば PPP の優先分野として各種インフラ、環境分野、観光分野、ICT 等 18 業種が選定されているが、現状では JATRIBALI-GULISHTAL 間の高架高速 2.5 km、ダッカ高架高速（ダッカ市内、空港含む）26 km の 2 件のプロジェクトのみが展開中である。その他候補案件として 5 案件（バングラデシュ深海港、バングラデシュ国際空港、パドマ橋（2 つ目）、モングラシーポート、ショナディア LNG プラント）がリストアップされているが、PPP 法制度が未整備であり、投資家から見てリスク要因が大きい等の理由のため、具体的な実施の目途は立っていない状況である。</p> <p>また、PPP プロジェクトについては、初期投資の 30% を上限に財務省の中にある PPP ユニットが管理する VGF (Viability Gap Finance) からのファイナンスを受けることができることとなっているが、現状でどのようなプロジェクトに VGF が使われているかは不明である。</p> <p>バングラデシュ政府が投資して全国 8 箇所に設立した輸出加工区が辺境地を除きほぼ飽和状態となっているが、今後は国内産業との連携を深めるために経済特区を PPP 方式で開発する方針を有しており、PPP 法制度の早期の確立が望まれている。</p>
② 関連法令	<ul style="list-style-type: none"> Policy and Strategy for Public Private Partnership (PPP) (2010) Guideline for Viability Gap Financing (VGF) for Public Private Partnership (PPP) Project (2012)
③ 課題のインパクト・リスク	<p>PPP 法制度が整備されないと、政府の支援策や民間とのリスク分担等の仕組みが不明であるため、民間からのインフラへの投資が活発化せず、インフラのボトルネック問題が軽減せず、経済成長に負の影響がある。</p>
④ 関連省庁	<ul style="list-style-type: none"> PPP Office, Prime Minister's Office PPP Unit, Finance Division, Ministry of Finance
⑤ ドナーの取り組み	<p>ADB 及び世銀が PPP オフィスに対するキャパビルを行っている。</p>
⑥ 改善策	<p>バングラデシュのインフラのボトルネックを軽減するためには PPP による民間資金とノウハウの提供が不可欠であり、民間部門のリスク低減のためにも PPP 法整備が重要な課題となっている。</p> <p>1) 短期的改善案</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、PPP 法のドラフト作成のためにアジア各国の PPP 法制度及び具体的な

PPP 事例を研究することが必要である。なお、周辺国の PPP (BOT) の具体的な政府支援策は以下のとおりである。

表 5-22 ASEAN 各国の PPP 制度比較

分類	政府支援策	ベトナム	インド	フィリピン
財政支援	最大支援規模(総事業費)	30% (PPP) 50% (BOT)	50% (目 安、法的 根拠無)	50% (施 設設備の み)
	補助金(VGF 等)	○	○	○
	政府出資	○	?	△
	公的融資		○	
租税特別措置	法人税、関税、固定 資産税等の免税	○	○	△
リスクシェア型	MRG	○		
	需要見直し	○	○	
	インフレ対応	○		
その他	沿道開発権付与	○		

出所：国際建設技術協会、「アジア諸国の PPP 制度」

なお、PPP 法制度を整備する上で上記の政府支援策以外に重要な検討事項は以下の通りである。

- －官民リスク分担（用地、需要リスク、不可抗力への対応、VGF の利用）
- －業者選定方法（事前資格審査、応札書類審査）

2) 中長期的改善案

- ・ 上記の法制度比較・PPP ケーススタディを行った上で、バングラデシュの実情に沿った法律及び細則を制定する。
- ・ 上記と並行的に現在の VGF の利用を改善するために審査条件等を精査するとともにプロジェクトの資金を補完するインフラファンドを民間企業やドナーの支援を得て組成する。

6. 結論と提言：法制度と運用面の改善提案

6. 結論と提言：法制度と運用面の改善提案

6.1. 結論：対象国の法制度の比較と今後のビジネス関連法制度整備・改善に向けた示唆

6.1.1. 対象国における法制度の比較

調査対象国の3ヶ国はそれぞれに固有の法制度を持ち、また本調査によって明らかとなった課題も基本的にはそれぞれが固有の（相互に独立した）問題である。従って、調査対象国の法制度の状況を一般的に論じることや、そこから演繹的に当該国における法整備支援のあり方を検討することには限界があることを自覚しなければならない。一方で、かかる限界を自覚した上で、本調査の過程で得られた情報や調査結果から各国毎の特徴を抽出し、今後の法整備支援の大きな方向性や留意点を得ることは可能であるように思われる。ここではこうした問題意識から調査対象国の法制度全般の状況と法整備の方向性について論じたい。

まず、調査対象国について大きな視点で分析する際には、①法制度のメニュー自体がそろっているか、②法体系の整合性・一貫性がどの程度確保されているかという大きな軸から分析を加えることが有益であると考えられる。

上記①の要素について見た場合、バングラディッシュとカンボジアは法制度のメニューそれ自体は比較的そろっているのに対して、ミャンマーは知財法制や外国仲裁の承認・執行に見られるように制度それ自体が未だに整備されていないという特徴がある。

上記②の要素について言えば、バングラディッシュは英国法・インド法の伝統に沿った比較的一貫した法体系を有している。これとは反対にカンボジアでは複数のドナーが自国の法体系を持ち込んで法整備を支援した結果、法体系としての一貫性が無く、かつ、制度相互間の調整が十分に行われおらず、法体系の整合性・一貫性は非常に低い。ミャンマーについては、英国法・インド法の伝統が基底にありつつも、社会主義・軍事政権を経たことにより変容を受けいる点に特徴がある。その結果、行政による事実上の立法が頻繁に見られることや、通常のコモンロー諸国と異なり裁判所は法令の解釈適用を任務とするなど大陸法的な法運用が見られることなどに特徴があり、その意味で法体系の整合性・一貫性については中程度であると評価することができる。これを図にしたのが下図である。

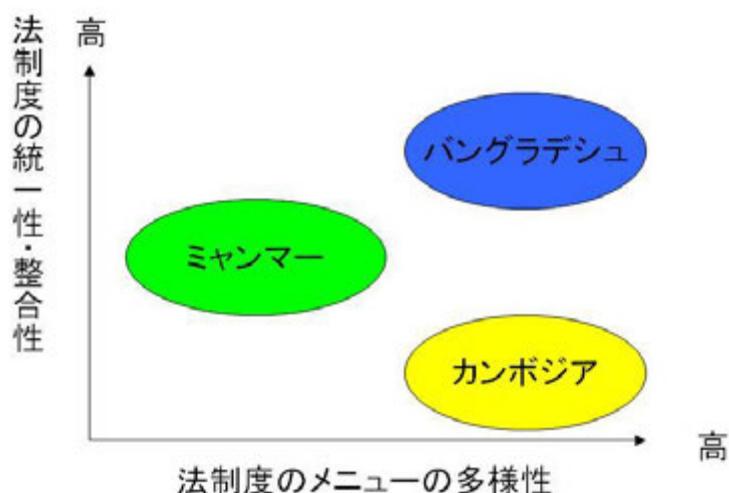


図 6-1 対象国の法制度整備状況概念比較

出所：JICA 調査団

6.1.2. 対象国における今後の法整備・法制度改善に向けた示唆

上述の特徴が今後の法整備に与える示唆は以下のとおりである。

バングラデシュ

バングラデシュについては、法制度のメニューはそろっており、かつ法体系にも一定の整合性・一貫性が見られる。従って同国における他の新興国と比較しての課題は、既に存在する法制度の内容の合理性を高めることや、存在する法制度の運用・執行面を強化することにある。

カンボジア

カンボジアに関しても、法制度のメニューがそろっていることから、バングラデシュと同様に既に存在する法制度の合理性や運用・執行面の強化が要請される。これに加えて、同国においては、法制度における整合性や・一貫性を図っていく必要がある。しかしながら、昨今の同国の政情を鑑みると、包括的な法制度改革を短期間で実施することは難しいと考えられるため、既存の法制度の下で、可能な限り制度相互間の矛盾を少なくするというアプローチをとることが現実的と考えられる。

ミャンマー

上記2カ国に対してミャンマーについては、制度のメニューそれ自体がそろっていないことから、今後の法整備についても制度を新たに作るという面がより強調されることになる。日本が既に行っている知財法制の制定支援や証券取引法の整備支援なども正にこの例に該当する。その際には、複数の制度が同時並行的に立法されている状況であるが故に、制度相互間の関係や法体系との整合性といった要素を常に考慮しながら法整備を行う必要がある。その意味においてミャンマーは、整合性のある法体系を確保することができるのかという重要な岐路に立っていると見える。同国の法整備を行うにあたっては、特に高いレベルの法的な知識や専門性が求められている。

最後に、上述の通り、対象国における今後のビジネス関連法整備を検討するに当たっては、WTO等の国際的な標準規範だけでなく、国内の諸法律・規則との一貫性・整合性を保つ必要がある。かかる意味において、多くのドナーの介入によってアドホックでパッチワーク的な法整備が進むことを避けるためにも、法制度改革全体を関係省庁やドナーと調整するプログラムマネージャー／チーフアドバイザーを任命することを提言する。また、ビジネス法制度改革の推進に当たっては、地場企業や外資系企業等の民間セクターと十分な対話を行うことが更なるビジネスフレンドリーな投資環境を構築するにあたって極めて重要である。

6.2. ミャンマーのビジネス環境改善のための提言

6.2.1. 概観

これまで述べてきたように、ミャンマーの法制度はビジネス環境の改善に向けて改革の過渡期にある。2011年の民政化以降、外国投資を市場型経済への体制変換の原動力と位置付け法制度改革を実行してきた。この数年間に、外国投資法改正に始まり、中央銀行法、所得税法などビジネス環境整備に直結する重要な法令を改正してきた。2015年のアセアン経済共同体（AEC）加盟と大統領選挙を控え、現在も多数の法案が審議中であり政府は法制度改革に今後も注力する見込みである。

近年では多くの援助機関が法制度改革に着手している。しかし一方で、依然として法体系の枠組みの複雑さにより企業にとってビジネス上の障害になっていることも事実である。多くの援助プログラムを実施する中で、ミャンマーの持続的経済発展に資する適正な法制度改革の実施が急務である。

第5章の課題の分析の結果から、ミャンマーにおけるビジネス環境関連法の課題の根本原因は大きく3つに分類される。それらは、①法制度そのものの構造に起因するもの（外国投資法の投資障壁や輸出入ライセンス制度）②法制度はあるが適正に実施されない運用に起因するもの（法人税の自己申告制度や商業税、投資家へのサービス）③法制度や概念の不在に起因するもの（保税制度や特定JV制度）である。

6.2.2. 法制度改革のための提言

■ 外国投資法制の構造

ミャンマーにおける外国投資法制は、大きく分けて①国営企業法、会社法その他の法律や実務に基づく外国投資に関する規制、②外国投資法に基づく投資優遇策及び③特別経済地域法（SEZ法）に基づく特別経済地域への進出企業への投資優遇策の3つから構成される。

3者の関係については、ミャンマーにおいては外国投資を広範に禁止する法律は存在しないため、外国会社に対する規制（上記①）が存在しない領域については、外国資本は自由にミャンマーに対して投資を行うことができる。これに対して、外国資本に対する規制（上記①）が存在する領域については、外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）による外国投資優遇策の結果、外国資本による投資が許されることとなる。このように外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）は、外国資本に対する優遇としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している⁴⁴。

このような外国投資法制の在り方を踏まえたうえで、第5章に述べたような外国規制に関する課題の状況を改善するためには、外国投資の規制の構造を変更する必要がある。具体的には、外国投資を会社法の運用上の規制ではなく、外国投資法による明文規制の対象とする必要がある。これに加え、外資規制は、外国投資法の明確なルールの下で必要最小限度の範囲で規制されることが望まれる。

このような制度の構造の変更により、たとえば現在問題となっている「トーレディング」にかかる営業許可は、会社法の下、自動的に付与されることとなる。

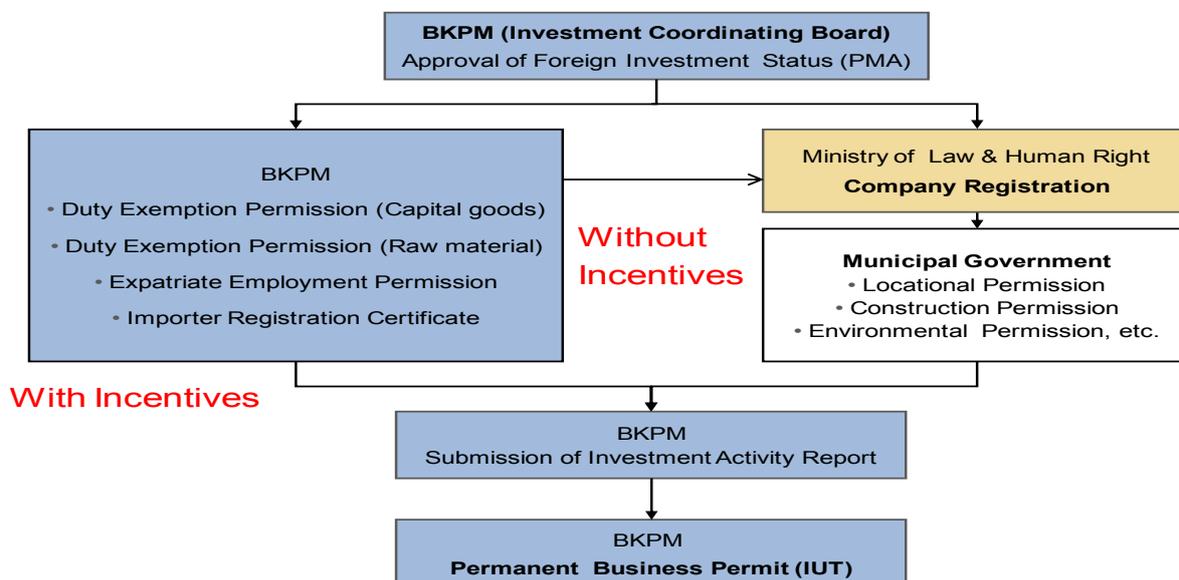
⁴⁴ 法務省ウェブサイト「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」調査報告書第6部外国投資法制 p.220 より抜粋

また、このような構造面での変更がなされた場合には、外国投資法は外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるというのではなく、一定の業種の中でも一定の要件を満たす外国企業にのみ投資のインセンティブを付与するという本来の目的を果たすことになる。さらに、外国投資法の下での投資奨励の付与の要件については、インセンティブ付きの投資を認めるか否か、さらには、インセンティブを付与する場合どのような内容が適正かについて、国内産業の状況に鑑み調整した結果を規定するべきである。具体的には、MIC のインセンティブ付与の対象を業種や地域ごとに定め、それらに基づき税制等のインセンティブを付与する条件を規定することが望まれる。

例えば、インドネシアの場合、投資認可機関である投資調整庁（BKPM）が外国投資を許可する。BKPM は投資許可のプロセスとして、まず、外国投資案件が大統領令のネガティブリストに規定される外国投資の条件に見合うか否かを審査し、投資を受け入れるかを決定する。この場合、インセンティブの付与とは関係がない。次に、投資の受け入れが許可される場合、外国投資法の明確化されたルールの下、インセンティブを付与するか否かについて決定する。（図 6.2 参照）

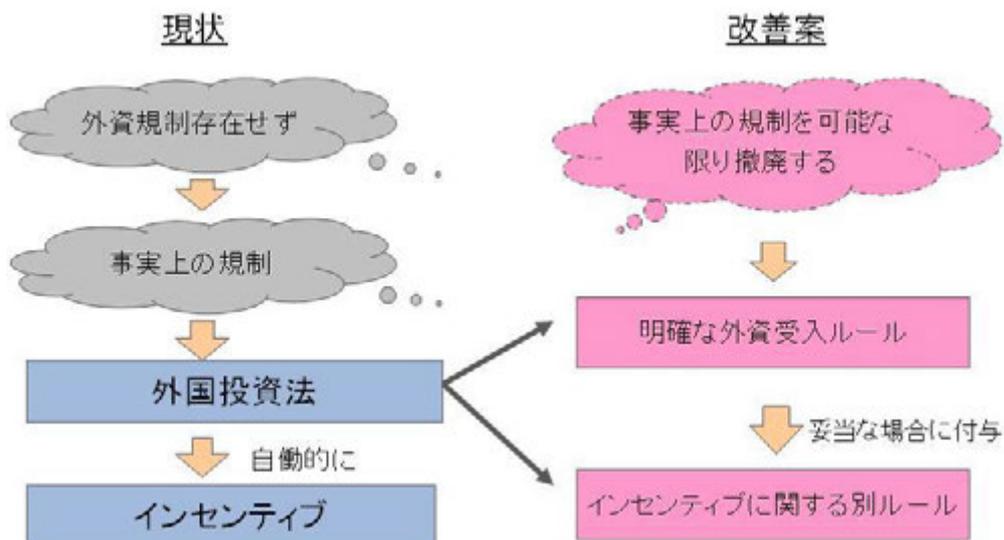
ミャンマーの外国投資法制度は、上記のインドネシアの例と異なり、外国投資そのものの認可とインセンティブの付与がパッケージとなって渾然一体化しているため多くの混乱が生じている。インドネシアのように投資そのものの受入れとインセンティブ付与のプロセスを切り離すことにより、投資家にとってより透明性のある予見可能なビジネス環境を実現できる。

（図 6.3 参照）



出所：JBIC 資料より調査団作成

図 6-2 インドネシアの外国投資認可のフロー



出所：JICA 調査団

図 6-3 ミャンマーの外資認可の現状と改善案のイメージ

なお、2014年2月13日にDICAと司法長官府を対象として実施したワークショップ（詳細は巻末の付属書参照）において、上記の提案を行ったところ、DICA側より以下のポジティブな反応があった。

- ・ 2014年1月24付通達第2号により投資認可の手続きの流れを公表した。
- ・ 外資に対するトレーディング業の営業許可についてはDICAと商業省を含む関連省庁との間で将来的に認める方向で調整中である。
- ・ ADBの支援を受けDICAと関係省庁間で会社法の改正を準備中である。
- ・ 会社登録については、近い将来にオンラインで申請できるようなシステムを準備中である。
- ・ 日本との間では2013年末に投資協定を締結し、投資保護や投資環境整備に関するルールを約束した。

■ 輸出入ライセンス

次に、外国企業が日々の業務にて直面している輸出入ライセンス規制にみられるように、制度上の規定の方法を変更するのが望ましい課題もある。輸出入ライセンス規制は、現行のライセンス不要品目から他のASEAN諸国のようにライセンス取得が必要な品目のみを規定することにより、輸出入業者の予見可能性を向上させ、税関窓口や商業省での業務を円滑化させることができる。

■ 保税、特定JV

最後に、従来の法制度の下では法律自体が存在しない場合、新しい法律や法制度を制定する必要がある。例えば、保税や特定JVにかかる法制度については、現行の関連法にはその概念が存在しないため、新たな概念を導入し法制度を整備する必要がある。これを実現するた

めには政府内関係者及び関連業界者が新しい概念を理解し、法制度を適正に実施できるような啓蒙及びキャパビルが必要である。

6.2.3. 法制度の運用面での改善のための提言

■ 自己申告納税制度

法制度自体は存在するが、当該法制度が運用上適正に実施されていないケースがある。例えば、上述の自己申告納税制度の課題にみられるように、法制度を運用するための細則の不在や制度を適正に実行する人材の能力不足といった問題がある。こうした現状に対しては、細則の策定、人材の育成、民間セクターの活用といった多方面での取り組みによる法制度の運用面での改善が有効である。

■ 商業税

また、商業税のように現行制度の手続きが企業のビジネスの実態に則していないため適正に実施されない例もある。ミャンマー政府も他の ASEAN 諸国のように VAT 制度を導入することを視野に入れているが、VAT 制度の円滑な運用のためには、関連規則を策定し、税務署職員の能力を向上させる取り組みが必要である。

■ 投資家サービス

次に、投資家サービスに挙げられるような法令情報の提供の徹底やワンストップサービスの強化は、現在も一定の範囲でサービス提供がなされている。ワンストップサービスに関しては、体制の拡充により投資の承認プロセスを迅速化させることができる。また、法令情報に関しては、法令の英訳やデータベース化に必要な人材の育成に取り組むことより、投資家によりよいサービスを提供することができる。

運用措置の改善のためには、長期的なキャパシティビルディングが不可欠である。日本政府はこれまでに民間セクターやガバナンス分野に多くの技術協力を実施してきたが、今後は特に投資促進の観点から投資法制度・貿易・金融・税制・通関・インフラ等ビジネス環境全体のリンケージを一層深める協力を推進することが望まれる。

6.3. カンボジアのビジネス環境改善のための提言

6.3.1. 概観

カンボジアのビジネスに関係する法制度は、投資法、会社法、労働法、税法、会計法、土地法、民法、民事訴訟法等の基本法はほぼ整備されている。また、例えば投資法の内容を見ても、土地の所有権に関連する場合以外には、外国企業と内国（カンボジア）企業は平等に扱われることになっていることからわかるように、かなりオープンな法令となっている。

また、これらの法律は一部クメール語のみのものがあるが、管轄省庁のウェブサイトに掲載されており、入手も比較的容易であり、法令情報の収集環境も徐々に整ってきている。

他方、ビジネス関連法制度の実際の運用については、法令間の整合性、法令解釈、政府職員の法令理解レベル等、以下にあげるような課題が未だ残っているのが現状である。

進出時（許認可申請時）

- 許認可申請のために各管轄省庁を何度も訪れる必要がある。
- 管轄省庁から申請審査の進捗に対する連絡がないまま、待たされる。

進出後（操業時）

- 同じビジネス課題について各省庁から違った説明を受ける。
- 管轄官庁の担当職員の説明の内容が過去の説明と違う。
- 説明が不明瞭である。または不要な情報を提供される。
- 説明がなされない、または回答を得るのに時間がかかる。

また、今回のカンボジアでの調査では、第5章で選定された9個のショートリスト課題についてその背景や根本原因を分析した。更にこれらの原因を、3つの特徴に分類した。即ち、1) 法令の不明瞭さ、2) 法令に関する正確且つ明確な情報提供の不足、3) 省庁間での政策および法令の解釈の違いによる意見の齟齬、である。各原因の特徴と該当する課題は以下のように整理される。

(1) 法令の不明瞭さ

法律はあっても、細則レベルでの基準が、設定されていない、または内容が十分ではないため、結果的に運用上の問題を誘発している課題。

課題例)

- 延滞税の課税に対する基準の設定
- 通関業および通関士に係る既存の法令の修正

(2) 法令に関する正確且つ明確な情報提供の不足

法令や手続きは存在しているにも関わらず、関連省庁によるコンサルテーションサービス提供体制（含職員の能力不足）が十分に整っていないことに起因して生じている課題。

課題例)

- 実情に即した投資認可・支援サービスの体制の確立
- 事前照会制度の導入および税の相談窓口の設置
- 事前教示制度（関税分類・関税評価・原産地）の導入およびサービス体制の確立

(3) 省庁間での政策および法令の解釈に意見の齟齬

これは法令の解釈の相違により、関連する法令や政策との間で齟齬が生じている課題（特に投資法・投資政策と税法・租税政策）。

課題例)

- 税務登録の改善
- 免税配当金に対する配当金課税の廃止
- VAT 課税に対する還付加算金制度の導入
- 土地リースに係る VAT の解釈

6.3.2. 法制度改善のための提言

前述のとおり、カンボジアのビジネス関連法令は、基本法を中心としてほぼ整備されているが、今後更なる法制度改善を進めるにあたり、以下の提言を行う。

提言 1：法令の制定や改正を行う際の関連法令との整合性の確保

カンボジアの法制度整備は、1993 年の内戦終了・新生カンボジア王国樹立後から、多数のドナーの支援を受けて急速に実施された。このため、各ドナーが各々自国の法制度をモデルにして法制度整備支援を実施したため、英米法系及び大陸法系の双方の法体系が同国内で混在している状況が存在する。本調査においては、外国企業がビジネスを行う際に現実に直面している課題を切り口に法制度に係る改善提案を導く、所謂課題解決型のアプローチがとられたため、法令間の整合性についてはあまり触れていないが、今後、新たな法令を制定したり、既存の法制度を改正する場合、法体系の混在の問題に留意しながら、関連法令との整合性を確保することに努める必要がある。

故に、カンボジアの法制度整備支援の計画・実施に際しては、これらの状況・特徴を踏まえた上で、ビジネス関連法の関係や齟齬を横断的に分析し、制度相互間の矛盾をできるだけ少なくすることが重要と思われる。

提言 2：2003 年改正投資法の改正および SEZ 法制定に係る支援の継続

本調査業務の遂行に当たっては、JICA が 2013 年 5 月から 2014 年 3 月まで実施している「カンボジア国投資法改正・SEZ 法制定に関する情報収集・確認調査」とも連携をとりながら進めてきた。同情報収集・確認調査では、カウンターパート機関であるカンボジア開発評議会（CDC）の既存の改正投資法の改正および SEZ 法制定に係る原案作成を支援した。原案の内容については CDC 側から高い評価を得ており、これらの法律が成立すればカンボジアの投資環境が更に改善することが期待されている。本調査との関連でも、本調査で指摘した課題のうち、「実情に即した投資認可・支援サービスの体制の確立」及び「土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違」などについては、改正投資法及び SEZ 法の原案作成の過程で CDC 側との間で協議が行われ、原案でも一定の手当てがなされている。従って、これらの原案が法律として成立することで、本調査の課題の一部が解決の方向に向かうという関係が存在する。

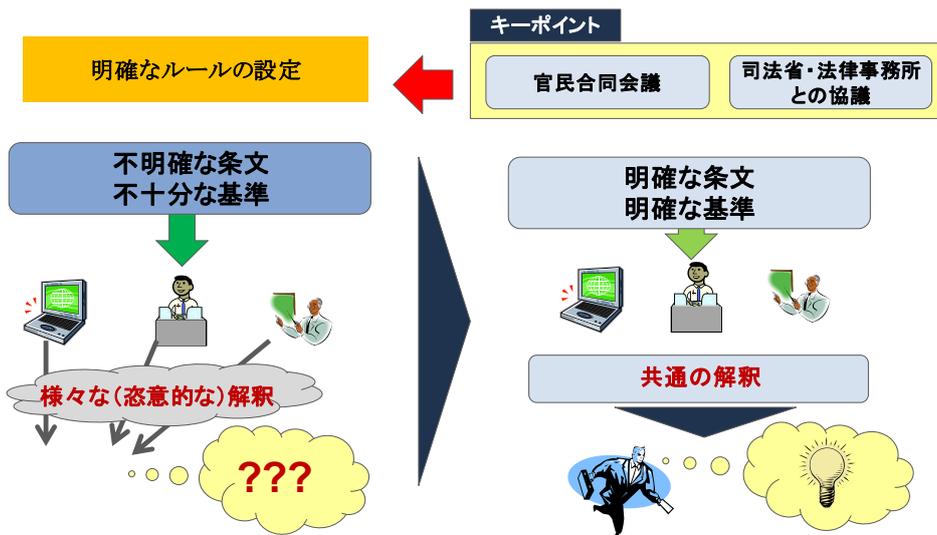
今後、CDC は上記原案について関係省庁との調整や、民間セクターやドナー等への公聴会の実施を経て CDC の最終原案を取り纏め、CDC 原案を閣僚評議会へ提出し法案化することを計画している。法案化に至る過程においては、投資促進だけの視点ではなく、カンボジアのマクロ経済や今後の地域経済統合による貿易および産業集積・分散の動向予測等も踏まえて、関係省庁やドナーから色々な質疑や異なる見解が出され、活発な議論が交わされることが予想される。係る議論に対し CDC は管轄省庁として原案の主旨を的確に説明し、必要に応じて原案および法案の修正等を行うことが求められるが、CDC の人材だけでは、特にドナーに対する説明や、今後の施行細則やその運用も見据えた条文の修正について、十分対応できるとは考え難いのが現状である。関係省庁およびドナーとの議論を深め、議論の結果を適確に原案に反映させるためにも、引き続き投資促進や法律の専門家による支援が必要であると考えている。また、本調査をつうじてカンボジアにおいては特に法令の運用・執行面での課題が浮き彫りとなっており、この点を踏まえると新たな改正投資法および SEZ 法の制定後の、施行細則支援についても継続的な支援が必ず必要になってくる。

6.3.3. 法制度の運用面での改善のための提言

上述したように本調査ではカンボジアの法制度における運用面での課題の原因を 3 つに分類した。これらの原因を解消し課題の改善を図るため、以下の提言を行う。

提言 1：投資企業および政府職員による共通の解釈を促す明確なルールの設定

不明確な条文や内容が不十分な基準は、各省庁や、担当者レベルで様々な恣意的な解釈をおこさせる大きな原因になっている。故に、投資企業および政府職員による共通の解釈を促す、明確なルールの設定が重要である。明確な条文や基準を設けることで、法令の不明瞭さを解消し、拡大解釈の余地を少なくしていくことは、法制度の運用の透明化に繋がると考えられる（法律の条文内容が不明確な場合には、例えばガイドラインといった形で一定の解釈を示すことが考えられる）。官民フォーラム（GPSF）や日カ官民合同会議等のカンボジア政府と民間企業の政策対話の場を利用して、運用上の課題を把握するとともに、司法省や法律の専門家の協力を得ながら、条文の明確化を図ることで運用面を改善することができないか常に検証していくことが求められる。



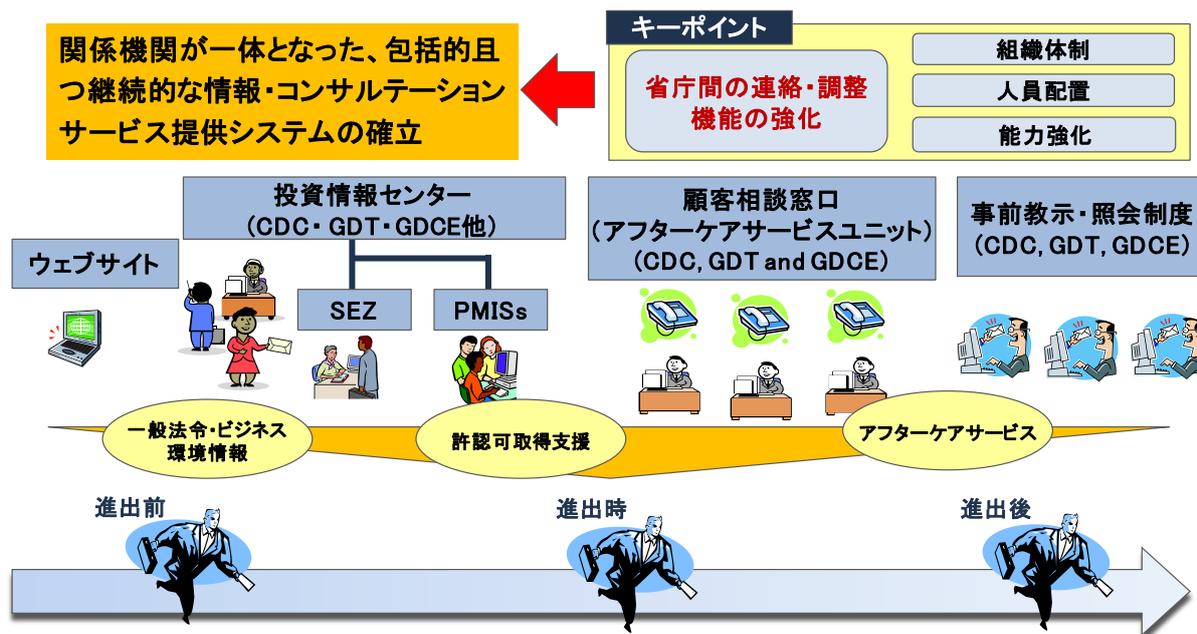
出所：JICA 調査団

図 6-4 共通の解釈を促す明確なルールの設定

提言 2：進出前から進出後までをカバーする情報・コンサルテーションサービスの確立

カンボジア政府による各種情報・コンサルテーションサービス提供の体制は、全体的に見ると、近年徐々に改善方向にある。特に外国企業が進出前に必要となる、ビジネス関連法令や各種許認可の基本的な手続き、一般的なビジネス環境に関する情報提供は概ね整備されている。しかしながら、特に外国企業の進出時の実際の許認可申請、および進出後の企業が直面する課題に対して助言を行うコンサルテーションサービスについては、詳細情報が提供されておらず、担当職員の能力不足等も起因となって、運用面において外国企業に「聞いていたことと違う」「書いてあることと違う」という印象を与えてしまう状況となっている。

掛かる状況を改善するためには、関係省庁が一体となって、外国企業の進出前から進出後までをカバーする包括的かつ継続的な情報・コンサルテーションサービス提供体制を構築する必要がある。具体的には進出時においては、CDC および関係省庁からの出向職員が投資許認可以外の各種認可手続きについて包括的な支援を提供する投資情報センターの設置・強化、を実施し、また、進出後のアフターケアサービスとしては、各省庁に個別相談窓口を設置する、または事前教示制度や照会制度を導入すること等が考えられる。これらの体制を整えるには、省庁間の連絡・調整機能の強化に加えて、担当職員の能力強化が重要になってくる。技術協力プロジェクト等のドナーによる組織機能強化および能力強化が求められる。

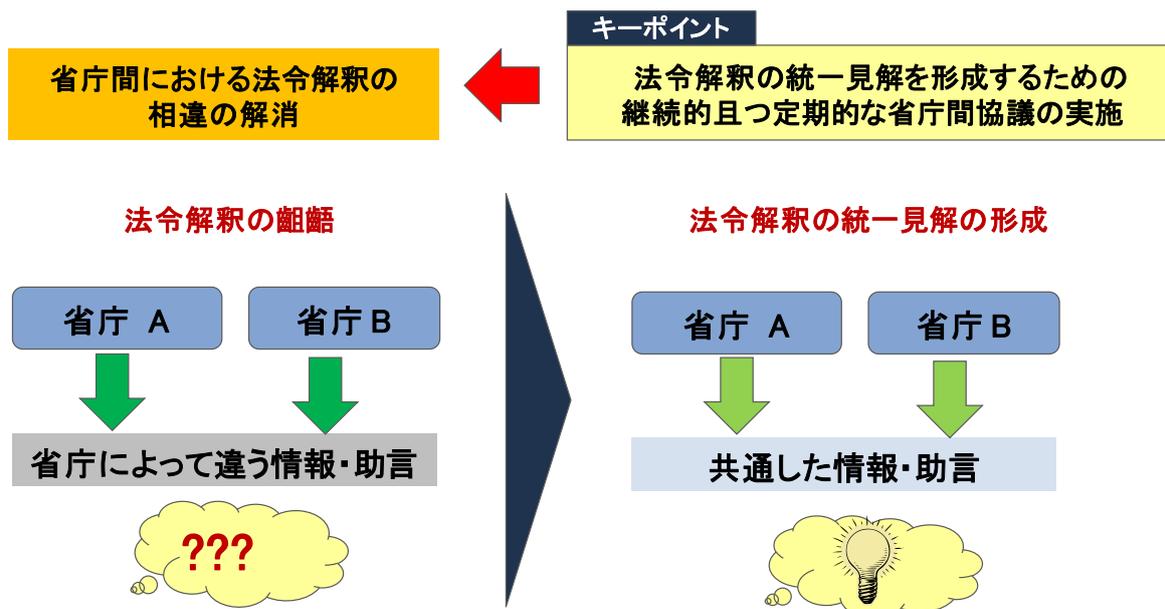


出所：JICA 調査団

図 6-5 包括的且つ継続的な情報・コンサルテーションサービスの確立

提言 3：共通の法令解釈を投資企業に提供するための省庁間の協力・調整機能の強化

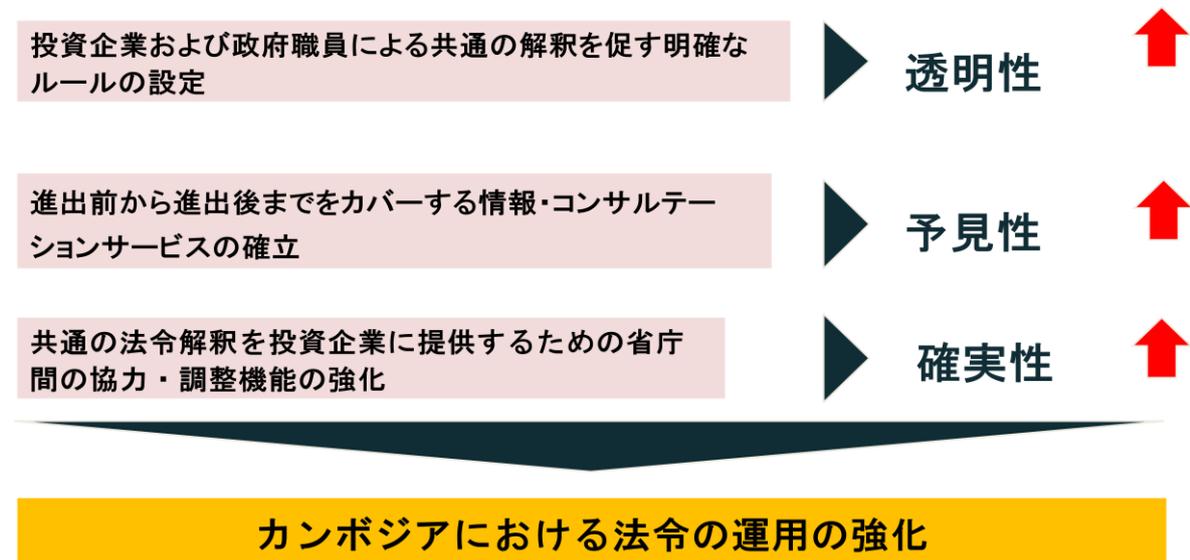
本調査の実施をとおして、土地リースへのに係る VAT 課税に対する見解の相違、の解釈、QIP 登録および税務登録の解釈の矛盾等、省庁間での政策および法令の解釈の違いによる齟齬に関する課題も明らかになった。これらの解釈に関する課題は、外国企業がカンボジア政府に対して不信感を持つ直接的な原因となっており、できるだけ早期に解決を図ることが必要である。継続的且つ定期的な省庁間協議の実施を通じて、法令解釈の統一見解を形成し、説明資料等を共同で作成する等して、関連省庁の職員が企業に対して共通した情報・助言を提供できる体制を整えることがとが求められる。



出所：JICA 調査団

図 6-6 共通の法令解釈を投資企業に提供するための省庁間の協力・調整機能の強化

上記 3 つの法制度の運用面での改善提言を実施することで、透明性、予見性、確実性が高まり、カンボジアにおける法令の運用の強化が図られ、更なるカンボジアのビジネス環境の改善に資することが期待される。



出所：JICA 調査団

図 6-7 カンボジアにおける法制度改善の方向性

6.4. バングラデシュのビジネス環境改善のための提言

6.4.1. 概観

FDI の促進はバングラデシュの経済発展において非常に重要である。しかし、現地の日系企業等からは、中長期的な展望を含め、バングラデシュ政府が国の経済発展において FDI をどう位置付けているのか、FDI をどう活用しようとしているのかよくわからない、という声が見られる。また、バングラデシュでは自国産業を保護する傾向があり、①関税障壁とともに、②非関税障壁があるとの指摘がある。バングラデシュ政府のこうした FDI 政策の不透明性が、同国のビジネス関連法制度や外資規制に少なからず影響を与えているものと考えられる。例えば、「外資の規制業種の参入条件が不透明」、「縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁がある」、「投資・経済関連分野における既存・新規の法令等が外国投資家に適切に周知されていない」、「BOI のワンストップ・サービス機能を強化することが重要である」などショートリストで取り上げた優先課題は、政府の FDI 政策とも密接に関係する事項である。

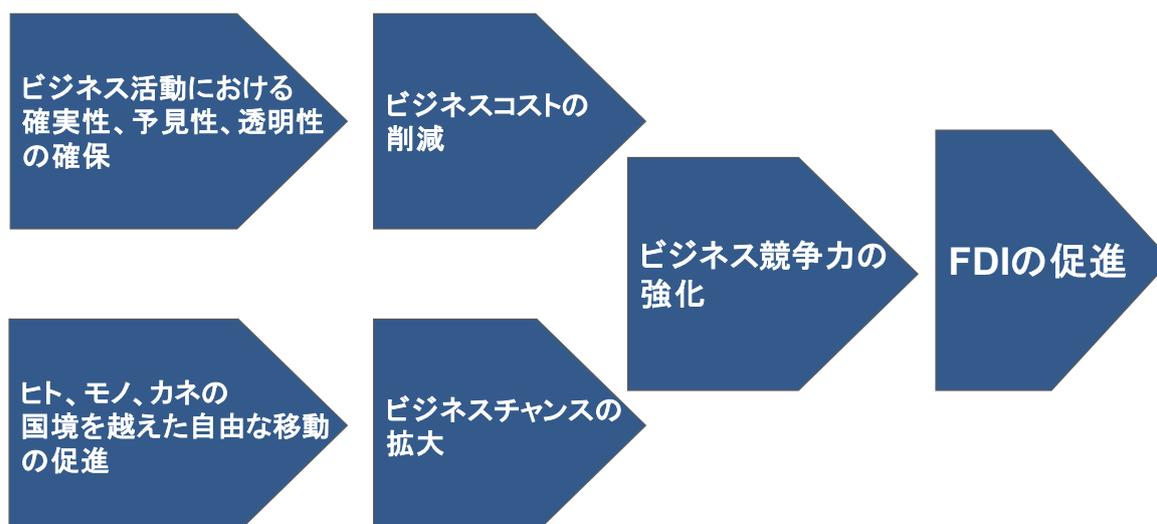
加えて、バングラデシュ固有の問題として、ゼネラルストライキの頻発が政府機能・ビジネス活動に大きな影響を及ぼしており、大きなビジネス障壁となっていることが指摘されている。

他方、バングラデシュ政府は、2021 年までに中所得国入りすることを中期展望計画（Vision 2021）で目標に掲げている。そうした中で、国の経済発展のためには、今後とも外資促進を図っていくことが重要であり、ビジネス競争力の強化は不可欠である。これとともに小売業やサービス分野を含め、内需型産業の育成・強化が必要であり、内需と外需（輸出）のバランスのとれた発展を目指したビジネス環境整備が重要である。この観点から、保税制度（輸出型企業の国内販売割合）の段階的な緩和が望まれる。

また、バングラデシュが、インドと ASEAN の中間に位置するグローバルサプライチェーンの一翼を担う戦略的重要国として、ビジネスポテンシャルを見出せるような環境整備を図っていく必要がある。そのためには、周辺国との競争力を確保できるよう、ヒト・モノ・カネの流れを更に自由化し、規制コスト、ロジスティックコスト等を下げていくことが不可欠である。この観点から、資金の流れ（外貨借入・送金）に係る規制の緩和が望まれる。

さらに、バングラデシュ政府は、ビジネス活動における 確実性、予見性、透明性 の確保を図るため、国際的な商慣習に基づくビジネスの自由度を高めることが求められており、付加価値税（VAT）の計算や関税評価に関わる改善が望まれる。

今後一層の FDI 促進を図るためには、バングラデシュ側と外国投資家側との間で win-win の関係を構築していくことが鍵となる。バングラデシュの経済発展および FDI 促進の双方に資する法制度の改善とともに、法制度の運用面の改善を図っていくことが肝要である。



出所：JICA 調査団

図 6-8 DFI 促進のための改革の方向性

上記のバングラデシュのコンテキストを踏まえた上で、ビジネス環境整備のための法制度面とその運用における主なポイントを抽出すると以下の 4 つに集約することができる。次節では、この 4 つのポイントを踏まえて、法制度改善のための提言をまとめた。

- 外資規制・外資の参入条件の明確化
- 国際的な商慣習に反する不合理な規制の撤廃
- 資金の流れ（外貨借入・送金）に係る規制の緩和
- 内需と外需のバランスのとれた発展を目指したビジネス環境整備

6.4.2. 法制度改善のための提言

- バングラデシュの外資規制（詳細は、「5.4 バングラデシュにおける優先課題法制度」の「課題 1）外資の規制業種（サービス産業等）の参入条件が不透明」を参照）

外資規制の参入条件の策定が望まれる。国家産業政策（2010）に規定された規制対象業種（17 業種）のうち、所管省庁において参入条件等を規定した規則を策定することとされているもののうち、未だかかる規則が策定されていない事業分野（例えば保険業）については、可及的速やかに関連規則を制定すべきである。そして、外資規制はネガティブリスト方式であることを明確化すべきである。また、外資規制の位置付けの明確化が求められる。FDI が禁止又は制限される分野は国家産業政策に記載されているが、国家産業政策においては、具体的な規制対象業種については、所管省庁において参入条件等を規定した規則を策定することとされているため、外国投資家は、国家産業政策のみによっては、外資規制の内容を正確に理解することはできない。そのため、各所管省庁において具体的に策定された参入条件等も含む、一覧性のある外資規制に関するガイドラインを策定すべきである。

- 会社法（1994）（詳細は、同上「課題 6）バングラデシュ証券取引委員会（BSEC）の許認可問題」を参照）

バングラデシュ証券取引委員会（BSEC）の通達により、企業の資本金の額に応じた規制が存在するが、これは、私企業の資本金の額の決定に対する規制であり、他国に類をみない、私企業の資本政策に対する不合理な制約である。可及的速やかに撤廃するべきである。

- VAT の計算（詳細は、同上「課題 7）商品の販売価格登録額に基づく VAT の計算」を参照）

VAT の課税は国際的な標準的制度においては「取引価格に基づくインボイス」を基に算定されていることから、国際的なスタンダードに沿った方向で制度改革を行うべきである。現在改定中の、新 VAT 法において「取引価格」に基づいた VAT の算定を明確に規定するよう、現行 VAT 法の条項の改正が望まれる。

- 金融関係（詳細は、同上「課題 8）ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可」および「課題 9）貿易外取引（サービス・フィー等）の外貨送金規制」を参照）

ビジネス展開の予見性および市況動向への機動的な対応を確保するため、規制の段階的な緩和を図るべきである。外貨借入に関しては、BOI ガイドラインの外貨借入用途の制約に関する該当部分の規定修正を検討すべきであり、特に親子ローンによる海外からの資金借入を認めるべきである。貿易外取引の外貨送金に関しては、外為取引ガイドラインのロイヤルティ・技術料・サービスフィー等の海外送金に関する該当部分の規定を修正し、6%上限の緩和を図るべきである。

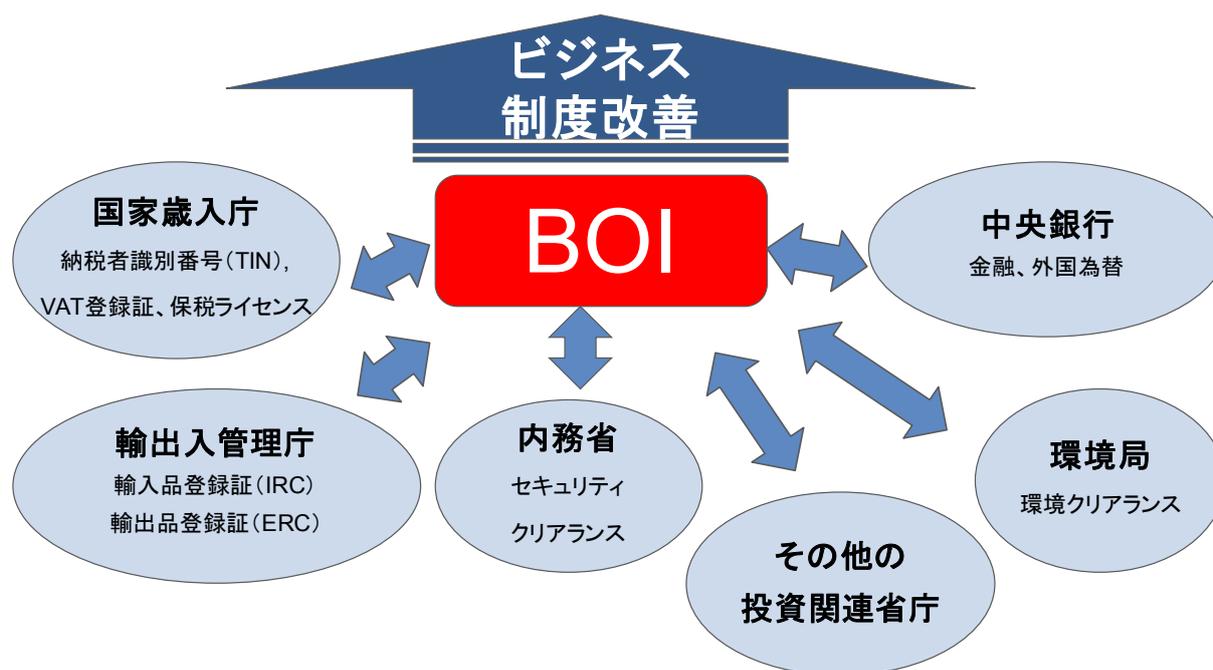
- 保税制度（輸出関連企業へのインセンティブ）（詳細は、同上「課題 10）保税制度の適用規制が厳しい（国内販売割合）」を参照）

国内市場を拡大し、輸出産業と国内産業との連関を深化させるためにも保税ライセンス業者の国内販売割合の拡大を段階的に認めるべきである。また、今後開発が進められる SEZ への入居企業に関しては、一層の条件の緩和が望まれる。

6.4.3. 法制度の運用面での改善のための提言

- BOI のワンストップ・サービス機能の強化（詳細は、同上「課題 4）バングラデシュ投資庁（BOI）のワンストップ・サービス機能が脆弱」を参照）

短期的な改善策として、BOI 内にワンストップ・サービス・センターを開設し、同センター内に投資関連の許認可所管官庁の職員を常駐させて、投資家が投資関係手続きの情報収集・相談や投資許認可手続きの申請／更新・進捗状況の確認等ができる一元的な窓口を設置することを提案する。これは、ミャンマーにおける One Roof Service が参考となる。中長期的には、現在の E-VISA のように外国投資認可についても、製造業等の規制されていない業種についてはオンラインで申請できるような IT 環境を BOI に整備することが望まれる。また、規制業種については、規制内容を明確化すると共に認可申請に必要な書類についても見直しを行い、必要書類のさらなる簡素化を図ることで投資認可手続きにかかる日数を短縮すべきである。



出所：JICA 調査団

図 6-9 ビジネス制度改善に向けた BOI の機能強化

- 関連法令の一元的な管理による英文での周知（詳細は、同上「課題 3）関連法令の一元的な管理による英文での周知の必要性」を参照）

外国投資家のビジネス活動に関連する法令等を BOI のウェブサイトにも包括的に網羅し、外国投資家が一元的にアクセスできるようにすることを提案する。また、新たに制定された法令等および既存法令等の改正については極力遅滞なく、BOI のウェブサイトにも反映するようにすべきである。さらに、中長期的には、既存・新規制定および審議中のビジネス関連の法令等について、ベンガル語と英語の双方にて提供するデータベースシステムを BOI に構築し、法令等のキーワード、制定年、関連省庁等による検索システムを開発することが望まれる。

上記のビジネス課題は、現地において「タスクフォース」の枠組みを通じて累次にわたって議論が行われており、改善がみられる事項もある。バングラデシュセミナー（詳細は巻末付属書を参照）においても、BOI より、「5年以上の就労許可の認可」や「毎年 10%の給与増額」などを含め、タスクフォースにおいて包括的に協議が行われ、バングラデシュ政府側にてしかるべき対応をとっている」との発言があった。また、タスクフォースでの議論・検討を踏まえて、今後 BOI ガイドラインの改定を検討している旨の示唆があった。こうしたビジネス関連法制度・運用面の改善は、日系企業のみならず、外国投資家が広く裨益するものである。こうしたことから、今後「タスクフォース」において、法律専門家のリソースを一層活用するなど、法制度面での更なる改善が期待される。

付属書

付属書

1. ミャンマーセミナー概要

「ミャンマービジネス環境整備促進に係る法制度調査ワークショップ」

- 目的：ビジネス環境整備促進のための投資にかかる法制度及び会社設立にかかる手続きに関する調査分析結果の共有及び改善案の可能性について議論する
- 参加者：国家計画経済開発省(DICA)、法務長官府
- 主催：JICA、国家計画経済開発省(DICA)
- 日時：2014年2月13日
- 場所：ミャンマー、ネピドーティンガハホテル会議室

9:30-9:45	開会挨拶 - JICA シニアアドバイザー 佐藤直史
9:45-10:00	ミャンマービジネス環境関連調査-日本の投資家からの視点- - JICA 調査団団長 亀山卓二
10:00-10:45	ミャンマー外国投資法制度の構造的課題 - JICA 調査団 武川丈士
10:45-11:00	休憩
11:00-12:00	質疑応答
12:00-12:10	閉会挨拶 Closing Remark - DICA 投資促進部ダウティンアエハン氏
12:20-13:30	昼食

■ 参加者

参加者は以下の通りである。

- 国家計画経済開発省(DICA) (16名)
- 法務長官府 (5名)
- JICA (3名)
- 在ミャンマー大使館(1名)
- JICA 調査団(9名)

■ 主な質疑応答

DICA からのコメント

- ・2014年1月に投資手続きについて定めた細則 2014年第2号が公表された。
- ・外国企業のトレーディングビジネスにかかる制限の緩和に関して、国家計画経済開発省及び関連省庁において検討中である。将来的に外国企業によるトレーディングビジネスが許可される可能性もある。
- ・ミャンマー会社法改正に関して、国家計画経済開発省、DICA、法務長官府、ミャンマー中央銀行、財務省、商業省、ミャンマー商工会議所、ADB 及び弁護士事務所等からなる作業部会を設置し、改正に向けた作業を実施中である。
- ・IFC の支援の下、2014 年末までに外国投資法とミャンマー国民投資法の統合を予定。
- ・日ミャンマー投資協定に合意。

その他

- ・法務長官府から不動産登記と外国投資法の関係及び環境ガイドラインの明確化の必要性についてコメントがあった。
- ・外国企業の利益送金について、ミャンマー中央銀行は外国企業の送金に関する銀行間取引を認めるとのコメントがあった。

2.カンボジアセミナー概要

「カンボジア投資環境整備促進セミナー:ASEAN 域内での更なる国際競争力強化のために」

- 日時： 2014年2月18日(火)8:30 - 12:20 (閉会后ネットワーキング昼食会)
- 場所： Empress Room, Raffles Hotel Le Royal
- 主催： 国際協力機構 (JICA)
- 想定参加者： JICA、関連省庁 (カンボジア開発評議会、経済財政省租税総局・関税消費税総局)
- 受講者数： 40-50 名程度
- 言語： 同時通訳 (英語-クメール語)
- 式次第： 下記参照

式次第	
8:00-8:30 (30 分)	開場
8:30- 8:40 (10 分)	開会挨拶 - JICA シニアアドバイザー 佐藤直史
8:40-8:50 (10 分)	「本調査の概要とセミナーの目的」 - 調査団 総括 亀山卓二
8:50- 9:30 (40 分)	カンボジア国におけるビジネス環境改善のための提言 - 調査団 ビジネス環境分析 森永昭彦

9:30-9:50 (20 分)	アジア新興国におけるビジネス法制度の動向およびカンボジア法制度の特徴と課題 －調査団 法制度分析 眞鍋佳奈
9:50-10:10 (20 分)	休憩
10:10-12:20 (130 分)	グループ討議
10:10-10:20 (10 分)	グループ討議の進め方について説明
10:20-11:20 (60 分)	グループ討議 (参加者を3 グループに分ける)
11:20-11:50 (30 分)	プレゼンテーション (各グループ10 分ずつ)
11:50-12:20 (30 分)	質疑応答・全体まとめ
12:20-12:30 (10 分)	閉会挨拶： －JICA カンボジア事務所 次長 竹内博
12:30-13:30 (60 分)	昼食会

■ セミナーの概要：

カンボジアに対する直接外国投資は増加傾向にあるが、2015 年の ASEAN 統合を迎えた後は、益々域内貿易が活発になるとともに、近隣国間の競争も激しくなると予想される。その中でカンボジアが国際競争力を確保するためには、ASEAN 域内におけるグローバルサプライチェーンの一翼を担えるよう、官民一体となって取り組んでいく必要がある。

本セミナーでは、カンボジアの対象関係省庁が、投資企業が現在どのような課題に直面しているかを理解し、ビジネス側の視点、各政府機関の立場を考慮しながら、国際競争力を強化するためにどのように Win-Win の関係を構築していくべきか議論する。更に、改善の方向性について参加者の間で協議結果を共有することを目的とする。

■ 各セッションの概要：

「本調査の概要とセミナーの目的」では、調査概要を簡潔に説明し、上述の内容に沿ってセミナーの主旨および式次第の流れを説明する。

「カンボジア国におけるビジネス環境改善のための提言」では、外国企業の海外進出の事業の流れを進出前、進出時、進出後の3つの段階においてレビューし、彼らがどのようなサービスを求めているのかを理解する。その後、カンボジアにおいて彼らがどのような課題に直面しているかを紹介する。更に、これらの直面した課題を3つの視点（1）法令の明確化、（2）正確で明確な情報提供、（3）法令・政策の解釈の違いによる情報の交錯の改善、から整理・分析し、改善案について提言を行う。

「アジア新興国におけるビジネス法制度の動向およびカンボジア法制度の特徴と課題」では、カンボジア近隣諸国におけるビジネス法制度の特徴と特に ASEAN 統合を控えての最近の取り組みを紹介する。

上記他国の法制度の特徴・動向を踏まえた上で、カンボジアの法制度の特徴を説明し、今後取り組んでいく方向性について提言を行う。カンボジアにおいては、民法、投資法、会社法、労働法、税法、会計法、土地法、工場管理法などビジネス関連基本法は、ほぼ整備されている。しかしながら、既存法令の条文修正、詳細規定の明確化、また運用上での課題について指摘する。特に運用上の課題についてはせつかく法制度を整えても、実際に運用されな

ければ、外国企業にとっては意味をなさず、むしろ法制度が整っていない場合より、印象が悪くなることを強調する。

「グループディスカッションおよびプレゼンテーション」では、3 グループ程度にわかれて、(1) 正確で明確な情報提供、(2) 法令・政策の解釈の違いによる情報の交錯の改善について、各グループで協議を行う。各グループにはモデレーターを1名ずつ配置する。メンバー1人にはPCで議事録を作成してもらう。

各グループでの協議終了後、協議結果について各グループの代表者がプレゼンテーションを行う。その後、質疑応答を行い、最後にグループディスカッションの成果について総括する。

■ グループディスカッションの結果：

1. グループ A

(1) 実情に即した投資認可・支援サービスの体制の確立

グループ A の参加者は SEZ 内のワンストップサービス事務所設置の重要性を認識し、その事務所の機能を規定する法令を作成する必要があると結論付けた。その後、グループ内では、どの政府機関がワンストップサービス事務所にいるべきかについて議論をした。議論当初は、GDT は日々の企業の活動を知る必要はなく、税務登録のための会社の基礎情報が GDT に提出されればいいので、ワンストップサービス事務所にいる必要はないと考えられていた。ところがグループ内で議論を進めるうちに GDT も含め関連省庁が1つの場所にいるということは投資家が様々な許認可を得るためにより効率的になるのではないかと考えるようになった。

最終的にグループ A は、SEZ 内に設置するワンストップサービス事務所の設置と機能に関する関連法令は3つの機関 (CDC、GDT、GDCE) が協力して作っていかねばならないという結論に至った。更にワンストップサービス事務所の運営のためには民間セクターからの協力も不可欠であると述べた。

(2) 税務登録の改善

始めに、QIP 及び税務登録に関してどのような手続きをしているかそれぞれの機関 (CDC、GDT、GDCE) が発表し、今後の協力体制を議論しようとした。ところが、そもそもお互いに今までお互いがどのような手続きをしていたのか全く把握していないことに気がついた。

そこでグループ A はそれぞれの機関でどのような手続きをしているのか学び、理解することから始めなければいけないという点で一致した。そしてお互いに何をしているのか知った上で将来の協力体制について一緒に模索していこうと結論付けた。

2. グループ B

(1) 事前照会制度の導入、個別相談窓口の設置

セミナーの中ではカンボジアには事前照会制度がないと言われていたが、GDT には大規模納税局にそのサービスがある。CDC に関して言えば、投資関係の情報を提供する情報局がある。また、税務登録事務所で税務に関する情報の一部は入手することができる。更に GDT は電話による簡易な問い合わせには対応できるコールセンターを設置した。

このようなサービスは既に投資家に対して提供されているものの、余り知られておらず、いくつかのサービスはまだわかりにくい点がある。したがってグループ B は、各機関でより

分かりやすいサービスの提供方法を考え、民間企業に向けた普及活動を進めていく必要があると結論付けた。また、ある企業から質問を受けて回答したことに関しては、ウェブサイト等で広く一般にも知らせる方法は効果的であり、これから導入を検討したいという意見で一致した。

(2) VAT 課税に対する還付加算金の導入

VAT の還付制度は存在しており、GDT、経済財務省、国庫総局の 3 機関が絡んでいる。また GDT には次のような手続きを規定した省令を制定している。つまり、まず納税者が VAT 還付を GDT に申請し、GDT はそれを受けて必要書類を確認し、不備がなければ経済財務省の許可を求める。経済財務省が許可を出せば、国庫総局が次際に還付に係る手続きを行うことになっている。また、税法では納税者は不服がある場合は 3 年以内であれば裁判を起す権利があると規定している。ところが、VAT に関する還付加算金という考えは新しいものであり、このシステムを導入するには今後省庁間での会合を設ける必要がある。

3. グループ C

(1) 事前教示制度の（関税率・関税評価・原産地）の導入

関税（関税率、関税評価、原産地）に関する事前教示制度は 2013 年の始めに技術企画及び国際業務局で導入が開始された。また、通関士に関しても 4 年前に導入が開始され、JICA や日本税関の支援を得て同局にて人材育成を進めているところである。また GDCE は 6-7 人の職員が輸出入業者からの関税に関する質問に答える渉外ユニットを設置した。更には信用のおける企業に対しては、先に製品を受け取り、後で通関業務をすることができる AEO プログラムの運営も検討しているところである。

したがって、適切な知識と技術を持った通関士や通関業者の数を増やすための努力は今後も継続しなければならないものの、国際基準に沿った制度を導入すべく動いているということが言える。

(2) 土地リースへの VAT 課税に対する見解の相違

カンボジアには SEZ 内の合意によって源泉徴収税を適用するという GDT の通知 No. 605 がある。仮に SEZ 開発業者が土地の所有者であり、その土地を投資家にリースする場合は、投資家は源泉徴収税 10% をリース料から差し引いて SEZ 開発業者に支払うことになる。源泉徴収税 10% は租税総局に投資家から納められる。

一方、土地リース料の支払いには VAT10% が課税されるので、投資家は土地リース料に対して VAT10% を上乗せして払う必要がある。支払われた VAT10% は SEZ 開発業者からは租税総局に対して納められる。

したがって既存の税制の枠組みの中では、10% の VAT がかかるので投資家に負担がかかるというよりは、むしろ 10% の負担は SEZ にかかることになる。

■ 質疑応答及びコメント:

参加者からの質問はなかったが、下記の通りコメントがあった。

- ① 各機関は投資家から法令についての問い合わせを受けることが多く、またその内の一部は明確でないことは承知している。これらの課題について体系的に学ぶことができたのでこのセミナーは有意義であった。

- ② 他の機関が何をしているのかを知り、議論するためにはもう少し時間が欲しかった。
- ③ プレゼンテーション資料をソフトコピーでも共有してもらえると嬉しい。
- ④ ビジネス環境改善のための提言の資料スライド 30 に記載されている課題（1 企業で複数 QIP は認められていない）について、もう少し詳しい説明がほしい。

3. バングラデシュセミナー概要

「バングラデシュビジネス環境整備促進に係るセミナー
- FDI 促進のための法整備 -」

- 目的：本調査内容の関係者への共有と改善提案に関する意見交換
- 共催：JICA、バングラデシュ投資庁（BOI）、バングラデシュ経済団体連合会（FBCCI）
- 協賛：日本貿易振興機構（ジェトロ）ダッカ事務所、ダッカ日本商工会（JCIAD）
- 日付：2014 年 2 月 10 日（月）
- 場所：ウェスティンホテル ダッカ 会議室 ‘Ballroom-3’

プログラム

9:30-9:45	開会挨拶： - JICA バングラデシュ事務所 次長 富田洋行(セミナー議長) - Dr. Syed A Samad, Ph.D., BOI 長官(セミナー主賓)
9:45-10:00	「アジア地域 3 カ国における法制度調査の概要とバングラデシュのマクロ経済概況」 -調査団総括/三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 国際事業本部 主任研究員 亀山卓二
10:00-10:30	「バングラデシュへの FDI および会社設立に関する法制度の特徴と課題」 -森・濱田松本法律事務所弁護士 関口健一
10:30-11:15	「バングラデシュのビジネス関連法制度の課題と改善の方向性」 -三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)国際事業本部 主任研究員 島村真澄
11:15-11:30	休憩
11:30-12:30	パネルセッション(FDI 促進のための法整備) 進行:調査団長 亀山卓二 - Dr.Khandoker Azizul Islam, Director, BOI - Mr.Abdul Haque, Director, FBCCI - Mr. Alamin Rahman, Partner, FM Associates(現地法律事務所) - ジェトロ ダッカ事務所 副所長 酒向奈穂子 - ダッカ日本商工会 会頭 渡部弘之

12:30-13:10	質疑応答
13:10-13:20	閉会挨拶： - Mr. Mir Shahabuddin Mohammad, Secretary General, FBCCI
13:30-14:30	昼食

■ 参加者

- バングラデシュ政府関係者 (15) (首相府(1), BOI (6), 計画省 (1), Customs Bond Commissionerate (1), 外務省 (1), 輸出促進局(1), 財務省 (3), 商業登記所 (1))
- JICA (5)
- 共催者 (JETRO・FBCCI) (5)
- 日系企業関係者 (9)
- バングラデシュ企業関係者 (14)
- JICA 調査団 (10)
- その他 (5)

■ 質疑応答 (主なもの)

<民間セクターからのコメント>

- バングラデシュは、将来、RCEP への加盟は可能なのか。
- 今後の日本の対バングラデシュ支援計画について知りたい。
- 本調査の提案 (特に短期的な提案) を実現するためには、ハイレベルのタスクフォースの組成と実行が重要となろう。

<回答>

- ジェトロダッカ事務所：RCEP への加盟は、加盟国 16 か国の決定による。
- 亀山団長：本分野において能力構築・人材育成は非常に重要である。
- BOI：バングラデシュ側と日本側の間で既にタスクフォースが結成されており、投資環境改善に向けた議論が行われている。

<BOI からのコメント>

- 許認可の取得がケースバイケースであるとの指摘があったが、そのようなことはなく、産業政策に含まれている投資分野について恣意的な決定は行われていない。
- 「制限業種」は、外国投資家に門戸を閉ざしているわけではない。また外国投資家と国内投資家との間で区別は行っておらず、恣意的な決定は行っていない。

<回答>

- 亀山団長：（運輸業など一部のサービス産業で新規投資が差し止めとなっている問題について）高裁判決の問題が早く解決することを願っている。
- 関口弁護士：「制限業種」の位置づけについては理解するが、外資の参入については各監督官庁が決定権を握っており、ガイドラインが整備されていない分野もある。外国投資家にとっては透明性が確保されていない。

<統計局からのコメント>

- BOI は、ICT に関してどのような研修計画があるのか。
- BOI では、インハウスや外部受講など様々なかたちで BOI 職員への ICT 研修を実施している。2012 年まで BOI は JICA から投資に関する研修プログラムを受けていた。

<中小企業基金からのコメント>

- グローバルバリューチェーンへの参加において中小企業の役割は重要である。日本の企業には、バングラデシュの中小企業との連携を検討してもらいたい。

<回答>

- 亀山団長：グローバルバリューチェーンにおける中小企業の重要性は十分認識している。

4.本邦セミナー概要

「アジア新・新興国（ミャンマー・カンボジア・バングラデシュ）の
ビジネス環境整備促進に係る法制度セミナー
（ビジネス法制度にかかる課題と今後の展望）」

- 目的： 本邦の法整備関係者・企業関係者等を対象に調査結果をフィードバックし、対象国への今後のビジネス展開・法整備支援に資するため
- 日時： 2014 年 2 月 25 日（火）13：30～16：50
- 場所： ベルサール八重洲（東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファースト フィナンシャルビル 3F）
- 主催： JICA
- 協賛： JETRO、経団連

式次第	
13:30-13:40(10分)	開会挨拶： - JICA 産業開発・公共政策部 法・司法課課長 子浦陽一

13:40-14:10(30分)	「JICAの民間支援事業の紹介」 － JICA 民間連携事業部 海外投融資第一課 主任調査役 神谷望 「今すぐ使える！JETROのサービス」 － JETRO 企画部 課長代理 野澤 拓郎
14:10-14:20(10分)	「アジア地域3カ国における法制度調査の概要」 － 調査団総括/三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 国際事業本部 主任研究員 亀山卓二
14:20-14:50(30分)	「ミャンマーのビジネス関連法制度の課題と改善の方向性」 － 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)国際事業本部 研究員 伊佐紫 － 森・濱田松本法律事務所 シカゴ・ホール事務所 パートナー弁護士 武川丈士
14:50-15:20(30分)	「バングラデシュのビジネス関連法制度の課題と改善の方向性」 － 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)国際事業本部 主任研究員 島村真澄 － 森・濱田松本法律事務所弁護士 関口健一
15:20-15:35(15分)	休憩
15:35-16:05(30分)	「カンボジアのビジネス関連法制度の課題と改善の方向性」 － (株)コーエイ総合研究所 経済開発部 主任研究員 森永昭彦 － 森・濱田松本法律事務所弁護士 眞鍋佳奈
16:05-16:15(10分)	「調査対象3カ国のビジネス法制度比較と今後の展望」 － 法制度分析取纏め担当/森・濱田松本法律事務所 シカゴ・ホール事務所 パートナー弁護士 武川丈士
16:15-16:45(30分)	Q & A － ファシリテーター：調査団
16:45-16:50(5分)	閉会挨拶： － JICA 産業開発・公共政策部 次長 富澤隆一

■ セミナー参加者

50名

- 法整備支援関係者（法務省・弁護士） : 22名
- 民間ビジネス関係者 : 20名
- 政府関係者（経済産業省・JETRO等） : 6名
- 民間団体（経団連等） : 2名

■ 主な質疑応答

(Q-1) 経団連

今回の研究成果は今後それぞれの国でどのように反映されるのか？

→JICA 富澤

カンボジアとミャンマーについては法整備支援プロジェクトを実施中であり、その中で、
どういう形でこの結果を反映させられるかを考えていきたいと思っている。バングラデシュ

は、今年度の外務省の法整備支援基本方針の重点8カ国にふくまれるものの、JICAとしては、法整備支援という形では実施していない。JICAの協力はご承知のとおり要請ベースなので、現地バングラデシュ事務所と調整しながら、この結果を踏まえてどういう形で協力できるかこれから考えていくというところで、バングラデシュについてはまだ具体策はない。

→JICA 佐藤（法整備支援担当/シニアアドバイザー/弁護士）

今回の調査で、2つ対象国にお伝えしたいことがある。一つ目は、中長期的な枠組みで、今後の法整備にかかる政策的な方向性を考えていただきたいということ。

もう一つは、短期的にこういう制度のこの部分を改正すればビジネス環境の改善につながるという視点である。後者の点に関しては私たちが既に始めている法整備支援のプロジェクトあるいは協力の中で様々な取り組みができると認識している。中長期的な面に関しては、日越協同イニシアチブといったようなあるいはカンボジアとの連携枠組みの中で、中長期対応の中に反映していつもらえるよう私たちからも大使館とは協力関係のもとに行っている。よって、短期的・中長期的な2つの方面から、オールジャパンとして今回の成果をしっかりと活用していきたいと考えている。

→JICA 金田

法整備支援という観点以外にも、投資アドバイザーとして各国に専門家が派遣されている。アドバイザーは関係機関に入って日々仕事をしているので、本調査でも意見交換に参加して現地で実施したセミナーにも出席していただいているので、現地の先方機関とのやり取りの中で今回の改善提案についてもフォローいただくことをお願いしている。

(Q-2) JETRO

武川弁護士へ2点お伺いしたい。最後のところで仲裁の話があったかと思うが、7月以降はニューヨーク条約の批准の効力が発生することで一応大丈夫だと考えるが、国内法で仲裁法が整備されていないことが懸念される。ミャンマーの立法の状況を見ると、国会と大統領との関係、国会内での力関係等に問題があるのかと思われるが、そのあたりについても1点は個人的な感想でかまわないので実感を含めてお話しいただきたい。

→調査団武川弁護士

1点目の仲裁の件はまさにそのとおりで、ニューヨーク条約を批准しているが、ニューヨーク条約に基づいて実際に仲裁をミャンマー国内で執行しようと思ったときには改正ミャンマー仲裁法に基づく手続きを取る必要があるが、これが成立していないという状況である。もう時間の問題だと言われ続けて早何カ月も経過しており、最高裁の手元でドラフトが完成したという話を聞いてからも数カ月たっているが、まだ出来上がっていないということである。立法プロセスに関しては、ミャンマーは民主的な手続きを遵守しており、大統領が出した法案がそのまま通るとは限らない。まさにこれは下院議長を含めた勢力と大統領との主導権争いが相当あると考えられる。さらにDICAの人などと話して思ったのが、初めて議員となった人が多く、国会でどんな審議をしてどんな質問、どんなレベルの質問をしてど

ここまで細かく法律を見るのかということ自体に慣れていないため、時としてあまり関係のない細かいコメントが入ることもある。

よって、主導権争いの問題と同時に、ミャンマーにおいては国会議員が法律を議会で作るというプロセス自体に慣れていかないといけないと感じている。また、そこに上奏するまでの事務局側のマンパワー不足の問題もある。ミャンマー語の英訳やその逆を外国人が手伝ったりしている状況となっている。

さらにもう一点、証券取引法もスタックしているのだが、一番の問題は、SEC という新しい委員会の委員に相応しい人がなかなか見つからないことで、そういったマンパワー不足がボトルネックとなっている。

参考資料

参考資料

1. ミャンマービジネス関連法令リスト

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考（URL等）
外国投資	The Foreign Investment Law(2012)	Website of DICA	英	外国投資に関する法令	http://www.dica.gov.mm/includes/FIL%20English%20Version%2029-1-2013_.pdf
	Development Notification No.11/2013 (2013)	Website of President Office	英	外国投資法の下位規範。外国投資規則	http://www.president-office.gov.mm/en/?q=briefing-room/notifications&page=1
	Myanmar Investment Commission Notification No.1/2013 (2013)	Website of President Office	英	外国投資法の下位規範。経済活動類型に関する規定	http://www.president-office.gov.mm/en/?q=briefing-room/notifications&page=1
	The State-owned Economic Enterprises Law(1989)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	国営企業による規制に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs15/1997-SLORC_Law1997-06-The_Law_Amending_the_State-owned_Economic_Enterprises_Law-en.pdf
	The Myanmar Special Economic Zone Law(2011)	Website of Union Attorney General Office	英	経済特区法	http://www.oag.gov.mm/sites/default/files/legislation/2013/11/myanmar_special_economic_zone_law.pdf
	The Burma Copyright Act(1914)	Website of WIPO	英	著作権法	http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=180315
	Intellectual Property Right Law, including Trade Mark Law, Industrial Design Law, Patent Law, Copy Right Law(under drafting)	Website of WIPO	英	知的財産関連（特許権、意匠権、商標権、実用新案権に関する法）	-
会社法	The Burma Companies Act(1914)	Website of DICA	英	会社の設立手続き等に関する法令	http://www.dica.gov.mm/includes/The%20Burma%20Companies%20Act.pdf
	The Special Company Act(1950)	-	英	会社法の下位規範。ミャンマー政府資本との合弁会社に関する法令	-
税務・会計	The Law Amending Income Tax Law(2011)	Website of President Office	英	法人税に関する法令	http://www.president-office.gov.mm/en/sites/default/files/laws/07-2012/20110929-Amending%20Income%20Tax%20Law%20No-4%20-%20Copy_0.pdf

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	The Auditor General Law(2010)	Website of Union Attorney General Office	英	会計監査に関する法令	http://www.oag.gov.mm/sites/default/files/legislation/2013/12/auditor_general.pdf
	The Commercial Tax Law(1990)	Website of President Office	英	商業税に関する法令	http://www.president-office.gov.mm/en/sites/default/files/laws/07-2012/20110929%20The%20Law%20Amending%20Commercial%20Tax%20Law%20-%20Copy.pdf
金融・為替	The Financial Institution of Myanmar Law(1990)(revision is under parliament process)	Website of Central Bank of Myanmar	英ミヤ併記	金融機関に関する法令	http://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/pdf/fiml_1990/The_Financial_Institutions_of_Myanmar_Law.pdf
	The Foreign Exchange Management of Myanmar Law(2012)	-	英	外国為替管理に関する法令	-
	The Central Bank of Myanmar Law(2013)	Website of Central Bank of Myanmar	英	中央銀行の独立を定める法令	http://www.cbm.gov.mm/sites/default/files/cbm_law_unofficial_translation_29-7-2013_1.pdf
	The Transfer of Immovable Property restriction Act(1947)	Website of Displacement Solutions	英	外国人による不動産関係権利の取得を含む不動産関連の法令	http://displacementsolutions.org/wp-content/uploads/THE-TRANSFER-OF-IMMOVABLE-PROPERTY-RESTRICTION-ACT-1948.pdf
	The Myanmar Securities Exchange Law(2013)	-	英	証券に関する法令	-
貿易・物流	The Import / Export Law (2012)	-	英	輸出入に関する法令	-
	The Land Customs Act(1924)	Website of blc-burma.org	英	越境通関に関する法令	http://www.blc-burma.org/sites/default/files/THE%20LAND%20CUSTOMS%20ACT.pdf
	The Tariff Law (1992)	Website of Customs Department	英	関税法	http://www.myanmarcustoms.gov.mm/traiffaw.aspx
	The Sea Customs Act(1962)(revision is under drafting)	Website of WIPO	英	港湾通関に関する法令	http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182262
労働	The Settlement Labor Dispute Law(2012)	Website of ILO	英	労働仲裁に関する法令	http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-yangon/documents/genericdocument/wcms_185550.pdf

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	The Leave and Holiday Act(1951)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	労働者の休暇に関する法	http://www.burmalibrary.org/docs15/2006-SPDC_Law2006-06-Law_Amending_the_Leave_and_Holidays_Act-1951-en.pdf
	Arbitration Act (1944)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	仲裁に関する法	http://www.burmalibrary.org/docs15/1944-Arbitration_Act-en.pdf
	The Labor Organization Law(2011)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	労働機関に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs12/Labour_Organization_Law%20No.7-2011-ocr-red(en).pdf
	Workman's Compensation Act(1923)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	女性補償に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs15/2005-SPDC_Law2005-04-Law_Ameniding_the%20Workmen's%20Compensation_Act-1923-en..pdf
	The Registration of Foreigners Act (1940)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	外国人登録に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs09/Registration_of_Foreigners_Act-1940.pdf
インフラ・PPP P・環境	The Environmental Conservation Law(under the assessment of the National Parliament)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	環境保護に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs15/2012-environmental_conservation_law-PH_law-09-2012-en.pdf
	The Employment and Trading Act(1950)	-	英	雇用取引に関する法令	-
	The Myanmar Electricity Law (1984)	Website of Online Burma/Myanmar Library	英	電気に関する法令	http://www.burmalibrary.org/docs11/Electricity-Law-1984.pdf
	The Building Code (2013)	-	英	建設業に関する法令	-
その他	The Competition Law(under drafting)	-	英	競争環境に関連する法令	-

2.カンボジアビジネス関連法令リスト

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
外国投資	Law on the Investment in the Kingdom of Cambodia (1994)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	投資法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-investment-august-05-1994-and-law-on-the-amendment-to-the-law-on-investment_030324.html
	Law on the Amendment to the Law on Investment (2003)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	改正投資法：投資ライセンスの簡素化・透明化を図るために1994年投資法を改正。QIPの定義、QIP申請、投資優遇措置等に関する法律。	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-investment-august-05-1994-and-law-on-the-amendment-to-the-law-on-investment_030324.html
	Sub-Decree No. 111 on the Implementation of the Amendment to the Law on Investment (2005)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	改正投資法施行のための政令で、ネガティブリスト、QIP申請手順・書式、QIPによる恩典について規定した政令。	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/10/Sub-Decree-111-on-Implementation-LOI_050927.pdf
	Sub-Decree #148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone (2005)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	経済特区の設置と運営に関する政令で、経済特区設立手順、運営体制、付与される投資優遇措置について規定。	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/sub-decree-148-ankr-bk-on-the-establishment-and-management-of-the-special-economic-zone-final_060314.html
	Sub-Decree #147 on the Organization and Functioning of the CDC (2005)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	カンボジア投資評議会の組織と機能に関する政令	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/sub-decree-147-on-the-organization-and-functioning-of-cdc_051229.html
	会社法	Law Bearing on the Commercial Regulations and Commercial Register (1995)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	商業規則と商業登記に関する法律。
Law on the Amendments of the Law on the Commercial Regulations and Commercial Register (1999)		カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	「商業規則と商業登記に関する法律」を改正、「取引業者」「貿易」「通商行為」等の内容が定義づけられ、外国企業を含む会社の義務と商業登記手続きが定められている。	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-amendment-to-law-on-the-commercial-regulations-and-commerce-register_991118.html

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	Law on Commercial Arbitration (2006)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	商務仲裁法：公平かつ迅速な経済紛争の解決を促し、関係者の法的権利と利益を保護し、経済の円滑な発展を促進することを規定している	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2012/03/Law-on-Commercial-Arbitration_full-text_060306.pdf
	Law on Commercial Enterprises (2006)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	カンボジアで最初の包括的な会社法。会社形態等を定めている。	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2012/03/Law-on-Commercial-Enterprises_English_050517.pdf
	Law on Management of Factories and Handicrafts (2006)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	工場及び手工業の管理に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Law-on-Administration-of-Factory-and-Handicraft_English_060623.pdf
	Law on Insolvency (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	破産法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2012/03/Law-on-Insolvency_full-text_071016.pdf
	Law on Standards (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	標準法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-standards-of-cambodia_070624.html
	Law on Secured Transactions (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	担保取引法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-secured-transaction_070523.html
税務・会計	Law on Taxation (1997)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	税法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-taxation_970108.html
	Law on the Amendment to the Law on Taxation (2003)	JICA ウェブサイト	英	税法改正に関する法律	http://www.jica.go.jp/cambodia/english/office/to pics/pdf/14_Appendix-2.pdf
	Prakas on the Tax on Profit (Amended) (2003)	租税総局ウェブサイト	クメール	法人税に関する省令	http://www.tax.gov.kh/files/P1059_20031212.pdf
	Law on Corporate Accounting, Audit and Accounting Profession (2002)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	企業会計、監査及び会計業に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-accounting-law-on-corporate-accounts-their-audit-and-the-accounting-profession_020708.html
金融・為替	Law on Banking and Financial Institutions (1999)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	銀行業及び金融業法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-banking-and-financial-institutions_991118.html

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	Law on Foreign Exchange (1997)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	外国為替法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-foreign-exchange_970822.html
	Law on Financial Lease (2009)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	金融リース法：金融リースに係る当事者全ての権利と義務を定め、それら権利を擁護するための方策を規定	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-financial-lease_090620.html
	Law on the Issuance and Trading of Non-government Securities (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	非政府債券発行・取引法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-the-issuance-and-trading-of-non-government-securities-the-securities-law_071019.html
	Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorist (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	反資金洗浄・金融テロ撲滅法：銀行や専門職業における守秘義務により同法の適用が阻害されないように求め、疑惑のある取引等に関する情報提供を拒否しないように規定	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Law-on-Money-Laundering-Terrorist-Financing_Full-Text_070624.pdf
	Law on Government Securities (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	政府債権法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-government-securities_07110.html
貿易・物流	Law on Customs (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	税関法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-customs-full-text_070720.html
	Prakas #734 (MEF) on Special Customs Procedures for Implementing in Special Economic Zones (2008)	関税消費税総局ウェブサイト	英	経済特区に適用する特別通関手続きに関する省令	http://www.customs.gov.kh/SubDegreeEN/Prakas734EN.pdf
労働	Law on Labor (1997)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	労働法：労使関係、雇用、労働条件その他の同関連事項を規定	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/the-labor-law-of-cambodia_970313.html
	Law on Amendment to Articles 139 and 144 of the Labor Law (2007)	国際労働機関 (ILO) ウェブサイト	英	労働法 139 条及び 144 条の改正に関する法律	http://www.ilo.org/dyn/travail/docs/702/Labour%20Law%20-%20Amendments%20of%20Articles%20139%20and%20144.pdf

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	Sub-Decree # 16 (RGC) on Creation of National Social Security Fund (2007)	国際労働機関 (ILO) ウェブサイト	英	国家社会保険基金 (社会保険制度の運用、適正な保険金給付、保険金徴収を行う公共法人) の設置に関する政令	http://www.social-protection.org/gimi/gess/ShowResource.action?resource.ressourceId=10892
インフラ・PPP・環境	Law on Land (2001)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	土地法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/land-law_010430.html
	Law on Concession (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	使用・開発・探査コンセッションに関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Law-on-Concessions-Full-Text_071019.pdf
	Law on Expropriation (2010)	世界銀行ウェブサイト	英	収用法	http://ppp.worldbank.org/public-private-partnership/library/cambodia-law-expropriation
	Law on Water Resource Management (2007)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	水資源管理に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-water-resource-management-full-text_070629.html
	Law on Electricity (2001)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	電力セクターの規制のための法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-electricity_010202.html
	Law on Civil Aviation (2008)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	航空法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-civil-aviation_080119.html
	Sub-Decree #146 on Economic Land Concessions (2005)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	経済的土地コンセッションの創始と供与、契約の効果のチェック、適法かどうかの確認のための基準、手続き、手法、制度を制定した政令	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/sub-decree-146-on-economic-land-concessions_051227.html
	Law on Environment Protection and Natural Resource Management (1997)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	環境保護と自然資源管理に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Law-on-Environmental-Protection-and-Natural-Resource-Management_961224.pdf
	Sub-Decree #72 on the Environment Impact Assessment Process (1999)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	環境負荷評価手順の実施に関する政令	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/sub-decree-72-anrk-bk-on-environment-impact-assessment-process-pdf_990811.html

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度情報収集・確認調査
ファイナルレポート

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
その他	Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition (2002)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	商標、名称、不公正競争に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-marks-trade-names-and-acts-of-unfair-competition_020207.html
	Law on Copyright and Related Right (2003)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	著作権及び関連する権利に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-the-copyright-and-related-rights_030213.html
	Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design (2003)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	特許、実用新案、工業に関するデザイン法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/content/uploads/2011/09/Law-on-Patents-Utility-Model-Certificates-and-Industrial-Designs_English_030122.pdf
	Law on Amendment to Law on Anti-Corruption (2011)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	汚職防止法の改正に関する法律	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/law-on-amendment-to-the-law-on-anti-corruption_-110801.html
	Law on Anti-Corruption (2010)	カンボジア開発評議会ウェブサイト	英	汚職防止法	http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja/anti-corruption-law_100417.html

3. バングラデシュビジネス関連法令リスト

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考（URL等）
外国投資	Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act (1980)	Website of Board of Investment, Bangladesh	英	外国民間投資（促進・保護）法。外国民間投資を実施・促進するための法律で、バ国の投資政策の基本法令となるもの。バ国においては、1980年代の初めには投資奨励・促進策が政策の枠組みの中に取り入れられることとなったが、その制度化の発端となった法令のひとつ（もう一つはバングラデシュ輸出加工区庁法）。その後グローバルな経済の動きに伴い、海外、国内を問わず民間部門投資促進にむけた専門機関の設置の必要性が高まり、1989年のバングラデシュ投資庁発足にもつながっている（投資庁法 1989年）。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=705
	Export Processing Zones Authority Act (1980)	Website of Board of Investment, Bangladesh	英	バングラデシュ輸出加工区庁法。Bangladesh Export Processing Zones Authority（バングラデシュ輸出加工区庁）設置根拠法。本法律に基づき、BEPZAは輸出手続きを簡素化した投資環境の整備を視野に入れ、バングラデシュ国内にて輸出加工区を設立し、運営している。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=79
	Private Export Processing Zones Authority Act (1996)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	EPZ設置根拠法。民間EPZの設立、開発、管理、規制に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=108
	The Bangladesh Economic Zones Act(2010)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	バングラデシュ経済特区法。輸出産業と国内産業の産業連関強化や民間資金の活用等を図る目的で制定された。2012年6月現在、本法に基づき民活方式で5箇所を経済特区を設立することが決まっているが、今後さらに20箇所まで増やす予定。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1140&task=law
	Investment Board Act (1989)	Website of Board of Investment, Bangladesh	英	バングラデシュ投資庁（BOI）設置根拠法。グローバルな経済動向に伴い、海外、国内を問わず民間部門投資促進に向けた専門機関の設置の必要性が高まり、本法律を根拠にBOIが発足した。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=184
	Trade Marks Act (1940)	Website of Board of Investment, Bangladesh	-	商標登録および商標権の保護に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=215&task=law
	Patents and Designs Act (1911)	Website of Board of Investment, Bangladesh	英	特許に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=516
	The Copyright Act (2000)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	著作権に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=220

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
	The Registration Act (1908)	Website of Board of Investment, Bangladesh	英	不動産移転の登記に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=68
	Land Registration Amended Act (2004)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	不動産移転の登記に関する改正法。	なし
会社法	Companies Act (1994)	Website of INTAX INFO	英	1994年会社法。バングラデシュにおける企業の設立と登録は本法律により規定され、商業登記所で管理されている。	http://www.intax-info.com/pdf/law_by_country/Bangladesh/Companies%20Act.pdf
	Securities and Exchange Commission Act (1993)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	ベンガル語	1993年証券取引法。証券取引委員会の設置根拠法。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/bangla_pdf_part.php?id=775&vol=29&search=1993
	The Securities and Exchange Ordinance(1969)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	投資家保護、資本市場の規制および証券取引に関する法。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=355
税務・会計	Value Added Tax Act (1991)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	付加価値税 (VAT) に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=20
金融・為替	Foreign Exchange Regulation Act (1947)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	外国為替、債券等に関する法。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/print_sections_all.php?id=218

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考（URL等）
	Import Policy Order (2012-2015)	Website of Ministry of Commerce および Website of Office of the Chief Controller of Imports & Exports	英 ベンガル語	商業省 2012-2015 年輸入政策令。バングラデシュへの全ての輸入品に適用される。	http://www.mincom.gov.bd/Policies.php http://www.ccie.gov.bd/index.php?cmd=acts_order&id=6
貿易・物流	Customs Act (1969)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	関税に関する法(評価基準、関税率)。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/priint_sections_all.php?id=354
	Value Added Tax Act (1991)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	付加価値税（VAT）に関する法。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=20
	Import and Exports (Control) Act (1950)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	バングラデシュからの輸出/バングラデシュへの輸入の禁止、制限、規制に関する法。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/pdf_part.php?id=236
	Import Policy Order (2012-2015)	Website of Office of the Chief Controller of Imports & Exports	ベンガル語	商業省 2012-2015 年輸入政策令。バングラデシュへの全ての輸入品に適用される。	http://www.ccie.gov.bd/index.php?cmd=acts_order&id=6
	Importers, Exporters and the Indentors (Registration) Order (1981)	Website of Office of the Chief Controller of Imports & Exports	英	輸出入業者、貿易企業の登録に関する政策令。	http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=1&cad=rja&ved=0CCUQFjAA&url=http%3A%2F%2Fwww.ccie.gov.bd%2Fdownload.php%3Fcmd%3Ddownload_acts_order%26id%3D8&ei=gKkFU9KFIYrukGW4oIGIAg&usg=AFQjCNGm9JZmdNQBZOqwMmrkfaygGuVIVg

分野	法令名	情報源	言語	概要	備考 (URL等)
労働	Bangladesh Labour Act (2006)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	労働法。 JETRO が 2009 年に概要報告書を発行 (http://www.jetro.go.jp/jfile/country/bd/invest_05/pdfs/30f330e930b730e552b450cd6cd52006.pdf)	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=24
	Bangladesh Labour Amended Act (2013)	Website of Ministry of Labour and Employment	ベンガル語	労働法 (2006 年法の修正法)。	http://www.mole.gov.bd/index.php?option=com_content&task=view&id=475&Itemid=543
インフラ・PPP・環境	Environment Conservation Act (1995)	Website of Ministry of Environment and Forest	英	環境保全に関する法。	http://www.moef.gov.bd/html/laws/env_law/153-166.pdf
その他	Insurance Act (1938)	Website of Legislative and Parliamentary Affairs Division Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs	英	保険に関する法。本法律は、2010 年に改正されており、現行の法律は Insurance Act (2010)である。	http://bdlaws.minlaw.gov.bd/pdf_part.php?id=175
	Insurance Act (2010)	Website of Board of Investment, Bangladesh	ベンガル語	保険に関する法。本法律により、保険業について外資の参入条件の大枠が示されているが、当該法令の実施細則が策定されておらず、運用面で準拠すべき規定は不透明。	http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1129
	Bangladesh Economic Zones Act (2010)	Website of Bangladesh Economic Zones Authority (BEZA)	英	バングラデシュ経済特区法。輸出産業と国内産業の産業連関強化や民間資金の活用等を図る目的で制定された。2012 年 6 月現在、本法に基づき民活方式で 5 箇所を経済特区を設立することが決まっているが、今後さらに 20 箇所まで増やす予定。	http://www.beza.gov.bd/act.php
	Consumer Rights Protection Act (2009)	Government of the People's Republic of Bangladesh および website of BOI	英	消費者の権利の保護に関する法。	http://www.dncrp.gov.bd/images/contents/whc5215b4cecbc15.pdf http://www.boi.gov.bd/index.php/component/businesslaws/?view=lawdetails&law_id=1113